



# 日本古代都城における宅地の研究

家原 圭太

# 日本古代都城における宅地の研究

家原 圭太



# 日本古代都城における宅地の研究

家原 圭太



# 目次

序章 はじめに .....	1
第1章 大規模宅地と京内官衙 .....	6
第1節 京内諸施設と宅地 .....	6
第2節 京内官衙の諸類型 .....	7
第3節 各都城の京内官衙 .....	9
第4節 離宮と宅地 .....	13
第5節 小結 .....	14
第2章 文献史料からみた宅地のあつかい .....	16
第1節 宅地班給 .....	16
第2節 宅地の規制 .....	20
第3節 班給後の宅地のあつかい .....	22
第4節 宅地の公的要素 .....	24
第5節 小結 .....	25
第3章 大規模宅地の中枢施設 .....	26
第1節 大規模宅地中枢部の構造 .....	26
第2節 中枢施設の建物配置 .....	34
第3節 寝殿造り成立についての諸問題 .....	37
第4節 小結 .....	40
第4章 平城京の宅地構造 .....	41
第1節 宅地と条坊道路 .....	41
第2節 宅地割とその変遷 .....	44
第3節 宅地の分布とその変遷 .....	47
第4節 大規模宅地の特徴 .....	54
第5節 小結 .....	58
第5章 平城京の建物構造と規模 .....	60
第1節 建物構造と規模の諸例 .....	60
第2節 諸施設の特徴と比較検討 .....	74

第3節 小結	76
第6章 長岡京の土地利用	77
第1節 長岡京の立地と下層遺跡	78
第2節 長岡京の土地利用	81
第3節 平城京・長岡京・平安京の比較	89
第4節 小結	92
第7章 平安京の邸宅分布と園池	93
第1節 先行研究と本章の視点	93
第2節 平安京遷都以前	95
第3節 宅地分布と園池	98
第4節 平安京邸宅の構造（園池を中心に）	104
第5節 小結	110
第8章 四行八門制と小径	111
第1節 先行研究と本章の視点	111
第2節 小規模宅地と四行八門制	112
第3節 小径による敷地の細分	116
第4節 小結	121
第9章 中小規模宅地の居住施設と居住形態	123
第1節 先行研究と本章の視点	123
第2節 小規模宅地における居住施設	124
第3節 小規模宅地の居住人数	130
第4節 小規模宅地の変遷	131
第5節 小結	135
終章 おわりに	137
註	141
参考文献	146
図表出典一覧	153
初出一覧	154







## 序章 はじめに

本稿の目的 本稿では、日本古代都城の宅地の実態とその変遷を明らかにすることを通して、古代都市の構造や律令国家による統治の実態とそれらの変遷について解明することを目的とする<sup>1)</sup>。「古代都市」と「律令国家」は、それぞれ幅広い論点があるが、本稿では以下の点から都城の宅地を検討対象とする意義が大きいと考える。

1 点目はいわゆる都市論にかかわる古代都市の成立とその変遷について。

1970年代には、マルクスやエンゲルスなどによる国家論、都市論をもとに研究が進められ、狩野久や鬼頭清明は都城が農村と必ずしも分離した経済的構造ではなく、たんなる王侯の宿营地である、との考えから「都市」ではないと結論付けた（狩野 1975、鬼頭 1977）。しかし、1990年代以降になると、農村との比較だけでなく「集住」「人口の多寡」「分業」「外部依存」「貨幣経済」「センター機能」「宗教（祭祀）空間」「生産工房」「明確な領域」など、「都市」の基準と指標が多角的に提示され、そこから古代日本に都市が存在したのか議論されるようになった。日本における都市的要素を積極的に都市の一形態とみるといった都市論に対する研究姿勢の変化により、都市の概念が変化したといえる。その結果、さまざまな指標をもって縄文時代以降の都市論が展開され、弥生時代や古墳時代に都市が成立したとする説も提示されている（寺沢 1998、広瀬 1998 など）。

古代都城と都市の関係については、山中敏史が都市の成立を律令国家の成立に結び付け、行政を直接的に担う官僚をはじめとして多くの非農業労働部門従事者が藤原京に集住したと考えられることから、藤原京を日本で最初に出現した中央都市と位置付けた（山中敏 1998）。

藤原京以降の都城を都市とみる見解は現在の古代史研究の主流となっている。本稿でも条坊制が導入された藤原京が日本における都市成立の大きな画期と捉え、藤原京以降の都城を都市の一形態とする立場をとる。

そのうえで「人々の集住」、「農村との対比（外部依存）」、「明確な領域」を把握することが都市を理解するために重要な視点と考える。このような点を明らかにするためには、宅地の分析が有効だろう。すなわち、居住施設である宅地の分布状況は「人々の集住」を明らかにしうる。また、都城での中小規模宅地における居住形態を分析することは「農村との対比（外部依存）」の一端を知ることにつながる。さらに都城の領域的支配は、条坊道路の施工と京職の京内統治によりおこなわれるが、京内という明確な領域の実態は、その大部分を占める宅地の分析が欠かせない。

また、日本の古代都城を都市の一形態と捉えた場合、その具体的な構造や時代による変遷も重要な論点である。とくに遷都を繰り返す都城においては、各都城の立地や諸施設の分布、宅地内の建物規模や配置などが都市の構造と変遷を理解するうえで欠くことができ

ないと考える。

以上の点から、都城における宅地の分析は日本の古代都市の実態と変遷を明らかにする重要な視座といえる。

2点目は律令国家の成立とその変遷について。

藤原京以降、条坊制が導入され、京内が京職により統治される。すなわち、京域が国郡里とは別の体系による統治がなされ（岸 1982）、領域支配が進められる。このことは、律令国家の成立と条坊制都城の成立に密接な関係があったことを意味する。

また、条坊制の成立は、律令官僚制<sup>2)</sup>を担う人々を一定の領域の方格街区に集住させることに最大の意味があり、官人の宅地を掌握することは律令国家を支える人的基盤を形成するといった点から律令国家にとって重要な施策であった。それは藤原京以降、宅地の班給がおこなわれることに端的にあらわれる。宅地班給の詳細については第2章で詳述するが、宅地を班給するシステムを通して、官人の統治を推進した律令国家の政治的意図を読みとることができる。そして、班給された宅地には居住者の位階等がその面積や分布に影響を与えた部分が少なからずあり、律令官僚制を理解するために宅地を分析対象とすることが有効である<sup>3)</sup>。

京の大部分を占める宅地の分析は貴族から下級官人、一般京戸までの生活実態を知ることが可能とし、その通史的検討から律令国家による官人支配がどのように変化するかを明らかにすることができる。宅地を分析することは、律令国家による統治施策がいかにより具現化されたのか、またその変遷を明らかにすることにつながるだろう。

以上の2点については、集住と都市（都市論）、律令国家と都城（都城論）として、それぞれが独立した課題と考えられなくもない。しかし、条坊制都城が官人を集住させることで律令国家による領域、人的支配をおこなっていること、それが古代日本の都市を理解するうえで重要な視点のひとつであることなどから、都市論と都城論は密接不可分な関係といえる。このような視点から都城の宅地を分析対象とすることで両者に対して有益な検討ができると考える。

分析方法 人々の集住や律令国家による官人等の統治施策については、宅地のありかたを分析・検討することでその一端を明らかにできると考える<sup>4)</sup>。それには、近年、情報量が増加している発掘調査成果の分析が有効な手段であろう。

発掘調査では、しばしば条坊道路と側溝が発見されるが、それは都城の都市計画を理解するのに非常に重要な要素となる。条坊の設定方法は、各都城で異なっており、条坊道路幅と街区の大きさに変遷が認められることが既往研究により明らかになっている（網 1999B、稲田 1973、井上 2004、山中章 1993）。そこで明らかにされた都市計画の変遷は、各街区と密接にかかわるが、既往研究ではあまり言及されてこなかった。街区の大半は宅地として都城の居住者に班給されるが、宅地内からは、掘立柱建物や区画溝、小径、園池など宅地を構成する諸要素が発掘調査により明らかとなっている。建物は、建物構造自体

に多くの情報を有するだけでなく、各建物の配置計画や空間構成が、その敷地の性格や機能などを考えるうえで重要である<sup>5)</sup>。既往研究では、条坊関連遺構の検討により都市計画を復元することに主眼がおかれていた面があるが、京内の大半を占める宅地を分析することで都城を総体的に捉えることができると考える。したがって本稿では、発掘調査によって明らかにされる京内宅地の諸要素を整理・分析し、各都城との比較検討を進めることを主たる方法とする。

さらに8世紀以降、文献史料が提示する情報は重要であり、時代により粗密はあるものの、考古資料とあわせて検討することで、より資料的価値が増す。本稿では考古資料と文献史料を用いた検討を積極的におこなっていく。

**検討課題** 近年は都城の宅地にかかわる研究が停滞しているが、その原因のひとつに、1980～90年代の研究成果が非常に水準が高いもの（黒崎1984・1988、町田1986A・1986B、山中章1992、中井1998など）であり、新しい視点からの分析をおこなう余地があまりないと考えられたことがあげられよう。しかし、近年の発掘調査成果は既往の研究成果を補強するとともに、より詳細に検討することを可能とした。したがって、本稿では近年の発掘調査をふまえた検討をおこなう。

都城の発掘調査は、小規模なものを含めると、年間数百件におよぶことから、その詳細な内容を十分把握することは難しい。この情報量の増大は具体的な検討が各都城個別に進められるといった事態をまねいているように思う。日本の発掘調査は、その9割以上が行政がおこなう緊急調査であり、遷都を繰り返す日本の古代都城では、各都城で発掘調査を担当する行政組織が異なる。各都城で情報共有がはかられているが、全体像を把握することは難しく、必ずしも比較検討が有効に進められているとは言い難い。さらに平安京は平安時代以降、現在まで開発が繰り返されてきたことから、遺跡の残存状況が悪く考古学的な情報は他の都城に比べ少ない。その一方で、文献史料が提供する情報は他の都城に比べ多く、研究対象となりうる資料の違いが比較検討を難しくしている。したがって、日本古代都城の通史的検討は極めて重要な課題と考える。

都城の宅地に視点をしぼると、①宅地の分布、②宅地の構造、に課題を大別できる。①については、京内における宅地の分布を確認することで、都市構造を把握し、律令官僚制のありかたを理解することが可能だと考える。宅地の分布は、宮に近いところに大規模宅地を、宮から離れたところに中小規模宅地を配すると理解されている（鬼頭1979、田中1984、橋本義則1986）が、各都城の特徴や地理的条件を踏まえた検討が課題である。②については、各宅地内部の遺構の比較検討が十分ではなく課題となっている。宅地を構成する諸要素の分析は、居住者の位階の差や居住スタイル、律令政府による統治の実態を明らかにできるものと考えられる。

このような宅地の分析を通じて、律令国家がその施策をいかに具現化したのかを明らかにすることを重要な検討課題と位置付けたい。

資料のあつかいと制約 本稿では、主に発掘調査成果をもとに分析・検討を進めるが、前述したように発掘調査の大半は現代の開発行為に伴うものであり、資料的制約は否めない。京内における調査件数に粗密があること、発掘調査をおこなっていても後世の攪乱などにより残存状況が悪い場合などがあり、必ずしも京内各所や都城間で均一的かつ十分な資料を揃えることはできない。

たとえば、平安京では慶滋保胤の『池亭記』にあるように10世紀以降左京の開発が顕著であり、右京よりも左京のほうが平安京宅地の分析対象となりうるはずである。しかし、左京は中近世の遺構や近現代の攪乱が多く、平安時代の遺構を良好な状態で確認することは難しい。一方、右京は平安時代中期以降、近代まで耕地となっている範囲が広く、平安時代の遺構の残存状況が良好である。

また、発掘調査の調査区は現在の地割や開発範囲など現代的な都合により、古代の地割等とは無関係に設定される。そのため、古代の建物の一部しか検出されない場合や、建物配置の全容を明らかにすることができないことが多い。

このような資料的制約があることを十分考慮したうえで、本稿では①資料を抽出し分析する方法と、②悉皆的に資料を集成し分析する方法を、各章で設定した課題にあわせ選択する。

①資料を抽出し分析をおこなうのは、一定のパターン化が可能であったり、いくつかの要素を組み合わせることで分析することが有効である場合、また資料的制約などから悉皆的な集成が難しい場合にこの方法をとる。たとえば平城京左京三条二坊一・二・七・八坪の長屋王邸をはじめ、貴族邸宅とみられる例は各都城で複数みつまっている。これらの例から、貴族邸宅の典型パターンが設定できる部分があり、建物配置や建物規模の検討には代表的な例を抽出し分析をおこなう<sup>6)</sup>。代表的な例を抽出することで、諸特徴をより正確に把握できると考える。

一方、②悉皆的に資料を集成し分析をおこなうのは、宅地内における個別遺構の分析であったり、典型パターンが明瞭でない場合にこの方法をとる。たとえば、平城京の門や平安京の園池など宅地を構成する要素については悉皆的に資料を集成することで、諸特徴を明確にできると考える。また、これら宅地を構成する要素は、宅地の全体構造が不明であっても、遺構単体で宅地の性格や機能など特徴を見いだせる可能性があり、事例を集成することが有効である<sup>7)</sup>。

これまでおこなわれてきた発掘調査は、都城全体の数%にしか及んでいないが、限られた資料のなかでの比較検討であっても、各都城の諸特徴を明らかにし、現段階での傾向を把握することは重要であろう。

本稿の構成 第1章では、京内で確認されている1町以上を占地する例から京内官衙の抽出をおこなう。第3章以降で宅地の分析を進めるにあたり、対象とする事例の中に官衙が含まれると宅地の特質を明確にできないため分析の前提として各都城での京内官衙と宅地



の整理をおこなう。

第2章では、本稿の視座と検討に関連する文献史料を提示する。第3章以降の検討の中で、重複する部分もあるが、宅地の規制事項等を藤原京から平安京までの史料を提示することで、律令国家による土地のあつかいや、各都城での差異を把握する。

第3章では、7世紀後半から9世紀までの都城で大規模宅地中枢部の建物配置が明らかとなっている事例をまとめ、宅地の空間構成と建物群の機能について検討をおこなう。また、その変遷から宅地の構造的変化を把握するとともに、10世紀中頃以降に成立するとされている寝殿造りにかかわる問題提起をおこなう。

第4章から第7章は各都城の個別検討をおこなう。第4・5章は平城京、第6章は長岡京、第7章は平安京である。

第4章では平城京を5時期に細分し、時期別の宅地分布や宅地規模の変遷を明らかにする。また、宅地内の諸要素について個別の検討をおこなうとともに、門の位置や条坊と宅地の関係について整理する。

第5章では、平城京の大規模宅地、平城宮の内裏、小規模宅地における建物の規模をまとめ、比較検討をおこなう。そして、その差異が示す意義について考える。

第6章では、長岡京の土地利用について検討し、都市構造を明らかにする。また、平城京や平安京との比較から、長岡京の歴史的特質を探るとともに、遷都に伴って都市計画の変更がなされたのか検討をおこなう。

第7章では、平安京の旧地形や下層遺跡の状況をふまえ、宅地の分布と都市計画について検討する。また、平安京で顕著な遺構であり、貴族邸宅の構成要素となりうる園池の分析から、大規模宅地の特徴と変遷を検討する。

第8章と第9章は中小規模宅地についての分析である。

第8章では、各都城でみつまっている小径を集成し、中小規模宅地割の実態と変遷を解明する。そして、四行八門制の成立過程を明確にしたうえで、律令国家による中小規模宅地の統治のありかたを検討する。

第9章では、中小規模宅地の建物構造と構成、文献史料などから、宅地内の居住用建物および、そこに居住した人数を推定する。また、小規模宅地の変遷を3時期に分けて把握し、居住形態の変化について検討する。

終章では、本論で明らかにしたことをまとめ、本研究の意義を確認するとともに、今後の課題を示す。

# 第1章 大規模宅地と京内官衙

## 第1節 京内諸施設と宅地

藤原京以降の都城は、条坊道路により街区を形成し、その街区に宮、寺院、官衙、離宮、宅地などを造営した。本稿では主に宅地の構造や変遷について検討していくため、これら京内の諸施設から宅地以外を分析対象から除外する必要がある。

宮には天皇が居住する内裏、政治をおこなう大極殿・朝堂院、律令官僚制・官司制を担う曹司<sup>8)</sup>などが造営された。宮の位置は京の北端に配する「北闕型」と、京の中心に配する「宮闕型」がある。日本では「北闕型」を基本形とするが、藤原京は「宮闕型」をとる。長岡宮や難波宮のように四至が確定していない都城もあるが、京内における宮の位置と範囲はおおかた特定できる。

寺院は文献史料でその位置と規模などが明らかな場合が多い。また、寺院建築は瓦葺で基壇建物の場合が多く、発掘調査によりその位置や建物配置なども明らかにされている。このように、宮や寺院は本稿で扱う宅地とは明確に識別でき、宅地の検討対象から除外することができる。

一方、京内官衙、離宮、宅地は発掘調査による検出遺構や遺物から性格を特定することは難しい。しかし、本稿では京内宅地の特質を明らかにすることを目的とするため、1町を占地する例において京内官衙、離宮、宅地の識別が課題となる。

1町以上を占地し、大規模な建物を配する例は貴族邸宅や京内官衙の可能性が想定される。たとえば瓦葺建物の存在や、コの字型建物配置をとる例は京内官衙と判断される場合がある（黒崎 1984、上野 1987）が、このような京内官衙についての条件設定は、宮内官衙の建物構造や建物配置を参考にしたものであり、京内官衙と貴族邸宅が実際にどれほど構造的差異があったのか、その決め手になるものが何なのかはあまり議論されていない。

京内官衙については、その具体的な官司が明確にされない限り、官衙か宅地かを判断することは難しい。たとえば、宮内官衙であっても平城宮の式部省や兵部省のような基壇を有し、瓦葺の立派な建物をコの字型に配置するものがある一方で、藤原宮西南官衙地区のように小規模な掘立柱建物を散在的に配置するものがある。また、馬寮は馬房として長大な建物を数棟配することや、内膳司や造酒司など食を司る官司はコの字型に建物を配する必要はないことなど実務官衙の場合は職掌にあわせた建物の構造や配置であったと考えられる。すなわち、礎石建ちや瓦葺建物の存在、コの字型建物配置が京内官衙の必要条件ではないといえる。

一方、貴族邸宅については、居住者である高級官人に家令などの官人が政府から与えられ、家政機関による経営がおこなわれていた。邸宅で政務をおこなったり、平安期には里内裏として政治を担う施設として利用されたことなどを勘案すると、公的な性格も少な



表1 史料から推定される京内官衙

都城	位置	性格
平城京	左京八条三坊五・六・十一・十二坪	東市
	右京八条二坊五・六・十一・十二坪	西市
	右京一条三坊一坪	喪儀司
	平城宮北方	民部省廩院・大蔵省
平安京	左京北辺二坊二町	織部司
	左京一条二坊二町	左衛門府
	左京一条二坊三町	修理職
	左京一条二坊七町	檢非違使庁
	左京一条二坊十四町	囚獄司
	左京三条一坊一・二・七・八町	大学寮
	左京三条一坊三町	左京職
	左京三条二坊八町	木工寮
	左京七条二坊三～六町	東市
	左京七条一坊三・四町	東鴻臚館
	左京九条三坊三町	施薬院
	右京一条二坊八町	隼人司
	右京三条一坊一・二・七・八町	穀倉院
	右京七条一坊三・四町	西鴻臚館
	右京七条二坊三～六町	西市

らずあったと考えるべきであろう。つまり、貴族邸宅にも儀礼空間が備えられ、居住者の生活を支える厨や実務的な施設群が想定でき、京内官衙との区別を困難にする。

そこで本章では、京内官衙について類型化をおこなうとともに先行研究を参考に、官衙か離宮か宅地か議論のある例を整理し、本稿での各施設の位置づけを明確にすることで、第3章以降の分析の前提としたい。なお、文献史料でのみ京内官衙の位置がわかる場合で、発掘調査がおこなわれていないもの、または顕著な遺構などがみつからない例は、次章以降における宅地の分析と直接的にかかわるわけではないため、一覧表で示しておく(表1、2)。

## 第2節 京内官衙の諸類型

京内官衙は京内にあってその役割を果たすもの<sup>9)</sup>であり、機能面などから以下の4類(A～D)に大別できる。

### A：京や都市機能を維持・管理する官衙

京内を統治し、諸施設を維持管理するため京内に配された官衙である。京内に所在することでその役割を果たす。以下の2種に細別できる。

① 京および諸施設の統治(ソフト面)を担う官衙。京職、市(司)、衛門府、囚獄司、檢非違使庁が該当する。

② 京内諸施設の修理修繕(ハード面)を担う官衙。修理職、木工寮などが該当する。

### B：地方からの課役民や納税物のための施設。

以下の2種に細別できる。

表2 平安京の諸司厨町

位置	性格
左京北辺二坊三町	内教坊町
左京北辺二坊五町	帯刀ノ町
左京北辺二坊六町	女官町
左京北辺二坊八町	縫殿町
左京北辺三坊一町	正親町
左京北辺三坊六町	内膳町
左京北辺三坊七町	采女町
左京一条二坊一町	織部町
左京一条二坊四町	外記町
左京一条二坊五町	太政官厨町
左京一条二坊六町	内蔵町
左京一条二坊八町	大舍人町・内豎町
左京一条二坊九・十・十五・十六町	左近衛町
左京一条二坊十一町	左兵衛町
左京一条三坊一・二・七・八町	左衛門町
左京一条三坊三・四・五・六町	修理職町
左京二条二坊一・八町	東宮町
左京二条二坊二・七町	神祇官町
左京二条三坊二町	神祇官町
左京三条二坊一・二町	木工町
右京北辺二坊一町	筑紫町
右京北辺二坊四町	図書町
右京一条二坊一町	兵庫町
右京一条二坊三町	右兵衛町
右京一条二坊六町	采女町
右京一条二坊九・十町	右近町
右京二条二坊一・二町	左馬町
右京二条二坊三・六町	兵部町
右京二条二坊七町	采女町
右京二条二坊八町	左衛門町
右京二条二坊九・十・十五・十六町	民部省厨町
右京二条三坊一町	民部省厨町
右京二条四坊七町	右馬町
右京二条四坊八町	内匠町
右京三条一坊五町	小倉町
右京三条四坊四・五・十二町	右衛門町
右京三条四坊六・七・十・十一・十四・十五町	左衛門町
右京三条四坊八町	雅楽町
右京三条四坊九・十六町	左兵衛町
右京三条四坊十・十一・十四・十五町	左衛門町
右京三条四坊十三町	織部町
右京四条四坊十六町	大貳町

① 諸司厨町

諸国から各官衙に上番した課役民や下級官人のために京内に設けられた宿所。平安京で顕著だが、奈良時代後半の平城京や長岡京でも太政官厨町が比定されている例がある。

② 納税物を納めるための施設

穀倉院、民部省廩院などが該当し、納税物を納めるための倉や屋を敷地内に配したとみられる。大蔵省は平城京や平安京では宮北辺に位置するが、民部省所管の当該施設（穀倉院、民部省廩院）は京内に所在したとみられる。

C：官人などが特定の目的のために集まる施設

官僚の育成をおこなう大学寮や、外国使節のための迎賓館である鴻臚館が該当する。

D：その他

A～C類以外で京内に所在したことがわかる官衙。皇后宮職や平安京の織部司、隼人司などが該当する。

新たな官司の創出や再編成などにより京内官衙のありかたは各都城で異なるが、様々な機能を有した官衙が京内に所在したことがわかり、それらは京内にあってその役割を果たすものといえる。

実務的もしくは、京内特有の役割を担う官衙が多く、京内官衙の比定には、その官衙の使い方や機能を想定したうえで具体的な官司を比定する必要がある。

このような京内官衙の諸類型を念頭においたうえで、各都城でこれまでに京内官衙に比定されている事例を確認したい。

### 第3節 各都城の京内官衙

#### (1) 藤原京の官衙

藤原京の造営は『日本書紀』天武5年(676)にみられる「新城」の造営まで遡ると考えられ、天武天皇の死亡による中断と持統朝の再開を経て持統8年(694)の遷都にいたる。藤原京の京内官衙における近年の研究成果は『飛鳥・藤原宮発掘調査報告V－藤原京左京六条三坊の調査－』にまとめられている(奈良文化財研究所2017)。

京職(A①類) 京職は京を管轄した官司である。史料上の初出は『日本書紀』天武14年(685)3月辛酉条の「京職大夫」である。その後、『日本書紀』持統3年(689)7月丙寅条に「丙寅、詔<sub>レ</sub>左右京職及諸国司<sub>レ</sub>、築<sub>レ</sub>習<sub>レ</sub>射所<sub>レ</sub>。」とあり、少なくとも持統3年以降、京職が左京職と右京職に分かれたことがわかる。

藤原京における京職の所在地は文献史料には記されていないが、藤原京左京六条三坊を京職(左京職)とする説(奈良文化財研究所2017)や、藤原京右京七条一坊西北坪を右京職とする説(橋本義則1992)がある。

藤原京左京六条三坊の発掘調査では、藤原京期の2時期(A期・B期)の遺構群を検出している。A期(藤原京期前半)は4町を占地し、桁行7間、梁行3間(身舎)に南廂が付く正殿が東三坊坊間路推定ライン上(敷地の中軸)に位置する。発掘調査はこの中心建物から東側しかおこなわれていないが、東西各1棟の脇殿を配するコの字型建物配置が復元されている。これらの建物群は掘立柱塼で圍繞されており、東西102.4mの区画とみられる。

B期(藤原京期後半)は4町占地が維持され、正殿も引き続き機能する。副殿と前殿が追加され、脇殿は東西各2棟となり、当該区画の東西幅は122.2mと広くなり充実する。

A・B期とも左右対称のコの字型に建物を配置するよう復元しうること、掘立柱塼で区画された東西幅が100mを超え国庁に匹敵する規模であること<sup>10)</sup>、B期の建物配置が常陸国庁と類似することなどから京内官衙に比定され、具体的には「左京職」と記された斎串が出土したことなどから京職（のちに左京職）と推定されている（奈良文化財研究所2017）。

藤原京右京七条一坊西北・西南坪、右京八条一坊西北坪は藤原京期前半には各1町占地で、特に西南坪は建物配置などから貴族邸宅と考えられている（奈良国立文化財研究所1987）。藤原京期後半に3町以上を占地し、右京七条一坊西北坪から「右京職解」と記されたとみられる木簡や雑戸籍にかかわる木簡が出土していることから、右京職に比定されている。右京七条一坊西北坪で検出している建物は整然と配置しているわけではなく、右京職の雑舎空間と考えられている。

藤原京左京六条三坊と藤原京右京七条一坊・右京八条一坊の変遷から、もともと左京六条三坊に京職があり、左右京職に分かれたことにもない、左京六条三坊が左京職に、右京七条一坊・右京八条一坊が右京職になったと推定されている（奈良文化財研究所2017）。

衛門府（A①類） 衛門府は宮門を守衛し、通行を検察する官司である。藤原京左京七条一坊西南坪の発掘調査により宮外で物資を搬出する際に使用されたとみられる門榜木簡が出土し、その内容から当地が衛門府に比定されている（市2010）。左京七条一坊は藤原宮朱雀門のすぐ南に位置し、発掘調査により条間路や坊間路がみつかっておらず4町を占地するとみられる。建物は西南坪と東南坪でみつまっているが、いずれも整然とした建物配置をとるわけではない。

## （2）平城京の官衙

平城京の京内官衙は、発掘調査でみつかった遺構や出土木簡から官衙の比定が試みられており、各発掘調査報告書で詳述されている。また、平城京左京三条一坊七坪の調査報告書に京内官衙の比定地がまとめられている（奈良国立文化財研究所1993）。

左京職（A①類） 平城京左京五条二坊十四坪の発掘調査で品字省略変形型（第3章）の建物配置をとる建物群を検出していることや、出土瓦が平城宮と同範であることなどから左京職とする説がある（山本忠1983）。

大学寮（C類） 大学寮は式部省の管轄下におかれた、中央官人養成のための官司である。平城京右京三条一坊と左京三条一坊七坪が候補地とされている。

右京三条一坊とする説は、平城宮南面西門（若犬養門）外側の二条大路北側溝から大学寮宛の文書木簡が出土していることを根拠とする。

左京三条一坊七坪とする説は、発掘調査で2時期の遺構を検出しており（ともに奈良時代後半）、中枢施設がコの字型に配置される可能性があること、京内の一等地であること、建築遺構の分布密度が極めて希薄で、建て替えも1度しかないこと、平安京の大学寮の位

置と一致すること、「大」と記された墨書土器や銅製帯金具が出土していることなどを根拠とする（奈良国立文化財研究所 1993）。左京三条一坊七坪を大学寮とみるほうが蓋然性が高いが、その場合、奈良時代前半には別地にあり、後半になって当該地に移転したとみざるを得ない。

皇后宮職（D類） 皇后宮職は、皇后宮の家政を担う官司である。天平元年（729）に藤原光明子のため令外官として設置されたのが最初である。

光明子の皇后宮比定地は2説ある。ひとつは平城京左京一条二坊、二条二坊とする説である（関口 1984）。この説によれば光明子は当初、当該地に所在した藤原不比等（光明子の父）邸に居住した。養老4年（720）不比等の死とともに邸宅を伝領し、天平元年（729）皇后に立てられると当地は皇后宮とされた。『続日本紀』天平17年（745）5月戊辰条には「旧皇后宮為<sub>二</sub>宮寺<sub>一</sub>也」とあることから左京一条二坊、二条二坊の皇后宮がその後、法華寺となったと理解されている。当該地の発掘調査では法華寺創建よりも古い建物群がみついている。二面廂付東西棟建物を東西に3棟ならべ、それを南北2列配する。また、その南に四面廂付東西棟建物を南北に2棟配するなど大規模な建物を整然と配置する様子が明らかになっている（独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所 2004）。これらの建物群は掘立柱から礎石に造り替えられているが、ともに法華寺が創建される天平17年（745）以前のもと考えられている。

もうひとつは、二条大路木簡の内容から長屋王邸跡地である平城京左京三条二坊一・二・七・八坪（C期）とする説である（奈良県教育委員会 1995）。前述した天平17年の史料については、皇后である光明子が元住んでいた邸宅を法華寺としたことを示したにすぎず、旧不比等邸（のちの法華寺）に立后後の光明子が住み続けたと断言できないことから、二条大路木簡を重視し、左京三条二坊一・二・七・八坪に皇后宮が所在したとする。また、二条大路木簡には、「皇后宮職」や「宮職」と記された木簡が出土し、皇后宮を運営するのに必要な機構の存在が認められることから、皇后宮職も当該地に所在したと考えられ、本稿でも平城京左京三条二坊一・二・七・八坪（C期）が有力と考える。

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪（C期）の皇后宮（職）とされる施設は長屋王邸時代のものを改修しながらも維持されている。敷地東辺が掘立柱塀から築地塀に造り替えられたり、中心的な建物が掘立柱と礎石を併用した建物になることは、より格を高めたものと評価できる。しかし、A～C期まで継続して利用される建物や区画施設があることから、建物配置等により皇后宮（職）と判断することは困難である。これは、長屋王邸を改修したうえで皇后宮をおき、そこに家政機関として皇后宮職を設置したという特殊事情による。このような事情は京内官衙といっても、皇后宮職という、いわば皇后の邸宅に設置された官衙といった性格に起因するものといえよう。

諸司厨町（B①類） 諸司厨町は諸国から各官衙に上番した課役民や下級官人のために京内に設けられた官衙付属の宿所である。諸司厨町の史料上の初見は『日本後紀』大同3年



(808) 10月丙辰条の「左衛士坊失火、焼<sub>レ</sub>百八十家<sub>ニ</sub>、賜<sub>レ</sub>物有<sub>レ</sub>差」であり、諸国からの上番によって官衙の運営が支えられるシステムはそれ以前から存在した可能性が高い<sup>11)</sup>。

平城京では、左京三条二坊一坪の発掘調査で、「官厨」と記された墨書土器が出土していることからF期（奈良時代後半）とされる遺構群が太政官厨町に比定されている（鬼頭1992）。敷地内には桁行12間の東西棟建物2棟と桁行18間の南北棟建物1棟を配する。また、左京三条二坊七坪（F期）は京内における一等地で1町を占めるにもかかわらず小規模な建物や井戸を数多く配する構造から諸司厨町と考えられている。これらの例は、1町を占地し長大な建物を柱筋を揃えて配する場合や、敷地全体に小規模な建物を配する場合など、大規模宅地とは様相を異にする。

また、左京七条一坊十六坪東側の東一坊大路西側溝から、衛府関係の木簡が出土しており、十六坪に厨町が所在した可能性が指摘されている（奈良国立文化財研究所1997）。ただし、十六坪内の遺構には多くの人々が居住するための長大な建物や複数の井戸はなく、宿所としての特徴を見出すことができないことや、木簡が上流から流れてきた可能性もあることなど課題は多く、本稿では宅地と判断する。

### (3) 長岡京の官衙

長岡京の京内官衙や諸司厨町については、木簡や墨書土器といった出土文字史料により比定がおこなわれている（表3）。建物配置等については不明な例が多いが、左京の二・三条二坊周辺に集中する傾向があり、京内の土地利用を示唆している。

太政官厨家（B①類）長岡京左京三条二坊八町は「外記」「弁」「少史」「厨」などが記された墨書土器や勘検署名をした地子の付札や勘検整理札が出土したことなどから太政官厨家に比定されている（今泉1979）。敷地西半には廂付東西棟建物があり、東半には桁行2～3間の小規模な建物を配する。また、敷地を南北に2分する溝や、それに直交する溝が

表3 長岡京の京内官衙と諸司厨町推定地

位置	性格
左京北一条二坊一町	廩院
左京一条二坊十二町	内膳司関連官衙（菜園）
左京一条二坊十六町	主鷹司
左京一条三坊八町	兵衛府、近衛府、中務省関連木津
左京二条二坊八町	金属工房
左京二条二坊九町	木工関係の官司
左京二条二坊十四町	雅楽寮関連官衙
左京二条二坊十六町	中務省関連施設 食事、物品を管理する現業官司
左京二条三坊二町	大炊寮
左京三条二坊一町	造宮関係官司
左京三条二坊八町	太政官厨家
左京三条二坊九町	造長岡宮使
左京四条二坊十一町	兵士宿所町
右京二条三坊七町	大舎人寮
右京四条二坊十町	衛門府
右京六条一坊十一～十四町	造宮関連の丁層の宿所

あり、敷地を細分する。

兵士宿所町（B①類） 長岡京左京四条二坊十一町から「□請火之飯酒」と記された木簡が出土している。1火は10人の兵士の生活、補給、行動の単位であることから、当該地は兵士の宿所町と考えられている。敷地北半には桁行3間を基調とする小規模な建物と井戸を複数配置しており、一定の単位をもって宿所としたと考えられる。

#### （4）平安京の官衙

平安京の京内官衙については、『拾芥抄』など文献史料に具体的な位置が記されているものがあり、『平安京提要』にまとめられている（財団法人古代学協会・古代学研究所1994）。しかし、官衙の位置がわかっており、発掘調査からその様相を知ることができるのは右京職に限られる。

右京職 『拾芥抄』では右京三条一坊三町を右京職とし、発掘調査でも「右籍所」「計帳所」などと記された墨書土器が出土していることから、当地が右京職であったことがわかる。敷地の南寄りに中心的な建物があり、当初5×3間東西棟掘立柱建物であったものを5×4間二面廂付東西棟建物（廂が掘立柱、身舎が礎石）に建て替える。また、部分的な検出にとどまるが、柱筋を揃え東側にも同規模の建物が配された可能性がある。建物配置としてはコの字型ではなく、同規模同構造の建物を東西に並列した配置をとり、中心的建物の南には広場を配する空間や脇殿はない。その他、東半には井籠組の井戸や小規模な建物を配する。

#### 第4節 離宮と宅地

発掘調査により1町以上を占地することが明らかになっており、大規模な建物がみつかったり、柱筋を揃え整然と建物を配することなどから離宮の可能性が指摘されている例がある。離宮は、貴族邸宅を利用した場合があり、明確に分別する基準を提示することはできないが、本稿における以下の5例の位置づけを明確にしておきたい。

藤原京左京十一条三坊西北・西南坪（雷丘北方遺跡） 7世紀後半に造営され、奈良時代に廃絶する遺構群である。四面廂付東西棟建物を正殿とし、その東・西・南に長大な建物を配する。建物配置から南北2町を占地すると考えられる。敷地の北半が未調査ではあるが、四面廂の正殿を中心に長大な建物を計画的に配する点は飛鳥河辺行宮とされる稲淵川西遺跡に類似することや、正殿の南には砂利敷きの庭が広がることなどから離宮の可能性が高い。

平城京左京二条二坊十二坪 発掘調査により1町を占地する4時期の遺構がみつまっている。最も整備されたⅡ期（奈良時代中頃）は四面廂付東西棟の礎石建物を正殿とし、周囲を回廊で囲う。施釉瓦が多量に出土しており、礎石建ちの正殿が瓦葺きだったと想定されることなどから離宮の可能性が高いと考えられる。

平城京左京三条二坊六坪 発掘調査により1町を占地する5時期の遺構がみつかり

る。C期（奈良時代後半）には、敷地中央に大規模な池を配し、池を臨むように大規模な礎石建物を配する。当地は敷地中央に大規模な池を配する点や平城宮式軒瓦が出土することなどから「宮跡庭園」と称されるが、貴族邸宅でも園池を配する例があることから本稿では宅地と判断しておきたい。

平城京左京四条二坊一坪 発掘調査により1町を占地する3時期の遺構がみつまっている。Ⅱ期（奈良時代前・中期）は四面廂付東西棟の正殿と、その東に南北棟の脇殿を配する。Ⅲ期（奈良時代後期）には三面廂付東西棟の正殿と、その南に前殿を配し単廊で圍繞する。中枢施設西半が未調査のため、左右対称に建物が配置されるのか不明であること、平城京式の軒瓦が出土すること、京内官衙や離宮と積極的に判断する材料が乏しいことなどから本稿では宅地と判断しておきたい。

平城京左京五条一坊一坪 発掘調査により2時期（Ⅰ期は2時期に細分される）の変遷があり、当初は1町占地だったものが、一坪と八坪の2町占地に拡大する。Ⅰ-A期は桁行5間東西棟建物2棟を南北に並べる。Ⅰ-B期になると2棟の東西棟建物を踏襲し掘立柱塀で圍繞するとともに八坪とあわせ2町占地とする。全体的に建物の密度が希薄であり、朱雀大路沿いであるという立地も含め、一般的な宅地ではなく、仮設的・祭儀的な場との見解もある（奈良市教育委員会1985）。しかし、建物密度と立地から敷地の性格を判断することは難しく、本稿では宅地と判断しておきたい。

## 第5節 小結

本章では、第3章以降の分析の前提として1町以上を占地する例のうち宅地以外を抽出する作業をおこなった。京内官衙についてはA～Dの4類型に分類したうえで各都城の様相を確認した。

A類については、具体的に発掘調査成果から建物配置がわかる例は少ないが、藤原京や平城京の京職は左右対称のコの字型建物配置であることを重視した比定がされている。しかし、平安京右京職はコの字型建物配置ではないことが注目される。建物群の一部分の発見では、宅地との識別は難しい。一方、市については、京内における物流の拠点であり、「肆」が並んでいたと考えられ、平安京では文献史料から場所が特定できることから宅地とは識別できる。

B類については、諸司厨町が上番した多くの人々の宿所として利用されることから、平城京の太政官厨町でみつまっているような長大な建物を配する場合や長岡京左京四条二坊十一町の兵士宿所町のように、3×2間の小規模な建物と井戸が多数配される場合が想定できる。後者の場合は、小規模宅地との区別が難しい場合もあるが、1町の広い範囲を調査すれば、京内での立地などを勘案することで、ある程度諸司厨町か宅地かの判断は可能であろう。穀倉院や廩院は納税品を納める倉や屋が建ち並んでいたと考えられ、そういった遺構がみつければ宅地から除外できる。



表4 発掘調査成果からみた京内官衙と離宮

都城	位置	性格
藤原京	左京六条三坊	京職（左京職）
	右京七条一坊・右京八条一坊	右京職
	左京七条一坊西南坪	衛門府
	左京十一条三坊西北・西南坪 (雷丘北方遺跡)	離宮
平城京	左京五条二坊十四坪	左京職
	左京三条一坊七坪	大学寮
	左京三条二坊一・二・七・八坪（C期）	皇后宮職
	左京三条二坊一坪（F期）	諸司厨町
	左京三条二坊七坪（F期）	諸司厨町
	左京二条二坊十二坪	離宮
長岡京	左京三条二坊八町	太政官厨家
平安京	右京三条一坊三町	右京職

C類については、大学寮が『大内裏図』『大学寮図』により敷地をいくつかのブロックに分け、それぞれに正殿と脇殿をコの字に配置すると考えられている。このような空間構成と建物配置であれば宅地と区別することができるが、発掘調査で確認されたわけではなく、今後の課題である。鴻臚館は外交使節のための迎賓館といった特殊な使い方であること、文献史料から場所が特定できることから、いまだ実態は明らかではないが、宅地とは区別可能と考えられる。

D類については、皇后宮職が唯一発掘調査により明らかにされているが、皇后宮自体が貴族邸宅と遺構だけから区別することが難しく、そこにおかれた皇后宮職の比定も考古学的には困難である。

B・C類およびA類の市（司）は施設の使い方などが特徴的であり、発掘調査により顕著な遺構が見つかることで、宅地との区別は可能と考えられるが、D類とA類の市（司）以外は部分的な発掘調査では明確に宅地との区別は難しく、文字資料の出土や、広い範囲の発掘調査により、建物配置や空間構成などから総合的に判断する必要がある。

この点は離宮も同様であり、現状では宅地と区別する客観的かつ明確な基準を設定することはできない。

以上のような点を考慮したうえで本稿では、先行研究を参考にし、表4のとおり京内官衙と離宮を比定しておきたい。なお、表4以外にも発掘調査で1町以上を占地するものの中に京内官衙や離宮が含まれる可能性もあるが、現状では判断することは難しく、今後の課題としておきたい。

## 第2章 文献史料からみた宅地のあつかい

宅地の班給や宅地の諸要素にかかわる規制などが文献史料にみられる。次章以降、発掘調査成果から考古学的に宅地の様相を検討していくが、文献史料からは律令国家が宅地をいかに統制しようとしていたのかがわかる場合があり参考になる。

したがって本章では、文献史料から明らかにしうる宅地のあつかいについて、具体的な史料を挙げて確認しておきたい<sup>12)</sup>(表5)。

### 第1節 宅地班給

#### (1) 宅地班給にかかわる史料

都城では、京内の宅地を律令国家から班給される<sup>13)</sup>。その方法や原則等は宅地を理解するうえで重要である。

イ 『日本書紀』持統5年(691)12月乙巳条

乙巳、詔曰、賜<sub>レ</sub>右大臣<sub>ニ</sub>宅地四町。直廣貳以上二町。大参以下一町。勤以下至<sub>レ</sub>無位<sub>ニ</sub>。隨<sub>レ</sub>其戸口<sub>ニ</sub>。其上戸一町。中戸半町。下戸四分之一。王等亦准<sub>レ</sub>此。

ロ 『続日本紀』天平6年(734)9月辛未条

辛未。班<sub>一</sub>給難波京宅地<sub>ニ</sub>。三位以上一町以下。五位以上半町以下。六位以下四<sub>一</sub>分一町<sub>ニ</sub>之一以下。

ハ 『続日本紀』天平13年(741)9月己未条

己未。遣<sub>レ</sub>木工頭正四位下智努王。民部卿從四位下藤原朝臣仲麻呂。散位外從五位下高岳連河内。主税頭外從五位下文忌寸黒麻呂四人<sub>ニ</sub>。班<sub>一</sub>給京都百姓宅地<sub>ニ</sub>。從<sub>レ</sub>賀世山西道<sub>ニ</sub>以東為<sub>レ</sub>左京<sub>ニ</sub>。以西為<sub>レ</sub>右京<sub>ニ</sub>。

ニ 『続日本紀』天平宝字5年(761)正月丁未条

丁未。使<sub>レ</sub>司門衛督正五位上粟田朝臣奈勢麻呂。礼部少輔從五位下藤原朝臣田麻呂等。六位已下官七人於保良京<sub>ニ</sub>。班<sub>一</sub>給諸司史生已上宅地<sub>ニ</sub>。

ホ 『日本紀略』延暦12年(793)9月戊寅条

九月戊寅。遣<sub>下</sub>菅野真道。藤原葛野麿等<sub>ニ</sub>。班<sub>一</sub>給新京宅地<sub>上</sub>。

「イ」は藤原京における宅地班給の基準を記したものである。右大臣(二位)に4町、直廣貳(四位)以上に2町、大参(五位)以下に1町、勤(六位)以下無位まではその戸口に応じ1～1/4町を基準とした。ここで注目されるのは、五位以上には居住者の位階により宅地を班給する一方、六位以下については居住者の位階ではなく戸口の多さにより面積が変わるということである。

「ロ」は難波京(後期難波宮)における宅地班給の基準を記したものである。「イ」の史料同様、居住者の位階により班給される宅地の面積が規定されているが、その面積は藤原

表5 史料にみる宅地のあつかい

	事項	年代	都城	史料	
宅地班給 関連	藤原京の宅地班給基準	持統5年(691)12月乙巳	藤原京	日本書紀	イ
	難波京の宅地班給基準	天平6年(734)9月辛未	難波京	続日本紀	ロ
	恭仁京遷都に伴う百姓への宅地班給	天平13年(741)9月己未	恭仁京	続日本紀	ハ
	保良京での諸司史生以上への宅地班給	天平宝字5年(761)正月丁未	保良京	続日本紀	ニ
	平安京遷都に伴う宅地班給	延暦12年(793)9月戊寅	平安京	日本紀略	ホ
	正五位下大和宿祢館子の宅地 1/2 町	承和5年(838)3月壬申	平安京	続日本後紀	ヘ
	従五位下橘朝臣海雄の宅地 1/4 町	承和9年(842)6月丁卯	平安京	続日本後紀	ト
	従五位上小野朝臣千株、 従五位下藤原朝臣良尚等の宅地 1/2 町以下	貞観2年(860)3月29日	平安京	日本三代実録	チ
	唐人崔勝の宅地 10/32 町 (元は従五位伴中庸の宅地)	元慶7年(883)10月27日	平安京	日本三代実録	リ
	散位正六位上山背忌寸大海當氏(売)、 正六位上源朝臣理(買) 1/8 町	延喜2年(912)	平安京	東寺百合文書 「七条令解」	ヌ
	諸国吏、1/4 町以上宅地の禁止	長元3年(1030)4月23日	平安京	日本紀略	ル
	参議四位以下、1 町宅地の禁止	長元3年(1030)5月14日	平安京	小右記	ヲ
	築地	築地の修理を当家が担う	斉衡2年(855)9月19日	平安京	類聚三代格
六位以下築地の禁止		長元3年(1030)4月23日	平安京	日本紀略	ヘ
京内寺院・ 堂舎の規制	寺院造営の規制	延暦2年(783)6月10日	長岡京	類聚三代格	カ
	京中堂舎の禁止	寛治元年(1087)8月29日	平安京	本朝世紀	ヨ
	土御門京極堂を供養	嘉保2年(1095)6月18日	平安京	百鍊抄、中右記	タ
屋根葺材	五位以上及庶人への瓦葺建物の奨励	神亀元年(724)11月甲子	平城京	続日本紀	レ
	檜皮葺建物の禁止	長元3年(1030)4月23日	平安京	日本紀略	ル
	瓦葺建物が憚られる(土御門京極堂)	嘉保2年(1095)6月18日	平安京	百鍊抄、中右記	タ
門の規制	三位以上のみ大路に開門可	天平3年(731)9月戊申	平城京	続日本紀	ソ
	三位以上及四位参議のみ大路に開門可	貞観12年(870)12月25日	平安京	日本三代実録	ツ
		10世紀	平安京	延喜式「彈正台」	ネ
		10世紀	平安京	延喜式「左右京職」	ナ
楼閣造営の禁止	天平宝字元年(757)	平城京	養老令	ラ	
水田の禁止		承和5年(838)7月丙辰	平安京	続日本後紀	ム
		10世紀	平安京	延喜式「左右京職」	ウ
宅地の伝領	大宝令の遺産相続	大宝元年(701)	平城京	大宝令	キ
	養老令の遺産相続	天平宝字元年(757)	平城京	養老令	ノ
宅地における正月の 拜礼	正月の拜礼	天武8年(679)正月戊子	浄御原宮	日本書紀	オ
	祖父兄及氏上への拜礼以外を禁止	文武元年(697)閏12月庚申	藤原京	続日本紀	ク
	親戚及家令以下以外の拜礼を禁止	天平宝字元年(757)	平城京	養老令	ヤ
	家子・上達部・殿上人・家司の拜礼	長和5年(1016)正月1日丙午	平安京	御堂関白記	マ

京のおよそ半分である。その理由については、難波京の大きさが藤原京のおよそ半分であると説がある(積山 2014)。

「ハ」～「ホ」は班給された面積などは不明だが、遷都に伴い宅地班給がおこなわれたことを示す史料である。「ハ」は恭仁京、「ニ」は保良京、「ホ」は平安京である。遷都ごとに宅地を班給したことがわかる。

一方、平城京や平安京では「イ」・「ロ」のような班給基準を記したものはない。ただし、平安京における居住者の位階と宅地の広さについては、以下の史料が参考になる。

ヘ 『続日本後紀』承和5年(838)3月壬申条

壬申。左京二條二坊十六町二分之一。賜<sub>レ</sub>掌侍正五位下大和宿祢館子<sub>一</sub>。

ト 『続日本後紀』承和9年(842)6月丁卯条

丁卯。以<sub>レ</sub>左京采女町西北地四分之一<sub>一</sub>。賜<sub>レ</sub>右衛門権佐従五位下橘朝臣海雄<sub>一</sub>。

チ 『日本三代実録』貞観2年(860)3月29日条

廿九日己卯。迅雷暴雨。右京一條三坊地壹町。賜<sub>レ</sub>從五位上小野朝臣千株。從五位下藤原朝臣良尚等<sub>レ</sub>。

リ 『日本三代実録』元慶7年(883)10月27日条<sup>14)</sup>

廿七日庚申。雷。大風。山城国墾田六段百八十步返<sub>レ</sub>給從四位下藤原朝臣直方<sub>レ</sub>。班田使誤収公也。加<sub>レ</sub>賜唐人崔勝居宅地卅二分之二<sub>レ</sub>。元是庶人伴中庸没官之宅地卅二分之十也。元慶元年勅賜<sub>レ</sub>崔勝卅二分之八<sub>レ</sub>。其遺二分在<sub>レ</sub>四至之内<sub>レ</sub>。崔勝申請。故賜<sub>レ</sub>之。

ヌ 『東寺百合文書』「七条令解」延喜2年(912)

七條令解 申立<sub>レ</sub>売買家券文<sub>レ</sub>事

合壹区地肆戸主 在一坊十五町西一行北四五六七門

(中略)

右、得<sub>レ</sub>散位正(六)位上山背忌寸大海當氏<sub>レ</sub>辭狀僞、己家以<sub>レ</sub>延喜錢陸拾貫文<sub>レ</sub>充<sub>レ</sub>價直<sub>レ</sub>、売<sub>レ</sub>與左京一條一防(坊)戸主中納言從三位兼行陸奥出羽按察使源朝臣湛戸口正六位上同姓理<sub>レ</sub>既畢、

(以下略)

「へ」～「ヌ」の史料は、必ずしも所有している宅地の全てを記した史料というわけではないが、平安京の居住者の位階と宅地の大きさの参考となる。三位以上が1町以上、四・五位は1/2～1/4町、六位以下は1/4町よりも小規模な宅地であったことを読みとることができる。さらに以下の「ル」・「ヲ」の史料も参考になる。

ル 『日本紀略』長元3年(1030)4月23日条

廿三日乙巳。仗議。諸国吏居処不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>四分一宅<sub>レ</sub>。近来多造<sub>レ</sub>營一町家<sub>レ</sub>。不<sub>レ</sub>濟<sub>レ</sub>公事<sub>レ</sub>。又六位以下築垣。并檜皮葺宅可<sub>レ</sub>停止<sub>レ</sub>者。

ヲ 『小右記』長元3年(1030)5月14日条

(前略)

太政官符<sub>レ</sub>彈正・左右京職・檢非違使<sub>レ</sub>別符、

応禁<sub>レ</sub>制非參議四位以下造作壹町<sub>レ</sub>舍宅事

右、檢案内、式云、大路建<sub>レ</sub>門屋<sub>レ</sub>者三位以上及參議聽<sub>レ</sub>之者、式條所<sub>レ</sub>存、門屋依<sub>レ</sub>人乃識(職)<sub>レ</sub>、舍宅須有<sub>レ</sub>等着(差)<sub>レ</sub>、而近年以来人忌(忘)<sub>レ</sub>品秩<sub>レ</sub>、好營<sub>レ</sub>舍屋墟桓(垣)<sub>レ</sub>、式(或カ)籠<sub>レ</sub>満町棟守(宇カ)<sub>レ</sub>、或構<sub>レ</sub>大廈<sub>レ</sub>、故雖<sub>レ</sub>位貴者<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>一錢<sub>レ</sub>則步<sub>レ</sub>三經(徑)<sub>レ</sub>、雖<sub>レ</sub>品賤者<sub>レ</sub>富<sub>レ</sub>浮雲<sub>レ</sub>則開<sub>レ</sub>高門<sub>レ</sub>、(中略)但無<sub>レ</sub>居宅<sub>レ</sub>猶可<sub>レ</sub>營作<sub>レ</sub>者、古四分之一之地先申<sub>レ</sub>請官<sub>レ</sub>、待<sub>レ</sub>其裁報<sub>レ</sub>、又出(土カ)木致<sub>レ</sub>功、既雖<sub>レ</sub>結構<sub>レ</sub>、未及<sub>レ</sub>造了<sub>レ</sub>、早從<sub>レ</sub>□(破カ)却<sub>レ</sub>、營<sub>レ</sub>作業<sub>レ</sub>了、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>必制<sub>レ</sub>、春(京カ)職且承知、依宣行<sub>レ</sub>之、符<sub>レ</sub>到奉行<sub>レ</sub>。

「ル」は諸国吏(受領層)の宅地が近年1町を占地するものが多いが、1/4町までに規

制する。「ヲ」は非参議四位以下が1町規模の宅地を営むことを規制した太政官符案である。居宅がなく1/4町をこれから営む場合は官に申請し、その裁決の報告を待つこととあり、居住者の位階と宅地の大きさに相関関係があったことがわかる。さらに、この太政官符案に合わない宅地を造作中のものは破却することとされている。この対応については、実際に同年6月23日、従五位下源相高の宅地を検非違使が破却したことが『小右記』に記されている。

「ル」・「ヲ」の史料は11世紀のものであるが、ともに宅地の規模により身分秩序を逸脱してはいけないことを記したものであり、その基準も「へ」～「ヌ」の史料と矛盾しない。厳密な規定はないが、当時の常識的な基準のようなものがあつたと考えられる。

## (2) 宅地班給の基準と対象

宅地班給は、原則的には遷都ごとに居住者の位階にあわせて、相当の敷地を官人個人に対して班給したと考えられている(奈良国立文化財研究所1989、田辺1997、館野2001)。しかし、居住者の位階が上がっても必ずしも宅地が拡大するわけではないことや、居住者が死亡した場合いったん収公され、再班給されることが原則的な対応だったといいきれないことから、班給された宅地のあつかいには注意を要する。

宅地班給については、前述したとおり、各都城で宅地班給の記事がみられることから、遷都ごとに宅地を班給すること自体は認められる。問題は班給の基準と対象である。

班給の基準については、藤原京の史料イ、難波京の史料ロに班給基準が規定されているが、他の都城には基準を示す史料はない。

藤原京は条坊制を最初に導入した都城であり、班給基準を明文化したものと理解される。律令官僚制に則って、一定の基準を示したものであり、位が低い者が広い宅地を占地すると、位階の秩序が保たれないことに対応するための施策と考えられる。その後、平安京でも、史料ヲのように参議四位以下が1町を占地する場合への罰則がみられることから、一定の基準が存在したことがわかる<sup>15)</sup>。

一方、班給の対象については、前述したように班給の基準が居住者の位階によるものであることから、官人個人を対象とする考え方が一般的である。しかし、寺崎保広(寺崎1995)や馬場基(馬場2005)は、平城京など班給基準が史料にみられない都城は官人個人ではなく、王族や氏族などを対象としたと考える。宅地の相続・売買がおこなわれたことや、居住者の位階があがっても宅地が拡張されないこと、居住者の死亡に対して没官されないことなど、ある程度班給の対象に幅を持たせて考えたほうが理解しやすい。

したがって、平城京・長岡京・平安京では、遷都にともない宅地班給がされたが、旧京の宅地の規模などをふまえ官人個人に対してではなく、王族や氏族に対してある程度、幅をもたせた班給がなされたと理解したい。

宅地班給の基準とその対象は、律令官僚制を矛盾なく継続していくといった意図のもとでおこなわれたと考えられる。



## 第2節 宅地の規制

### (1) 築地塀

宅地と条坊道路を限る築地塀のあつかいについては、『延喜式』左右京職京程条に条坊道路幅とセットで築地塀の規模も規定されており、条坊設定と一連の都市計画のなかで把握され、公により管理されていたとみられる。しかし、9世紀になると以下のような史料がみられる。

ワ 『類聚三代格』卷12 齊衡2年(855) 9月19日太政官符

(前略)

凡厥坊城上凡有<sub>レ</sub>内有<sub>レ</sub>外。令<sub>三</sub>非理之損総委<sub>二</sub>京職<sub>一</sub>。恐一司之力難<sub>レ</sub>堪<sub>二</sub>修造<sub>一</sub>。復請外則准<sub>一</sub>據先格<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>京職修<sub>一</sub>。内則施<sub>一</sub>行新制<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>当家造<sub>一</sub>。(以下略)

当時、人為的な破損は京職が修理にあたっていたが、築地の内側(宅地側)の修理は当家が担うこととされた(北村1995)。9世紀中頃には老朽化や、垣を穿って宅地内に水を引き入れることで築地塀が崩れる例が多く、公により一元的な維持が難しくなり、維持管理の一部を当家に依存することになったと考えられる。

また、前述の「ル」の史料によれば、六位以下の者に築垣塀の築造を規制することから、11世紀には必ずしも条坊と町内の境に築地塀があったわけではなく、築地塀が格の高い宅地特有の構造物と認識されていたことがわかる。

### (2) 京中寺院・堂舎

カ 『類聚三代格』卷19 延暦2年(783) 6月10日太政官符

太政官符

禁<sub>一</sub>断京職畿内諸国私作<sub>二</sub>伽藍<sub>一</sub>事

右奉<sub>レ</sub>勅。定額諸寺。其数有<sub>レ</sub>限。私自營作。先既立<sub>レ</sub>制。比来所司寛縦曾不<sub>レ</sub>糺察。如經<sub>二</sub>年代<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>地不<sub>レ</sub>寺。自今以後。私立<sub>二</sub>道場<sub>一</sub>。及将<sub>二</sub>田宅園地<sub>一</sub>捨施。并売易与<sub>レ</sub>寺。主典以上解<sub>二</sub>却見任<sub>一</sub>。自餘不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>蔭贖<sub>一</sub>決<sub>二</sub>杖八十<sub>一</sub>。官司知而不<sub>レ</sub>禁者亦与同罪。

延暦二年六月十日

コ 『本朝世紀』寛治元年(1087) 8月29日条

(前略)

応<sub>下</sub>任<sub>二</sub>先府旨<sub>一</sub>重禁<sub>上三</sub>制立<sub>二</sub>京中堂舎<sub>一</sub>事

右。左大臣宣。奉<sub>レ</sub>勅。比来両京之間。多立<sub>二</sub>堂舎<sub>一</sub>。事乖<sub>二</sub>朝憲<sub>一</sub>。理不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然。宜<sub>下</sub>仰<sub>二</sub>左右京職并檢非違使<sub>一</sub>。任<sub>二</sub>先府旨<sub>一</sub>。自今以降。嚴從<sub>中</sub>禁遏<sub>上</sub>者。職宜<sub>二</sub>承知依<sub>レ</sub>宣行<sub>一</sub>之。

タ 『百鍊抄』嘉保2年(1095) 6月18日条

六月十八日。前太政大臣供<sub>一</sub>養土御門京極堂<sub>一</sub>。伊予守泰仲所<sub>二</sub>造立<sub>一</sub>也。依<sub>レ</sub>憚<sub>二</sub>洛中<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>葺<sub>レ</sub>瓦。不<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>鐘樓<sub>一</sub>。云々。(以下略)

平城京までは京内に寺院や仏堂を造営することについて明確な規制はみられないが、延暦2年の太政官符（史料カ）にあるように長岡京では私寺の造営を禁じており、寺院造営の規制があった。平安京では京内の寺院は原則、東寺と西寺に限られており、堂舎の造営も制限されていた。「ヨ」の史料によれば、近頃京内に堂舎が多く造られており、厳しく禁じることが記される。「比来」とあるため、堂舎が増加したのは11世紀中頃以降と推定されよう。

また、「タ」の史料では、洛中において瓦葺建物や鐘楼が憚られていることがわかり、「ヨ」の史料ほど厳しい規制を示すわけではないが、貴族でも堂舎を造営することが禁じられているとの意識があったことがみてとれる。

発掘調査では、12世紀以降右京六条一坊六町（財団法人京都市埋蔵文化財研究所2002B）や左京九条二坊十六町（公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所2015）などで仏堂とみられる建物がみつかり、平安時代後半以降、規制されていた仏堂が増加したことがわかる。

### （3）屋根葺材

レ 『続日本紀』神亀元年（724）11月甲子条

十一月甲子。太政官奏言。上古淳朴。冬穴夏巢。後世聖人。代以<sub>レ</sub>宮室<sub>一</sub>。亦有<sub>レ</sub>京師<sub>一</sub>。帝王為<sub>レ</sub>居。万国所<sub>レ</sub>朝非<sub>レ</sub>是壯麗<sub>一</sub>。何以表<sub>レ</sub>徳。其板屋草舎。中古遺制。難<sub>レ</sub>営易<sub>レ</sub>破。空殫<sub>レ</sub>民財<sub>一</sub>。請仰<sub>レ</sub>有司<sub>一</sub>。令<sub>下</sub>五位已上及庶人堪<sub>レ</sub>営者構<sub>一</sub>立瓦舎<sub>一</sub>。塗為<sub>中</sub>赤白<sub>上</sub>。奏可之。

「レ」は宅地の荘厳化にかかわる史料で、五位以上及び庶人に瓦葺で朱塗りの建物を建てることを奨励したものである。この史料により、宅地には瓦葺や朱塗りの建物は少なかったことがわかる。ただし、これ以降の京内宅地においても発掘調査で瓦の出土が増加するわけではない。古代を通じて瓦葺、朱塗りの建物は貴族邸宅の一部にのみ限られていたと考えられる。それは規制されたものではなく、居住用の建物としては床張りで檜皮葺や板葺が適当で、屋根葺材として瓦が選択されなかった可能性が高い。

一方、前述した「ル」の史料によれば、檜皮葺の建物を禁じている。また、「タ」の史料からも瓦葺が憚られていることから、奈良時代には瓦葺建物を奨励することで都城全体を荘厳化させることを目指したが、11世紀になれば、宅地の諸施設を華美にすることが憚られ、規制もされたと考えられる。

### （4）大路に開く門

ソ 『続日本紀』天平3年（731）9月戊申条

九月戊申。左右京職言。三位已上宅門。建<sub>レ</sub>於大路<sub>一</sub>先已聽許。未審身薨。宅門若為<sub>レ</sub>処分。勅。亡者宅門不<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>建例<sub>一</sub>。

ツ 『日本三代実録』貞観12年（870）12月25日条

（前略）

三位已上及四位參議家門。聽<sub>レ</sub>建<sub>二</sub>大路<sub>一</sub>。薨卒之後。子孫居住者亦聽<sub>レ</sub>之。

(以下略)

ネ 『延喜式』 卷第 41 彈正台

凡三位以上。聽<sub>レ</sub>建<sub>二</sub>門屋於大路<sub>一</sub>。四位參議准<sub>レ</sub>此。其聽<sub>レ</sub>建<sub>二</sub>之人。雖<sub>二</sub>身薨卒<sub>一</sub>。子孫居住之間亦聽<sub>レ</sub>。自余除<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>門屋<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>制限<sub>一</sub>。其坊城垣不<sub>レ</sub>聽<sub>レ</sub>開。

ナ 『延喜式』 卷第 42 左右京職

凡大路建<sub>二</sub>門屋<sub>一</sub>者。三位已上。及參議聽<sub>レ</sub>之。雖<sub>二</sub>身薨卒<sub>一</sub>。子孫居住之間亦聽<sub>レ</sub>。自余除<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>門屋<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>制限<sub>一</sub>。其城坊垣不<sub>レ</sub>聽<sub>レ</sub>開。

「ソ」は平城京において大路に面して門を開くことについての制限を記す史料である。居住者が三位以上でなければ大路に門を開くことができないことになっている。この規制は平安時代まで踏襲されたことが「ツ」～「ナ」によりわかるが、これらの史料では四位參議にまで大路開門が許されたことを記す。ただし、朱雀大路に面した坊城垣は例外で門を開くことは許されなかった。

#### (5) 樓閣

ラ 『養老令』 宮繕令私第宅条

凡私第宅。皆不<sub>レ</sub>得<sub>下</sub>起<sub>二</sub>樓閣<sub>一</sub>。臨<sub>中</sub>視人家<sub>上</sub>。宮内有<sub>二</sub>营造及修理<sub>一</sub>。皆令<sub>二</sub>陰陽寮扱<sub>一</sub>日。

「ラ」の史料は、宅地に樓閣を建て、人家を見下ろすことを禁じている。京内では市に樓閣があったことが『続日本後紀』承和9年(842)7月辛亥条や『延喜式』卷第42東西市司などにより明らかであるが、これは公的施設であったことによる。

#### (6) 水田

ム 『続日本後紀』 承和5年(838)7月丙辰条

秋七月丙辰朔。勅。如<sub>レ</sub>聞。諸家京中。好營<sub>二</sub>水田<sub>一</sub>。自今以後。一切禁斷。但元來卑濕之地。聽<sub>レ</sub>殖<sub>二</sub>水葱芹蓮之類<sub>一</sub>。

ウ 『延喜式』 卷第 42 左右京職

凡京中不<sub>レ</sub>聽<sub>レ</sub>營<sub>二</sub>水田<sub>一</sub>。但大小路邊及卑濕之地。聽<sub>レ</sub>殖<sub>二</sub>水葱芹蓮之類<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>因<sub>レ</sub>此廣<sub>レ</sub>溝迫<sub>レ</sub>路。

「ム」・「ウ」はほぼ同じ内容を記すもので、京内に水田を造ることを禁ずる史料である。京内に水田を造ることを想定しておらず、口分田も京内にはない。

また、「ム」・「ウ」からは、大路小路邊や卑濕之地に葱、芹、蓮などを植えることは許されている。大路小路邊や卑濕之地が宅地内なのか不明であるが、いずれにしても植えられたものが京内居住者の経済活動の主体となることはなかったとみられる。

### 第3節 班給後の宅地のあつかい

#### (1) 伝領・相続

平城京の宅地にかんして、山下信一郎は前述した「ソ」から「ナ」の史料をもとに宅地



の相続が許されていたと指摘する（山下 1998）。また、『唐招提寺文書』「家屋資財請返解案」は「某姓ム甲」の父が天平宝字年間に亡くなり、その遺産を亡父の妹3人が奪ったため某姓ム甲が京職に訴えたとする書札札であり、誰が相続するかは別にして宅地が相続されることを前提とした内容となっている。

遺産相続については戸令応分条に規定がみられる。

辛 『大宝令』戸令応分条<sup>16)</sup>

応<sub>レ</sub>分者、宅及家人奴婢並入<sub>レ</sub>嫡子<sub>一</sub>（其奴婢等、嫡子随<sub>レ</sub>状分者聽）、財物半分、一分庶子均分、妻家所<sub>レ</sub>得奴婢不<sub>レ</sub>在分限<sub>一</sub>（還<sub>レ</sub>於本宗<sub>一</sub>）、兄弟亡者、子承<sub>レ</sub>父分<sub>一</sub>、兄弟俱亡則諸子均分、寡妻妾無<sub>レ</sub>男承<sub>レ</sub>夫分<sub>一</sub>（若夫兄弟皆亡各同<sub>レ</sub>一子之分<sub>一</sub>、有<sub>レ</sub>子無<sub>レ</sub>子等、謂在<sub>レ</sub>夫家<sub>一</sub>守<sub>レ</sub>志者）、

ノ 『養老令』戸令応分条

凡<sub>レ</sub>応<sub>レ</sub>分者。家人。奴婢。氏賤。不<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>此限<sub>一</sub>。田宅。資財。其功田功封。唯入<sub>レ</sub>男女<sub>一</sub>。摠計作<sub>レ</sub>法。嫡母。繼母。及嫡子。各二分。妾同<sub>レ</sub>女子之分<sub>一</sub>。庶子一分。妻家所得。不<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>分限<sub>一</sub>。兄弟亡者。子承<sub>レ</sub>父分<sub>一</sub>。養子亦同。兄弟俱亡。則諸子均分。其姑姉妹在<sub>レ</sub>室者。各減<sub>レ</sub>男子之半<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>已出嫁<sub>一</sub>。未<sub>レ</sub>經<sub>レ</sub>分財<sub>一</sub>者。亦同。寡妻妾無<sub>レ</sub>男者。承<sub>レ</sub>夫分<sub>一</sub>。女分同<sub>レ</sub>上。若夫兄弟皆亡。各同<sub>レ</sub>一子之分<sub>一</sub>。有<sub>レ</sub>男無<sub>レ</sub>男等。謂。在<sub>レ</sub>夫家<sub>一</sub>守<sub>レ</sub>志者。若欲<sub>レ</sub>同財共居<sub>一</sub>。及亡人存日処分。證拋灼然者。不<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>此令<sub>一</sub>。

『大宝令』と『養老令』で相続の内容が異なっているが、いずれにしても、基本的には宅地が相続の対象であったことがわかる。

西野悠紀子の研究によれば、平安京では9世紀に造営され10世紀以降も存続した邸宅は原則的に後院と摂関家中枢の手にわたったものに限られる（西野 2007）。そして、継続して使用される宅地の数は極めて少なく、9世紀の貴族邸宅の多くは1～2代で廃絶・移転する例がむしろ普通で、そのなかで条件に恵まれたものが例外的に継続して使用されたとする。その理由として、9世紀にはまだ父系によって継承される「家」という組織が未熟であったとする。

平城京の発掘調査では藤原京から遷都した710年から長岡京に遷都する784年までの間、維持され続けた貴族邸宅はほとんどみられない。宅地の規模が変化したり、建物配置や建物構成が大幅に変わることが多く、貴族邸宅として伝領・相続が継続的におこなわれたとは考え難い。貴族邸宅として維持されるのは長くて50年程度であり、条件が整った場合に2～3世代の伝領・相続がおこなわれたと考えられる。

一度班給された宅地は相続や伝領が可能なシステムとなっていたが、相続や伝領した後、その子孫が邸宅を維持できたかどうかは別問題で、そこには相続・伝領した人物の位階や婚姻形態・居住形態の問題があり、継続的に維持しつづけることは困難だったのではないだろうか。

## (2) 売買

長岡京や平安京では、土地売券がみられることから宅地の売買がおこなわれたことがわかる。長岡京では延暦7年(788)の「六条令解」、平安京では延喜12年(912)の「七条令解」(又)などの土地売券がみられる。

平城京以前に遡る土地売券はないが、平城京左京八条三坊に所在した相模国調邸を造東大寺司が購入する例や、左京五条六坊の地を正四位下の佐伯今毛人が大安寺から購入する例がみられること、『正倉院文書』「月借錢解」から宅地が借金の質物として抵当にいれられていることから、班給された宅地は売買可能であったと考えられている(山下1998)。

以上のとおり、本主が死亡した場合、京内宅地では伝領や相続、売買などが一定程度認められる。伝領や相続をした場合、相続した本主は当初の本主よりも位階が低かったと想定されるが、だからといって位階に合った宅地に班給替えがされるなどの対応はおこなわれなかったとみられる。一方、本主の位階が上がるたびに宅地を拡大させるような隣接地の余地を見込んだ都市計画は想定しがたい。

律令国家による宅地の広さに対する統制は、遷都当初に一元的におこなわれたとしても、その後、世代がかわることに対して何らかの規制を強制的におこなったわけではなく、一定の方向性のなかで運用されていたと考えられる。

## 第4節 宅地の公的要素

### (1) 家政機関

『養老令』「家令職員令」によると一品から四品の親王・内親王と一位から従三位の家政を執らせるために、律令国家から家令が支給され、「家」を維持するための家政機関がおかれたことがわかる。家令の位階は各家本主の位階によるが、家令、扶、従、書吏の四等官が設置された。このように位の高い人には公的に職員が与えられ各宅地において家政機関にかかわる執務をおこなっていたことは、宅地が単に居住施設としての役割だけでなく、律令政府による統治といった政治的意図が少なからず宅地に影響を与えていたと考えられ、それはある種の公的役割を宅地が担っていたといえよう。

家政機関については、平城京左京三条二坊一・二・七・八坪の長屋王邸の発掘調査で出土した木簡などから長屋王と高市皇子の2系統の家政機関があったと考えられている(奈良県教育委員会1995)。高市皇子の家政機関を引き継いでいることは、前述した宅地の伝領・相続とかかわり興味深いところであるが、家政機関というソフト面に対してハード面として実際の施設がどのような建物や空間で構成されていたのかは明らかではない。

### (2) 正月の拝礼

オ 『日本書紀』天武8年(679)正月戊子条

詔曰、凡当<sub>レ</sub>正月之節<sub>一</sub>、諸王諸臣及百寮者、除<sub>レ</sub>兄姉以上親及己氏長<sub>一</sub>、以外莫<sub>レ</sub>拜焉。

其諸王者、雖<sub>レ</sub>母、非<sub>レ</sub>王姓<sub>一</sub>者莫<sub>レ</sub>拜。凡諸臣亦莫<sub>レ</sub>拜<sub>レ</sub>卑母<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>正月節<sub>一</sub>、復准<sub>レ</sub>

此。若有<sub>レ</sub>犯者<sub>一</sub>、随<sub>レ</sub>事罪之。

ク 『続日本紀』文武元年（697）閏12月庚申条

禁<sub>三</sub>正月往来行<sub>レ</sub>拜賀之礼<sub>一</sub>。如有<sub>レ</sub>違犯者<sub>一</sub>。依<sub>三</sub>淨御原朝庭制<sub>一</sub>。決<sub>一</sub>罰之<sub>一</sub>。但聽<sub>レ</sub>拜<sub>三</sub>祖父兄及氏上者<sub>一</sub>。

ヤ 『養老令』儀制令元日条

凡元日。不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>拜<sub>三</sub>親王以下<sub>一</sub>。唯親戚。及家令以下。不<sub>レ</sub>在<sub>三</sub>禁限<sub>一</sub>。

「オ」から「ヤ」の史料により、7世紀後半から8世紀の宅地で正月の拝礼がおこなわれたことがわかる。正月の拝礼は重要な儀礼の1つであり、最たるものは宮内における元日朝賀である。大極殿に天皇が御し、朝堂院に臣下が列立して拝賀を受けることは律令官僚制の君臣関係を示すものであった。その縮小版が宅地でもおこなわれていた。

「オ」によれば、正月の節に諸王・諸臣・百寮は兄姉以上の親族と氏長を除いて拝礼を禁じている。また、「ク」についても祖兄、氏上を除き拝礼を禁じており、違反した場合は処罰の対象となった。「ヤ」によれば親王以下は正月の拝礼が認められていないが、親戚や家令はその限りではないとされる。

その後、平安京では以下の史料がみられる。

マ 『御堂関白記』長和5年（1016）正月1日丙午条

一日、丙午、天地四方拜如<sub>レ</sub>常、家子・上達部・殿上人・家司等拜礼如<sub>レ</sub>常

11世紀にいたっても元日に家子、上達部、殿上人、家司などが拝礼することが常の如とされている。

前述したように、家令は公的に設置されたものであることから、宅地が公的な儀礼の場として利用されたといえる。ただし、家令は本主と私的なつながりが少なからずあるとの指摘もあり（渡辺直1972）、公私を明確に分けることはできないかもしれない。

いずれにしても、上級貴族の邸宅には、大極殿と朝堂院に対応するような儀礼の場が存在し、親戚や家令からの拝礼を受けていた。

## 第5節 小結

本章では、都城の宅地の規制やあつかいにかかわる文献史料を整理した。その結果、宅地班給をおこなうことや大路に門を開くことについての規制など、遷都しても変わらない点がある一方で、宅地班給面積の変化や築地塀修理の担い手の変化、寺院・堂舎の規制など遷都や時代によって変化する点が明らかとなった。

このような点は、律令国家による統治が一貫しておこなわれた部分と、各都城や社会の実情にあわせて適宜対応したり、律令国家による統治施策が変化したことを示していると考えられる。

都市構造の変化や律令国家による統治施策の変化を明らかにすることは、本稿の課題でもあり、本章で示した文献史料の記述をふまえ、次章以降で具体的に検討をおこなう。

### 第3章 大規模宅地の中枢施設<sup>17)</sup>

本章では、大規模宅地中枢部における建物群の構造や配置をとりあげ、その特徴を明確にする。また、大規模宅地の性格について居住施設という機能に加え、その他にどのような機能を有していたのか検討したい。

なお、本章では上記のような問題意識のもと主に7世紀後半から9世紀の都城における大規模宅地の発掘成果を分析対象とする。藤原京以降のものは一町以上のもの、それより前の事例は桁行5間以上の大規模な建物を計画的に配置している例を抽出することとした。資料的な制約から建物の規模や配置など推定復元によるところもあるが、そのことを充分考慮したうえで表6に挙げた19遺跡（時期細分などによる31例）をもとに現状でのとりまとめを試みたい<sup>18)</sup>。

#### 第1節 大規模宅地中枢部の構造（表6・図1～5）

##### （1）中枢施設の建物

大規模宅地の中枢施設は、正殿・脇殿・後殿・前殿<sup>19)</sup>といった建物群で構成される。

**正殿** 正殿は宅地の中で最も中心的な建物であり、東西棟で南面する。

建物規模は桁行が5間と7間と9間があり、偶数間のものはみられない。7間が最も多く7割弱を占める。ついで5間が約2割、9間が約1割であることから正殿は桁行7間をスタンダードとし、場合によっては5間や9間の奇数間を志向したといえる。梁行は2間から5間のものがあるが、身舎が2間で廂付の場合が多い。廂の多寡は、二面廂が9例、ついで四面廂が8例、片廂が4例である。四面廂は特に飛鳥・藤原京でその割合が高い。また、三面廂は3例、無廂は2例と少ない。三面廂は当時の建物としてあまり多用されなかったとみられるが、無廂が少ない点は、正殿が宅地の中で最も格が高い建物であることを廂の多寡により具現化したことによるものと考えられる。

構造は礎石建ちのものと、掘立柱のものがあるが、礎石建ちのものは平城京左京二条二坊十二坪（Ⅱ期）と平城京左京三条一坊十五・十六坪、平安京右京一条三坊九町のみで、他は全て掘立柱である。平城京左京三条一坊十五・十六坪の例は、当初、掘立柱建物であったものを礎石建ちに建て替える。また、平安京右京一条三坊九町は身舎が礎石で廂が掘立柱構造である。このような礎石・掘立柱併用建物は、平安京右京三条一坊三町や平安京右京三条二坊十六町などでもみられ、長岡京以降の大規模建物でしばしば採用された。

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪（A・B期）では正殿に床束がみられる。また、平城京左京三条二坊十五坪の東区画正殿は、縁が建物の北と南に付設されていることから床張りであったと想定できる。宮殿では藤原京以降、瓦葺・礎石建ちで土間構造の建物が採用されるが、天皇の居住施設である内裏では、掘立柱建物が主たる構造であった。これ

表6 大規模宅地中枢一覧

	都城	遺跡		正殿					脇殿 左右対称	後殿	前殿	前庭		区画		建物配置 類型																		
				桁行 (間)	梁行 (間)	廂 (面)	間※1	床※2				東西 (m)	南北 (m)	東西 (m)	南北 (m)																			
1	飛鳥	五条野内垣内遺跡		9	4	4			×	-	○	×	×	50	-	IV B																		
2		五条野向イ遺跡		7	2	0			×カ	○	×	35	20	60	-	VI Aカ																		
3		稲淵川西遺跡		5以上	4	4			-	○	-	-	-	-	-	I Bカ																		
4		雷丘北方遺跡		5	4	4			×	-	○	50	25	80	-	IV B																		
5	藤原京	右京七条一坊西南坪		9	5	4			×	○	○	×	×	60	50	IV B																		
6	平城京	左京二条二坊十二坪		II期	7	4	4			-	-	×	45	25	50	-	I A																	
7		左京三条一坊十五・十六坪			7	4	2			○	○	○	×	×	-	-	I B																	
8		左京三条二坊		A期	7	5	2	○	○	×	○	×	×	×	80	115	V A																	
9		一・二・七・八坪		B期								×	50	35	80	80	V A																	
10				C期								7	4	2			-	×	○	60	40	80	90	VII										
11		左京三条二坊 十五坪		西区画	A1期	9	4	2	○		-	○	×	50	10	50	-	VII																
12				A2期	7	4	2			-	○	×	50	10	50	-	VII																	
13				A3期						-	○	×	-	10	-	-	-	VII																
14				東区画	A1期	7	4	4		○		-	×	×	-	10	-	-	-	VII														
15				A2期	-																×	×	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	VII
16				A3期	-																×	×	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17		左京三条四坊十二坪		II期	7	3	1		△	×	×	×	15	20	-	-	VI B																	
18				III期	5	3	1			×	×	○	20	20	-	-	IV B																	
19		左京四条二坊一坪		II期	7	4	4			-	×	×	45	45	-	-	II Aor V A																	
20				III期	7	3	3			-	×	○	30	20	30	50	I A																	
21		左京五条一坊一・八坪		B期	5	2	0	○		-	×	○	30	10	30	40	VII																	
22	左京五条二坊十四坪		II期	7	3	3			×	×	×	25	-	-	-	VI B																		
23			III期	7	3	3			○	×	○	30	20	-	-	II A																		
24	左京五条二坊十六坪		B期	7	4	2			×	○	×	-	25	-	-	VI Aカ																		
25	左京七条一坊十六坪		II期	5	3	1	○		×	×	×	30	50	50	65	VI A																		
26			III期	5	3	1			×	○	×	40	30	50	80	VI A																		
27			IV期						-	×	×	55	30	50	-	VII																		
28	右京三条三坊一坪		B期	5	4	2			×	○	×	40	15	55	50	VI A																		
29	長岡京	左京二条二坊十町		7	5	2			○	○	×	50	20	50	65	VIII																		
30	平安京	右京一条三坊九町		7	5	2			×	○	×	35	30	50	65	VI B																		
31		右京六条一坊五町		7	4	4			×	○	×	40	15	50	-	VI B																		

※1 「間」は間仕切り  
 ※2 「床」は床束(床張り)

は、土間より床張りのほうが居住に適していたことに起因するのであろう。床束は簡易な場合が多く、発掘調査で検出されにくいことを考慮すると、大規模宅地の正殿は床張りが比較的多かったものと考えられる。

また、平城京左京三条二坊一・二・七・八坪(A・B期)や平城京左京三条二坊十五坪西区画(A1期)、平城京左京五条一坊一・八坪(B期)、平城京左京七条一坊十六町(II期)では正殿に間仕切りがみられる。間仕切りは建物内部を細分する機能を有するものである。正殿には居住以外にも儀礼、政務、饗宴機能が想定されるが、9世紀後半以降に天皇の御在所となる清涼殿では間仕切りが多く、建物内部を細分していたことを勘案すると、正殿における間仕切りの存在は儀礼や饗宴施設というよりも、政務や居住施設としての役割を重視したといえるのではないだろうか。宅地の正殿についても日常的な居住空間という機能面が建物構造に反映したとみられる。



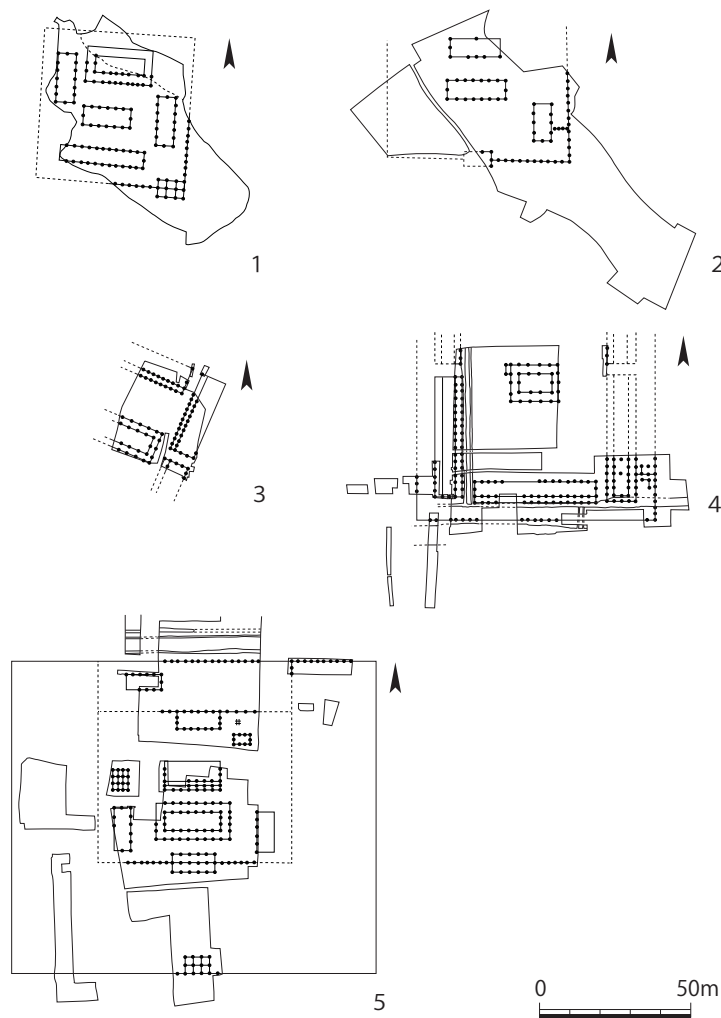


図1 飛鳥・藤原京の大規模宅地 (S=1/2,500)

- 1：五条野内垣内遺跡 2：五条野向イ遺跡 3：稲淵川西遺跡  
4：雷丘北方遺跡 5：藤原京右京七条一坊西南坪

脇殿 脇殿は、正殿の東西もしくは東南・西南に配された南北棟建物である。

脇殿は東と西に配置するもの、東か西どちらか一方にしかないものがあり、脇殿を配さない例もある。

東と西に配置するもののうち、正確に左右対称に脇殿を配するのは平城京左京三条一坊十五・十六坪、平城京左京五条二坊十四坪（Ⅲ期）、長岡京左京二条二坊十町の3例に限られる。五条野内垣内遺跡、雷丘北方遺跡、藤原京右京七条一坊西南坪、平城京左京三条四坊十二坪（Ⅱ・Ⅲ期）、平城京左京五条二坊十四坪（Ⅱ期）、平安京右京一条三坊九町、平安京右京六条一坊五町では、東と西に脇殿を配するが、建物の規模が異なっていたり、対称の位置にない。

脇殿が東西のどちらか一方にしかない例は、五条野向イ遺跡、平城京左京三条二坊一・二・七・八坪（A・B期）、平城京左京五条二坊十六坪（B期）、平城京左京七条一坊十六

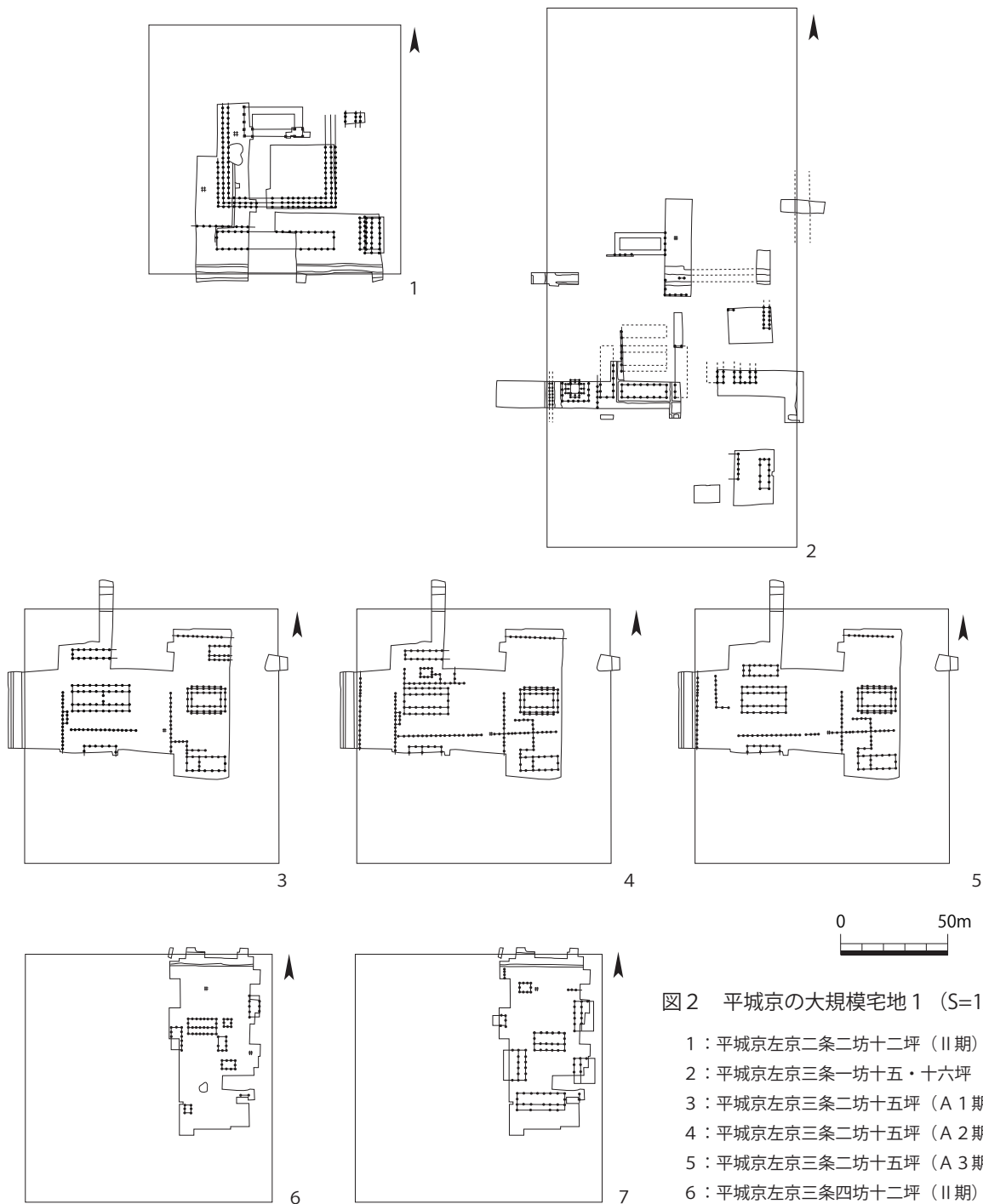


図2 平城京の大規模宅地1 (S=1/3,000)

- 1：平城京左京二条二坊十二坪（Ⅱ期）
- 2：平城京左京三条一坊十五・十六坪
- 3：平城京左京三条二坊十五坪（A 1期）
- 4：平城京左京三条二坊十五坪（A 2期）
- 5：平城京左京三条二坊十五坪（A 3期）
- 6：平城京左京三条四坊十二坪（Ⅱ期）
- 7：平城京左京三条四坊十二坪（Ⅲ期）

坪（Ⅱ・Ⅲ期）、平城京右京三条三坊一坪（B期）である。平城京右京三条三坊一坪（B期）のみが西脇殿で、その他は東脇殿である<sup>20)</sup>。脇殿を一棟配する場合は東側に配する場合が多い。

脇殿がない例は、平城京左京二条二坊十二坪（Ⅱ期）、平城京左京三条二坊一・二・七・八坪（C期）、平城京左京三条二坊十五坪、平城京左京四条二坊一坪（Ⅲ期）、平城京左

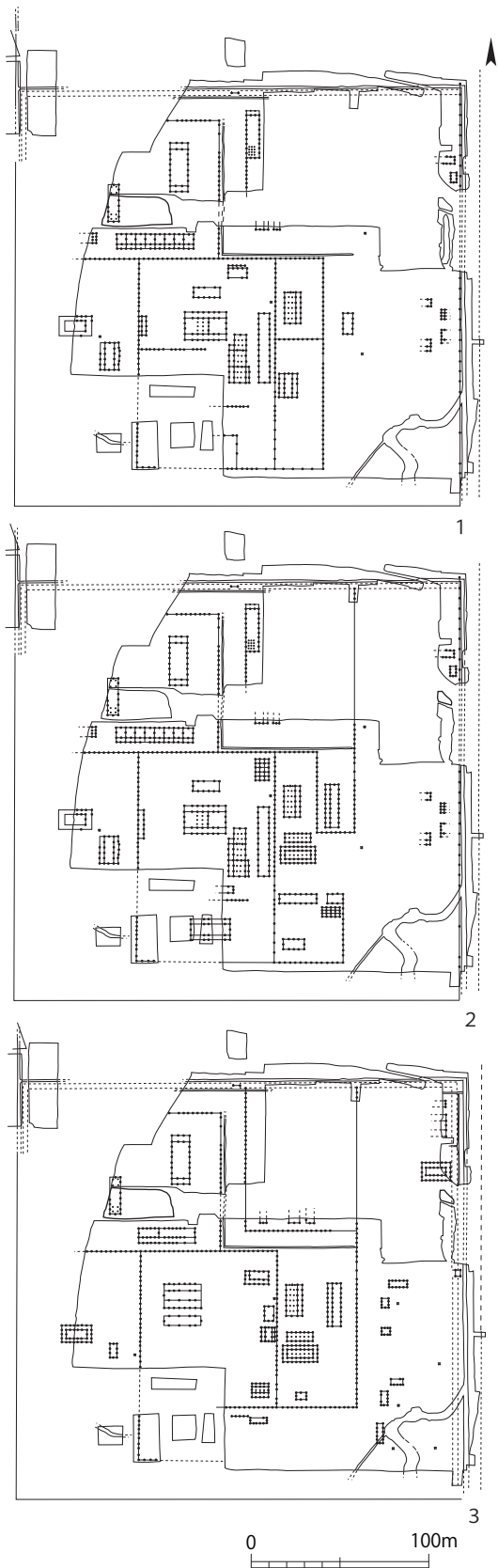


図3 平城京の大規模宅地2 (S=1/4,000)

- 1：平城京左京三条二坊一・二・七・八坪 (A期)
- 2：平城京左京三条二坊一・二・七・八坪 (B期)
- 3：平城京左京三条二坊一・二・七・八坪 (C期)

京五条一坊一・八坪、平城京左京七条一坊十六坪 (IV期) である。

脇殿の規模は、桁行柱間が3間から17間までみられる。5間が多く約3割を占める。ついで7間が約2割、8間以上は全体の2割に満たない。正殿と比べ際立った規模の脇殿は17間の雷丘北方遺跡と11間以上の稲淵川西遺跡のみで、古いほうが長舎の割合が高い傾向にある。

廂の多寡については、無廂が6割以上を占め、正殿との格差がみられる。脇殿は正殿に比べ規模が小さく、廂の多寡も少ない傾向を指摘できよう。雷丘北方遺跡や平安京右京六条一坊五町のように脇殿が四面廂の例もあるが、雷丘北方遺跡は桁行が長大であることもあり、特殊な例といえる。

脇殿の機能としては、①居住空間、②儀礼空間、③政務空間、④饗宴空間、⑤クラ (宝物庫、文書庫) が想定できる。①については寝殿造りとの関係で後述する。②～④については、儀礼や政務、饗宴の際に家司などが脇殿に座したと想定されるが、脇殿が東西一方にしかない場合や、全く配されない場合があることから、大規模宅地でおこなわれる儀礼や饗宴の際に家司などが脇殿に着座することが重視されなかった、もしくはそれほど広いスペースが必要とされなかったとみられる。また、家司などの政務は雑舎域など別の場所でおこなわれた可能性がある<sup>21)</sup>。

⑤については国庁の脇殿にはクラとして利用されたものが含まれるとの指摘されていることが参考になる (古尾谷 2017)。平城京左京三条二坊一・二・七・八坪 (A・B期) の脇殿は床張りであり、宝物庫や文





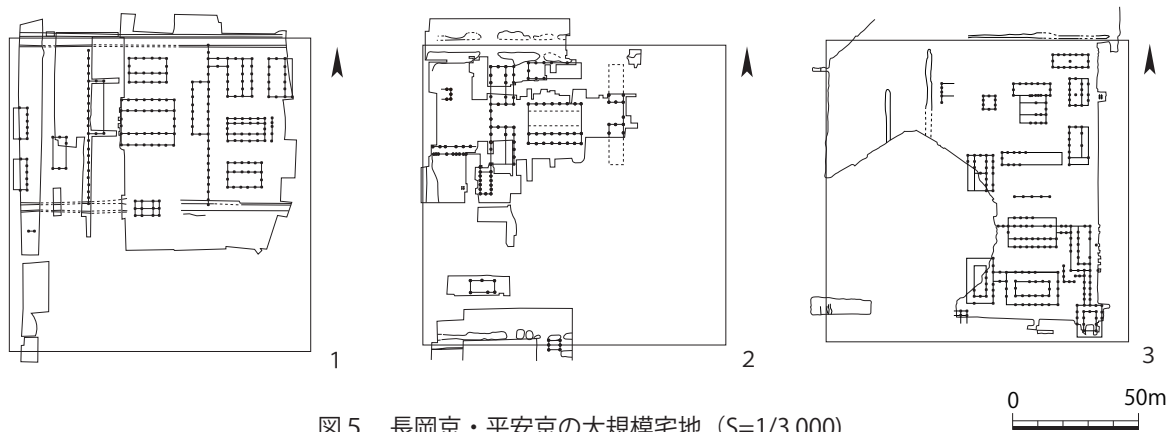


図5 長岡京・平安京の大規模宅地 (S=1/3,000)

1：長岡京左京二条二坊十町 2：平安京右京一条三坊九町 3：平安京右京六条一坊五町

書庫と考えることもできる。具体的な例が多いわけではないが、大規模宅地の脇殿の中にはクラとして利用された例もあったと考えられる。

**後殿** 後殿は、正殿と中軸を揃えて北に配する東西棟建物である。後殿を配する大規模宅地は13例で、後殿想定位置が未調査の例を除外すると約半数を占める。正殿と後殿の桁行柱間が同じ、もしくはひとまわり後殿が小規模である例が多い。

廂の多寡については、無廂が8例と大半を占め、ついで片廂が4例であることから正殿との格差が明確化されていたと理解できる。

李陽浩は正殿と後殿の距離について、宮殿と地方官衙政庁の比較検討をおこなっており、以下の点を指摘する(李2016)。  
 ①宮殿では正殿と後殿の心々間距離が44～49mの一群と27～31mの一群がある。  
 ②大国の国庁は27～31mである。  
 ③その他の国庁や郡庁は15～20mである。

京内の大規模宅地では、正殿と後殿の心々間距離が15～25mであることから、大国以外の国庁や郡庁の例に近似する。後述するように大規模宅地中枢施設の規模は一辺50m前後であり、郡庁の規模と近似することから、正殿と後殿の距離は区画の規模に対応していたと考えられる。また、建物の軒の出等を考慮すると、建物間の空間は10mに満たないものが多い。したがって、正殿と後殿の間に庭を配する意識は低い。

宮殿で正殿と後殿を配する例は、大極殿と小安殿や豊楽殿と清暑堂などがある。小安殿や清暑堂の機能としては、天皇が正殿である大極殿や豊楽殿に出御する際の待機場所である。儀礼の際などは、正殿の後方から出御するのを、正殿の前庭に列立する官人たちが臨むことで、威厳ある空間をつくりだす役割があった。大規模宅地にも同様の機能が想定できるが、後殿のない例が約半数あることから、必ずしも必要な施設であったわけではない。

**前殿** 前殿は、正殿と中軸を揃えて、南に配する東西棟建物である。五条野内垣内遺跡は、中軸線上になく特殊な例といえる。前殿を配する大規模宅地は9例で約3割を占める。正殿と桁行柱間が同じ、もしくは正殿に比べ前殿がひとまわり小規模である場合が多い。また、ほとんどの場合が無廂建物という特徴がある。雷丘北方遺跡は東西17間の長大な建

物を配するが、その位置が前庭の南に位置することや廂付建物であることなど特殊な例といえる。

正殿と前殿の心々間距離は10～15mのものが大半であり、正殿と前殿の間に庭を確保する意識は希薄である。ただし、雷丘北方遺跡は37mであり、正殿と前殿の間に庭を設ける。

前殿の南に庭を確保する例は、平城京左京三条二坊一・二・七・八坪（C期）、平城京左京四条二坊一坪（Ⅲ期）、平城京左京五条二坊十四坪（Ⅲ期）がある。このような例は前殿が儀礼や饗宴の際に主人が正殿から出向き着座する場として機能したとみられ、宮殿でいうと大極殿閣門にあたると思われる。藤原京右京七条一坊西南坪は正殿の南に五間門があり、大極殿閣門と同じ役割があったと推察される。

後殿に比べ前殿を配する宅地が少ない<sup>22)</sup>ことは、前殿と正殿が一体化した施設として設けられた可能性がある。国庁では8世紀後半ないし9世紀以降に前殿がなくなる傾向が指摘されており（山中敏1994）、政務や儀式、饗宴の変容にともない前殿の機能が失われたり、前殿機能が正殿に吸収されたと考えられている。京内の大規模宅地でも長岡京や平安京の大規模宅地では前殿を配置しない。

## （2）庭と区画施設

前庭 前庭は、正殿や前殿の南の広場空間である。東西幅は脇殿の有無にかかわるが15～80mまであり、20～50mのものが多し。南北幅は10～50mまであり、10～30mが多い。平安時代中期の『作庭記』には、前庭の規模として階隠の外の柱から池の汀まで6から7丈（18～21m）、内裏（内裏儀式）の場合は8から9丈（24～27m）と記述があり、おおむね合致する。前庭は東西に幅広い傾向が指摘できるが、その規模等は各宅地で異なる。

前庭の機能については、『日本書紀』天武8年（679）正月戊子条に「戊子、詔曰、凡当<sub>レ</sub>正月之節<sub>一</sub>、諸王諸臣及百寮者、除<sub>レ</sub>兄姉以上親及己氏長<sub>一</sub>、以外莫<sub>レ</sub>拜焉。其諸王者、雖<sub>レ</sub>母、非<sub>レ</sub>王姓<sub>一</sub>者莫<sub>レ</sub>拜。凡諸臣亦莫<sub>レ</sub>拜<sub>一</sub>卑母<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>正月節<sub>一</sub>、復准<sub>レ</sub>此。若有<sub>レ</sub>犯者<sub>一</sub>、随<sub>レ</sub>事罪之。」とあることや、『続日本紀』文武元年（697）閏12月庚申条に「庚申。禁<sub>三</sub>正月往来行<sub>一</sub>拜賀之礼<sub>一</sub>。如有<sub>レ</sub>違犯者<sub>一</sub>。依<sub>三</sub>浄御原朝庭制<sub>一</sub>。決<sub>一</sub>罰之<sub>一</sub>。但聽<sub>レ</sub>拜<sub>一</sub>祖父兄及氏上者<sub>一</sub>」とあることから、儀礼をおこなう際に家族や家臣が列立する場とみられる。

『作庭記』からは儀礼・拝礼空間が寝殿と園池の間に設けられたことがわかるが、南に池を造ろうとするのに庭を八から九丈もとったなら、池の広さを確保できないので注意すべきである、とする。

寝殿造りが成立し、広大な園池が造られるようになっても、拝礼のための前庭空間が意識されていたことがわかる。前庭と園池の関係は、宅地における儀礼と饗宴の空間利用と深くかかわるものと考えられる。

圍繞施設と門 宅地中枢施設の圍繞施設の種類には、掘立柱塀と回廊がある。回廊は平城京左京二条二坊十二坪（Ⅱ期）、平城京左京四条二坊一坪（Ⅲ期）のみで掘立柱塀が大半である。

中枢施設の門が発掘調査でみつまっているのは6例と少ない。五条野内垣内遺跡のみ区画東南隅に門を配するが、原則的には区画中軸南端で正殿の正面に位置する。条坊制施工以降の都城では、中枢施設は宅地内部に内郭構造をとることが多いため、門は中門と位置づけられる。

中門から入ると、前庭が広がり奥には正殿が、東西に脇殿が配される景観が、五条野向イ遺跡や長岡京左京二条二坊十町で復元できる。

門の形式は五間門が1例、八脚門が4例、八脚門の可能性が高いものが1例である。条坊に面して開く門は棟門が多いことから（家原2012A）、中門は格が高いことが特徴といえる。中門から内部は特殊な空間であることを意識付ける効果があったのであろう。

中枢施設の広さと位置 掘立柱塀などで圍繞される中枢施設の規模は、東西幅が30～80mで、50m前後のものが多い。南北幅は40～115mで、東西幅同様50m前後のものが多い。一辺100mを超える例は、平城京左京三条二坊一・二・七・八坪に限られ、4町占地であったことが影響しているのかもしれない。

中枢施設は宅地の中でも中央北寄りや中央南寄りに配する場合が多い。ただし、平城京左京三条一坊十五・十六町は中軸より西に、平安京右京六条一坊五町は南東部に配され必ずしも敷地の中軸というわけではない。

## 第2節 中枢施設の建物配置

### （1）建物配置の諸類型

山中敏史が郡庁の事例から建物配置の分類をおこなっており（山中敏1994、2004）、本節ではその分類をもとに以下のⅠ～Ⅷ類に大別する。

Ⅰ類（口の字型） 正殿と両脇殿および、南門の両脇に正殿と向かい合うよう回廊や長舎を「口」の字状に配置するものをⅠ類とする。左右対称に整然とした計画性の高い建物配置をとる。

Ⅰ類は回廊をめぐるもの（A）、桁行7間以上の長舎を口の字にならべるもの（B）、口の字形にならぶ建物が長舎ではないもの（C）に細分できる。

ⅠA類に該当するのは平城京左京二条二坊十二坪（Ⅱ期）と平城京左京四条二坊一坪（Ⅲ期）である。平城京左京二条二坊十二坪（Ⅱ期）は複廊、平城京左京四条二坊一坪（Ⅲ期）は単廊である。平城京左京四条二坊一坪（Ⅲ期）は単廊が北面にめぐらないが、回廊であることを重視し、ⅠA類に分類する。

ⅠB類は平城京左京三条一坊十五・十六坪が該当する。また、南半が不明であるが、稲淵川西遺跡もⅠB類の可能性はある。

I C類は京内の大規模宅地では現在のところみつからない。

I A類は8世紀後半でもみられるが、I B類は7世紀から8世紀前半に顕著である。

II類（コの字型） 正殿と東西脇殿で構成し、「コ」の字を90度回転させた建物配置のものをII類とする。脇殿は桁行7間以上の長舎で、左右対称の計画性の高い配置をとる。正殿が廂付で脇殿とは隔絶した構造のもの（A）と、正殿が脇殿同様に長舎構造をとり、とくに隔絶しないもの（B）に細分できる。

II A類は平城京左京五条二坊十四坪（III期）が該当する。平城京左京四条二坊一坪（II期）は西脇殿推定位置が未調査であるが、東脇殿の対称位置に西脇殿が同規模同構造で配したならII A類となる。

II B類は京内の大規模宅地では現在のところみつからない。

III類（品字型） 正殿と両脇殿で構成し、「品」字状に建物を配するものをIII類とする。II類に比べ脇殿の桁行が7間より小さく、長舎ではないことを特徴とする。

京内の大規模宅地では現在のところみつからない。

IV類（口の字省略変形型） I類の口の字型建物配置から東西どちらか一方の脇殿を省略したり、東西脇殿の構造や配置が異なるもので、左右非対称の配置をとるものをIV類とする。脇殿の片方を省略するもの（A）と、脇殿が東西にあるが非対称なもの（B）に細分できる。

IV A類は京内の大規模宅地では現在のところみつからない。

IV B類は五条野内垣内遺跡、雷丘北方遺跡、藤原京右京七条一坊西南坪、平城京左京三条四坊十二坪（III期）が該当する。雷丘北方遺跡は東脇殿が四面廂で、西脇殿が二面廂であることに加え、東脇殿のほうが桁行一間分南に長く、非対称である。IV B類は古い傾向にある。

V類（コの字省略変形型） II類のコの字型建物配置から東西どちらか一方の脇殿を省略したり、東西脇殿の構造や配置が異なるもので、左右非対称の配置をとるものをV類とする。脇殿の片方を省略するもの（A）と、脇殿が東西にあるが非対称なもの（B）に細分できる。

V A類は平城京左京三条二坊一・二・七・八坪（A・B期）が該当する。平城京左京四条二坊一坪（II期）は西脇殿推定位置が未調査であるが、西脇殿が省略されたり、東脇殿と左右対称でなければV類に含まれる。いずれにしても、II類やV類の脇殿は桁行が7間、もしくは9間であり、桁行の長さは正殿と同規模といえる。

V B類は京内の大規模宅地では現在のところみつからない。

VI類（品字省略変形型） III類の品字型建物配置から東西どちらか一方の脇殿を省略したり、東西脇殿の構造や配置が異なるもので、左右非対称の配置をとるものをVI類とする。脇殿の片方を省略するもの（A）と、脇殿が東西にあるが非対称なもの（B）に細分できる。

VI A類は平城京左京七条一坊十六坪（II・III期）、平城京右京三条三坊一坪（B期）が



該当し、五条野向イ遺跡、平城京左京五条二坊十六坪もその可能性がある。

VI B類は平城京左京三条四坊十二坪（Ⅱ期）、平城京左京五条二坊十四坪（Ⅱ期）、平安京右京一条三坊九町、平安京右京六条一坊五町が該当する。

京内の大規模宅地ではVI類の例が最も多い。

VII類（両脇殿省略型） 明瞭な脇殿を伴わないものをVII類とする。

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪（C期）、平城京左京三条二坊十五坪、平城京左京五条一坊一・八坪、平城京左京七条一坊十六坪（Ⅳ期）が該当する。

VIII類（その他） IからVII類に含まれない建物配置をとるものをVIII類とする。

長岡京左京二条二坊十町が該当する。脇殿が正殿の東西北寄りに位置する。

以上、建物配置による分類をおこなったが、各宅地で多様性が認められることが明らかとなった。ただし、そういったなかでも、いくつかの特徴を見出せる。

- ① I類とⅣ類は古い傾向にある。
- ② VI類とVII類で約6割を占める。
- ③ VI A類とVII類は平城京で顕著にみられる。
- ④ 長岡京以降はVI B類とVIII類で脇殿を省略することはない<sup>23)</sup>。

①については、長舎の脇殿を配する宅地が古いことを示している。このような特徴は京内の宅地に限られるわけではなく、宮内や地方官衙でも同様の傾向が認められる。

②は、脇殿が左右対称に配する例が少ないことを示す。③や④の特徴もあわせると、平城京までは脇殿の一方もしくは両方を省略する例が多く、長岡京以降は東西に脇殿を配するようになることが指摘できる。郡庁では8世紀後半以降、脇殿が省略されるが、京内の宅地ではそのような傾向はみられない。また、長岡京以降の脇殿の位置をみると、正殿の東西や北東・北西に配される例が多い。長岡京や平安京の事例ではいずれも後殿を配するが前殿を配さない傾向があり、正殿の前面空間の構成が平城京以前から変化することを指摘できる。

## （2）建物構造と配置からみた中枢施設の性格

宅地は居住施設であることが大前提である。そのなかで儀礼や饗宴、政務機能をどれだけ有していたのかが問題となる。

正殿には床張りや間仕切りがみられる例があることや、中枢施設の一角に井戸を配する例が複数みられることなどは、正殿を配する区画に居住施設としての機能的特徴が顕著に現れていると考えられる。

脇殿を左右対称に配するI・Ⅱ・Ⅲ類よりも左右非対称であるⅣ・Ⅴ・Ⅵ類および脇殿を配さないVII類が多いことは、宮内の諸施設や官衙とは異なる。脇殿を使用した政務や儀礼が官衙ほど想定されなかった可能性が高い。

脇殿が左右対称でなかったり、省略されたりする一方で、前庭が確保されていることから、儀礼や政務において必ずしも脇殿が必要なく、正殿と前庭で構成される空間が重視さ

れたと考えられる。正殿が宅地の中でも隔絶した規模と構造を有していたのも、前庭からの視覚的効果が重視されたからであろう。

正殿は日常的には宅地の主人が居住し政務をおこなう建物であったが、非日常である儀礼の際には前庭に家族や家司などが列立し、儀礼空間として利用した。一方、脇殿を配する場合は、脇殿において家司などが政務や儀礼の際の座として利用されたが、必ずしも必要とされたわけではなく、脇殿を省略することがあったと考えたい。

家司などの日常的な政務は家政機関にかかわることであり、中枢建物群以外の場所を想定することも可能である。また、饗宴についても、家族や家司といった限られた人々であれば、脇殿を複数配する必要はなかったと考えられる。

大規模宅地における多様な建物配置のありようは、居住施設でありながら、儀礼、饗宴、政務といった機能を兼ねていたことによるものだろう。建物配置や空間構成については宮内の内裏などを主たるモデルとした可能性もあるが、具体的な宅地構造の決定に際しては、各宅地で独自の計画のもとおこなわれた。

律令政府とすれば、条坊道路や宅地の分布、面積などの都市計画に関与しながら、宅地内部は居住者が比較的自由に諸施設を配置することを容認していたと理解できる。門を開く位置を規制することや、瓦葺や朱塗りの建物を奨励<sup>24)</sup>したのも、あくまで宅地の外観に関することであり、宅地内部までは関与していなかった。一度班給された宅地を伝領したり、売買したりするのも、居住者が宅地を自由に扱うことができたことを示しており、律令政府としては、京内の都市計画や官僚制の秩序を保つための規制をおこなっていたと考えられる。

### 第3節 寝殿造り成立についての諸問題

寝殿造りは10世紀中頃以降に成立する住宅様式であり、文献史学と建築史学から多くの研究が進められている（太田静 1987、川本 2005A、飯淵 2004 など）。しかし、発掘調査ではその構成要素となる広大な園池が発見されるものの、建物群とセットで見つかることはなく、いまだ寝殿造りの実態は明らかにされていない。

本章で検討してきた9世紀以前の大規模宅地中枢施設の構造や機能と、10世紀中頃以降に成立する寝殿造りとの関係で、中枢施設の性格とアプローチの問題にしぼり付言しておきたい。

#### (1) 中枢施設の性格

寝殿造りを構成する建物の機能とその成立、変遷過程については、主に以下の点が指摘されている（吉田 1987、川本 2005B）。

- イ 東西の対は居住施設であり、当時の婚姻居住形態と密接にかかわっている。
- ロ 寝殿造りは儀式用の建物から成立する。
- ハ 11世紀以降、儀式の会場が寝殿から対に変化し、その左右対称性が崩れる。



イについては、平城京における大規模宅地の脇殿は省略される場合が多く、建物の規模や構造などから脇殿の居住的性格が希薄であり、居住施設とされる寝殿造りの対とは利用形態が異なっていた可能性がある。たとえば、平城京左京三条二坊一・二・七・八坪の長屋王邸では、SB4500 を配する中央内郭に主人である長屋王が、SB4670 を配する西内郭に妻である吉備内親王が居住したと考えられている（奈良県教育委員会 1995）。脇殿にあたる SB4490 は宝物庫や文書庫の可能性が高いとみられ、脇殿の居住機能は認められない。長岡京や平安京の大規模宅地の脇殿が省略されず、正殿の東西や北東、北西に配される場合が多いことなどは、婚姻居住形態が変化する過程で脇殿の居住機能が充実してくる過程を示しているのかもしれない。

ロについては、宮内の内裏を寝殿造りの起源とする立場から説明されるものである。しかし、前述したように大規模宅地中枢施設の機能としては、居住と政務、儀礼機能が複雑に関連した施設であることや、各宅地で多用な建物配置をしていることなどから、寝殿造りを大規模宅地の変遷から理解する必要があり、一概に儀式用の建物から成立するとはいえない。

ハは、寝殿造りの変遷のなかで寝殿から対に機能が移るとの考えからの指摘である。ただし、脇殿の左右対称性については、奈良時代以前から左右非対称の例が多く、寝殿造りの祖形とみられる平安京右京六条一坊五町でも対は左右非対称である。左右対称性の問題は、寝殿と対の機能変化とは無関係と考えられる。

寝殿造りは、中心的建物群の南に広大な池を配すること、居住施設である対を配すること、建物群を廊で連結することなどが大きな要素と考えられる。広大な池は居住や儀礼に不可欠なものではなく、中枢施設における饗宴機能の増大と関連するのではないだろうか。また、中心的建物群に複数の居住用の建物を配し、それが廊で連結されることは奈良時代以前ではみられない。寝殿造りの成立には居住・儀礼・饗宴、それぞれの形態が変化したことが顕著に現れているのであろう。

## (2) アプローチの変化

大規模宅地へのアプローチは、寝殿造り成立過程についての視点から論及されている。すなわち、寝殿造り成立以前には南面からのアプローチだったものが、寝殿造り成立にともない東西面に変化したとされる（藤田 2005）。南からのアプローチは園池の存在が支障となって、必然的に東西へ移行したと考えられている。

アプローチが南から東西へ変化することが看取できる点に異論はない。しかし、出入口とアプローチの関係は、条坊道路からどのように宅地内へ入るのかという点と、宅地内に入ってからの掘立柱塀などで囲繞された中枢施設へどのように入っていくのかという視点があり、この2点を分けて考える必要がある。

まず、条坊道路から宅地内へのアプローチは、条坊道路に面して設けられた門から入ることになる。

『続日本紀』天平3年(731)9月戊申条には「九月戊申。左右京職言。三位已上宅門。建於大路。先已聽許。未審身墓。宅門若為処分。勅。亡者宅門不在建例。」とあり、三位以上の居住者しか大路に面して門を開くことができなかつたことがわかる。このような規定は『延喜式』にもみえるため、平安京まで踏襲された。この規定が遵守されたのであれば、三位よりも位が低い居住者は、条坊のどこに宅地を営むかによってアプローチが制限されたことになる。たとえば、四・五・十二・十三坪(町)は南に大路が通ることから、居住者が三位よりも位階が低く、一町を占地する場合は南に門を開くことができず、東・西・北のいずれかに門を開くことになる。具体的にこのような例が発掘調査でみつまっているわけではないが、建物配置などが南面を志向するにもかかわらず南からは出入りできない事例が想定しうることになる。

一方、中枢施設へのアプローチについては、格の高い中門が南面に設けられたこと、南を意識した建物配置であったことなどから、儀礼などの際における正式なアプローチは南面だったと考えられる。このような南面を意識する配置は、7世紀から9世紀まで基本的に変わっていない。つまり、大規模宅地の中枢施設は南を正面として、そこからの景観を重視していたのである。宅地内への出入りが東西面からであっても、中枢施設への主たるアプローチは南面で、内郭の東西面に出入口があったとしても、それは通用門としてのあつかいだったと考えられる。

しかし、10世紀中頃になると中枢施設へのアプローチに変化がみられる。すなわち、東西対屋から南にのびる中門廊に中門が設けられ、それが中枢施設内に入る正式な門とされた。中枢施設へのアプローチは東西に設けられた中門からということになる。東西からアプローチした場合、南からのアプローチに比べ正殿と前庭に対する視覚的効果は希薄となる。

このアプローチの変化の要因は、以下の二点が考えられる。ひとつは、儀礼などの際の主たる出入口として南に設けられた中門が形骸化していき、日常的に使用されていた東西の門が中門へと変化していったこと。もうひとつは、建物群の南に池や築山を造ることで、南からのアプローチが困難になったことである。

この二点は、いずれも南に配された中門から前庭、正殿へのアプローチが重視されていたものが、10世紀中頃に東西面へと変化したことを示す。つまり、官衙でみられるような南の中門から入ったときの広場と正殿で構成される景観の必要性が低下し、園池を含めた饗宴空間の意義が大きくなっていったことがアプローチの変化と寝殿造りの成立に大きな影響を与えたと考えられよう。

#### 第4節 小結

本章では、都城の大規模宅地をとりあげ、特に中枢施設の建物配置や空間構造について検討してきた。律令国家と大規模宅地の関係について整理し、今後の課題を明確にしておきたい。

各宅地の建物配置は多様であり、宮殿の内裏や官衙の建物配置をそのまま模倣したことはなかったとみられる。居住空間でありながら政務、儀礼、饗宴機能を兼ねることがあり、各宅地の居住者の裁量で比較的自由に建物を配置することができたことが、各宅地の多様性につながっているのではないだろうか。

このことは、一度班給された宅地内部は居住者が比較的自由に扱うことができた可能性を示唆する。宅地の伝領や売買などがおこなわれたことが史料にみられるが、この点についても律令国家による統治がおよばない宅地のありかたとして理解できよう。

10世紀中頃以降に成立する寝殿造りの構造については、いまだ不明な点が多い。寝殿造りは、律令制度が衰退する時期に成立する住宅様式であることから、その成立過程を明らかにすることは、居住や儀礼の変化および律令国家のありかたを知る上で非常に重要な論点である。本章では、9世紀以前における大規模宅地中枢部の構造との比較で寝殿造りにも言及したが、居住形態、建物の使用方法、建物構造、建物配置など詳説することができなかつた。

また、今回は一町以上を占地する宅地をひとくくりにして検討したが、一町以上であっても居住者の位階には格差があり、親王や大臣クラスと四位や五位の違い、離宮と宅地の違いなどが構造の多様性に反映しているのかもしれない。

## 第4章 平城京の宅地構造

1986年から1989年まで奈良国立文化財研究所がおこなった、平城京左京三条二坊の発掘調査では、4町を占地する大規模な貴族邸宅が発掘され、出土木簡からその邸宅の居住者が長屋王であることが判明した。この調査により、古代都城の貴族邸宅にかかわる研究は飛躍的に進展した。長屋王邸のように居住者が判明している例は稀であるが、1町以上を占地する宅地は他にも発掘調査で明らかにされており、比較検討がおこなわれている(中井1998)。

しかし、近年も都城の宅地にかかわる調査が進められているにもかかわらず、研究が活発におこなわれているとは言い難い。そこで、本章では古代都城のなかでも発掘調査が最も進んでいる平城京をとりあげ、次のような視点から具体的な分析を進め、都城における宅地の構造について検討したい。

- ・宅地と条坊道路との関係。
- ・宅地における門の位置と構造。
- ・宅地割の実態とその変遷。
- ・宅地の規模別分布とその変遷。
- ・大規模宅地の諸要素の特徴と空間構成。

### 第1節 宅地と条坊道路

#### (1) 宅地の規模と条坊内の位置

平城京の条坊は一辺約133m(375大尺)の等分線を基準とし、そこから路面幅を設定する方法をとっている。このような条坊区画割は「分割型」と呼ばれ、平安京でみられる同じ面積の宅地を集めた方法で設定された「集積型」と区別されている(稲田1973)。

「分割型」の場合、路面幅の広狭により、宅地の大きさが変わるといった特徴がある。すなわち、大路に面している宅地は狭くなり、小路に面する宅地は広くなる。平城京の場合、条坊道路を大路や条・坊間路、小路に大別でき、道路幅の違いがあったことが明らかにされている(井上1984)。第2章で示したように、三位以上の貴族でなければ大路に門を開けることができないといった規制があり、大路に門を開くことが、その宅地の居住者の位階を示す要素になっていた。しかし、大路に面する宅地は、その他の坪よりも面積が狭くなるという矛盾を抱えていた。ここでは、大規模宅地が大路に面することを優先するのか、それとも面積の広さを重視して小路や条・坊間路に面する宅地が選ばれたのかを分析したい。

まず、1つの坊内にある16の坪を大路、条・坊間路、小路に面することにより3つの類型に大別する(図6)。

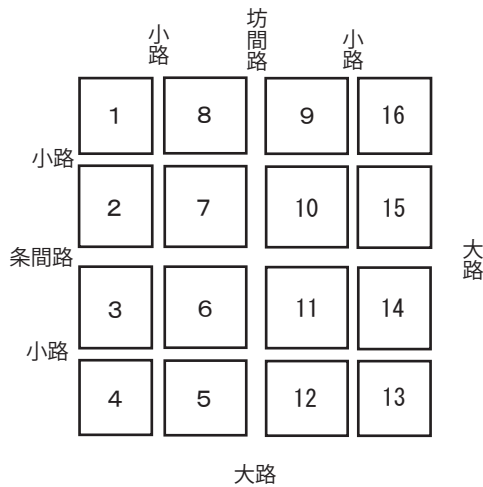


図6 坪配置模式図 (左京)

表7 平城京宅地規模と坊内の位置

類型	1町以上		1町未満	
	件数	%	件数	%
A類	14	38.9	7	26.9
B類	16	44.4	12	46.2
C類	6	16.7	7	26.9

[ A類 ] 2面を大路、2面を小路に面する。1・4・13・16坪が該当。

[ B類 ] 1面を大路、1面を条・坊間路、2面を小路に面する。2・3・5・8・9・12・14・15坪が該当。

[ C類 ] 2面を条・坊間路、2面を小路に面する。6・7・10・11坪が該当。

つぎに、発掘調査により宅地の規模が1町以上を占地することが明らかになっている36例をA～C類にあてはめると、A類は14例(38.9%)、B類は16例(44.4%)、C類は6例(16.7%)となる。一方、1町未満の宅地では26例のうち、A類は7例(26.9%)、B類は12例(46.2%)、C類は7例(26.9%)となる(表7)。

1町以上を占める宅地ではB類が44.4%、A類が38.9%と大路に面する坪の割合が高い。また、A類は16坪中4坪(25%)にもかかわらず、38.9%であることから、1町以上を占める宅地は一坊のうち角地の割合が高いといえる。一方、1町以上を占める宅地でC類に分類される例は6例(16.7%)あるが、これらの宅地は1町以上を占地するものの、宅地内に配する建物の規模は3×2間のように小規模なものが多く、左京三条二坊一・二・七・八坪(A～C期)や左京三条二坊十五坪のように大規模な建物を整然と配した例とは異なる。すなわち、1町以上の宅地でも、A・B類といった大路に面する坪に占地する例は、宅地内の建物の規模が大きく、それに対してC類のものは建物が小規模なものが多いといった特徴を見出すことができる。建物の規模には宅地の居住者の位階が反映されている可能性が高く(家原2007)、A・B類の居住者はC類の居住者よりも位階が高い可能性がある。位階の高い貴族の宅地は、大路の路面幅によって坪内の面積が狭くなってはいても、大路に面する坪を優先的に選ぶ傾向があったとみることができる。

一方、1町未満の宅地ではA類とC類は7例(26.9%)と同じで、B類が12例(46.2%)となっている。A・B類が約73%を占めることから、1町未満の宅地であっても、大路に面することが一般的にあったことを示す。したがって、中・小規模宅地であっても大路に面して宅地を営んではいけないといった規制はなかった。



以上のように、宅地の造営に際し地形的条件や宮との距離などに加え大路に面するかどうかも1つの選地条件になっていた可能性を指摘できよう。

## (2) 宅地と門

**門の位置** 前述したように、門を開く位置については、大路に開くことの規制があり、宅地における門の特質を知る1つの手がかりとなる。

平城京で大路に開く門は左京二条二坊五坪 b 期の SB5315A、c 期の SB5315B、d・e 期の SB5320、f 期の SB5325、左京三条二坊一・二・七・八坪 A～C 期の SB5090、左京五条四坊十六坪の SA202、右京二条三坊四坪 c 期の SB237 である。

宅地の規模をみてみると、左京二条二坊五坪（奈良県教育委員会 1995）は藤原麻呂邸に比定されており、1町以上を占地していた可能性が高い。左京三条二坊一・二・七・八坪 A・B 期（奈良県教育委員会 1995）は長屋王邸、C 期は皇后宮（職）に比定されており、4町を占地していた。左京五条四坊十六坪（奈良市教育委員会 2005、奈良市教育委員会 2006）は、当該報告書によると 1/2 町占地とされているが、宅地を南北に 1/2 町に分ける SD106 と門 SA202 は重複しており、同時併存していないものとみられる。SA202 の時期は 1 町占地であったとみるべきであろう。右京二条三坊四坪（奈良市教育委員会 1994、奈良市教育委員会 1995）は 1 町占地であり、宅地の北半には多くの甕据付穴を伴う建物をコの字型に配置する。

以上のように大路に門を開く例は 1 町以上を占地する、もしくは、その可能性が高いといえる。

なお、長岡京では 8 例、平安京では 5 例、大路に面した門がみつまっている。敷地の性格や規模が不明なものが多いが、いずれも四条以北に限られていることが注目される。

中・小規模宅地では、大路に面して門が開く例は、現在のところ見つからないことから、平城京では『続日本紀』天平 3 年（731）の三位以上でなければ大路に面して門を開けないといった規制が、遵守されていたと考えられ、宅地で大路に門を開く例は、いずれも三位以上の貴族邸宅であり、四位以下の場合、大路には門を開かず、条・坊間路や小路から進入するか、小径から進入する方法がとられていたと考えられる。宅地の広さや坊内における位置だけでなく、門の開く位置においても位階による規制が及んでいたと考えられる。

**門形式** 発掘調査でみつまっている門には、二本柱の門（棟門・築地門）・四脚門・八脚門・五間門・七間門といった形式のものがある。平城京では、羅城門が七間門に想定されており、最大の規模を誇っていた。羅城門は平城京に入る正門であり、視覚的な効果を狙ったのであろう。このように、門には単に出入り口という機能だけでなく、その形式により権威を示す装置としての機能も有していた。

平城京の大規模宅地においても、特に正門については格

表 8 平城京宅地の門形式

門形式	件数	%
二本柱の門	78	83.9
三本柱の門	8	8.6
四脚門	2	2.2
その他	5	5.4

の高い門形式であった可能性があり、前述した門の位置と同様に、居住者の位階などが門形式に反映していたと推測される。

平城京の門のうち条坊や小径に開く門は 2010 年度までに報告されているもので 93 例ある。これらを平面形式で分類すると、四脚門が 2 例 (2.2%)、二本柱の門 (棟門・築地門) が 78 例 (83.9%)、三本柱の門が 8 例 (8.6%)、その他が 5 例 (5.4%) となる (奈良文化財研究所 2010) (表 8)。二本柱の門については、区画施設が掘立柱塀なら棟門となり、築地塀の場合は築地門となる。四脚門の例はいずれも左京八条三坊十二坪の東市であり、宅地で条坊に面した四脚門はない。

平城京で条坊に開く門は圧倒的に 2 本柱の門が多いことがわかる。右京五条二坊九坪で五間門、左京二条二坊十二坪、左京三条二坊二坪、左京三条二坊三坪、左京五条二坊十四坪、左京五条四坊十坪で八脚門とみられる門がみついているが、いずれも宅地内の中門の位置にあたる。条坊や小径に面してこういった格の高い門はみられないことが平城京の特徴といえそうである。

ただし、平城京以外の都城をみると藤原京では右京七条一坊西南坪 (奈良国立文化財研究所 1987) で八脚門を、長岡京では右京二条四坊一町 (財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2003B) で四脚門を、平安京では右京一条三坊九町 (財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター 2000B、村田 2000) で四脚門を検出している。最も発掘調査が進んでいる平城京で条坊に開く四脚門や八脚門の例がみられない理由について明確な解答をだすことは出来ないが、条坊道路に面しての門形式の規制があった可能性も考える必要があるかもしれない。

## 第 2 節 宅地割とその変遷

### (1) 宅地割の実態

平城京の宅地割には、文献史料によると 8 町～1/64 町までであったことがわかるが、発掘調査では 4 町～1/32 町までのものがみついている。これら発掘調査でみついている宅地には、奈良時代のなかでも遺構の重複関係などから建物の建て替えや宅地割の変化などの変遷があったことが明らかにされている例がある。たとえば左京三条二坊一・二・七・八坪では、奈良時代の遺構が A 期～G 期まで 7 期に区分され、4 町占地の時期と 1 町占地の時期がある。

宅地割が変化している例は、宅地居住者の変化や居住者の位階の変化、または敷地の性格の変化などが考えられる。一方、宅地割が変化しない例や建物が継承されている例は宅地が伝領された可能性が想定される。

以下では、まず宅地割に変化がないものと変化があるものについて具体的に検討し、それぞれ宅地内の建物配置や建物規模から宅地の性格が変化しているか否かを検討する。宅地の時期区分については、平城宮土器編年をもとに、おおよそ I 期 (710 年～715 年)、



Ⅱ期（716年～730年）、Ⅲ期（730年～750年）、Ⅳ期（750年～760年）、Ⅴ期（760年～784年）とする<sup>25)</sup>。

**踏襲された宅地割** 左京二条二坊十二坪は1町占地在維持される例である。Ⅱ・Ⅲ期には主屋域を回廊で囲む配置をとり、離宮の可能性が高い（第1章）。Ⅳ期になると小規模な掘立柱建物や総柱建物が散在する状況がみられ、敷地の性格が変化する（奈良市教育委員会1997）。

左京三条二坊六坪は、Ⅲ期までは宅地の中央を南北に流れる流路があり、北西部には中・小規模の建物を建てる。Ⅳ期になるとその流路は埋められ池が造られる。宅地北西部の建物群はⅢ期までは継承されるが、Ⅳ期になると大規模な南北棟建物が建てられ、池を中心とした宅地利用がされる。また、出土遺物についても、Ⅲ期までは平城京式の瓦が出土するが、Ⅳ期以降は平城宮式の瓦が出土するという変化が認められる（奈良国立文化財研究所1986B）。したがってⅢ期とⅣ期で宅地の利用形態が変化した可能性がある。

左京二条二坊十一坪、左京九条三坊三坪、左京五条二坊十六坪の例も宅地割に変化はないが、建物配置や出土遺物から、その利用形態が変化した可能性がある。

一方、平城宮の時期区分でⅡ期～Ⅴ期までの間に宅地割の変化がなく、また、建物規模やその配置等に変化が認められず、宅地の利用形態が変わらなかったとみられる例がある。

左京三条二坊十五坪の宅地では、建物の建て替えはみられるが、建物を直列に並べる配置がⅡ期からⅤ期まで踏襲されており、奈良時代を通じて大規模宅地として維持されたと考えられる（奈良国立文化財研究所1975）。

以上のように、宅地割が変化しないものには、敷地の性格や利用形態が変化する例と変化しない例がある。しかし、奈良時代を通じて宅地割と建物配置に大きな変化がない例は極めて限られている。

**変化する宅地割** 左京五条二坊十四坪では、Ⅲ期までは北半が1/4町、南半が1/2町の利用だったものがⅣ期になると1町占地へと拡大する。また、1町占地となった段階で大規模な建物群を整然と配し、品字省略変形型（ⅥB類）の建物配置をとる（第3章）。その後、建物が建て替えられ、コの字型（ⅡA類）配置となるが1町占地は維持される。Ⅲ期までは宅地として利用されたが、Ⅳ期以降は官衙（左京職）として利用された可能性があり、土地利用に変化があったものとみられる（奈良市教育委員会1980、山本忠1983）。

このように、宅地割が大きくなるもので宅地内の構造や土地利用が変化するものには、他に左京三条四坊七坪、左京四条二坊十五・十六坪などがある。

一方、左京五条一坊一・八坪では、Ⅱ期で1町占地だったものがⅢ期に2町以上の宅地に拡大するが、主屋のSB21と後殿のSB20は継承される（奈良市教育委員会1985）。

左京四条二坊は文献史料から藤原仲麻呂邸に比定されている。十五・十六坪でⅡ期に宅地が拡大し、Ⅲ期に宅地内の建物が大規模になることから、仲麻呂の位階が高くなったこ

とが宅地の規模や構造に反映したのではないかと考えられている（奈良国立文化財研究所 1985）。宅地割に変化があっても土地利用が変化していない例があったのかもしれない。

一方、宅地が小さくなる例もある。左京九条三坊十坪ではⅡ期に 1/8 町もしくは 1/16 町の宅地だったものが、Ⅲ期以降になると 1/32 町の宅地が 2 区画成立し、宅地が細分化される（奈良国立文化財研究所 1986A）。右京八条一坊十三・十四坪では、Ⅲ期まで 1 町・1/2 町であった宅地が、Ⅳ期になると 1/16 町や 1/32 町の宅地に変化する（奈良国立文化財研究所 1989）。

こうした細分化傾向は、右京二条三坊十一坪、右京八条三坊九坪、右京八条三坊十坪でもみられる。平城京南辺付近や右京三坊域では、大規模・中規模の宅地が 1/16、1/32 町といった小規模なものに変化する傾向が認められる。また、1/16 町宅地はⅡ期からみられるが、1/32 町宅地はⅣ期からしかみられないという点が指摘できる。

宅地割が一旦小さくなり、再び大きくなる複雑な変遷過程を示す例もある。

左京二条四坊一・二坪では、Ⅲ期には一坪と二坪を分ける小路が見ついているが、その他の時期は 2 町以上の占地となっていた（奈良市教育委員会 1989）。

左京三条二坊一・二・七・八坪では、Ⅱ期に 4 町の敷地であったものが、Ⅲ期には 2 町宅地と 2 つの 1 町敷地に分割され、Ⅳ期には 4 町敷地に戻り、Ⅴ期には 4 つの 1 町敷地に細分されている。Ⅱ期は長屋王邸から皇后宮へと変遷し、宅地の居住者が変化していることが明らかにされている（奈良県教育委員会 1995）。

右京三条三坊八坪では、Ⅲ期には、1/2 町・1/4 町に区画されるが、Ⅱ・Ⅳ期は 1 町占地である（奈良市教育委員会 1994）。

以上のとおり、宅地割は変化するものと、変化しないものがあり、各坪によって様々な変遷をたどっていることがわかる。このような宅地割の変遷における多様性は、宅地のあつかいに決まった制限や規則がなかったことを示していると考えられる。つまり、第 2 章でも指摘したように、宅地の伝領や売買が比較的自由におこなわれ、また、居住者の位階が上がることで、より宅地内の施設が充実するなど、各宅地や居住者の事情に即して柔軟な対応がとられたものと考えられる。

## （2）宅地割りの変遷

ここでは、平城京における宅地割の変遷を確認する<sup>26)</sup>（表 9、図 7）。

大規模宅地は、Ⅰ期からⅣ期まで徐々に増加し、Ⅴ期に若干減少する。比率ではⅡ期に大幅に下がっているが、これは遷都当初（Ⅰ期）の宅地と認められる総数が少ないことや、大規模宅地居住者とみられる上級官人が早い段階で藤原京から移住し宅地を造営したことが反映していると考えられるため、大規模宅地の実数がⅡ期に減少しているわけではない。Ⅱ期からⅤ期までその比率は大きく変わらない。

中規模宅地はⅠ期からⅢ期まで、その数は増加するが、Ⅳ期になると減少しⅤ期になるとその傾向が顕著になる。Ⅲ期とⅣ期の間に画期を見出せる。

表9 平城京宅地割の変遷

時期	大規模宅地		中規模宅地		小規模宅地	
	数	割合 (%)	数	割合 (%)	数	割合 (%)
I期	13	56.5	10	43.5	0	0.0
II期	20	34.5	29	50.0	9	15.5
III期	22	31.4	32	45.7	16	22.9
IV期	26	34.7	21	28.0	28	37.3
V期	23	37.7	14	23.0	24	39.3

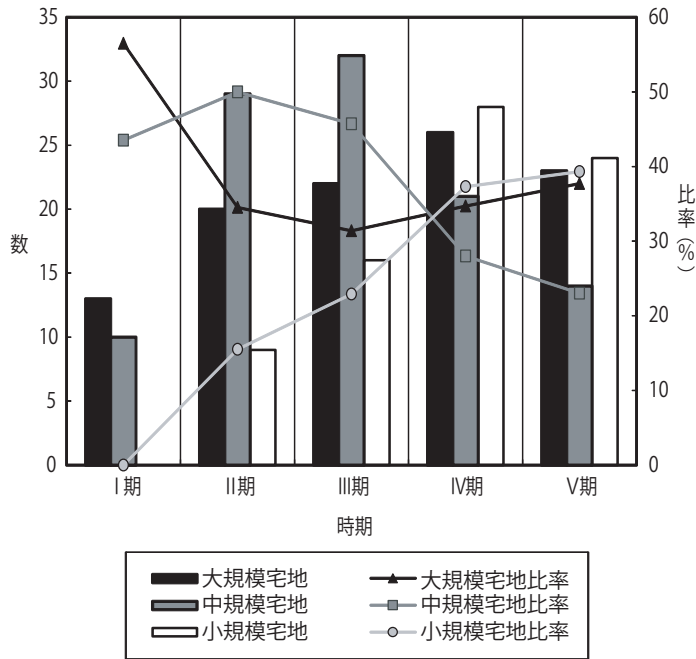


図7 平城京宅地割の変遷

後半に階級の二極化が進んだ結果とみることもできるのではないだろうか<sup>27)</sup>。

### 第3節 宅地の分布とその変遷

宅地の分布については、先行研究では宮に近いほど上級官人が、宮から離れるほど下級官人や一般京戸が居住しているとされてきた（鬼頭 1979、田中 1984、橋本義則 1986）。ここでは、平城京での時期別の分布状況、外京や北辺坊の宅地の様相、左京と右京の差異、一・二坊と三・四坊の差異などについても触れていきたい。

#### (1) 宅地の時期別分布

平城京でみつまっている宅地の広さと時期別の分布を示したものが図8～10である。

I期では宅地の数が全体的に少ない。特に八条や九条といった京の縁辺部には宅地は顕著ではない。この時期はまだ、京の隅々まで宅地として利用できるほど整備されていなかった可能性が高い。

平城京左京十条部分（下三橋遺跡）では、平城京遷都当初とみられる掘立柱建物約 30

小規模宅地は、II期に出現し、IV期まで増加する。IV期には大規模・中規模宅地よりも数が多くなる。小規模宅地はII期以降、増加の一途をたどる。このことは、時代が経るにつれ、宅地が細分化される傾向が顕著にあらわれていると考えられる。小規模宅地増加の要因については、奈良時代中頃以降に小規模宅地として初めて使われるようになる坪があることや、中規模宅地を細分し小規模宅地にした例があることなどから、中・下級官人などの平城京への移住が遅れた可能性や、下級官人や京戸などの人口増加に対応したものと考えられる。

以上の検討から、III期とIV期の間に中規模宅地が大規模宅地と小規模宅地に変化したものと理解される。これは、奈良時代

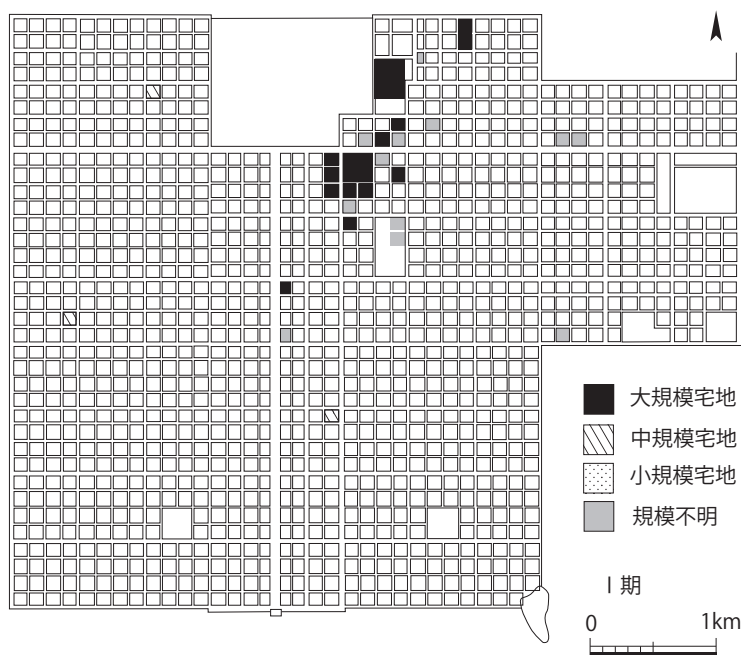


図8 平城京宅地の時期別分布 1 (S=1/60,000)

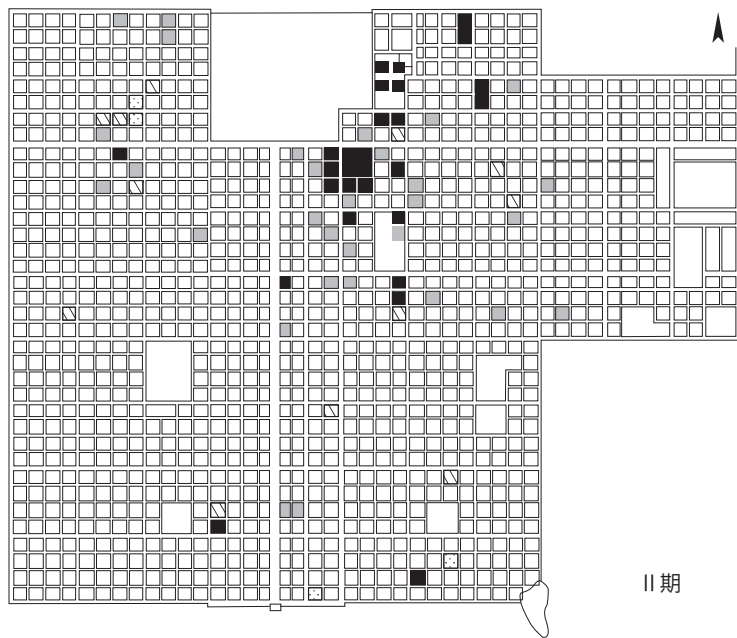
棟と井戸2基がみつかっており、道路遺構も含め奈良時代前半には廃棄されることが明らかになっており（大和郡山市教育委員会・元興寺文化財研究所編2014）、その位置づけが問題となる。小澤毅は「十条」部分の建物の密度が希薄であること、坪の一部を集約的に利用していること、「十条」の存在を示す史料が皆無であることなどから、九条以北のように一般の宅地として班給されたかどうか

疑わしいとする（小澤2018）。本稿でも八条や九条でI期に位置づけられる宅地が顕著ではないことから、「十条」部分が九条以北と同様の機能を有していたわけではない、と考えたい。

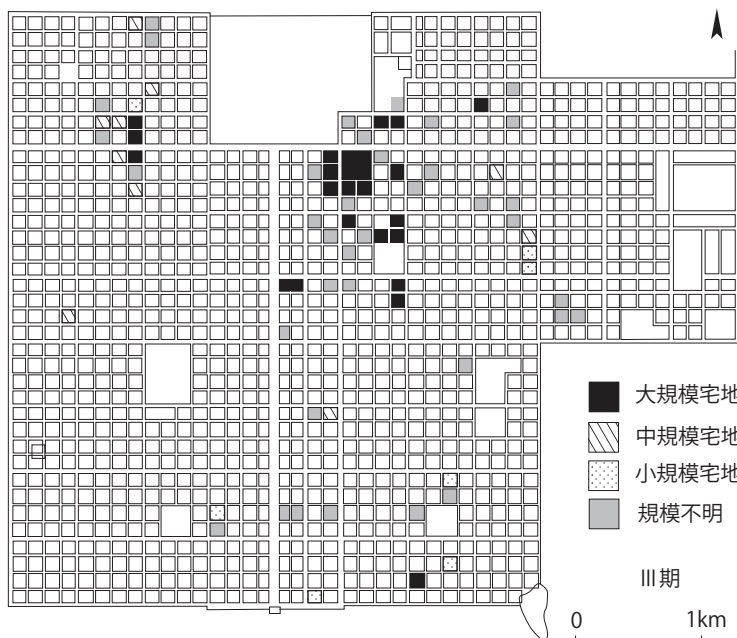
I期の宅地が少ない点については、田辺征夫が「官人がまだ飛鳥・藤原地域から移動していなかったことによる可能性が高い」と指摘している（田辺2002）。藤原京宅地の多くは平城宮土器編年のI期に廃絶するが、右京一条一坊西南坪などではII期に廃絶する<sup>28)</sup>。このような例は、官人が藤原京から平城京に移住する時期幅を知るのに重要な手がかりになるだろう。

I期における宅地の分布状況をみると左京の四条以北に多く分布する。特に1町以上を占める大規模宅地は左京一坊・二坊に集中し、1町未満の宅地は宮から離れた場所に分布する。一方、右京にはこの時期、右京二条二坊十六坪の1/2町以下や、右京五条四坊三坪の1/4町といった中規模の宅地がみられる。また、右京五条二坊九・十・十五・十六坪には遷都当初二品であった天武天皇の皇子である新田部親王の邸宅があったと考えられる。六条以南においては左京、右京とも五条以北に比べ宅地利用は進んでいない。平城宮自体、遷都後すぐに宮域全体が完成したわけではなく、東院の造営は東院地区南面大垣の築造が養老4年（720）以降、中央区朝堂院については和銅年間には区画施設すらなく、完成は724～729年頃とされている（井上2003）。したがってI期は、平城京造営途中の時期と考えられ、上級階層が優先的に平城京へ移住した可能性が高いと考えておきたい。

ただし、左京の宮に近い部分に大規模な宅地が分布し、その周辺や右京に1町未満の宅地が分布する状況は、その後、奈良時代を通じ踏襲されている。律令国家における宅地分



II期



III期

図9 平城京宅地の時期別分布2 (S=1/60,000)

布の考え方は平城京造営当初から一貫していたものと考えられる。

II期になるとI期に比べ宅地の数が増加する。右京や六条以南にも多くみられるようになり、八・九条にも宅地がつくられる。716年に大安寺、718年に元興寺・薬師寺が造営されることも勘案すると、この時期に平城京全体が整備され、京としての体裁が整ったとみることができる。

I期段階には、左京五条以北の一・二坊で1町以上の大規模な宅地が多く分布する傾向があるが、そうした様相はこのII期段階でも認められ、さらにその傾向は強くなる。

右京では、二・三条付近に宅地が多く分布し始める。しかし、左京とは違って、1町以上を占める宅地が多いわけではなく、むしろ、中小規模宅地が多い。特に右京二条三坊二坪や右京二条三坊三坪では1/12町や

1/16町といった小規模宅地がみられる。また、左京九条三坊十坪でも1/16町の可能性がある宅地がみつかり、平城京全体が整備され始めたII期段階には、下級官人もしくは一般京戸にはすでに1/16町といった小規模宅地に居住していた者もいたことがわかる。

III期は恭仁京・紫香楽宮・難波京への遷都がおこなわれた時期である。II期と比べると宅地が増加する。分布については六条以南に、より多く宅地がみられるようになるとともに、右京に中規模宅地が増加する。左京については三・四条四坊に中・小規模宅地が多



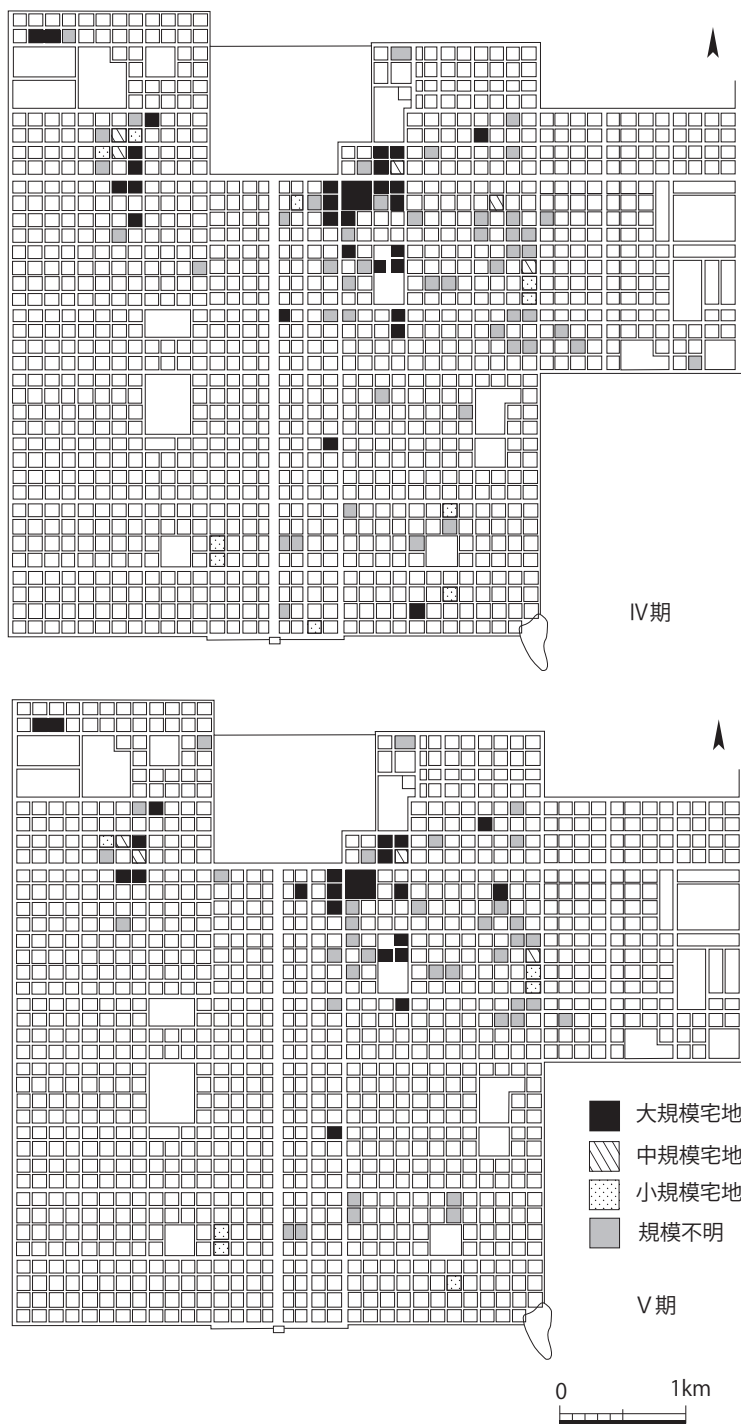


図10 平城京宅地の時期別分布3 (S=1/60,000)

くみられる。

こういった特徴はⅡ期と大きく変わることはなく、Ⅱ期でみられた特徴がⅢ期になり、より色濃くみられるようになったと捉えられよう。

恭仁京の宅地については発掘調査では明らかにされていないが、『続日本紀』には天平13年(741)閏3月乙丑条に五位以上の官人を強制的に恭仁京へ移住させ、同年9月己未条には百姓に宅地を班給することが記されている。遷都をすれば古い宮・京の諸施設や官人の宅地などは全て新しい京に移すのが本来のあり方であろう。『万葉集』巻六1044～1049には平城京の荒廃を惜しむ歌があるので、恭仁京遷都にあたっては、五位以上の官人だけでなくそれ以下の官人の多くも恭仁京に移住したことがうかがえる。しかし、わずか5年半で平城京へ還都したことから、恭仁京・紫香樂宮・難波京遷都時においても、

平城京はある程度維持されていたとみられる。

平城京の宅地分布がⅡ期とⅢ期で大きな違いがみられないのも、恭仁京遷都時に平城京の宅地が何らかのかたちで維持されていたものと考えれば理解しやすい。

Ⅳ期には、西大寺と西隆寺が造営されるとともに、宮の西北部に北辺坊が付加される。それにともない右京の三条以北で大規模宅地が多く見られるようになる。西大寺と西隆寺

造営にともなって右京の北半が大規模宅地として利用されたものと考えられる。ただし、この地域にはⅢ期から引き続き中・小規模を維持している坪もみられることから右京の北半がⅣ期になって大規模宅地集中地域になったわけではない。

Ⅴ期には、Ⅳ期から引き続き継承される宅地が多く、分布状況についてもⅣ期からの変化は認められない。

平城京宅地の廃絶時期については、長岡京遷都に伴い移転したとみられる例がある一方で、佐藤垂聖の研究によれば、長岡京遷都以降の遺構が外京を除いても619箇所で検出されるという（佐藤垂 2015）。長岡京遷都後もしばらく居住地としての機能は継続していたと考えられる。

## （2）文献史料にみえる宅地分布との比較

文献史料から判明する宅地の分布を示したものが図11である。史料的な条件などにより偏りがあるかもしれないが、発掘調査成果との比較対象として、その特徴を確認したい。

六条以南には原則的に五位以上の官人の宅地はみられない。外従五位下「某姓ム甲」の宅地が左京七条一坊と右京七条三坊に存在していたことが知られるが、「某姓ム甲」の位階が外位であったことに伴うケースで、内位の従五位下以上の官人は、基本的には五条以北に居住していたと考えられる。また、当該史料が書札礼という性格による例外的なものかもしれない。

左右京三坊・四坊には、五位以上の官人の宅地より六位以下の官人の宅地が多い傾向がある。発掘調査でも、右京・左京ともに三坊・四坊に比べ一・二坊のほうが1町以上の宅地が多い特徴がみられる。これまでは、京の北半と南半で宅地の規模に差があることは指摘されていたが、一・二坊と三・四坊での差異も認められる。

つぎに、右京と左京の違いをみると、右京では五条以北であっても五位以上の官人の宅地を示す史料は少なく、3例しかない。これに対して左京の五条以北には五位以上の官人の宅地を示す史料が8例と多い。発掘調査成果からも、右京の五条以北では、1町未満が多く、左京の五条以北では1町以上が多い。右京より左京のほうが高級官人の宅地（大規模宅地）が多かったといえる<sup>29)</sup>。

右京より左京のほうが大規模宅地が多い理由については、平城京の造営にかかわりがあると考えられる。平城京を造営するにあたり、まず基準となったのが下ツ道である。平城京のメインストリートである朱雀大路は下ツ道を踏襲していた。また、中ツ道は東四坊大路の西方にあたり、南からの平城京へのアプローチは、この2本の南北道路が主要なものであった。藤原京から平城京に遷都するときも、この2本の南北道路を利用し、資材等を運んだことは想像に難くない。大規模宅地の造営について、交通の便が良い左京のほうが、より早く市街地化し、それが奈良時代を通じて継承されていったものと考えたい。更に付け加えるなら、外京の造営や東大寺、興福寺などの大寺院の造営もこのような古道の影響が密接に関わっていたものと考えられる。大寺院の造営と左京の大規模宅地造営の相乗効





果により、左京域が繁栄し続けたものと考えられよう。

このほか、文献史料では右京九条四坊まで宅地があったことが知られる。しかし、発掘調査では、宅地は京の北東部に多く南西部では少ない傾向がみられた。それは、発掘調査された面積が左京の北部に多く、右京の南部には少ないことにも起因しており、今後の調査によって右京西端域でも宅地割のわかる宅地が検出される可能性はある。しかし、そうした点を考慮したとしても、右京の西端、三条以南の四坊や三坊は丘陵にかかり、条坊地割も施工されていなかった範囲もあったと考えられ、そうした場所では宅地自体が営まれなかったとみられる。

### (3) 宅地分布と都市計画

以上のような発掘調査成果にみられる傾向と文献史料にみえる宅地のあり方とを総合すると、五位以上の官人は1町以上の宅地に居住していたと推定できる。五位以上の官人が1町以上の宅地を占地するのは藤原京の宅地班給基準と一致する。

文献史料では、六条以南では六位以下の官人の宅地が多い傾向がみられる。この点も、1町未満の宅地が六条以南で多くみられる発掘調査成果と符合する。

ただし、六条以南でも、左京七条一坊十六坪、左京九条三坊三坪、右京八条一坊十三坪では1町占地の宅地がみついている。左京七条一坊十六坪や右京八条一坊十三坪の例は、主屋の面積が50～100㎡と小規模であり、五条以北の例とは一線を画する。また、左京九条三坊三坪の例は、主屋SB06の柱間寸法が6尺であり、五条以北の大規模宅地における建物の多くが9尺や10尺である点で異なる。1町以上を占地していても、六条以南と五条以北では宅地内の様相が異なるといえるのではないだろうか。六条以南の1町占地宅地を五位以上の官人の宅地とみるかは、資料の増加を待って検討する余地がある。

外京については興福寺・元興寺といった寺院を京内に取り込むための京域であって、宅地の班給は想定されていなかったという指摘がある(田辺2002、黒崎2002)。しかし、文献史料からは、外京も居住域であったことが知られ、また、発掘調査では、これまでに200棟以上の掘立柱建物を検出していることから、宅地が存在していたことは確実である。一方、文献史料にみられる外京の居住者は4例のみで左京域と比べると数が少ないことや大寺院が列立していたことをふまえると左京の一・二坊と三・四坊で大規模宅地の分布に違いがみられることと同様に五～七坊も一～四坊とは異なった景観だったのかもしれない。

上記のような宅地の分布状況には奈良時代を通じて大きな変化は認められない。このことは、養老令の公布、恭仁京への遷都など政治的変換期においても平城京の都市構造には大きな変化はなかったものと考えられ、律令政府による一貫した都市計画を示しているものと考えたい。

## 第4節 大規模宅地の特徴

本節では平城京における大規模宅地のうち特徴的な遺構をいくつかとりあげ、その諸要素を整理し、特徴を明確にしておきたい。なお、中枢施設の建物配置等については第3章で、建物構造や規模については第5章でとりあげることから、その他の要素をとりあげる。

### (1) 大規模宅地の諸要素

**区画施設** 大規模宅地の区画施設には宅地外周囲繞施設と宅地内区画施設がある。大規模宅地は周囲に条坊道路がめぐると、宅地内と条坊道路との間に周囲繞施設が存在した。これが宅地外周囲繞施設である。この宅地外周囲繞施設には、築地塀と掘立柱塀がある。発掘調査ではこういった施設が検出されていない場合もあるが、土塁や簡易な柵のようなものがあつたと考えるべきであろう。

平安京の場合、宅地外周囲繞施設は大路や小路といった条坊道路の規模ではなく坪の居住者（敷地面積）によって築地塀か掘立柱塀かが決まり、一町以上を占める宅地は築地塀が基調で、1/4町より小さい宅地では築地塀がみられないとの指摘がある（山本雅1997）。しかし、築地塀は遺構面の削平により痕跡をとどめない場合が多いことや、『延喜式』には条坊道路幅とともに築地基底幅が記されており、発掘調査でも規定に合った場所から道路側溝がみつかることなどから、原則的には町を築地塀で周囲繞していたと考えられる。

また、平城京の外周囲繞施設を集成し検討した井上和人の研究によれば、築地塀もしくはその可能性が高いものは86%あり、掘立柱塀は11%とされる（井上2007）。宅地外周囲繞施設は築地塀を基調とし、場合によっては掘立柱塀もあつた。平城京の場合は1/16町や1/32町といった小規模宅地の場合でも外周囲繞施設が築地塀の例も存在する<sup>30)</sup>。

一方、宅地内区画施設には、築地塀はなく掘立柱塀もしくは溝である。また、宅地外周囲繞施設と同様に痕跡の残らない土塁や簡易な柵も多数あつたと推定できる。宅地内区画施設については、坪内を細分し中・小規模宅地とするための区画施設との違いを判断することが難しい。掘立柱塀は宅地内区画施設、溝は中・小規模宅地の区画施設である傾向が指摘されている（佐藤信1984）が一概にそうとはいえない。たとえば、左京三条一坊十五坪や左京三条二坊一・二・七・八坪などでは宅地内区画施設として溝と掘立柱塀が併用されているし、左京九条三坊十坪や右京八条一坊十三・十四坪などでは中小規模宅地割に掘立柱塀が使用されている。したがって、建物やその他の諸施設の配置などから総合的に判断する必要がある。

宅地内区画施設には主屋域を囲うものと雑舎域を細分するものがある。主屋域を囲う例には左京三条二坊一・二・七・八坪や右京三条三坊一坪などがあり、雑舎域を細分する例には左京七条一坊十六坪や左京三条一坊十四坪などがある。しかし、このような区画施設は多くの宅地でみられるわけではない。また掘立柱塀で区画されている場合でも、目隠し塀状のものが目立つ。

甕据付穴を伴う建物 甕据付穴のある建物は平城宮造酒司や大膳職で多く見つかったため、酒を醸造するための建物や、水や油など液体を貯蔵するための建物と考えられている（堀内 1992、玉田 2002）。大規模宅地でも甕据付穴を伴う建物を配するものがある。たとえば左京三条二坊一・二・七・八坪の長屋王邸ではSB4960の内部に12基の浅い円形土坑があり、甕据付穴と考えられている。

1つの宅地内で1・2棟程度が通例で、甕据付穴は10～20基程度である。平城宮造酒司や大膳職では4・5棟の建物に各10～30基程度配するため京内宅地の例と差を見出すことができる。大規模宅地にも造酒司や大膳職ほどの数ではないにしても酒を醸造したり、酒や水を貯蔵するための建物が存在していたと考えるべきである。こういった建物は、主屋域ではなく雑舎域に配される。また、その性格から宅地内における厨の位置を想定するひとつの指標となりうる。

ただし、右京二条三坊三坪では4棟、右京二条三坊四坪では7棟、右京二条三坊六坪では6棟と多い。右京二条三坊地域は特殊な様相を示す。

井戸 井戸は水を得る手段のうち最も一般的なもののひとつである。平城京の大規模宅地における井戸掘方の形状は円形・方形のものがある。掘方の規模は1.5m～6mのものがあり、直径2～3mが平均的な大きさである。井戸枠は抜き取られているものが多いが、残存するものとして縦板組、横板組（井籠組を含む）、曲物、一木削りぬきのものがある。井戸枠の規模は一辺54cm～160cmのものがあるが、約100cmが平均的な大きさである。左京四条二坊一坪SE2600は一辺59.5～64.5cmの板材を八角形に組んだ特殊な構造である。黒崎直は平城宮・京内の井戸について検討し、井籠組の井戸は格式が高く、京内においては井籠組の井戸の存否が居住者の官位に左右される、とする（黒崎 1976）。井籠組の例は左京三条二坊一・二・七・八坪SE4366、左京三条二坊十五坪SE967、左京三条四坊七坪SE1801、左京四条二坊一坪SE2600、左京五条一坊一・八坪SE45などがある。どれも井戸枠の規模が一辺100cmを超え、150cmを超えるものもある。井籠組の井戸がある宅地の主屋面積は200㎡以上の場合が多く、大規模宅地の中でも最大級のものであることから井戸枠の形状と主屋の規模は対応関係にあり、井籠組の井戸は規模が大きく、格の高い井戸であるといえる。横板組と縦板組の井戸枠規模を比較すると、横板組のほとんどが100～120cmであるのに対し、縦板組は左京三条一坊七坪SE5764の120cmを除き100cm以下である。したがって、井戸の規模と格式は井籠組→横板組→縦板組と考えられる。

宅地内における井戸の配置は、左京三条二坊一・二・七・八坪のように各ブロックに1基ずつ配置するものや左京三条二坊十五坪のように2つのブロックの間に配置するものなど宅地により異なる。また、主屋域に配するものと雑舎域に配する例がある。雑舎域にある井戸は厨に伴うもので日常的に、主屋域にある井戸は饗宴の際に使用された可能性がある。主屋域周辺に配される井戸の方が規模が大きい傾向がある。

園池 平城京では、これまで8箇所で見つかっている。平安京では約50の町で見つかっていることと比べるとその数は少ない。平城京では園池を造る宅地は、ごく限られたものであった。平城京の園池は2種に大別できる。1つは平城京左京三条二坊六坪や左京三条二坊一・二・七・八坪のように規模が大きく州浜などを施すもの。もう1つは左京二条二坊十二坪や左京三条一坊十四坪、左京三条四坊十二坪のように規模が小さく不整形を呈するものである。

前者のものは旧流路を利用し、木樋などを用いて導水するなど平城宮東院庭園などにも通じる構造といえる。また、平安京の宅地で見つかっている園池もこれらの系譜をひくものと考えられる。景石や州浜、外形が曲線であることなどは視覚的效果をねらったものであり、饗宴施設としての一端がうかがえる。

後者の例は主屋域の一角に造られる。左京三条四坊十二坪のものは底に曲物を据えており、平安京でしばしばみられる「泉」に該当するものと考えられる。これらの例は園池空間の広がりとしては限られたものであり、直径10mに満たないもので、単体で検出されていることから前者の園池とは機能面で異なっていたのではないだろうか。

工房 左京三条一坊十四坪、左京三条二坊一・二・七・八坪C期で工房にかかわる遺構が見つかっている。

左京三条一坊十四坪では土坑SK5645から鉾滓・炉壁・炭が多量に出土しており、金属鑄造工房が宅地内にあったと考えられる。

左京三条二坊一・二・七・八坪C期では炉跡SX4495が検出されている。SX4495は建物SB4490の柱抜取穴を利用して構築しており、平面規模は南北115cm、東西70cmである。非常に簡素なもので臨時に設けられたものと考えられる。遺構内から埴塙・羽口・鉾滓などが出土しており、C期造営に必要な銅製品製造遺構と考えられている（奈良県教育委員会1995）。

工房にかかわる遺構が検出されている遺跡は少ないが、埴塙や鑄型など工房に関わる遺物が宅地内や条坊側溝から出土する例があることから、宅地内の一角に工房を営み、自家消費用の金属製品などを製造していた可能性がある。ただし、宅地内の工房が恒常的なものであったか否かは今後の調査の進展を待たなければならない。

その他 このほか、長屋王家木簡から仏堂、畜舎などの施設も宅地内に存在したことが想定されている（奈良県教育委員会1995）。

第1章でも紹介したとおり、平安京では12世紀以降右京六条一坊六町や左京九条二坊十六町などで仏堂とみられる建物がみつかり、平安時代後半以降建立される。平安遷都当初は、仏堂の造営が規制されていたが、平城京の場合はそういった規制はなく、宅地内に仏堂を建立する場合もあったとみられる。



## (2) 大規模宅地の空間構成

大規模宅地は主人の居住空間や儀礼・政務をおこなう主屋域と、それを支えるための雑舎域に分けられる。これらの施設が有機的に関連し、大規模宅地を構成している。

**主屋域** 大規模宅地の主屋域は幾つかのブロックがあるものと、1つのブロックからなるものがある。前者は掘立柱塀によって区画されており、空間を明確に分けていた。左京三条二坊一・二・七・八坪B期では、宅地の南半部に中央内郭、西内郭、東内郭の3つのブロックがあり、それぞれのブロックに大規模な建物を配する。中央内郭が長屋王の居住空間、西内郭が妻子の居住空間、東内郭が公的空間と想定されている。中央内郭の正殿であるSB4500は間仕切りがあることや、床束がみつかっており床張りともみられることなど、居住に適した構造といえる。一方、東内郭の正殿SB4300は四面廂付の建物で格が高く、公的空間の正殿とみられる。

左京三条二坊十五坪では敷地の中央部に東西2つのブロックが存在し、左京三条二坊一・二・七・八坪B期の中央内郭、東内郭に対応するものと考えられる。東区画の正殿は四面廂付建物で南北面に縁を設ける。A期を通じて建て替えがみられない。一方、西区画の正殿は、桁行9間の二面廂付建物で、東区画の正殿より規模が大きい。A期のなかで建て替えがみられ、桁行7間に縮小される。主屋域が複数あり、宅地内を機能分化していたことがわかる。

一方、1つのブロックからなるものは左京二条二坊十一坪、左京三条一坊十五坪、左京四条二坊一坪、左京五条一坊一・八坪、左京七条一坊十六坪、右京三条三坊一坪などがある。右京三条三坊一坪では二面廂付建物を正殿とし、北側に柱筋を揃え片廂付建物の後殿を配する。また、左京五条一坊一・八坪では、桁行5間の同規模の東西棟建物を南北に並列させるが、後ろの建物SB20には間仕切りがある。1つのブロックのものでも建物の構造や配置から建物や空間の使い分けがおこなわれていたと考えられる。

宅地内における主屋域の位置は一般的には敷地の中心もしくは北半にある場合が多い。しかし、左京三条四坊七坪のように坪の西南隅に存在する場合や、平城京左京三条四坊十二坪のように東に偏在する場合がある。地形的制約や条坊との関係が想定できるが、現状では規則性は見いだせない。

また、主屋域の一角に、井戸や総柱建物を配する例が多い。前述したようにこの主屋域の一角にある井戸は他の井戸より規模が大きい。総柱建物も同じ傾向があり、左京三条二坊一・二・七・八坪B期のSB4520は90㎡を超える。大規模宅地におけるこのような傾向は主屋域の多機能性を示していると考えられる。

**雑舎域** 雑舎域の機能や空間構成については不明な部分が多い。そうしたなかで具体的な性格を推定しうる遺構の1つに総柱建物がある。雑舎域にある総柱建物のほとんどは30㎡以下の小規模なもので、これは豪族居宅でみつまっている総柱建物に近い規模であり、豪族居宅ではこの倉に穎稻を収納したと考えられている（山中敏・石毛1998）。

京内宅地の倉に収納していたものについては、『唐招提寺文書』「家屋資財請返解案」の記述が参考になる。この史料には平城京右京七条三坊にある宅地の建物構成が記されており、そこには檜皮葺板敷屋1棟、板屋4棟、草葺厨家1棟、板倉3棟の計9棟が記されている。板屋1棟に「在物」、板屋3棟に「在雑物」、板倉2棟に「稻積満」、板倉1棟に「雑物積」とあり、倉に稲と雑物、屋に雑物が収納されていたことがわかる。「稻積満」は穀稲か穎稲かは判然としないが、稲の表記から穎稲の可能性が高いように思われる。京内宅地の倉の規模が小型である点や長屋王家木簡にも穎稲を示すものがあることは、それを裏付けるものであろう。ただし、米を収納・支給する木簡も多く、封戸などから舂米化して俵詰めで送られてくることも多かったことが知られる。発掘調査でみつかる総柱建物(倉)が小規模で数も少ないことを考慮すると、宅地内にストックしておく米は最小限におさえられていたのではないだろうか。

また、雑舎域には厨を想定できる。その位置を示すものとして、井戸や甕据付穴を伴う建物がある。しかし、その配置や数には画一性がなく、両者がセットになる例も少ない。平城京右京三条三坊一坪は井戸と甕据付穴をとまなう建物がセットになる例で、宅地の北東部に甕据付穴を伴う建物SB24があり、その西側に井戸SE09がある。この一角が厨とみられる。

その他、雑舎域で特徴的な建物に平城京左京三条二坊一・二・七・八坪のSB4800がある。この建物は16×3間の南廂付東西棟建物で、桁行総長が42.7mと東西に長大な建物である。桁行の2間ごとに間仕切りがあり建物内を細かく分けていた。このような建物構造は寺院における僧坊に類似しており、大規模宅地においては家政機関を支える人たちの居住施設とみることができる。同様の建物は平城京左京五条一坊十六坪や右京三条三坊一坪でもみられる(家原2012B)。

## 第5節 小結

本章では、発掘調査成果に基づき、平城京内の宅地の構造や変遷、分布と大規模宅地の特徴について検討してきた。それによって明らかにできた点を以下にまとめておく。

- ① 1つの坊の中でも1町占地の宅地は大路に面する坪を優先する傾向がある。
- ② 平城京で条坊に面して開く門は、二本柱の門が多く、格の高い門はみられない。門の開く位置については『続日本紀』天平3年の記述の通り、居住者の位階によって規制されていた可能性が高い。
- ③ 宅地割の変遷では、Ⅲ期とⅣ期の間に画期がみられ、中規模宅地が減り、大規模・小規模宅地が増える。
- ④ 五条以北と六条以南、左京と右京、一・二坊と三・四坊とで1町以上の宅地の分布に差がみられる。
- ⑤ 宅地の分布については、奈良時代を通じて大きな変化はなく、一貫した都市構造を維持



していたとみてとれる。

## 第5章 平城京の建物構造と規模

京内宅地における建物の規模や構造には律令制度による居住者の身分序列が反映している可能性がある。本章では、都城のなかでも最も発掘調査が進んでいる平城京をとりあげ、建物の構造や規模の特徴を明確にし、居住者ごとの宅地のありかたを具体的に明らかにしたい。

本章でとりあげるのは、平城京の大規模宅地と内裏、小規模宅地である。内裏は、宮内でも天皇の居住施設といった特徴から京内宅地との比較対象としてとりあげたい。

なお、本章でとりあげる建物のデータは、各報告書に記載されている数値を参照した。具体的な数値が記載されていない場合は報告書掲載の図面から計測をおこなった。建物の一部しか検出されていない場合は、建物全体の規模を知ることができないためデータから除外した。

### 第1節 建物構造と規模の諸例

#### (1) 大規模宅地

本章で大規模宅地としてとりあげるのは、1町以上を占地し、建物の構成や構造が一定、明らかにされているもので、表10にあげた20例である。

**建物の基礎構造** 大規模宅地の建物の多くは、掘立柱建物である。主屋域の一部の建物に礎石建物が若干みられるが竪穴建物はない。礎石建物は左京三条一坊十五坪のSB08(門)・5913・5914・5915・5916・5917、左京三条二坊六坪のSB1540であり、左京三条一坊十五坪の例は奈良時代前半に掘立柱建物から礎石建物に建て替えられる。

その他、平城京内では左京三条一坊七坪や左京二条二坊十二坪では総柱建物に礎石が利用されている。また、左京四条二坊十五坪や右京北辺四坊六坪などでも礎石建物がみつまっている。宅地の中心的な建物や総柱建物、門などで礎石建物が採用されるが、数は少ない。

**屋根葺材** 総瓦葺の建物は大規模宅地においても非常に稀である。総瓦葺と想定されている例には左京三条一坊十五坪のSB5914、左京三条二坊十五坪B期のSB987がある。また、具体的な建物を特定できないが、瓦が多く出土することや軒瓦の出土などから、総瓦葺の建物を宅地内に想定できる例として、左京二条二坊十一坪や左京三条二坊七坪、右京北辺四坊六坪がある。総瓦葺建物は主屋域の正殿級の建物に限られる。

一方、瓦の出土量がそれほど多くない場合や、軒瓦の比率などから大規模宅地内に熨斗棟や葺棟の建物が想定できる場合がある。しかし、そのような建物も主屋域の建物に限られ、一般的には檜皮葺や板葺などが用いられていたと考えられる。第2章でふれたように『続日本紀』神亀元年(724)11月甲子条では、瓦葺建物を奨励するが、その後もあまり

表10 平城京大規模宅地側柱建物一覧

遺跡	遺構 番号	桁 (間)	梁 (間)	桁行 総長 (m)	梁行 総長 (m)	建物面 積 (㎡)	桁行柱間 (m) 南北は北から 東西は西から	梁行柱間 (m) 南北は北から 東西は西から	廂	棟 方向	掘方 (cm)	備考
左京一条三坊 十五・十六坪	SB430	4	2	9.5	4.8	45.1	2.4	2.4		東西	50	
	SB437	3	2	5.4	4.2	22.7	1.8	2.1		東西	50	
	SB440	4	1	6.9	3.0	20.7	1.5 × 3 + 2.4	3.0		南北	50	
	SB441	3	2	4.9	3.2	15.7	1.7	1.7		東西	60	
	SB455	2	1	3.6	3.0	10.8	1.8	3.0		東西	60	
	SB463	5	2	9.8	4.5	43.9	3.8 × 2 + 2.3 × 2 + 1.5	2.3	南北	南北	50	
	SB470	5	4	13.3	10.9	145.0	2.7	3.3 + 2.3 × 2 + 2.4	南北	東西	100	
	SB471	2	2	5.1	3.6	18.4	2.6	1.8		東西	60	
	SB476	4	3	8.4	6.9	58.0	2.1	2.1+2.1+2.7	東	南北	60	
	SB481	5	2	14.8	5.3	78.4	3.0	2.7		南北	100	
	SB482	6	2	17.8	5.9	105.7	3.0	3.0		南北	100	
	SB483	2	1	3.0	2.0	6.0	1.5	2.0		南北	30	
	SB498	3	2	8.1	2.6	21.1	2.7	12.9		東西	40	
	SB501	5	4	11.3	10.0	113.0	2.3	3.0 + 2.3 × 2 + 2.6	東西	南北	100	
	SB502	2	1	4.8	3.6	17.3	2.4	3.6		南北	80	
	SB504	5	2	13.8	5.4	74.5	2.7 × 2 + 3 + 2.7 × 2	2.7		東西	80	
	SB510	3	2	8.9	4.7	41.8	3.0	2.4		東西	140	
	SB528	6	2	15.0	4.5	67.5	2.7 × 2 + 2.4 × 4	2.3		南北	100	
	SB530	6	4	14.4	11.4	164.2	2.4	3 + 2.7 × 2 + 3	南北	東西	90	
	SB550	3	2	4.8	3.6	17.3	1.6	1.8		南北	60	
	SB555	3	2	6.3	3.0	18.9	2.1	1.5		東西	40	
	SB556	1	1	2.7	2.7	7.3	2.7	2.7			40	
	SB557	2	1	3.6	2.4	8.6	1.8	2.4		南北	60	
	SB560	4	2	9.6	4.2	40.3	2.4	2.1		東西	50	
	SB561	3	2	6.3	4.5	28.4	2.1	2.3		東西	60	
	SB563	2	1	3.0	2.1	6.3	1.5	2.1		南北	40	
SB565	4	3	9.0	6.0	54.0	2.3	1.8+2.1+2.1	北	東西	50		
左京二条二坊 十一坪	SB6961	4	4	8.4	8.7	73.1	2.1	2.4 + 2.1 × 3	南北	東西	40 ~ 100 廂40	
	SB6967	3	2	6.3	4.2	26.5	2.1	2.1		東西	70 ~ 80	
	SB6980	4	3	8.1	6.3	51.0	2.0 × 3 + 2.3	2.4 + 2.0 × 2	南東	東西	50 ~ 70	
	SB6964	3	2	6.3	4.2	26.5	2.1	2.1		東西	50	
	SB6978	3	2	6.3	4.2	26.5	2.1	2.1		南北	60	
	SB6994	15	3	41.7	5.4	225.2	3.3+2.7 × 13 + 3.3	2.7	南	東西	110	
左京三条一坊 十四坪	SB205	4	2	8.4	3.9	32.8	2.1	2.0		東西	60	
	SB220	3	3	6.3	5.4	34.0	2.1	1.7 + 2.1 + 1.7	南北	東西	60 廂50	
	SB230	6	2	10.8	2.4	25.9	1.8	1.2		東西	70 ~ 90	
	SB245	5	3	10.5	7.8	81.9	2.1	3.0 + 2.4 × 2	西	南北	100 廂50	
	SB300	5	4	12.8	10.2	130.6	2.6	2.7 + 2.4 × 2 + 2.7	東西	南北	60 ~ 110	
	SB310	6	3	15.3	7.8	119.3	2.6	2.4 × 2 + 3.0	東	南北	100 ~ 110	
	SB320	5	2	15.0	6.0	90.0	3.0	3.0		南北	140	
	SB321	5	2	14.3	6.6	94.4	2.9	3.3		南北	130 ~ 150	
	SB322	3	2	6.8	3.3	22.3	2.3	1.7		南北	50	
	SB350	7	3	16.8	7.1	118.4	2.4	2.3 × 2 + 2.6	南	東西	50 ~ 70	
	SB361	4	2	8.4	3.9	32.8	2.1	2.0		南北	60	
	SB370	6	4	16.2	8.1	131.2	2.7	2.4 + 1.7 × 2 + 2.4	南北	東西	70	
	SB5630	7	3	21.0	8.1	170.1	3.0	2.4 × 2 + 3.3	東	南北	130	
SB5631	7	3	21.0	7.5	157.5	3.0	2.4 × 2 + 2.7	東	南北	110	間仕切り	
左京三条一坊 十五坪	SB03	5	2	13.5	4.2	56.7	2.7	1.8 + 2.4		南北	100 ~ 120	
	SB14	7	2	21.0	6.0	126.0	3.0	3.0		東西	150 ~ 200	

左京三条二坊 一・二・七・ 八坪	SB4275	5	4	13.3	9.9	131.2		2.7	$2.8 + 2.1 + 2.1 + 2.9$	東西	南北	100 廂 60	
	SB4370	4	2	11.8	5.6	66.1		3.0	2.8		南北	50 ~ 70	
	SB4540	4	2	10.4	5.2	54.1		2.6	2.6		東西	100	
	SB4480	13	2	38.2	5.9	224.7		2.9	2.9		南北	110	床束
	SB4490	7	4	20.6	11.8	242.0		3.0	2.9	東西	南北	110	床束 間仕切り
	SB4500	7	5	23.4	15.0	351.0	$4.2 + 3.0 \times 5 + 4.2$		3.0	南北	東西	130 ~ 200	床束 間仕切り
	SB4587	5	2	15.0	5.2	78.0		3.0	2.6		東西	60 ~ 80	
	SB4651	5	4	15.0	9.8	147.0		3.0	$2.2 + 2.7 \times 2 + 2.2$	東西	南北	80 廂 50	
	SB4800	16	3	42.7	8.0	339.6		2.7	2.7	南	東西	100 廂 50	間仕切り
	SB4960	10	3	26.7	7.3	194.6		2.7	2.4	北	南北	100 ~ 120	
	SB4430	6	3	17.3	8.8	151.4		2.9	$2.9 \times 2 + 3.0$	東	南北	100 ~ 150 廂 80	床束
	SB5020	3	1	10.2	3.5	35.7		3.4	3.5		東西	80 ~ 180	
	SB5040	3	1	10.2	3.5	35.7		3.4	3.5		東西	160	
	SB5150	7	2	20.7	5.9	122.2		3.0	3.0		南北	150	
	SB4207	4	2	11.6	5.8	67.3		2.9	2.9		東西	80	
	SB4255	3	2	8.4	5.6	47.0		2.8	2.8		東西	100 ~ 120	
	SB4270	7	2	20.6	5.3	109.2	$2.8 + 3.0 \times 5 + 2.8$		2.7		東西	110 ~ 130	
	SB5344	6	1	15.9	3.8	59.6		2.7	3.8		南北	50	
	SB4235	7	4	21.0	12.0	252.0		3.0	3.0	南北	東西	150	
	SB4300	8	4	19.1	9.6	182.8		2.4	2.4	四面	東西	120 床束 70 ~ 80	床束
SB4301	6	2	14.3	4.8	68.5		2.4	2.4		東西	90	床束	
SB4400	9	3	23.8	7.7	181.8		2.6	$2.8 + 2.5 \times 2$	西	南北	80		
SB5202	3	2	5.4	3.0	16.2		1.8	1.5		南北	60		
左京三条二坊 六坪	SB1570	5	3	13.3	8.1	107.7		2.7		南	東西	120	
	SB1573	5	2	12.6	4.2	52.9		2.5	2.1		南北	60	
	SB1550	3	3	6.3	6.9	43.5		2.1	$2.1 + 2.1 + 2.7$	南	東西	50	
	SB1510	6	2	17.7	5.9	104.4		3.0	3.0		南北	100 ~ 150	間仕切り
	SB1552	7	2	21.0	6.0	126.0		3.0	3.0		東西	70 ~ 80	床束
	SB1540	8	4	24.0	12.0	288.0		3.0	3.0	東西	南北	70 ~ 100	礎石
	SB1470	5	2	12.0	4.8	57.6		2.4	2.4		南北	70 ~ 100	
	SB1571	5	3	15.0	9.0	135.0		3.0	3.0	南	東西	120	
	SB1574	9	2	27.0	6.0	162.0		3.0	3.0		東西	100 ~ 120	
	SB864	9	4	26.6	12.0	319.2		3.0	3.0	南北	東西	100	間仕切り
左京三条二坊 十五坪	SB994	3	1	5.1	2.1	10.7		1.7	2.1		南北	70	
	SB980	7	4	18.0	10.2	183.6		2.7	$2.1 + 3.0 + 3.0 + 2.1$	四面	東西	80 ~ 150	
	SB974	6	2	17.7	6.0	106.2		3.0	3.0		東西	150 ~ 120 廂 100	間仕切り
	SB882	7	4	20.7	11.8	244.3		3.0	3.0	南北	東西	80 ~ 110	
	SB866	3	3	5.2	4.1	21.1		1.8	$1.2 + 1.7 + 1.2$		東西	50	
	SB867	6	2	16.2	5.0	81.0		2.7	$2.4 + 2.7$		東西	70 ~ 100	
	SB869	7	4	20.8	11.9	247.5		3.0	3.0	南北	東西	60	
	SB962	6	2	13.5	4.8	64.8		2.3	2.4		東西	70 ~ 100	間仕切り
	SB964	4	2	9.6	3.5	33.6		2.4	1.8		東西	40 ~ 70	
	SB963	5	2	8.9	4.0	35.6		1.8	4.1		東西	100 ~ 150	間仕切り
左京三条四坊 七坪	SB996	7	2	12.4	4.1	50.8		1.8	2.1		東西	60	
	SB1800	1	1	3.3	3.0	9.9		3.3	3.0		東西	50 ~ 80	
	SB1813	5	2	12.6	4.8	60.5	$2.4+2.4+3.0+$ $2.4+2.4$		2.4		東西	100 ~ 120	
SB1826	5	2	15.0	6.0	90.0		3.0	3.0		南北	100		

左京三条四坊 十二坪	SB1	7	3	21.0	7.6	159.6		3.0	2.4 × 2 + 2.6	南	東西	110	
	SB2	7	3	12.3	6.5	80.0		1.8	1.8+1.8+3.0	南	東西	70	
	SB4	5	3	13.5	7.8	105.3		2.7	2.4+2.4+3.0	南	東西	70、廂	50
	SB7	5	2	10.4	4.1	42.6		2.1	2.1		南北	55	
	SB9	4	2	9.6	4.2	40.3		2.4	2.1		南北	50	
	SB11	3	2	6.2	3.9	24.2		2.1	2.0		東西	50	
	SB12	3	2	5.1	3.9	19.9		1.8	2.0		東西	50	
	SB13	2	1	3.3	2.7	8.9		1.7	2.7		南北	50	
	SB15	3	1	6.3	3.5	22.1		2.1	3.6		南北	60	
SB16	2	2	3.4	3.1	10.5		1.7	1.5		東西	30		
左京四条二坊 一坪	SB3009	7	4	21.0	12.0	25.2		3.0	3.0	四面	東西	70 ~ 80 廂 50 ~ 60	
	SB2580	5	3	13.3	8.6	113.3		2.7	2.9	南	東西	80 ~ 120	
	SB2585	5	2	13.6	5.6	76.2	2.8 × 3 + 2.6 × 2		2.8		南北	90 ~ 110	
	SB3010	7	3	20.7	10.1	208.2		3.0	3.0 + 3.6 × 2	東西北	東西	130	
	SB3011	7	2	20.7	5.9	122.1		3.0	3.0		東西	100 ~ 170	
左京五条一坊 一・八坪	SB20	5	2	15.0	6.0	90.0		3.0	3.0		東西	120	間仕切り
	SB21	5	2	15.0	6.0	90.0		3.0	3.0		東西	120	
	SB22	3	2	7.2	3.6	25.9		2.4	1.8		南北	60	
	SB23	3	3	5.7	7.2	41.0		1.9	2.4	南	東西	80	
	SB24	4	2	8.2	3.2	26.2	2.2+3.0+3.0		1.8		東西	40 ~ 80	
	SB25	8	2	17.1	3.4	58.1	2.2+2.1+2.1+ 2.1+2.2+2.1+ 2.2+2.1		1.7	東	東西	100	
	SB26	4	2	9.6	4.2	40.3		2.4	2.1		東西	100	
	SB27	4	2	9.6	4.8	46.1		2.4	2.4		東西	120	
	SB32	5	2	11.7	5.2	60.8	2.4 + 2.1 + 2.4 × 3		2.4 + 2.8 + 2.7	南	東西	80	
	SB34	6	2	13.2	5.1	67.3	2.0 ~ 2.4		2.1 + 2.6 + 2.4	西	東西	80	
左京五条二坊 十五坪	SB21	4	2	16.8	4.8	80.6		2.1	2.4		東西	40 ~ 50	
左京五条二坊 十六坪	SB1	7	4	18.7	11.4	213.2		2.7	3.0+2.7+2.7+ 3.0	南北	東西	100 廂 80	
	SB10	5	2	12.6	8.1	102.1		2.6	2.7	南	東西	120 ~ 150 廂 80	
	SB11	6	2	12.7	4.2	53.3		2.1	2.1		東西	110	
	SB12	5	2	10.4	4.8	49.9		2.1	2.4		南北	80	
左京五条四坊 十坪	SB207	5	3	13.5	8.1	109.4		2.7	2.4+2.4+3.3	南	東西	100	
	SB210	5	2	12.0	4.2	50.4		2.4	2.1		南北	70	
	SB211	5	2	13.5	4.8	64.8		2.7	2.4		南北	60 ~ 80	
	SB212	3	2	5.4	3.6	19.4		1.8	1.8		南北	100	
	SB214	5	3	13.5	8.7	117.5		2.7	2.7+2.7+3.3	南	東西	50 ~ 100	間仕切り
	SB215	5	3	10.5	6.0	63.0		2.1	2.0	南	東西	100	
	SB216	5	2	13.5	4.8	64.8		2.7	2.4		東西	100	
	SB218	3	3	6.3	7.5	47.3		2.1	2.4+2.4+2.7	南	南北	70	
	SB219	5	2	10.5	3.6	37.8		2.1	1.8		南北	100	
	SB221	3	2	5.4	4.2	22.7		1.8	2.1		東西	60	
	SB222	1	1	3.6	2.7	9.7		3.6	2.7		東西	50	井戸屋形
	SB225	5	4	15.0	12.0	180.0		3.0	3.0	南北	東西	120	
	SB226	4	3	10.8	5.4	58.3		2.7	1.8		南北	50 ~ 80	
	SB228	3	3	6.3	6.6	41.6		2.1	1.8+1.8+3.0	南	南北	50	
	SB229	7	2	12.6	3.6	45.4		1.8	1.8		東西	50	
	SB232	4	3	8.1	6.0	48.6	1.8+2.1+2.1+ 2.1		2.1+1.8+2.1		南北	60	間仕切り
	SB234	5	2	13.5	4.8	64.8		2.7	2.4		東西	50	
	SB239	5	2	10.3	5.4	55.6	2.1+2+2+2.1+ 2.1		2.7		南北	70	
	SB241	2	2	4.8	4.8	23.0	2.7+2.1		2.4		東西	50	
	SB243	5	3	15.0	9.0	135.0		3.0	3.0	東	南北	120	
SB244	5	2	10.5	5.6	58.8		2.1	2.8		東西	100		
SB245	5	4	13.5	10.8	145.8		2.7	2.7	南北	東西	100 廂 60	床束	
SB246	5	2	10.5	4.6	48.3		2.1	2.3		東西	50 ~ 100		
SB247	4	1	10.4	4.8	49.9		2.6	4.8		東西	70		
SB248	5	2	13.0	4.8	62.4		2.6	2.4		東西	60		
SB249	3	2	8.3	4.8	39.8	2.4+3.5+2.4		2.4		東西	70		
SB260	3	2	6.5	4.8	31.2	2.4+2.3+1.8		2.4		南北	60 ~ 100		

左京五条四坊十五坪	SB217	4	2	6.9	3.9	26.9	1.8+1.5+1.8+1.8	2.1+1.8		東西	60	
	SB221	5	3	10.2	5.1	52.0	2.1+2.1+1.8+2.1+2.1	1.8+1.8+1.5		東西	80 ~ 100	
	SB223	5	2	10.5	3.9	41.0	3+1.8+2.1+1.8+1.8	2.1+1.8		東西	80	
	SB224	5	2	8.7	3.6	31.3	2.1+1.8+1.2+1.8+1.8	1.8		東西	80	
	SB229	3	3	5.4	4.5	24.3	1.8	1.5		南北	100	
	SB230	3	1	4.5	2.4	20.8	1.5	2.4		南北	40 ~ 50	
	SB233	3	2	6.3	3.9	24.6	2.1	2.0		南北	40 ~ 50	
	SB234	3	2	5.3	3.6	18.9	1.7+1.8+1.8	1.8		東西	60	
	SB235	5	3	10.5	6.6	69.3	2.1+2.0+1.8+2.3+2.4	2.7+2.0+2.0	西	南北	50、廂40	
	SB237	3	2	4.5	3.6	16.2	1.5	1.8		南北	50 ~ 80	
	SB239	5	4	12.0	11.1	133.2	2.4+2.4+2.4+2.1+2.7	3.0+2.6+2.6+3.0	東西	南北	100、廂80	
	SB242	4	2	8.4	4.5	37.8	2.1	2.3		南北	50	
	SB245	5	2	14.9	6.0	89.1	2.7+3.2+3.2+2.9+3	3.0		東西	50	
	SB251	5	2	10.7	4.8	51.1	2.3+2.1+2.1+2.1+2.1	2.4		東西	60	
	SB255	5	2	14.9	5.7	84.6	3.2+2.7+3.2+3.2+2.7	2.9		東西	100	
SB261	2	2	6.0	4.2	25.2	3.0	2.1		南北	50 ~ 80		
左京七条一坊十六坪	SB6426	5	2	12.6	4.8	60.5	2.7 + 2.4 × 3 + 2.7	2.4		東西	60	
	SB6436	3	2	4.1	3.6	14.7	2.0 × 2 + 1.8	1.8		東西	70	
	SB6441	4	2	8.1	4.2	34.0	2.1 + 2.0 × 2 + 2.1	2.1		東西	50 ~ 70	間仕切り
	SB6490	3	2	5.3	3.5	18.7	1.8	1.8		南北	60 ~ 90	
	SB6500	5	3	11.8	5.3	63.0	2.4	2.7 × 2 + 3.0	南	東西	70 ~ 110	
	SB6567	3	2	6.2	4.1	25.8	2.1	2.1		東西	90	
	SB6620	3	2	4.9	3.5	17.2	1.6	1.8		東西	50 ~ 90	
	SB6639	2	2	4.2	3.0	12.6	2.1	1.5		南北	20 ~ 40	
	SB6646	3	2	5.4	3.6	19.4	1.8	1.8		南北	40 ~ 50	
	SB6651	3	2	5.4	3.6	19.4	1.8	1.8		南北	30 ~ 50	
	SB6510	5	3	8.1	6.7	53.9	1.9 × 3 + 2.0 × 2	1.9 × 2 + 2.8	東	南北	60 ~ 120	間仕切り
	SB6550	5	2	12.0	4.8	57.6	2.4	2.4		南北	60	
	SB6590	5	3	7.6	5.8	44.2	1.5	1.8 + 2.0 × 2	北	東西	60 ~ 90	
	SB6591	5	4	9.8	7.8	76.1	2.0	2.1 + 1.8 × 2 + 2.1	北・南 (2間分)	東西	60	
	SB6600	5	2	10.3	5.0	51.8	2.1	2.5		東西	80	
SB6623	5	2	9.9	3.3	32.7	2.0 × 2 + 2.1 + 2.0 × 2	1.7		南北	50 ~ 60		
SB6635	6	2	11.7	3.2	36.9	2.0	1.6		東西	50 ~ 70		
SB6640	4	3	8.0	5.6	44.6	2.1 × 2 + 1.9 × 2	2.1 + 1.8 × 2	東	南北	40 ~ 50	床束	
SB6645	3	3	5.3	5.6	29.8	1.8	1.6 × 2 + 2.4	南	東西	40 ~ 50		
右京北辺四坊六町	SB1000	9	2	26.5	5.9	156.4	3.0	3.0		東西	120 ~ 150	
	SB1000	9	3	26.5	10.1	267.7	3.0	3.0+3.0+4.2	南	東西	120 ~ 150	
	SB1070	4	4	9.6	9.0	86.4	2.4	2.7+1.8+1.8+2.7	四面	南北	70	
右京二条三坊四坪	SB213	4	2	8.4	4.2	35.3	2.1	2.1		東西	90	
	SB217	3	2	6.3	4.2	26.5	2.1	2.1		東西	70	
	SB218	3	2	6.3	4.2	26.5	2.1	2.1		南北	60	
	SB219	5	4	13.2	9.3	122.8	2.4	2.4	南北	東西	60、廂40	
	SB220	5	3	10.5	6.3	66.2	2.1	2.1	南	東西	70、廂40	
	SB222	3	2	6.3	3.0	18.9	2.1	1.5		南北	60	
	SB214	5	3	9.6	7.2	69.1	2.4	2.1+2.1+3.0	南	東西	60、廂40	甕19個
	SB215	5	2	12.0	4.5	54.0	2.4	2.3		東西	80	
	SB221	3	2	4.2	7.2	30.4	2.1	2.4		南北	80	
	SB254	5	3	7.2	4.8	34.6	2.4	2.4+2.4+3.0	南	東西	100 ~ 120 廂60	
	SB275	4	2	9.0	3.6	32.4	2.3	1.8		東西	50	
SB277	7	4	14.6	10.2	148.4	3.0+2.3 × 6	3.0+2.1+2.1+3.0	南北西	東西	60、廂40		



右京三条三坊 一坪	SB17	5	2	12.0	4.2	50.4	2.4	2.1		東西	70	
	SB18	6	2	12.6	5.4	68.0	2.1	2.7		東西	70	
	SB24	5	3	12.0	7.2	86.4	2.4	2.4	南	東西	80	
	SB25	4	2	8.4	4.8	40.3	2.1	2.4		東西	70～80	
	SB26	5	3	13.5	7.2	97.2	2.7	2.4	南	東西	70	
	SB28	3	2	4.5	3.6	16.2	1.5	1.8		南北	80	
	SB29	5	3	12.0	7.7	91.8	2.4	2.9 + 2.4 × 2	北	東西	60～80	
	SB32	4	3	8.4	6.6	55.4	2.1	2.1 × 2 + 2.4	東	南北	60	
	SB33	4	2	8.4	4.2	35.3	2.1	2.1		東西	80～110	
	SB34	5	3	10.5	6.9	72.5	2.1	2.7 + 2.1 × 2	北	東西	60	
	SB36	4	2	9.0	5.4	48.6	2.3	2.7		南北	60	
	SB37	4	3	10.8	7.2	77.8	2.7	2.4	東	南北	80	
	SB41	8	3	21.6	8.1	175.0	2.7	2.7	北	東西	80	
	SB42	5	2	12.0	4.8	57.6	2.4	2.4		南北	80	
	SB44	5	3	11.7	7.2	84.2	2.1 + 2.4 × 4	2.4	南西	東西	60～80	
	SB45	5	3	12.0	7.2	86.4	2.4	2.4	北	東西	80～90 廂 60～80	
	SB49	5	2	10.5	5.4	56.7	2.1	2.7		東西	60～100	
	SB50	5	3	15.6	9.0	140.4	3.0 × 2 + 3.6 + 3.0 × 2	3.0	南	東西	120 廂 80	
	SB52	6	2	14.4	4.2	60.5	2.4	2.1		南北	100	
	SB57	5	4	15.0	12.0	180.0	3.0	3.0	南北	東西	120 廂 80	
SB60	4	2	8.4	4.2	35.3	2.1	2.1		南北	60～100		
SB61	4	2	10.8	4.8	51.8	2.7	2.4		南北	60～100		
右京三条三坊 八坪	SB113	5	2	10.4	3.6	37.4	2.1	1.8		東西	40	
	SB119	3	2	6.5	4.0	26.0	2.1	2.0		東西	70	
	SB147	4	3	9.5	7.5	71.3	2.4	2.6+2.6+2.2	南	東西	70	
	SB165	3	2	8.1	4.2	34.0	2.7	2.1		東西	80	
	SB173	6	4	13.5	8.7	117.5	2.3	2.1 × 3.0+2.4	南	東西	100	
SB174	5	2	10.2	4.5	45.9	1.8 + 2.1 × 4	2.1+2.4		東西	80	甕 18個	
平均		4.8	2.4	11.7	5.8	75.0	2.5	2.5			79.1	

普及しなかったようである。

総柱建物 総柱建物が検出される宅地では、郡衙正倉のように何棟も並び「院」を構成することはなく、2・3棟を散在的に配する場合が多い。左京三条一坊十四坪では、敷地の西端に総柱建物を柱筋を揃え3～4棟配し、倉庫域を形成するが、そのような例は顕著ではない。敷地内の棟数としては左京五条一坊一・八坪と右京二条三坊四坪で4棟の総柱建物を検出しているのが最多である。

今回対象とした大規模宅地では総柱建物が検出されていない宅地が半数近くみられる。坪内の発掘調査が及んでいない場所に総柱建物が存在した可能性もあるが、側柱建物に対する総柱建物の割合が12.2%<sup>31)</sup>であることから、そもそも大規模宅地では総柱建物が相対的に少なかったと考えられる。

総柱建物の柱間寸法は桁行平均が2.1m（7尺）、梁行平均が1.9m（6尺）であり、後述する側柱建物よりも柱間寸法が短い傾向がある。

また、大規模宅地における総柱建物の平均面積は31.1㎡である。約61.3%を占める15～30㎡と約19.4%を占める50㎡前後の二群がある。規模の大きな一群には左京三条二坊一・二・七・八坪B期のSB4251・4520のように主屋域に単独で存在するものがある。第3章では、脇殿にあたる位置に配される総柱建物について、宝物庫や文書庫の可能性を指摘したが、雑舎域に配される小規模な総柱建物とは性格が異なっていたと考えられよう。

総柱建物の平面形式の平均は桁行 3.0 間、梁行 2.6 間であり、3 × 3 間が 45.2% と多く、4 間以上の例は 16.1% と少ない。

建物柱間数（図 12） 側柱建物の柱間数は、平均すると桁行 4.8 間、梁行 2.4 間である。5 × 2 間が最も多く 18.6%、次いで 3 × 2 間で 15.6% である。また 5 × 3 間が 10.4%、4 × 2 間が 10.0% とつづく。桁行 5 間以上の建物は 57.1% を占める。

梁行は 2 間が最も多く 56.7%、ついで 3 間が 23.8% である。梁行 3 間以上の建物の場合、90% 以上が廂付の建物となる。身舎の梁行が 3 間の建物は 9 棟に限られる。

主屋域と雑舎域でみると、主屋域の平面形式の平均が 5.9 × 3.0 間、雑舎域は 4.4 × 2.2 間である。主屋域では桁行 5 間未満の建物は 9.4% と少なく、5 × 2 間が 22.6% と最も多い。次いで 5 × 3、5 × 4、7 × 4 間が 13.2% と多いが、これは 5 × 2 間の身舎に廂を付けるものが 7 割以上を占める。したがって、大規模宅地の主屋域では、5 × 2 間を基本とし、それに廂を付けるものが多かったといえる。

雑舎域では桁行 5 間未満と 5 間以上がほぼ同数となる。

廂（図 13） 側柱建物の 35.1% が廂付建物であり、四面廂が 1.7%（4 棟）、三面廂が 0.9%（2 棟）、二面廂が 11.3%（26 棟）、片廂が 22.1%（51 棟）、無廂 64.1%（148 棟）である。四面廂や三面廂は主屋域に限られるが、二面廂や片廂は雑舎域でも一般的にみられる。逆に主屋が無廂建物の例は左京五条一坊一・八坪と左京五条四坊十五坪に限られる。無廂建物は雑舎域に多い。

廂の付く位置については、片廂や二面廂の場合、平入が 9 割以上を占め、妻側に廂を付加させる例は非常に少ない。また、東西棟建物で平入に廂を付ける場合、南北もしくは南面に付ける例が多い。東西棟建物で北側にのみ廂を付ける例もあるが、いずれも雑舎域の建物である。主屋域でみついている廂付建物は原則的に平入に廂を設け、東西棟の場合は南北もしくは南に廂を付けたものといえる。

地方官衙では廂付建物が 15.0% で四面廂が 3.0%（41 棟）、三面廂が 0.9%（12 棟）、二面廂が 2.7%（36 棟）、片廂が 7.9%（107 棟）、無廂 86.7%（1176 棟）である（山中敏 2003）。したがって、地方官衙と比べても大規模宅地は廂付建物が多かったといえる。

建物の平面積と桁行・梁行総長（図 14） 側柱建物の平面積の平均は 75.0 m<sup>2</sup> である。50 m<sup>2</sup> 未満のものが 44.2%、50 ～ 100 m<sup>2</sup> のものが 31.2%、100 m<sup>2</sup> 以上が 24.7% である。

主屋域の建物に限定すると、平均は 132.0 m<sup>2</sup> で、100 m<sup>2</sup> 未満が 41.5%、100 m<sup>2</sup> ～ 200 m<sup>2</sup> が 39.6%、200 m<sup>2</sup> 以上が 18.9% で 50 m<sup>2</sup> 未満は 6 棟のみである。

雑舎域の建物面積の平均は 57.8 m<sup>2</sup> である。20 m<sup>2</sup> ～ 70 m<sup>2</sup> が 59.0% を占め、柱間数と柱間寸法が主屋域と雑舎域の建物面積の差に反映している。

桁行総長の平均は 11.7m、梁行総長の平均は 5.8m で、平面指数は 49.6 である。

主屋域では桁行総長の平均が 16.0m、梁行総長の平均が 8.1m。雑舎域では桁行総長の平均が 10.4m、梁行総長の平均が 5.1m となる。

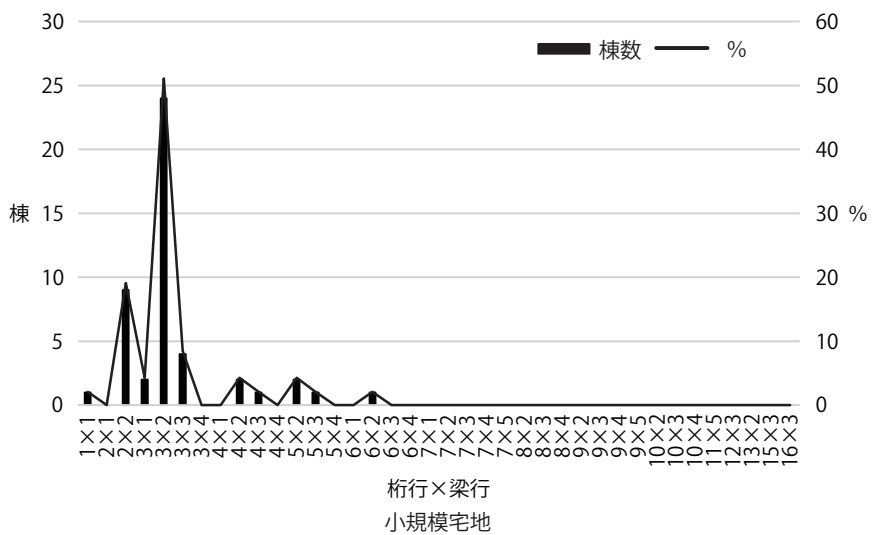
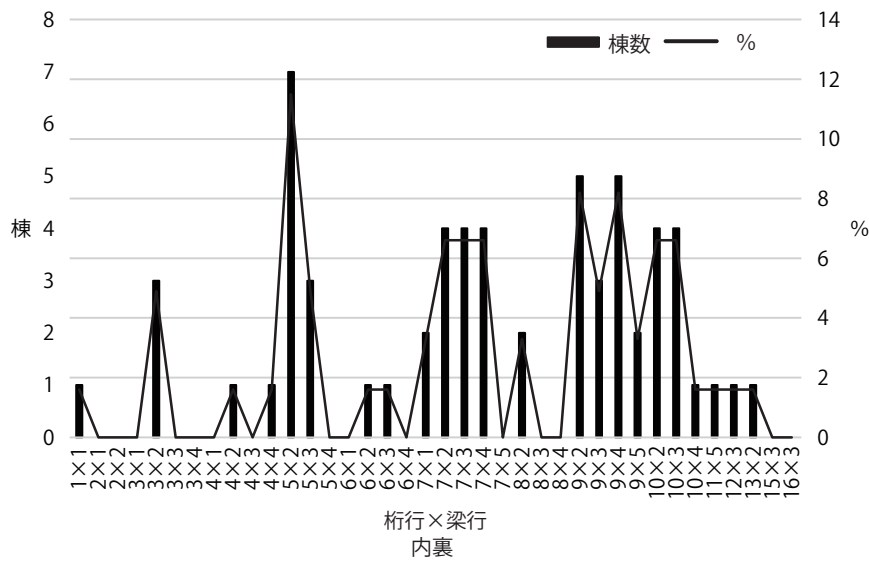
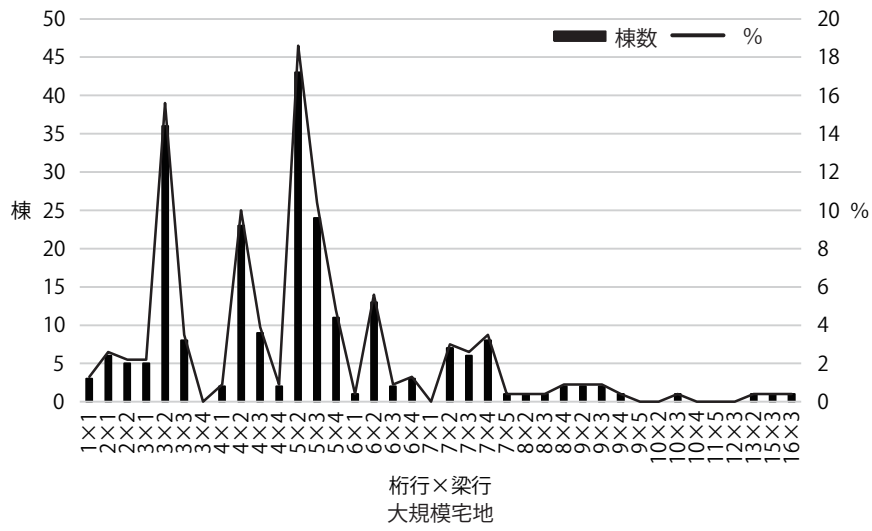


図 12 平城京の建物平面形式

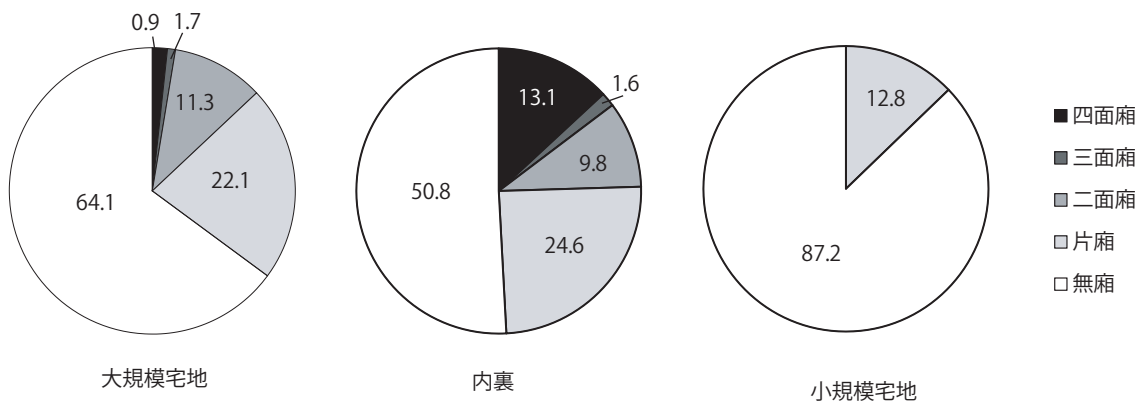


図 13 平城京における建物の廂の多寡 (%)

**柱間寸法** 柱間寸法は 1.2 ～ 4.2m (4 ～ 14 尺) と幅があるが、2.1 ～ 3.0m (7 ～ 10 尺) のものが多い。この 7 尺から 10 尺の間に側柱建物全体の 77.5% がおさまる。桁行柱間の平均は約 2.5m、梁行柱間の平均は約 2.5m である。大規模宅地では等間のものが圧倒的に多く、廂付建物の場合は広廂が 9 割近くを占める。

主屋域と雑舎域でみると、主屋域の平均が 2.7m (9 尺) × 2.7m (9 尺)、雑舎域が 2.3m (7 ～ 8 尺) × 2.4m (8 尺) となる。主屋域と雑舎域では違いがあることがわかる。また、完数尺が多く、7.5 尺・8.5 尺・9.5 尺の例は少ない。

**柱掘方** 柱掘方の形状は多くの場合、方形もしくは隅丸方形である。大きさは一辺 30 ～ 200cm のものがあり、50 ～ 150cm が多い。主屋域の柱掘方のほとんどが一辺 100cm 以上で長屋王邸の主屋 SB4500 は最大で 200cm である。これら主屋域の柱掘方は、形状・規模ともに平城宮内の官衙や内裏の建物に匹敵する。それに比べ雑舎域の例は一辺 100cm 以下のものが多い傾向がある。

廂の柱掘方については、身舎より若干小さいものが多い。

門 第 4 章で詳説。

## (2) 平城宮内裏 (表 11)

内裏は天皇の居住空間という性格から、京内宅地との比較検討をおこなう。当該報告書によれば内裏地区の建物群はⅧ期に区分できる (奈良国立文化財研究所 1991)。内裏Ⅰ～Ⅵ期が奈良時代、内裏Ⅶ・Ⅷ期が平城廢都後であり、Ⅰ～Ⅵ期の時期は、Ⅰ期 (710 ～ 724)、Ⅱ期 (～ 745)、Ⅲ期 (～ 760)、Ⅳ期 (～ 770)、Ⅴ期 (～ 781)、Ⅵ期 (～ 784) である。

**建物の基礎構造** 内裏の建物はほとんどが掘立柱建物である。礎石建物は門に限られる。また、掘立・礎石併用建物が 2 棟存在し、そのうち 1 棟は内裏Ⅲ期以降の SB7600 で内裏南面回廊にとりつく東楼である。もう 1 棟は SB4784 (内裏Ⅵ期) である。SB4784 は内裏内郭の中軸線上に配された南北棟建物である。入側柱がみつかっておらず、礎石だったと考えられている。

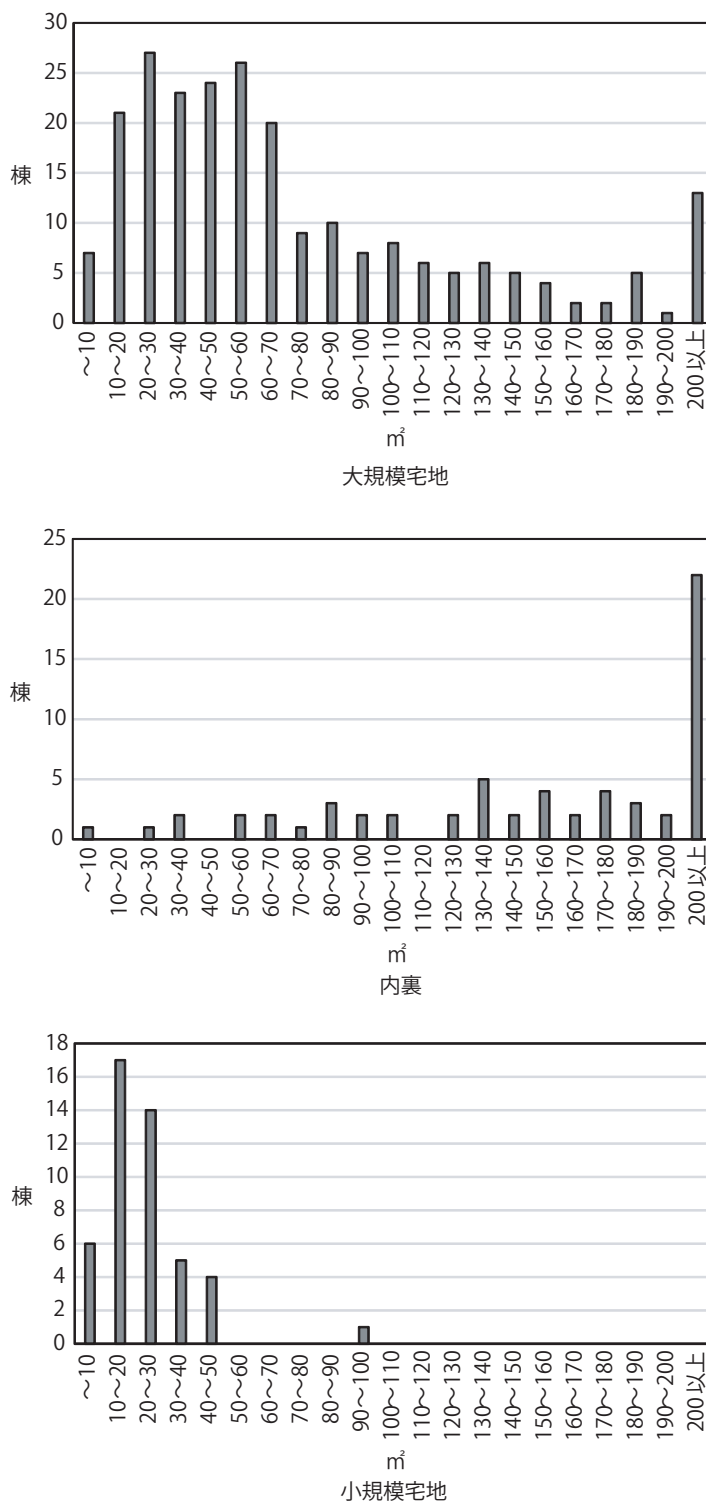


図 14 平城京側柱建物の平面積

に総瓦葺建物が偏ることから、内裏内における使い分けがあったと考えられる。

**総柱建物** 倉にあたるような総柱建物は内裏内にはみられない。倉は民部省主税寮の「倉廩」など米を管理する官衙にあったものと考えられ、居住空間である内裏には倉がなか

内裏の建物のうち、礎石建ちの門が4棟あり、全体の5.3%を占める。また、掘立・礎石併用建物が2棟で2.7%、掘立柱建物が92.0%となる。平城宮内の朝堂や諸官衙では奈良時代後半から礎石建物が顕著になるが、内裏では奈良時代を通じて掘立柱建物を基調とする。これは、天皇の居住施設という機能によるものと考えられる。

**屋根葺材** 内裏地区の建物の屋根はほとんどが檜皮葺、萱葺、葺斗葺であったと考えられ、総瓦葺の建物はごく限られたものであった。内裏で総瓦葺と考えられているのは、内裏東辺にあるSB7873（内裏Ⅳ期）、SB164（内裏Ⅱ～Ⅴ期）、東楼SB7600（内裏Ⅲ～Ⅴ期）で、SB162（内裏Ⅲ～Ⅵ期）、SB163（内裏Ⅱ～Ⅴ期）もその可能性がある。

平城宮内では朝堂院や主要官衙で多くの総瓦葺建物が造営されたと考えられるが、内裏では総瓦葺建物は少ない。また、内裏の中軸にある建物ではなく、東半

表11 平城宮内裏建物一覧

遺構番号	桁 (間)	梁 (間)	桁行総 長 (m)	梁行総 長 (m)	建物面積 (㎡)	桁行柱間 (m) 南北は北から 東西は西から	梁行柱間 (m) 南北は北から 東西は西から	廂	方向	掘方 (cm)	遺構期	備考
SB4700	11	5	35.7	15.9	567.6	3.3+4.4+2.9 × 7+4.4+3.3	3.5+2.9 × 3+3.5	四面	東西	120 ~ 150	I 期	総柱
SB4640	13	2	35.9	5.3	190.4	3.2+2.2 × 2+2.9 × 7+2.2 × 2+3.2	2.7		東西	80	I 期	
SB62	10	2	29.6	5.9	175.2	3.0	3.0		東西	90	I 期	
SB4837	10	2	29.5	5.4	159.3	3.0	2.7		東西	100	I 期	
SB4775	10	3	29.2	7.9	230.6	2.9	2.6	北	東西	90	I 期	間仕切り
SB8010	10	3	29.3	7.9	231.8	2.9	2.6	南	東西	80	I 期	間仕切り
SB7864	10	3	29.3	7.6	223.9	2.9	2.6+2.6+2.3	南	東西	90	I 期	間仕切り
SB260A	7	2	20.7	5.9	123.0	3.0	3.0		南北	110	II 期	
SB4710A	9	2	26.6	5.9	157.6	3.0	3.0		東西	150 × 120	II 期	床束
SB4825	10	3	29.5	8.9	261.6	3.0	3.0	南	東西	110 × 140	II 期	間仕切り
SB8000	9	4	26.5	11.8	311.8	2.9	2.9	四面	東西	100 ~ 120	II 期	
SB8004	5	3	15.4	7.0	107.8	3.1	2.4		南北	100	II 期	
SB450A	9	5	26.6	14.8	391.6	3.0	3.0	四面	東西	150	II 期~III 期	
SB4703	9	4	26.7	11.9	316.4	3.0	3.0	四面	東西	140	II 期~III 期	
SB4715A	3	2	6.2	4.1	25.6	2.1	2.0		東西	110 × 90	II 期~III 期	
SB4780	10	2	29.6	5.9	174.6	3.0	3.0		東西	130	II 期~III 期	床束
SB4783	10	2	29.8	5.9	176.4	3.0	3.0		東西	130	II 期~III 期	床束
SB440	5	2	14.8	5.9	87.3	3.0	3.0		南北	140	II 期~IV 期	
SB7874A	8	2	23.6	5.9	139.2	2.9	3.0		東西	130	II 期~IV 期	床束
SB164	7	4	22.0	11.8	259.2	3.2	2.9	四面	東西	100	II 期~V 期	
SB163	9	2	26.5	5.6	148.6	2.9	2.8		東西	150	II 期~V 期	床束
SB7875	9	2	26.6	5.9	156.7	3.0	3.0		東西	130	II 期~V 期	
SB650	9	2	26.5	6.0	159.0	2.9	3.0		南北	130 × 110	II 期~VI 期	
SB4710B	9	2	29.8	5.9	175.8	4.4+3.0 × 7+4.4	3.0		東西	150 × 120	III 期	
SB64	10	4	29.5	11.8	348.2	3.0	3.0	南北	東西	120	III 期	
SB260B	7	3	20.7	8.9	184.4	3.0	3.0	西	南北	110	III 期~IV 期	
SB162	5	2	14.8	5.9	87.0	3.0	3.0		南北	120	III 期~VI 期	
SB7601	7	1	25.2	3.0	75.0	2.7+4.0 × 5+2.7	3.0		東西	120	III 期~VI 期	
SB7901	1	1	3.3	3.0	9.9	3.3	3.0		南北	60	III 期~VI 期	
SB4715B	4	2	8.9	4.1	36.8	2.1 × 3+2.7	2.0	東	東西	110 × 90	IV 期	
SB450B	9	4	26.6	14.8	391.6	3.0	3.0	四面	東西	150	IV 期	
SB4645	9	3	29.8	8.9	266.4	4.5+3.1 × 7+4.5	3.0	南北	東西	140	IV 期	
SB4704	9	4	27.4	12.5	341.9	3.3+3.0 × 7+3.1	3.1+3.0 × 2+3.3	四面	東西	140	IV 期	
SB4767	3	2	7.2	4.7	33.8	2.4	2.4		東西	100	IV 期	
SB4800	9	3	29.6	8.9	262.9	4.4+3.0 × 7+4.4	3.0	南北	東西	110	IV 期	
SB4824	7	4	19.8	11.3	223.1	2.8	2.8	四面	東西	80	IV 期	
SB7873	9	5	26.8	14.9	399.1	3.0	3.0	東西	南北	140	IV 期	床束
SB8012	6	3	25.6	7.2	184.3	4.2 × 5+4.8	2.4		東西	60	IV 期	
SB8021	6	2	17.1	6.0	102.6	3.0+2.7+2.7 +3.0+3.0+2.7	3.0		東西	40	IV 期	
SB8042	5	2	13.5	4.8	64.8	2.7	2.4		東西	80	IV 期	
SB447	9	4	26.6	11.8	314.4	3.0	3.0	東西北	東西	180	V・VI 期	
SB452	9	3	27.0	9.0	243.0	3.0	3.0	南	東西	50	V・VI 期	
SB253	5	2	13.4	6.0	80.4	2.7	3.0		東西	120	V・VI 期	
SB4705	7	4	22.1	11.9	263.0	3.6+3.0 × 5+3.6	3.0	北	東西	140	V・VI 期	
SB4670	5	2	15.0	6.0	90.0	3.0	3.0		南北	110	V・VI 期	
SB4680	5	2	15.0	6.0	90.0	3.0	3.0		南北	130	V・VI 期	
SB7874B	8	2	23.6	5.9	139.2	3.0	3.0	北	東西	110	V 期	
SB4610	7	2	22.2	6.0	133.2	3.6+3.0 × 5+3.6	3.0		東西	90	V 期	
SB4712	3	2	8.9	6.0	53.1	3.0	3.0		南北	120	V 期	
SB4770A	5	3	14.9	10.9	162.7	3.0	5.5+2.7+2.7	北	東西	100	V 期	
SB63	12	3	35.1	8.8	308.4	3.0	3.0	南	東西	140	V 期	
SB4790A	7	3	16.8	11.1	186.5	2.4 × 7	5.1+3.0+3.0	北	東西	80	V 期	
SB8005	7	1	20.3	3.0	60.5	東側：3.0 × 4+2.7+3.0+2.7 西側：3.0+2.4+3.3+3.0 +5.7+3.0	3.0		南北	100	V 期	



SB8007 A・B	5	2	14.5	3.8	55.5	2.7+3.0×4	1.9		東西	100	V期	床束
SB4770B	5	3	14.9	10.0	149.6	3.0	4.7+2.7+2.7	北	東西	100	VI期	
SB4790B	7	3	16.8	10.2	171.4	2.4×7	4.2+3.0+3.0	北	東西	80	VI期	
SB4650	7	2	22.2	6.0	133.2	3.6+3×5+3.6	3.0		東西	130	VI期	
SB4784	4	4	12.1	11.5	138.4	3.0	3.0+2.7+2.7 +3.0	東西	南北	80	VI期	掘立・礎 石併用
SB7881	7	4	21.0	13.8	289.8	3.0	3.9+3.0+3.0+3.9	南北	東西	100	VI期	
SB8020	7	2	21.0	6.0	126.0	3.0	3.0		東西	100	VI期	
SB7892	7	3	20.7	9.5	195.8	3.0	3.0+3.0+3.5	南	東西	150	VI期	
平均	7.6	2.7	22.3	8.0	186.0	3.0	2.9			109.8		

ったとみるべきであろう。

建物の柱間数（図12） 内裏でみつまっている建物の柱間数の平均は桁行が7.6間で、梁行が2.7間である<sup>32)</sup>。内裏Ⅰ期には桁行10間の建物が5棟みつかり、そのうち3棟は梁行3間の片廂付建物で建物内には間仕切りがみられるといった特徴的な建物である。

桁行10間以上の建物は全体の18.0%を占め、大規模宅地の2.4%とは大きな差がみられる。梁行3間以上の建物は全体の49.2%であり、そのうち93.3%が廂付である。身舎の梁行が3間の例は7棟のみで、内裏Ⅰ期の御在所正殿SB4700、内裏正殿SB460、内裏Ⅱ・Ⅲ期の内裏正殿SB450A、内裏Ⅴ・Ⅵ期の内裏正殿SB447、後宮正殿SB4705と内裏中軸線上にのる正殿級の建物に顕著である。身舎の梁行が2間と3間とでは、その位置づけに大きな違いがあったことがわかる。

廂（図13） 49.1%が廂付建物であり、四面廂が13.1%（8棟）、三面廂が1.6%（1棟）、二面廂が9.8%（6棟）、片廂が24.6%（15棟）、無廂50.8%（31棟）である。四面廂付建物は内裏正殿・御在所正殿だけでなく、内裏の東辺にも数棟みられる。しかし、梁行3間の四面廂付建物は内裏正殿と内裏Ⅰ期の御在所正殿のみで、四面廂付建物の中でも格の高い建物であるといえる<sup>33)</sup>。

建物の平面積と桁行・梁行総長（図14） 建物の平面積の平均は186.0㎡である。50㎡未満のものが6.6%、50～100㎡のものは16.4%、100㎡以上が77.0%である。内裏Ⅰ期の御在所正殿であるSB4700は最大の規模で567.6㎡である。

桁行総長の平均は22.3m、梁行総長の平均は8.0mである。桁行総長が20mを超える建物が全体の67.2%を占め、そのうち最大のものは35.9mのSB4640である。大規模宅地の桁行総長の平均が12.0mであることと比べると、やはり内裏の建物の規模が大きいことがわかる。内裏建物の平面指数は35.9で大規模宅地よりも建物が長大である。

柱間寸法 柱間寸法には1.9～5.5m（6～18尺）と幅があるが、2.9～3.0m（10尺）のものが圧倒的に多い。桁行柱間の平均は3.0m、梁行柱間の平均は2.9mである。柱間が10尺等間で設定されていたことが指摘できる。また、建物だけでなく、塀などの施設も10尺ものも多く、内裏全体を10尺方眼で割り付けている（奈良国立文化財研究所1991）。

柱掘方 柱掘方の規模は40cm～180cmまでである。73.8%が100cmを超え、平均は

109.8cmである。形状は方形もしくは隅丸方形を基調とする。

門 奈良時代前半（内裏Ⅰ・Ⅱ期）では明確な門と判断できる遺構はみられない。これは、内裏の圍繞施設が掘立柱塀であるため、塀の一部を開口する形態であったためであろう。奈良時代後半になると、圍繞施設が築地回廊になり、門も遺構として痕跡を残す。SB3700、SB7590、SB7591、SB7970がそれで、いずれも桁行1間の築地門で礎石建ちである。柱間は3.6～4.6mのものがあるが、内裏正門となる南面中央のSB3700は4.6mで最大幅となる。

平城宮内裏でみつまっている門は、南面の中央と東、東面の北と南である。その位置から各面に3つの門、合計12の門が開いていたと考えられる。平安宮内裏も各面3つ、合計12の門があったことが知られるが、各面の中央門は五間門や八脚門で格が高い。特に南中央門である承明門は五間門となっており、平城宮とは異なっている。

### （3）小規模宅地

小規模宅地としてとりあげるのは、1/16町や1/32町であることが明らかで建物構成や規模などが明らかとなっている左京八条三坊九坪（奈良国立文化財研究所1976）と左京九条三坊十坪（奈良国立文化財研究所1986A）の側柱建物47棟、総柱建物1棟である（表12）。

建物の基礎構造と屋根葺材 検出された建物すべてが掘立柱建物で、瓦葺の建物はない。礎石建物や瓦葺建物は貴族階層の宅地に限られていたとみてよい。これは、経済的な面と建物や宅地の格式によるものと考えられる。

総柱建物 小規模宅地では総柱建物の数は少ない。左京八条三坊九坪・左京九条三坊十坪で建物全体がみつまっている48棟中、総柱建物は1棟のみで全体の2.1%にすぎない。部分的な確認にとどまっているが、総柱建物の可能性が高いものを含めても3棟である。大規模宅地では約11.0%が総柱建物だったので、小規模宅地ではさらに割合が低くなる。その規模も建物全体がみつまっている左京九条三坊十坪のSB3680で桁行2間（3.6m）、梁行2間（2.7m）の約9.7㎡と小規模である。

建物の平面形式（図12） 小規模宅地建物の柱間数の平均は3.0×2.1間である。3×2間が最も多く51.1%と半数以上を占める。桁行5間以上は4棟で全体の8.5%と少ない。また、梁行3間の例は6棟（12.8%）であり、全て片廂付の建物である。したがって、廂が付かない建物の場合は梁行が1間か2間となる。

廂（図13） 廂が付く建物は全て片廂で、二・三・四面廂はみられない。片廂の建物は6棟で全体の12.8%を占める。小規模宅地にみられる片廂の建物は主屋にあたると思われる。1/16町や1/32町宅地で廂付建物を複数配する例はなく、宅地内における主屋とその他の建物が明確に使い分けられていたとみられる。

建物の平面積と桁行・梁行総長（図14） 小規模宅地における平面積の平均は23.4㎡である。多くが10㎡～50㎡におさまり、50㎡以上の建物は1棟のみである。内裏や大規

表12 平城京小規模宅地側柱建物一覧

遺跡	遺構番号	桁 (間)	梁 (間)	桁行総長 (m)	梁行総長 (m)	建物面積 (㎡)	桁行柱間 (m)		梁行柱間 (m)		廂	方向	掘方 (cm)	備考
							南北は北から 東西は西から	南北は北から 東西は西から	南北は北から 東西は西から	南北は北から 東西は西から				
左京八条三坊九町	SB1190	5	3	12.0	7.9	94.8	2.4	2.6 + 2.7 × 2	北	東西		90		
	SB1206	3	2	5.1	3.3	16.8	1.7	1.7		南北		50		
	SB1220	6	2	13.0	3.8	49.4	2.2	1.9		南北		60		
	SB1242	3	2	7.1	3.3	23.4	2.4	1.7		東西		50		
	SB1250	3	1	5.2	3.9	20.3	1.7	2.0		東西		70		
	SB1251	3	1	6.0	3.3	19.8	2.0	1.7		南北		50		
	SB1266	4	3	7.9	6.0	47.4	2.0	2.0 × 2 + 2.1	南	東西		40		
	SB1267	3	2	7.2	3.6	25.9	2.4	1.8		南北		40		
	SB1293	2	2	2.7	2.4	6.5	1.4	1.2		南北		50		
	SB1296	2	2	3.3	3.0	9.9	1.7	1.5		南北		40		
	SB1179	5	2	10.4	4.1	42.6	2.1	2.1		南北		60		
	SB1181	3	2	5.6	4.3	24.1	1.9	2.2		東西		40		
	SB1197	4	2	7.5	4.8	36.0	1.9	2.4		南北		30		
	SB1210	3	3	5.5	5.9	32.5	1.8	2.4 + 1.8 × 2	西	南北		50		
	SB1244	3	3	6.2	5.4	33.5	2.1	2.1 + 1.7 × 2	西	南北		70		
	SB1255	3	2	5.4	3.9	21.1	1.8	2.0		南北		40		
	SB1264	1	1	2.7	2.4	6.5	2.7	2.4		東西		50		
	SB1268	3	3	6.3	5.8	36.5	2.1	1.7 × 2 + 2.4	南	東西		40		
	SB1275	3	2	4.0	2.8	11.2	1.3	1.4		東西		50		
	SB1292	3	2	6.3	3.0	18.9	2.1	1.5		南北		50		
	SB1301	3	2	4.5	3.7	16.7	1.5	1.9		東西		60		
	SB1178	3	2	8.9	5.1	45.4	3.0	2.6		東西		40		
	SB1192	4	2	7.9	3.6	28.4	2.0	1.8		南北		60		
	SB1205	3	2	5.7	3.3	18.8	1.9	1.7		東西		40		
	SB1211	3	2	7.2	3.3	23.8	2.4	1.7		東西		40		
	SB1245	3	2	6.6	3.6	23.8	2.0	1.8		東西		60		
	SB1263	3	2	4.5	3.3	14.9	1.5	1.7		南北		60		
	SB1274	3	2	4.2	3.0	12.6	1.4	1.5		南北		50		
SB1295	2	2	4.2	3.3	13.9	2.1	1.7		南北		40			
左京九条三坊十町	SB3760	3	3	5.4	5.7	30.8	1.8	2.1 + 1.8 × 2	北	東西		70		
	SB3722	2	2	3.6	3.0	10.8	1.8	1.5		東西		40~80		
	SB3670	3	2	5.1	4.5	23.0	1.8 + 1.5 + 1.8	2.3		南北		70		
	SB3660	2	2	3.0	3.0	9.0	1.5	1.5				50		
	SB3763	3	2	4.8	3.0	14.4	1.7 + 1.5 + 1.7	1.5		東西		50	床束	
	SB3850	3	2	5.0	3.3	16.5	2.0 + 1.5 × 2	1.7		東西		40		
	SB3740	3	2	6.3	3.9	24.6	2.1	2.0		東西		80	床束	
	SB3751	3	2	6.0	4.2	25.2	2.1 + 1.8 + 2.1	2.1		東西		50		
	SB3663	2	2	3.6	2.7	9.7	1.8	1.4		南北		40		
	SB3665	2	2	4.8	3.0	14.4	南 1.8 + 1.5 × 2 北 2.7 + 2.1	1.5		東西		30~50		
	SB3851	3	2	6.0	3.3	19.8	2.5	1.7		東西		50~70		
	SB3849	2	2	4.8	4.5	21.6	2.4	2.3		南北		60		
	SB3735	3	2	5.4	3.0	16.2	1.8	1.5		南北		30~50		
	SB3675	2	2	3.3	2.7	8.9	1.7	1.4		南北		70	床束	
	SB3762	3	2	4.5	3.0	13.5	1.5	1.5		東西		70		
	SB3761	3	2	5.4	3.6	19.4	1.8	1.8		南北		70		
	SB3753	5	2	6.9	3.3	22.8	2.0 × 2 + 1.5 + 1.8 + 1.5	1.7		東西		30~70	間仕切り	
SB3840	3	2	6.9	3.6	24.8	2.4 × 2 + 2.1	1.8		南北		20~70			
平均		3.0	2.1	5.8	3.8	23.4	1.9	1.8				52.0		

模宅地の主屋域では 50 m<sup>2</sup>以下の建物がほとんどみられなかったことと比べると、小規模宅地の建物がいかに小規模であるかがわかる。大規模宅地で雑舎域でも、建物面積の平均が 57.8 m<sup>2</sup>であるため、小規模宅地の平均面積は 1/2 にも満たない。

桁行総長の平均は 5.8m、梁行総長の平均は 3.8m で、桁行総長は大規模宅地の半分以下である。平面指数は 65.5 で、内裏や大規模宅地よりも建物が正方形に近いことを示す。これは桁行の総長が内裏や大規模宅地よりも短いためである。

柱間寸法 小規模宅地の柱間寸法の平均は 1.9m × 1.8m である。9・10 尺の例は 2 例のみでその他は 4 尺から 8 尺の間におさまる。6 尺が小規模宅地の一般的な柱間寸法とみられる。

柱掘方 小規模宅地の柱掘方は 20cm ～ 90cm まであり、平均は 52.0cm である。100cm を超える大きな掘方はみられない。形状も内裏や大規模宅地でみられた方形、隅丸方形ではなく、円形や不整形なものも多い。

門 小規模宅地でみついている門は 2 本柱の棟門・築地門である。四脚門や五間門など格の高い門はみられない。小規模宅地の場合、坪内を 1/16 町や 1/32 町に溝や小径で細分する。左京九条三坊十坪では、この小径に面して門が開く。

門の柱間は 1.6m ～ 3m までであるが内裏では柱間が 3.6 ～ 4.5m であり、小規模宅地では規模が小さいことがわかる。

## 第 2 節 諸施設の特徴と比較検討

### (1) 大規模宅地・内裏・小規模宅地の特徴

大規模宅地の中心的な建物や総柱建物、内裏の建物や門などで礎石建物や総瓦葺の建物がみられるが、その数は限られる。原則的には掘立柱建物の非瓦葺であり、居住施設といった機能面が建物構造に反映していたとみられる。

また、京内では総柱建物の数が少なく、規模が小さいことが明確になった。総柱建物については、第 4 章でふれたとおり、京内宅地で収納すべき穀物類が最小限に抑えられていた可能性を示唆するものとする。

大規模宅地では主屋域の建物は長屋王邸正殿のように内裏や宮内官衙の建物に匹敵するような規模を誇るものが存在する。その一方で雑舎域では建物規模が相対的に小規模となる。建物規模や廂の多寡、柱間寸法などは、それぞれ密接に関係しており、建物規模が大きいほど廂を付加させ、柱間寸法も広くなることが確認できた。

内裏の建物は大規模宅地と比べても相対的に規模が大きい。また、桁行の長い建物が多いことが特徴で、平面指数も低い。廂付建物も半数近くあり、柱間も 10 尺を基本とすることなど、格が高く規模の大きい建物を計画的に配置するといった特徴がある。内裏は天皇の居住施設であり、それを支える官司は内裏の外に配されていたと考えられる。大規模宅地の雑舎域にあたる施設は内裏の外に配され、主屋域に該当する施設のみが内

表13 平城京大規模宅地の建物比較

	位置	平面形式の平均 桁(間)×梁(間)	桁行・梁行総長の平均 桁×梁(m)	平面積の平均 (㎡)	柱間寸法の平均 桁×梁(m)
①	左京三条二坊一・二・七・八坪	6.4×2.6	18.1×7.1	137.3	2.9×2.7
②	右京三条三坊一坪	4.8×2.5	11.6×6.2	75.8	2.4×2.4
③	左京五条一坊一・八坪	4.7×2.1	11.2×4.9	54.6	2.5×2.3
④	左京七条一坊十六坪	4.1×2.4	7.9×4.6	37.5	2.0×2.0

裏に配されたと考えると理解しやすい。

小規模宅地は分析対象とする事例が少なく、建物数も限られるが建物は小規模で、廂付建物の数が少ないなどその特徴を明確にできたと考える。3×2間で柱間寸法が6尺というのが、一般的な建物構造と規模といえる。1町を細分した敷地内に数棟の建物を配するが、廂の多寡や建物の規模などにより、主屋と雑舎が区別されたようで、建物の機能分化がみうけられる。

また、大規模宅地の雑舎域と小規模宅地の建物規模については、大規模宅地の雑舎域のほうが建物規模が大きく、柱間寸法が広い傾向が認められる。個別の建物の比較だけでは、大規模宅地の雑舎域の建物か小規模宅地の建物か判断が難しい場合もあるが、今後、資料が増加し、より詳細な分析をすることで、限られた発掘調査であっても大規模宅地や小規模宅地を抽出できる可能性を示すことができたと考える。

## (2) 大規模宅地間での比較

本章でとりあげた大規模宅地の中でも比較的多くの建物を検出しており、建物規模を比較できる4例をあげて大規模宅地における階層性が見いだせるか検討をおこなう。ここでとりあげる遺跡は①左京三条二坊一・二・七・八坪(A・B期)、②右京三条三坊一坪、③左京五条一坊一・八坪、④左京七条一坊十六坪である。(表13)

建物の平面形式の平均は①6.4×2.6間、②4.8×2.5間、③4.7×2.1間、④4.1×2.4間である。廂については①で四面廂1棟、二面廂5棟、片廂4棟で全体の43.5%が廂付建物である。②では二面廂2棟、片廂9棟で全体の50.0%が廂付建物である。③では片廂4棟で全体の40.0%が廂付建物である。④では二面廂1棟、片廂5棟で全体の31.6%が廂付建物である。

建物の桁行・梁行総長と平面積については、桁行総長は①が18.1×7.1m、②が11.6×6.2m、③が11.2×4.9m、④が7.9×4.6mである。建物平面積の平均は①が137.3㎡、②が75.8㎡、③が54.6㎡、④が37.5㎡であり、主屋の面積は①が351㎡、②が180㎡、③が90㎡、④が63㎡である。桁行・梁行総長、平面積においても④→①へと規模が大きくなっている。

柱間の平均は①が2.9m×2.7m、②が2.4m×2.4m、③が2.5m×2.3m、④が2.0m×2.0mである。①～③については、おおよそ8～9尺の数値を示している。④については7尺弱であり、差をみいだせる。



以上のように、大規模宅地の中でもそれぞれの宅地によって建物の規模が異なることがわかる。左京三条二坊一・二・七・八坪→右京三条三坊一坪→左京五条一坊一・八坪→左京七条一坊十六坪の順で建物規模が小さくなる。平城宮に近い宅地のほうが規模が大きく、宮から離れるにつれ規模が小さくなる傾向が見いだせる。このような違いは居住者の位階の差や経済格差に起因する可能性が高い。

### 第3節 小結

平城宮・京における建物規模について検討してきた。その成果をまとめると以下のような点が挙げられる。

- ①内裏や大規模宅地であっても総瓦葺建物・礎石建物は限定的に使われるにすぎない。これは居住空間という性格によるものと考えられる。
- ②建物の規模は京内小規模宅地<大規模宅地<内裏と指摘でき、明確な差を見いだせる。また大規模宅地の中での差も認められる。この点については宅地班給にともなう京内の分布や敷地面積に加え、居住者の階層性や経済状況などが建物規模や構造にも反映した可能性を示すものとする。
- ③大規模宅地の総柱建物は30㎡以下と50㎡前後の2群があり、それぞれ建物の用途が異なっていた可能性が高い。また、総柱建物の数は少なく、京内宅地に穀物を多量に保管することは積極的におこなわれなかったとみられる。
- ④大規模宅地の柱間は完数尺が多く、等間のもものがほとんどである。主屋域に限れば半数近くが10尺等間であり、計画的かつ精度の高い造営がおこなわれた。

建物規模に関しては、既に松村恵司が指摘しているように（松村1998）、大規模宅地の主屋は内裏に近い規模を示すことや、小規模宅地は集落の建物に近いことなどを本章で追認する形となった。しかし、具体的数値でもって、より詳細に検討を行ったことは重要な作業の1つであったと考える。

本章で大規模宅地と判断したものは限られたものであり、その中には主屋域しか見つからない例も含まれる。したがって、建物規模の平均値などについては若干大きな数値として出たとみられるが、左京三条二坊一・二・七・八坪など宅地の大部分を調査した例を参考にすると、大規模宅地の中でも上級貴族の宅地については、今回提示した建物規模などがひとつの参考数値と捉えることができるだろう。今後、発掘調査の進展を待ち、分析対象を増やすことで、より蓋然性の高い数値を示すことができると考える。



## 第6章 長岡京の土地利用

784年に平城京から遷都した長岡京は、794年に平安京へ遷都するまでの10年という短い存続期間であるが、都城の変遷を理解するうえで非常に重要な位置を占める。特に近年、発掘調査により各所で大規模宅地がみつかり、長岡京の土地利用の様相が、より鮮明になってきた。

本章では、このような近年の発掘調査成果をふまえ、長岡京の土地利用の実態を明らかにしていきたい。

これまで、長岡京の宅地や土地利用については、山中章や國下多美樹の先行研究があり、現在でも有用な指摘が多い。

山中は、長岡京の宅地について1町から1/8町までの宅地利用が明らかになっていることや、「諸司厨町」の原型といえる官衙町や宿所町の類型化と変遷を明らかにし、長岡京の宅地利用の特徴を以下の4点にまとめた（山中章1991、1994）。

- ・宮城に接する左京一帯に1町を利用する官衙町を配する。
- ・1町以上を利用する高位の人の宅地を、平城京同様五条以北に限る。
- ・初めて1町を実測値で32等分する戸主制を採り入れた。
- ・宅地1町の規模を3種類に整理した。

一方、國下は、大規模宅地は1～4町を利用する例があり、その分布は二条条間大路に北面する左・右京街区に集中する傾向があるとする。また、中小規模宅地には1/2町から1/32町まであり、四行八門制に規制されて班給されたとする（國下2007）。

これらの研究は、発掘調査成果をもとに平城京や平安京と比較検討をおこない、長岡京宅地の特徴を明らかにした点で非常に重要な研究といえる。

近年顕著な発掘調査成果も増加し、その成果をふまえた検討をおこなうことで、既往研究で指摘されている点を補強し、またこれまで明らかにされてこなかった点について言及できるものとする。

したがって、本章では上記のような先行研究や近年の発掘調査成果をふまえ、長岡京の土地利用の実態について特に以下の点に注目し、検討を進めたい。

- ・長岡京の立地環境と都市構造の特徴を明らかにする。
- ・長岡京の宅地利用の特徴を明らかにする。
- ・長岡京の土地利用について、平城京や平安京と比較検討し、長岡京の歴史的意義について検討する。

## 第1節 長岡京の立地と下層遺跡

### (1) 立地 (図15)

長岡京は、京都盆地の南西部に所在し、古代の国郡制では山背(城)国乙訓郡に該当する。

長岡宮が造営されるのが標高約50mの長岡丘陵であり、そこから東西・南に下がる地形となっている。長岡宮を中心に、Ⅵ段から成るひな段構造となっており、それぞれの平坦面に諸施設が造営されたと考えられている(國下・中塚2003)。

長岡京全体としては北西が高く、南東が低い地形となっている。左京は北高南低であるが傾斜は緩やかである。標高は北端に近い左京北一条三坊二・三町(東院)で約15m、実質的な南端とみられる左京七条三坊(水垂遺跡)で約10mとなる。この2点は約3.5kmの距離があるがその標高差は約5mで、0.1%の勾配となる。平城京では一条が約66m、九条が約52mで約14mの標高差で0.3%の勾配、平安京では一条が約50m、九条が約23mで約27mの標高差で0.5%の勾配があることから、長岡京左京では南北の標高差はほとんどなく、ほぼ平坦であったことがわかる。

左京東半は桂川右岸の後背湿地であり、特に五条以南の土地利用は桂川の影響を強く受け、後述するように条坊道路も施工されなかった範囲がある。

また、右京北西から南東へ小畑川が流下する。小畑川の流路は、長岡宮の南西部までは現在とそれほど変わらないと考えられるが、宮の南西付近で東に流れを変え、四条大路付近を東流し、桂川へ流入していたと考えられる。

右京は左京に比べ安定した地盤となっているが、右京四坊付近は西山からのびる丘陵が各所でせまっており、土地利用に不適當な場所もある。

### (2) 下層遺跡

長岡京下層遺跡には縄文時代から奈良時代までの集落遺跡が広域に分布する。

左京よりも右京のほうが集落遺跡が多いが、これは右京のほうが河川の影響が少なく、安定した土地であることが影響しているとみられる。右京では丘陵がせまる西端に集落遺跡は少ないが、この地域は古墳時代に墓域であり多くの古墳(乙訓古墳群)がつくられる。乙訓古墳群は古墳時代を通じて多くの古墳がつくられ、古墳の形状や埴輪などから大和政権と密接な関係があると考えられている(京都府教育委員会2015)。

長岡京左京一条から七条となる地域では弥生～古墳時代の集落遺跡が分布する。

大藪遺跡や東土川遺跡は弥生時代の集落跡で、掘立柱建物や方形周溝墓、竪穴建物、水田跡などがみついている。

また、水垂遺跡は古墳時代の水田跡と竪穴建物がみつかり、7世紀前半まで集落が存続したことが明らかになっている(財団法人京都市埋蔵文化財研究所1998)。水垂遺跡が立地するのは、桂川、鴨川、宇治川、木津川が合流し、淀川となる地点のすぐ北側である。比較的湿潤な地域に継続的に集落が営まれるのは、水運の要衝であったことが影響





- |                    |                      |                       |                      |
|--------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|
| 1 : 大藪遺跡 (弥生～平安)   | 15 : 内裏下層遺跡 (弥生～古墳)  | 28 : 鴨田遺跡 (弥生～古墳)     | 41 : 下海印寺遺跡 (旧石器～近世) |
| 2 : 野田遺跡 (弥生～中世)   | 16 : 北山遺跡 (旧石器～弥生)   | 29 : 吉備寺遺跡 (弥生～中世)    | 42 : 西山田遺跡 (弥生～中世)   |
| 3 : 渋川遺跡 (縄文～弥生)   | 17 : 井ノ内遺跡 (縄文～近世)   | 30 : 東代遺跡 (縄文～平安)     | 43 : 伊賀寺遺跡 (縄文～近世)   |
| 4 : 殿長遺跡 (旧石器～中世)  | 18 : 更ノ町遺跡 (奈良)      | 31 : 明星野遺跡 (弥生～中世)    | 44 : 友岡遺跡 (縄文～近世)    |
| 5 : 宮ノ脇遺跡 (縄文～古墳)  | 19 : 今里遺跡 (旧石器～近世)   | 32 : 陶器町遺跡 (旧石器～奈良)   | 45 : 南栗ヶ塚遺跡 (旧石器、近世) |
| 6 : 森本遺跡 (縄文～古墳)   | 20 : 鶏冠井清水遺跡 (縄文～古墳) | 33 : 谷山遺跡 (弥生)        | 46 : 脇山遺跡 (旧石器～弥生)   |
| 7 : 岸ノ下遺跡 (旧石器～中世) | 21 : 沢ノ西遺跡 (弥生)      | 34 : 馬場遺跡 (縄文～中世)     | 47 : 砦遺跡 (縄文～近世)     |
| 8 : 辰巳遺跡 (奈良)      | 22 : 芝ヶ本遺跡 (古墳)      | 35 : 神足遺跡 (旧石器～近世)    | 48 : 宮脇遺跡 (縄文～近世)    |
| 9 : 中野遺跡 (縄文)      | 23 : 今里北ノ町遺跡 (縄文～古墳) | 36 : 開田城ノ内遺跡 (旧石器～近世) | 49 : 松田遺跡 (縄文～古墳)    |
| 10 : 上里遺跡 (旧石器～近世) | 24 : 曆田遺跡 (弥生～古墳)    | 37 : 西陣町遺跡 (飛鳥～中世)    | 50 : 百々遺跡 (奈良～中世)    |
| 11 : 東土川遺跡 (弥生～古墳) | 25 : 長法寺遺跡 (旧石器～近世)  | 38 : 開田遺跡 (旧石器～禁制)    | 51 : 下植野南遺跡 (縄文～古墳)  |
| 12 : 高田遺跡 (縄文～弥生)  | 26 : 長黒遺跡 (奈良)       | 39 : 水垂遺跡 (古墳)        | 52 : 算用田遺跡 (古墳～飛鳥)   |
| 13 : 石田遺跡 (縄文～弥生)  | 27 : 羽束師遺跡 (古墳)      | 40 : 雲宮遺跡 (縄文～中世)     |                      |
| 14 : 鶏冠井遺跡 (縄文～古墳) |                      |                       |                      |

図15 長岡京における明治の地図と下層集落遺跡 (S=1/50,000)

していると考えられる。

これらの集落が営まれた場所は、人が生活することができる立地環境であり、長岡京の宅地利用を考えるうえで参考となる。長岡京右京八条、九条は下層遺跡の分布から居住可能な地域であったことがわかる。

### (3) 条坊施工範囲

東 左京二～四条四坊付近では掘立柱建物を複数検出していることや、三条条間小路が東四坊坊間路まで東西道路がのびていることなどから、東京極に近いところまで開発が進められたことがわかる。東京極大路は1箇所（一条条間北小路付近）で確認されている。

しかし、四条四坊付近には湿地が広がっており、条坊が施工されていない場所もあることが試掘調査などでわかっている。四条以北でも四坊付近は利用可能な場所とそうではない場所が複雑に入り組んでいたのだろう。

五条以南については、桂川の影響で左京四坊までは土地利用がおこなわれていなかった可能性が高い。これまでの発掘調査成果から、五・六条は三坊の西半くらいまでが利用範囲とみられる。

西 西京極大路（西四坊大路）はみつかっていない。一条条間南小路が右京一条四坊でみつかっており、部分的に西京極に近いところまで整備されたとみられるが、左京ほどではない。これは、右京四坊に丘陵がせまる地形的条件によるものであり、この丘陵につくられた古墳は西京極大路推定位置より東であっても壊されない。したがって、右京四坊の土地利用は限定的であり、西三坊大路付近までが条坊施工範囲とみられる。ただし、右京七条四坊十四町（西山田遺跡）では律令祭祀遺物が多量にみつかっており、長岡京南西隅でおこなわれた祭祀跡とみられる（財団法人長岡京市埋蔵文化財センター 1984）。

南 1990～1995年に左京七条三坊付近でおこなわれた発掘調査では六条大路が東三坊坊間路、東二坊大路が七条条間小路より外側にのびないことを確認している（財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1998）。また、左京七条三坊三町では墨書人面土器 500 点以上を含む祭祀遺物が 800 点以上出土しており、長岡京東南隅でおこなわれた祭祀跡と考えられている。実質的な南東隅はこの位置で間違いない。

右京では右京八条二坊七町で甕据付穴を伴う掘立柱建物がみつかること、右京八条三坊二・七町には鞆岡廢寺がみつかることから、八条北半までは土地利用がされていたことがわかる。

北 北京極大路が発掘調査でみつかるが、幅が約 9 m と小路規模となっている。また、東一坊大路の延長が北一条大路よりも 2 条北側までみつかること、北京極大路（小路）よりも北側で条坊地割に則った道路関連遺構が現在までに約 20 箇所で見出されている。梅本康広はこれを評価し、条坊街区の広範な展開を想定し京域と捉える（梅本 2010）。

一方、北京極大路（小路）よりも北方における条坊関連遺構を分析した國下は、①北京



極小路の北6町まで建物、溝、井戸など長岡京期の遺構・遺物が散在する。②条路は仮称北一条条間北小路、仮称北三条大路が敷設された可能性がある。③坊路は朝堂院中軸北方道路、東一坊大路北延長道路が敷設された可能性がある。としたうえで、厳密には方格地割をもつと確定するものはほとんどなく、京南部で不足した宅地分を補うための空間として新たに設定された北辺坊であると結論付けた（國下 2020）。

京北限については、①条坊道路（の延長）の施工範囲と京域を同一とみるのか、②当初の造営計画と施工段階もしくは施工後の実態をいかに評価するのか、といった問題がある。

①の点については、そもそも条坊道路（の延長）の有無だけで京内外を分けることはできない。平城京や平安京では、京内でも条坊が施工されていない範囲がある。長岡京でも八条や九条は条坊が施工されていない可能性が高いが、そこを含めて京域と捉えられる。さらに、京内から京外へ通じる道路は条坊道路を延長させたと考えられることから、条坊道路の延長部分で道路側溝を確認したからといって、方形街区を形成する条坊道路と同一のもの（京内）と判断することは早計であろう。

また、北京極大路（小路）よりも北側の道路遺構までを京域とした場合、どのような条坊呼称が付されたのか、京職による領域支配をいかに理解するのか、など問題が多い。

このことは、②の点ともかかわる。平城京と平安京を参考にすれば、あくまで京域は南北九条、東西八坊が長岡京の造営計画であったと考えるべきであろう。すなわち、長岡京の京域は、北が北京極大路（小路）、南が九条大路、東西は東西京極大路（東西四坊）であり、その範囲内でも条坊が施工されなかった範囲があった。そして、北京極大路（小路）よりも北側に広がる条坊道路の延長部分は、あくまで京外であり、造営の過程で便宜的に付属されたエリアと考えられる。

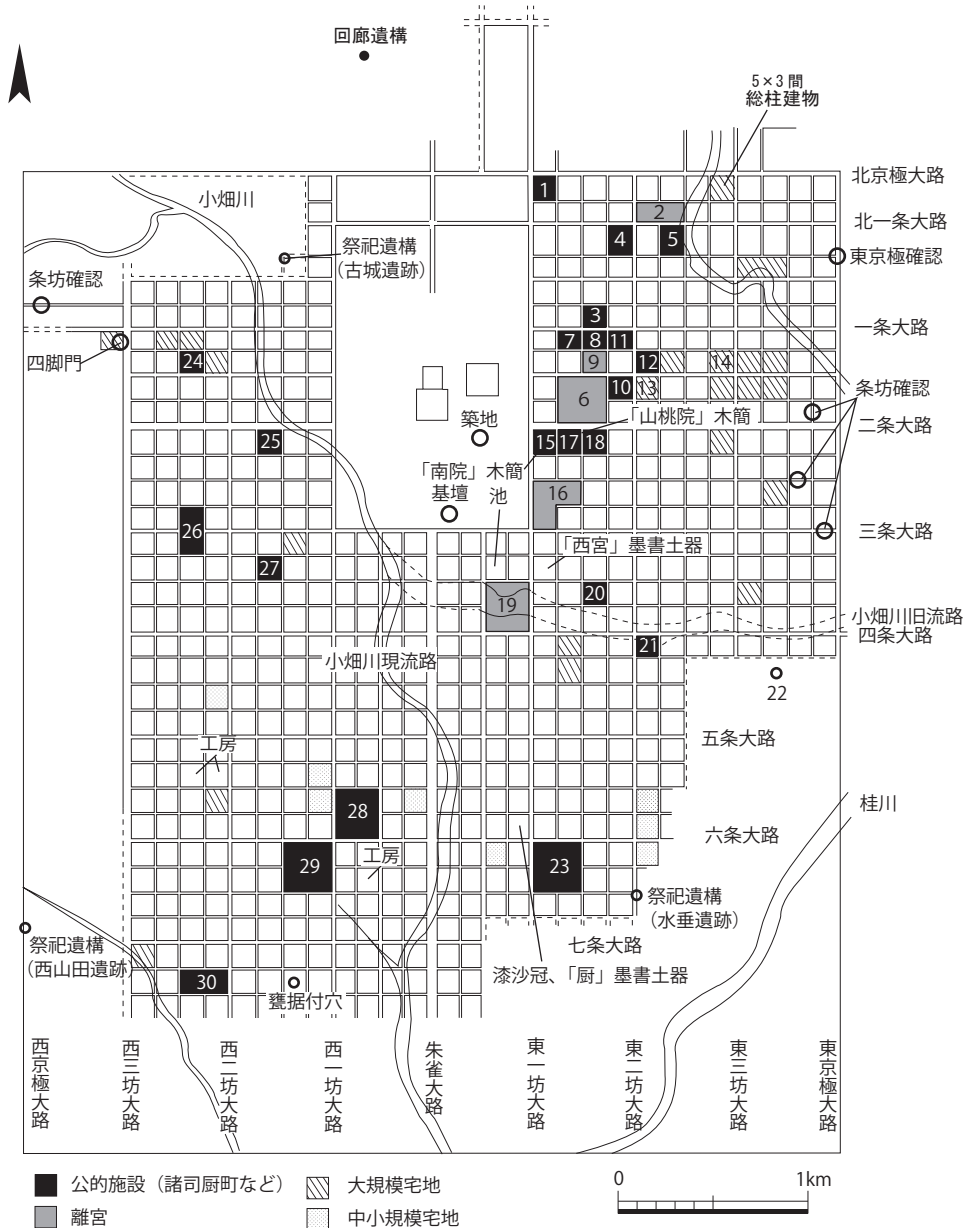
## 第2節 長岡京の土地利用（図16・表14）

### （1）京内官衙と諸司厨町

公的施設には、京内官衙や諸司厨町などがある。長岡京では、発掘調査により出土した木簡や墨書土器などから京内官衙と諸司厨町が推定されている。

京内官衙と諸司厨町の分布をみると、左京北一条・一条二・三坊、二条・三条二坊に多く、宮に近い左京北半に集中する。右京では、右京二条二坊七町の大舎人寮や右京四条二坊十町の衛門府、右京六条一坊十一～十四町の長岡京造営のための宿所などがあるが、散在的である。

左京一条三坊八町で兵衛府・近衛府・中務省関連木津がみつまっていることから、長岡宮・京の造営に際しては、桂川から運河を通り、左京一条三坊付近で荷揚げし西へ運んだことが想定でき、資材運搬の地理的条件も京内官衙や諸司厨町の分布に影響したと考えられる。



- |                       |                         |              |               |
|-----------------------|-------------------------|--------------|---------------|
| 1：廩院                  | 9：旧東院、山桃院カ              | 16：猪隈院カ      | 23：東市推定地      |
| 2：東院                  | 10：雅楽寮関連官衙              | (左3・2・6園池司カ) | 24：大舍人寮       |
| 3：内膳司関連官衙 (菜園)        | 11：東 食事、物品を管理<br>する現業官司 | 17：太政官厨家     | 25：京内官衙       |
| 4：主鷹司                 | 西 中務省関連                 | 18：造長岡宮使     | 26：乙訓寺        |
| 5：兵衛府・近衛府・<br>中務省関連木津 | 12：大炊寮                  | 19：南園カ       | 27：衛門府        |
| 6：猪熊院カ                | 13：車持氏宅                 | 20：兵士宿所町     | 28：造宮関連の丁層の宿所 |
| 7：金属工房                | 14：佐伯宿禰今毛人              | 21：川原寺       | 29：西市推定地      |
| 8：木工関係の官司             | 15：造宮関係官司               | 22：羽束師神社     | 30：鞆岡廃寺       |

図 16 長岡京全体図 (S=1/40,000)



表 14 長岡京土地利用一覧

京	条	坊	町	概要	規模	図 16 番号		
左京	北 1	2	1	廩院 「廩」 墨書土器		1		
				2	東院	2 町 (4 町)	2	
		3	8	5 × 3 間総柱建物		1 町カ		
					12	内膳司関連官衙 (菜園) 「内膳」「厨」 墨書土器	1 町	3
	1	2	16	主鷹司 「鷹」 墨書土器			4	
				8	兵衛府・近衛府・中務省関連木津「樽」木簡	1 町	5	
				4	2・7 5 × 4 間二面廂建物 (東四坊坊間西小路未検出)	2 町		
	2	2	5・6・11・12	大型建物、大型建物 (礎石) 猪隈院カ	4 町	6		
				8	金属工房	1 町	7	
				9	木工関係の官司		8	
				10	旧東院・山桃院カ 「左職州」 墨書土器	1 町	9	
				14	雅楽寮関連官衙 「大哥」「大哥所」 墨書土器		10	
		16	西：中務省関連 「内菜」「侍従」 墨書土器		11			
			東：食事、物品を管理する現業官司 「備所」「料理」 墨書土器					
		3	2	2	大炊寮 「大炊」 墨書土器		12	
					3	車持氏宅	1 町	13
					7	大規模宅地	1 町	
		4	3	14	大規模宅地	1 町		
					15	佐伯宿禰今毛人	1 町	14
					2	大規模宅地	1 町	
					3	大規模宅地	1 町	
		5	4	6	大規模宅地	1 町		
	7				大規模宅地	1 町		
	1				造宮関係官司 南院カ		15	
	3	2	3・4・6	猪隈院カ 「西南院」 墨書土器 六町は園池司カ		16		
				8	太政官厨家	1 町	17	
		3	16	造長岡宮使		18		
				4	大規模宅地	1 町以上		
	4	1	11～14	大規模宅地 (10・11 南園カ)	4 町	19		
				2	兵士宿所町 「火」木簡、「厨」 墨書土器	1 町	20	
				4	3 大規模宅地	1 町		
	5	2	7・8	大規模宅地	1 町→2 町			
				3	川原寺		21	
				4	羽束師神社		22	
	6	1	13	漆沙冠、「厨」 墨書土器				
				3	小規模宅地カ			
	7	3	4	中小規模宅地	3/32 町			
				9	中小規模宅地	1/16 町カ		
				2	1・2・7・8 東市推定地		23	
	右京	1	2	7	京南東祭祀遺跡 (水垂遺跡)			
					7	京北西祭祀遺跡 (古城遺跡)		
					2	2・7 七町 (大舎人寮)	2 町	24
		2	3	8	大規模宅地	1 町		
					9	大規模宅地	1 町	
					1	四脚門 大規模宅地カ		
		3	2	9	庸米、調塩、請飯木簡 京内官衙		25	
					3	5 乙訓寺 (右京四条三坊八町)	2 町	26
4		2	8	大規模宅地	1 町			
				10	衛門府 「衛門」「移」 墨書土器		27	
5		3	3	中小規模宅地				
				1	3 小規模宅地	1/32 町		
6		1	11～14	造宮関連の丁層の宿所	4 町	28		
				2	小規模宅地			
				3	小規模宅地			
				2	工房			
				3	3 大規模宅地	1 町		
7		1	10	工房				
				2	1・2・7・8 西市推定地		29	
				4	14 京南西祭祀遺跡 (西山田遺跡)			
8		3	2・7	鞆岡廢寺		30		
				16	大規模宅地	1 町		

表 15 長岡京離宮比定

離宮	山中章 2020	國下 2013	吉野 2005	木簡
東院	旧東院：左 2・2・10	左北 3・2、3		
	新東院：左北 1・3・2、3			
嶋院	宮内 (西部)	宮内 (南西部)		左 3・2・1 「嶋院」木簡
南院	左 3・1・10	左 3・2・1	宮内 (豊楽院相当施設 or 朝堂院の別称)	左 3・2・1 SD42501 「南院」木簡
南園		左 4・1・10、11	左 3・1・8、9、10、15、16	
猪熊院	左 2・2・5、6、11、12		左 3・2・3、4、6or 左 2・2・5、6、11、12	
山桃院	—	左 2・2・10	—	左 3・2・8、9 SD1301 「山桃院」木簡
木蓮子院	—	—	—	

さらに、京内官衙や諸司厨町が一条大路や二条大路沿いに多いことも指摘でき、長岡京造営に大路が果たした役割が大きかったと想定できる。

## (2) 離宮

離宮については、文献史料から「東院」「嶋院」「南院」「南園」「木蓮子院」「猪隈院」「山桃院」が長岡京に所在したことがわかる。その比定地については諸説ある (表 15)。

東院は、左京北一条三坊二・三町の発掘調査により「東院」と記された墨書土器が出土し、その位置が明らかとなった (財団法人古代学協会・古代学研究所 2002、財団法人向日市埋蔵文化財センター 2002)。

嶋院は、長岡宮内の西部とする説と南西部とする説がある。この 2 つの説には長岡宮西方でみつかった回廊遺構と西宮との関係がかかわる。すなわち、回廊遺構を西宮の圍繞施設と考え、嶋院をその南方とする説 (國下 2013)、回廊遺構を嶋院とする説 (山中章 2020) である。回廊遺構の東・南限や内部の施設群が不明であることから、嶋院の比定には今後の調査の進展が待たれる。嶋院では曲水がおこなわれており苑池が想定しうることから、苑池の発見が決め手になるだろう。

南院は、延暦 14 年 (795) 正月 29 日太政官符 (『類聚三代格』) にみられる「近衛の蓮池」との関係から左京三条一坊十町とする説 (山中章 2020)、「南院」と記された木簡の出土から左京三条二坊一町とする説 (國下 2013)、南院の使用が宴と大射であることなどから、長岡宮内の豊楽院相当施設か朝堂院の別称とする説 (吉野 2005) がある。

南園は、南院と同じく左京三条一坊十町とする説 (山中章 2020)、平安京の神泉苑との位置関係や、平安遷都後に勅旨所藍畠とする延暦 14 年の太政官符との関係から左京三条一坊八・九・十・十五・十六町とする説 (吉野 2005)、池・沼状遺構が発見されていることや、内廷官司系軒瓦が出土していることなどから左京四条一坊十・十一町とする説 (國下 2013) がある。

猪熊院は、平安京で東二坊坊間西小路が猪熊小路と称されることをふまえ、発掘調査で 4 町占地であることが明らかとなっている左京二条二坊五・六・十一・十二町もしくは左

表16 宅地班給基準

都城	一位	二位	三位	四位	五位	六位	七位	八位	無位
藤原京	4町		2町		1町	上戸1町、中戸1/2町、下戸1/4町			
難波京	1町			1/2町以下		1/4町			
平城京	1町以上					1/2～1/4町	1/4～1/16町	1/16～1/32町	1/64町
長岡京	1町以上			1/2町以下		1/4町以下			
平安京	1町以上			1/2町以上		1/4町以下			

京三条二坊三・四・六町に比定する説がある（吉野 2005、山中章 2020）。

山桃院は、1町占地で整然と大型建物を配置する左京二条二坊十町に比定する説がある（國下 2013）。また、左京三条二坊八・九町から「山桃院」と記された木簡が出土していることから左京三条二坊周辺の可能性もある。

木蓮子院の位置は全くわからない。

### （3）宅地

宅地班給（表16）『続日本紀』延暦3年（784）6月壬戌条に「壬戌。有<sub>レ</sub>勅。為<sub>レ</sub>造<sub>二</sub>新京之宅<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>諸国正税六十八万束<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>右大臣以下。参議已上。内親王。夫人。尚侍等<sub>一</sub>。各有<sub>レ</sub>差。」とある。この記事は、正税を公卿等の宅地造営料に宛てたことを示しており、宅地班給が長岡京遷都に先立ちおこなわれたことがわかる。

ただし、居住者の位階によりどのような広さの敷地が班給されたのか、その基準は記されていない。唯一、長岡京で居住者の位階と敷地面積がわかるものに「六条令解」『古梓堂文庫文書』（『平安遺文』4）がある。この史料によれば、正六位上の石川朝臣吉備人の宅地が3/32町であることがわかる。

平城京では、五位以上が1町以上、六位が1/2町、六位～七位が1/4町、七位が1/8町、七位～八位が1/16町、八位が1/32町、無位が1/64町とする説がある（奈良国立文化財研究所・朝日新聞大阪本社企画部 1989）。

また、第2章で指摘したように、平安京では三位以上が1町以上を、四・五位は1/2～1/4町を、六位以下は1/4町よりも小規模な宅地が目安とされていたことがうかがえる。

したがって、平城京から平安京への変遷のなかで1町を占地する階層が五位から三位へ変化したとみられる。

その参考になるのが難波京の宅地班給記事である。『続日本紀』天平6年（734）9月辛未条に「辛未。班<sub>一</sub>給難波京宅地<sub>一</sub>。三位以上一町以下。五位以上半町以下。六位以下四<sub>一</sub>分一町<sub>一</sub>之一。」とあり、四・五位が1/2町以下とされる。長岡宮・京の造営には難波京の影響があることから、長岡京の宅地班給基準についても、1町以上を占地する宅地を三位以上に限定する難波京を準用したと考えられるのではないだろうか。

つまり、平城京では班給基準が1町以上を占地するのが五位以上であったが、長岡京で三位以上となり、平安京へ踏襲されたと考えたい。

文献史料からみた宅地 文献史料から長岡京内に宅地が存在したことがわかる例が4例ある。

- ・『続日本紀』延暦4年(785)9月丙辰条 中納言藤原種継「第」。
- ・『続日本紀』延暦6年(787)8月甲辰条 大納言藤原繼繩「第」。
- ・『類聚国史』卷32 延暦11年(792)2月19日条、同12年(793)8月26日条 藤原乙叡「第」「園池」。
- ・『扶桑略記』延暦21年(802)10月条 「長岡神足家」。

ただし、これらの宅地の位置や敷地面積については不明である。

また、そのほかに左京と右京に居住したことがわかる人物については以下の5例がある。

- ・『続日本紀』延暦4年(785)5月戊戌条  
戊戌。右京人従五位下昆解宿祢沙弥麻呂等。改<sub>二</sub>本姓<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>鴈高宿祢<sub>一</sub>。
- ・『続日本紀』延暦4年(785)5月乙未朔条  
五月乙未朔。左京人従六位下丑山甘次猪養賜<sub>二</sub>姓湯原造<sub>一</sub>。
- ・『続日本紀』延暦4年(785)8月癸亥朔条  
八月癸亥朔。右京人土師宿祢淡海。其姉諸主等。改<sub>二</sub>本姓<sub>一</sub>。賜<sub>二</sub>秋篠宿祢<sub>一</sub>。
- ・『続日本紀』延暦5年(786)4月乙亥条  
乙亥。左京人正七位下維敬宗等賜<sub>二</sub>姓長井忌寸<sub>一</sub>。(以下略)
- ・『続日本紀』延暦6年(787)6月戊辰条  
戊辰。右京人正六位上大友村主廣道。(以下略)

これらについても右京と左京まではわかるが、その詳細な位置や敷地面積は不明である。上記に加え宅地の所在地がより詳細に史料からわかる例が3例ある。

「六条令解」『古梓堂文庫文書』(『平安遺文』4)にみられる土地売券では、右京六条三坊の土地を正六位上石川朝臣吉備人が御山造少阿麻女に売却することがわかる。さらに、石川朝臣吉備人の戸主は左京六条一坊の従八位下石川朝臣今成、御山造少阿麻女の戸主が右京四条三坊の御山造大成であり、居住地と居住者がわかる稀有な例である。

「大和国添上郡司解」『薬師院文書』(『平安遺文』5)は、大和国添上郡の土地売券であるが、右京六条三坊に従七位上尋来津首月足、左京五条一坊に正六位上小治田朝臣豊人の土地が存在したことがわかる。この史料については、売地が大和国であることから、右京六条三坊や左京五条一坊が平城京内を示す可能性が指摘されている(山下1998)が、延暦7年(788)12月23日の史料であることから、長岡京である可能性が高いと考える。

貞観4年(862)の太政官符案(『平安遺文』134)では、乙訓郡八条榎小田里が故左大臣(藤原冬嗣)の土地だったが、承和11年(844)に間違えて収公されてしまったので貞観寺田とする。貞観寺は元嘉祥寺西院であり、藤原良房の娘明子に生まれた惟仁親王加護を祈念するために建立されたものである(金田1983)。榎小田33坪は長岡京左京三条三坊四・

六町に比定でき、この土地が北家と密接な関係（北家の宅地）にあったことがわかる。

大規模土地利用 1町～4町占地がみられる。

4町占地は左京二条二坊五・六・十一・十二町、左京四条一坊十一～十四町、右京六条一坊十一～十四町がある。

左京二条二坊五・六・十一・十二町は東二坊坊間小路や二条条間南小路で大規模な建物がみつかり4町占地とみられる。五町に5×4間の二面廂付東西棟を配し、十二町に礎石建ちの5×2間南北棟総柱建物、六町・十一町にも礎石建物を配するなど部分的な発掘調査にもかかわらず、大規模な建物を配することが明らかになっている（財団法人向日市埋蔵文化財センター2001）。この場所を猪隈院とする説がある（吉野2005、山中章2020）。

左京四条一坊十一～十四町は東一坊坊間東小路上に掘立柱建物がみつかり、四条条間南小路部分に小畑川が流れていることなどから4町占地とみられる。建物は南半の十二・十三町でみられ、柱間10尺の北廂付東西棟建物や桁行5間の南北棟建物などがみつかり、池・沼状遺構が検出されていることや内廷官司系軒瓦が出土していることなどから十・十一町周辺を南園とする説がある（國下2013）。

右京六条一坊十一～十四町は、桁行5間以上の建物を30棟以上柱筋を揃え整然と配する。造営関連の丁層の宿所と考えられている。

このように4町占地の例は離宮や宿所に比定されている。

2町占地は左京北一条三坊二・三町、左京一条四坊二・七町、左京五条二坊七・八町、右京二条三坊二・七町がある。また、右京三条三坊五町、右京四条三坊八町の乙訓寺、右京八条三坊二・七町の鞆岡廃寺は2町を占める寺院である。

左京北一条三坊二・三町は一・四町まで広がる可能性があり4町占地の可能性がある。「東院」と記された墨書土器や大規模な建物群などから、桓武天皇が延暦12年（793）から約2年間平安京へ遷都するまでの間に居住していた東院であることが明らかとなった。正殿は9×4間の四面廂付東西棟建物で、柱筋を揃え北側に同じく9×4間四面廂付東西棟の後殿を配する。柱穴をすべて検出しているわけではないが、足場穴の配置などから平面形を復元でき、礎石・掘立併用建物であったとみられる。脇殿は西に2棟南北にならび、廊でつながっている。正殿・後殿の東方には、発掘調査は及んでおらず左右対称の配置だったのか不明である。これら中心的な建物群の西方には無廂建物や井戸などがみつかり、家政機関があったと推定できる（財団法人古代学協会・古代学研究所2002、財団法人向日市埋蔵文化財センター2002）。

左京一条四坊二・七町と左京五条二坊七・八町は小路想定位置に建物があったり、小路が検出されないことから2町占地とみられるが、宅地内部の構造など詳細は不明である。

1町占地で宅地とみられるものには左京北一条三坊八町、左京二条二坊十町、左京二条三坊三町、左京二条三坊七町、左京二条三坊十四町、左京二条三坊十五町、左京二条四坊

二町、左京二条四坊三町、左京二条四坊六町、左京二条四坊七町、左京三条三坊十六町、左京三条四坊六町、左京四条四坊三町、左京五条二坊八町、右京二条三坊八町、右京二条三坊九町、右京四条二坊八町、右京六条三坊三町、右京八条三坊十六町がある。

左京二条二坊十町は敷地中央北寄りに7×5間二面廂付東西棟の正殿を、その北に5×3間の後殿を配する。また、東西には脇殿、南には八脚門があることなど、整然と建物を配する。これらの建物群は、掘立柱塀などで圍繞されており、内郭構造をとる。敷地の東方には桁行5間の建物群があり、家政機関があったとみられる。正殿身舎の梁間が3間であることや、中門が八脚門であること、整然と建物が配されていることなどから離宮の可能性が高く、國下は山桃院に比定する。

左京二条三坊三町は西半で発掘調査がおこなわれており、敷地を細分する施設が顕著ではないことから1町占地とみられる。「車宅」と記された墨書土器が出土しており、車持氏の宅地と考えられている（清水1986）。建物は、宅地の縁辺部で確認しており、桁行3間のものが多い。中心的な建物群は未調査地に所在すると考えられる。

左京二条三坊十五町は、10棟の掘立柱建物を検出しており、そのうち9棟が廂付建物である。南の二条条間大路に門を開く。SB362117を礼堂、SB362116を正堂とみて佐伯宿禰今毛人の宅地とみる説がある（財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター2000A）。しかし今毛人は延暦5年から8年までは大宰帥であり、その後政界を引退し翌9年には亡くなっている。また建物の性格をその構造から仏教的性格が強いと判断するには根拠が乏しく、積極的に今毛人の宅地と判断することはできない。ただし、大路に門が開くこと、廂付建物が多いことなど、1町占地宅地の中でも格が高いことは確かである。

大規模土地利用の特徴として以下の6点を挙げることができる。

- ・右京より左京のほうが大規模土地利用が顕著である。
- ・建物の規模は桁行5間を基調とする。
- ・廂付建物が多く、中心的な建物は二面廂もしくは三面廂である。
- ・左京二条四坊や四条以南では、長岡京期に建物の建て替えが顕著である。
- ・左京三条三坊よりも北東では、正殿と脇殿で構成され、柱筋を揃えた建物配置が顕著である。
- ・掘立柱建物の柱間寸法は10尺のものと8～9尺のものに大別できる。左京二条三坊や四坊、三条以南では8～9尺が多い。

中小規模宅地 1町未満の中小規模宅地は、左京六条三坊四町、左京七条一坊九町、左京七条三坊一町、右京五条三坊三町、右京六条一坊三町、右京六条二坊二町、右京六条二坊三町がある。

右京五条三坊三町では1町の東1/4の場所で小径がみられ、さらに東西中軸と南北中軸に区画溝があることから、いくつかの中小規模宅地を想定できる。ただし、このほかに小径により1町を細分する例は顕著ではない。1町内部を区画溝などで細分することで中小



規模宅地として認識できる。

右京六条一坊三町では東西溝を2条確認しており、その間の距離が16.1mであることから、1/32町と推定されている。また、左京六条三坊四町は長岡京期に属する2時期（Ⅰ・Ⅱ期）の遺構を検出しており、Ⅰ期は3/32町占地、Ⅱ期は1/16町もしくは1/8町を占地するとみられる。建物は桁行3間を基調とし、敷地内における建物の密度が高い。

左京七条一坊九町は、1/16町もしくは1/8町占地が東西溝をはさみ南北で確認されている。ともに井戸1基と掘立柱建物数棟を配し、敷地内の建物密度は高く、建物の建て替えもみられる。

中小規模宅地の特徴として以下の5点を挙げる事ができる。

- ・建物の規模は桁行3間を基調とする。
- ・敷地には5～6棟の建物を配する。
- ・敷地内における建物の密度が高い。
- ・建て替えがみられる。
- ・建物の柱間寸法は6～7尺が多い。

### 第3節 平城京・長岡京・平安京の比較（図17）

#### （1）長岡京の宅地分布

古代都城の宅地分布については、宮に近いほど上級官人が、宮から離れるほど下級官人や一般京戸が居住したと考えられている（鬼頭1979、田中1984、橋本義則1986）。

長岡京でもその傾向がみられる。1町以上を利用する多くが左京の四条以北に分布し、この地域の土地利用が活発におこなわれたことがわかる。とくに左京北一条・一条二・三坊、左京二条二坊、左京三条一坊・二坊（西半）には公的施設や離宮が分布し、遷都当初に律令国家や天皇家の施設エリアとして確保されたと考えられる。

四条以北の三・四坊には1町以上を占める宅地が左京・右京とも分布するが、宅地内で検出されている建物の柱間寸法は8尺や9尺が多く、10尺を基調とする左京二条二坊五・六・十一・十二町や左京二条二坊十町など二坊地域との差が認められる。

左京の四条大路には朱雀大路付近から小畑川の旧流路が東に流れる。また、四条大路を東にいけば京外に通じ横大路となる<sup>34)</sup>。四条大路を境として北と南で条坊施工の基準が異なっていたとの指摘があり（網2011）、四条大路が実質的には長岡京を南北に2分し、大規模土地利用分布の目安となっていた可能性がある。

右京では、大規模宅地や京内官衙、寺院、工房などが西二坊大路に近い場所に分布する。西二坊大路南方には長岡京造営以前から鞆岡廢寺が所在し、さらに山陽道を南下すると山崎に至る。すなわち、西二坊大路は遷都以前からの交通基点の延長であり、その利便性などから長岡京の重要施設が造営されたと考えられる。

長岡京の中小規模宅地は、左京六・七条に分布するが、左京では桂川の旧流路の影響で

土地利用はかなり制限される。東西市の範囲や寺院・工房などの占地も考慮すると、中下級官人の居住域は限られた範囲となる。右京南辺が山陽道から山崎を通る交通の要衝地域であり、地盤も悪くなく、下層遺跡も多数存在することは当該地に条坊が施工され宅地が造営されうる条件が整っているように思われる。しかし、八条以南では宅地利用が顕著でなく、長岡京の未完成度を示しているのかもしれない。

## (2) 平城京後半と長岡京における土地利用の比較

平城京では左京五条以北の一・二坊で1町以上の大規模宅地が分布することや、特に左京二・三条一・二坊に大規模宅地が分布することが奈良時代前半からみられ、その傾向は奈良時代後半まで踏襲される。また、小径や区画溝により1町を細分する、1/16町や1/32町の宅地が奈良時代後半に増加し、それが右京二条三坊や左京四条四坊、八・九条に分布することが明らかとなっている。

平城京では右京に比べ左京が市街地化しているが、これは平城宮東院や外京が左京に位置し、また、中ツ道が東四坊大路付近に位置することから、交通に便利だったことなどが影響したものと考えられる。長岡京における左京の市街地化は平城京の宅地利用を踏襲した可能性がある。それに加え、長岡宮造営の資材運搬も左京の市街地化に影響があったと考えられる。すなわち、長岡宮の造営に際し資材運搬に淀川から桂川を利用したと考えられる。山崎津で陸揚げし陸路で北上する方法と、桂川を遡上し左京一・二条付近で陸揚げし陸路で西へ運ぶ方法が想定できる。前者のほうが陸路で運ぶ距離が長く、後者を多用した可能性が高い。それが左京の市街地化の一因と考えられる。長岡京は、長岡丘陵や桂川といった地形的制約がありながらも平城京の土地利用を踏襲するとともに造営作業の利便性をふまえた土地利用がおこなわれた。

長岡京左京の八・九条には条坊が施工されなかったとみられる。平城京では、九条まで条坊が施工され、宅地として利用されていたことから、実質的に宅地として利用できる面積が長岡京遷都により狭くなったことになる。長岡京では平城京に比べ小規模宅地が顕著ではないことや、平城京左京九条三坊五町では9世紀初頭にも小規模建物が建て替えられ、廃都後の平城京でも宅地が営まれ続けていることなどから新都長岡京への移住は位の高い人が優先的におこなわれ、位の低い人々が遅れて移住した可能性がある。その場合、位の低い人々が長岡京へ移住しようとした段階で、地盤が悪く条坊が施工されていない左京八条・九条には住むことができず北京極大路（小路）より北側に移住した可能性が想定できるかもしれない（國下2020）。この点は北京極大路（小路）より北側を禁苑とする説（山中章2020）もあり、今後の課題である。

また、平城京左京三条二坊一町（F期）には太政官厨町がおかれたことが出土文字資料からわかるが（奈良県教育委員会1995）、奈良時代後半の段階で諸司厨町を含めた曹司が宮外に配置された意義は大きく、律令官僚制の充実により宮内から宮外への官衙の拡充や、京内における諸司厨町の分布増加が進んだと考えられる。長岡京ではその傾向がより

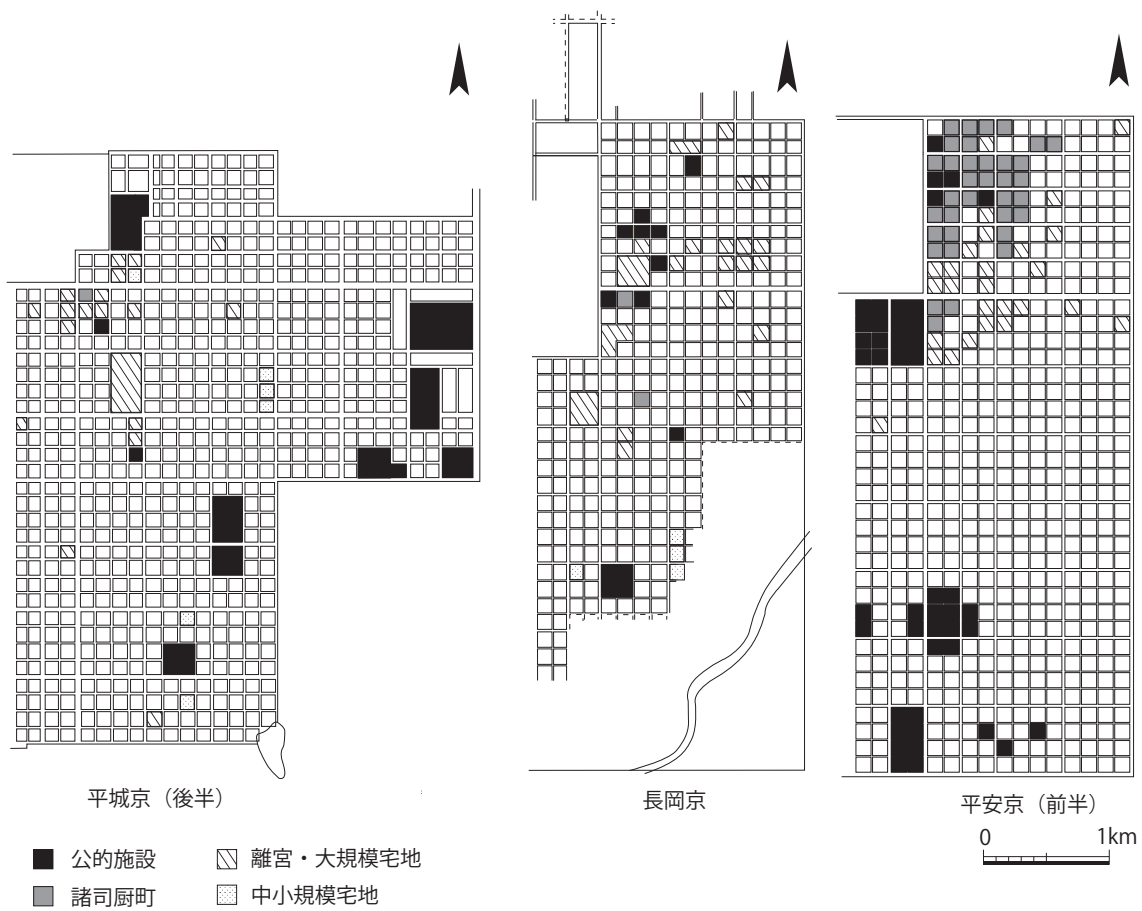


図17 平城京・長岡京・平安京左京比較図 (S-1/60,000)

顕著になり、平城宮東院や法華寺があった場所が長岡京では離宮や京内官衙域となる。左京の宮近接エリアが公的施設域になり、1町を占地する大規模宅地は、その外側である三坊・四坊へと移っていく。

### (3) 平安京前半と長岡京における土地利用の比較

平安京前半の土地利用については、以下の点が指摘できる。

- ・北一条から二条の二・三坊に諸司厨町が集中（三坊でも一・二条では西半）する。
- ・左京二条二坊は邸宅（冷泉院、高陽院）と諸司厨町が混在する。
- ・三条一坊は公的施設が占地する。
- ・左京二条二坊、二条三坊は公的施設と天皇家関係の土地として確保していた可能性がある。

このような特徴は長岡京と共通する点が多く、平安京造営にあたっては長岡京の土地利用が強く影響していたことを示唆する。

より細かく長岡京と平安京の土地利用を比較すると、左京二条二坊十町が長岡京では1町占地の宅地もしくは離宮であり平安京では高陽院であること、左京三条二坊一町が長岡京では造営関係官司であり平安京では木工町であることなど、その性格が踏襲される場合

がある。しかし、そういった例は少ない。

たとえば、左京二条二坊五・六・十一・十二町が長岡京では4町占地の宅地もしくは離宮であるが、平安京では左京二条二坊三・四・五・六町が冷泉院であり、若干占地が異なる。また、左京二条二坊八町は長岡京では金属工房であったものが平安京では東宮町、左京三条二坊九町は長岡京では造長岡宮使とみられるが、平安京では堀河院となる。

つまり、諸司厨町や京内官衙、大規模宅地の分布範囲はおおまかには一致するが、ひとつひとつの町は厳密には一致しない場合が多い。長岡京の○京○条○坊○町に○○が所在したから、平安京でも同じ場所に占地するというわけではない。

#### 第4節 小結

本章では、長岡京の土地利用について、近年の発掘調査事例をふまえて検討をおこなってきた。その結果、約10年という限られた長岡京の歴史のなかで、活発な土地利用がおこなわれていたことが改めて明らかとなった。特に左京の北半は、京内官衙や諸司厨町など律令国家を支える施設と大規模宅地が密集している状況が鮮明となった。

長岡京の土地利用については、平城京から引き継いだ点、難波京から引き継いだ点、長岡京独自の点、長岡京で成立し平安京に引き継がれた点などが複雑に混在しており、それが長岡京の特徴といえる。長岡京は約10年で平安京へ遷都することから、平城京から平安京への過渡的な位置づけがしばしばされる。しかし、桓武天皇は長岡京遷都当初、長岡京を恒久の都とすることを目指しており、桓武天皇理想の都城が長岡京で計画・施工されたことを評価する必要がある。

初期平安京と長岡京の比較検討は、都城の発展過程や長岡京の都城としての問題点を明確にするだけでなく、桓武天皇や律令政府が目指した国家像を見出す手掛かりになるだろう。

## 第7章 平安京の邸宅分布と園池

1970年代から継続的に進められている平安京の発掘調査では庶民の宅地や貴族邸宅<sup>35)</sup>がみついている。しかし、平安京は平安時代以降、現代に至るまで市街地となっており、後世の遺構や攪乱によって他の都城に比べ相対的に遺構の残りが悪いことが常である。そうしたなかでも顕著な遺構として園池があり、平城京などと比べても発掘調査で園池が検出されることが多い。これらの園池遺構は、主に貴族邸宅に伴うものとみられ、平安貴族の生活を知る遺構のひとつといえる。

残存状況の悪い平安京において、多くの園池遺構がみついている要因については、豊富な地下水を有する地形的条件や、園池を基調とする寝殿造りの成立などによるものと考えられるが、これまで発掘調査成果をもとにした具体的な検討はされてこなかった。

都城における園池については、古くは飛鳥地域で7世紀中頃に石神遺跡や飛鳥京跡苑池遺構など主に饗宴の場でみついている。その後、平城京では平城宮東院庭園や左京三条二坊六坪の「宮跡庭園」、左京三条二坊一・二・七・八坪の「長屋王邸」などで園池が見つかり、宮内だけでなく貴族邸宅にも園池が造営され、饗宴や年中行事の場、農園といった機能が園池にはあった、と考えられている(金子2003)。

このように園池が宅地の構成要素のひとつとして造営されるようになったことや、園池が平安京で多用され、その後園池を基調とする寝殿造りが成立することなど、園池を理解することは宅地の変遷を考えるうえでとても重要な論点だと考える。また、園池は水を必要とし、その立地環境に左右されることが想定されることから、京内における宅地分布との関係で、理解する必要がある。そこで本章では平安京の貴族邸宅と園池をとりあげ、その立地環境と邸宅内における園池の位置付けについて検討し、平安京宅地の分布や構造、変遷を明らかにしたい。

なお本章では、洲浜などを人工的に造作し、水を滞留もしくは流水させ管理したものを「園池」とし、検討対象とする。

### 第1節 先行研究と本章の視点

平安京の研究は、文献史学、考古学、建築史学、歴史地理学など幅広い分野から進められている。ここでは本章にかかわる①平安京の旧地形や流路、②宅地の立地や都市構造、③園池、についての先行研究をまとめる。

①平安京の旧地形や流路については、横山卓雄や河角龍典の研究がある。横山は自然地理の分野から、平安京が扇状地に立地しており、旧地形を上手く利用して居住域を確保していることを示した(横山1988、1994)。また、貴族邸宅が平安遷都以前の堀川流路上に位置することを指摘し、その原因が良質な湧水と大洪水の影響が少ない地域であったた



めである、とした。

河角は、平安京における地形環境の変化に注目し、10世紀末から11世紀頃に鴨川や桂川などにおいて発生した段丘化が平安京域の河川氾濫区域を大きく変化させ、その結果、右京の衰退と左京の発展という土地利用の変化をもたらした、と指摘した（河角2001）。

このような研究は、園池とのかかわりについて論じていないが、平安京の自然環境が貴族邸宅の造営に影響を与えたことを明らかにしている。

②宅地の立地や都市構造については、山田邦和や山村亜季の研究がある。山田邦和は発掘調査成果や文献史料から平安時代前期の平安京の復元図を提示し、平安時代前期には京縁辺部の開発が進んでいなかったことや、右京西部は流路や湿地が広がっており、左京に比べ右京はもともと市街地化していなかったことを指摘した（山田2002）。ただし、邸宅や園池の京内における分布、平安京遷都以前の地形と邸宅の関係については触れていない。

山村亜季は院政期の平安京を対象に邸宅の分布を文献史料から明らかにした（山村2007）。院政期を前期と後期に分け、前期は左京三条以北と大宮大路以東に邸宅が分布しており、四条大路以南は散在的であるとする。そして、後期には二条大路沿いの邸宅が減少し、三条大路沿いに集中することを明らかにした。また、全体として邸宅の分布が平安京域南半に拡大したと指摘する。

このほかにも、右京の衰退や中世都市京都への変遷についての論考は多数あるが、邸宅と園池の関係について論じるものはみられない。

③平安京の園池については、森蘊、網伸也、鈴木久男、西山良平などの研究がある。森蘊は平安京の地形と園池の立地について検討し、平安時代中頃までは左京東半において地下水位が高く、湧水により園池を造営しやすかった、と指摘した（森1945、奈良国文化財研究所1962）。近年、発掘調査の進展により、平安京園池の具体的な様相が明らかになっており、その成果をふまえての再検討を要する。

近年は網、鈴木、西山のように発掘調査によって発見された園池から平安京における園池の特徴を見出す研究が増加している（網2010、鈴木2010、西山2012B）。これらの研究によれば、平安京における園池の特徴として、以下の点を挙げることができる。

- ・大規模邸宅では敷地の中央に園池を配する。
- ・水深は浅く、汀は緩やかに立ち上がる。
- ・汀に丁寧な洲浜を施し、遣水や滝石組・築山など園池に造作が加えられる。
- ・汀は曲線的である。
- ・水源は泉から導水し、泉には石敷きなど修景が施される。
- ・園池が単独で存在するのではなく、意匠の異なる複数の空間を水が順次流れ、流水により各施設が有機的に結びつく。

ただし、敷地の中央に園池を配することや洲浜を施したり、汀が曲線的である点などは



平城京の園池でもみられる。これらの研究は京内における邸宅と園池の分布については触れられておらず、旧地形との関係も明らかにされていない。

本章では以上のような先行研究を参考にしながら、主に考古学の立場から発掘調査成果を中心に以下の点について検討を進めたい。

- ①旧地形のありかたや平安京下層遺跡の状況を把握し、平安京宅地の立地や分布などを明らかにする。
- ②貴族邸宅と園池の分布を明らかにし、邸宅における園池の位置付け、および平安京遷都当初の宅地班給の実態について検討する。平安宮の北東から南西に流れる堀川の古い流路に沿って貴族邸宅が占地するとの指摘があるが（横山 1988）、発掘成果などをもとに再検討する。
- ③発掘調査成果から平安京園池の取水方法を分類し、泉や遣水のありかたを整理する。また、貴族邸宅敷地内における園池や遣水の配置、主屋域の広さを検討する。現状の発掘調査成果からは、寝殿造りの実態は不明であり、建物群と園池の位置関係等を明らかにすることはできないが、園池や遣水の位置と主屋域の広さを整理することで、寝殿造りの構造を明らかにする新しい視点を提示したい。

なお、本章では「邸宅」を1町以上を占地する、もしくは五位以上の官位をもつものの居住地という意味で使用することとする。

## 第2節 平安京遷都以前

### (1) 旧地形

京都盆地および平安京の地形形成について言及した石田志郎と横山卓雄の研究をまとめると、以下の変遷となる（石田 1982、横山 1988）。

京都盆地は、北と西に丹波高地の東辺である北山山地と西山山地があり、東は比叡山地と東山山地に囲まれ、南に開けた地形となっている。

3～4万年前頃（最終氷期）に寒冷期となり、寒さや集中豪雨の影響で山間部の砂礫が大量に流出し京都盆地に堆積した。これにより白川扇状地、賀茂川扇状地、鴨川扇状地、天神川扇状地などが形成された。さらに約6,000年前には、気温が急激に上がったことで海面が上昇し、京都盆地を流れる河川は緩やかになり河川には土砂を流す力がなくなった。その影響により河川が埋没し新しく扇状地が形成される。この扇状地の先端には粘土が溜まり水はけが悪くなり、京都盆地の南半一体が湿地化する。埋没した河川は地下水脈として機能し伏流水を流す。

のちに平安京となる範囲では鴨川、堀川、紙屋川の旧流路が北東から南西に流れ、それにもなって扇状地が形成される。特に左京の広い範囲に鴨川扇状地が広がり、北東が高く南西に低い地形となっている（図18）。

一方、北西からは旧天神川、桂川が流れる。桂川の氾濫域は平安京の南西隅部（右京

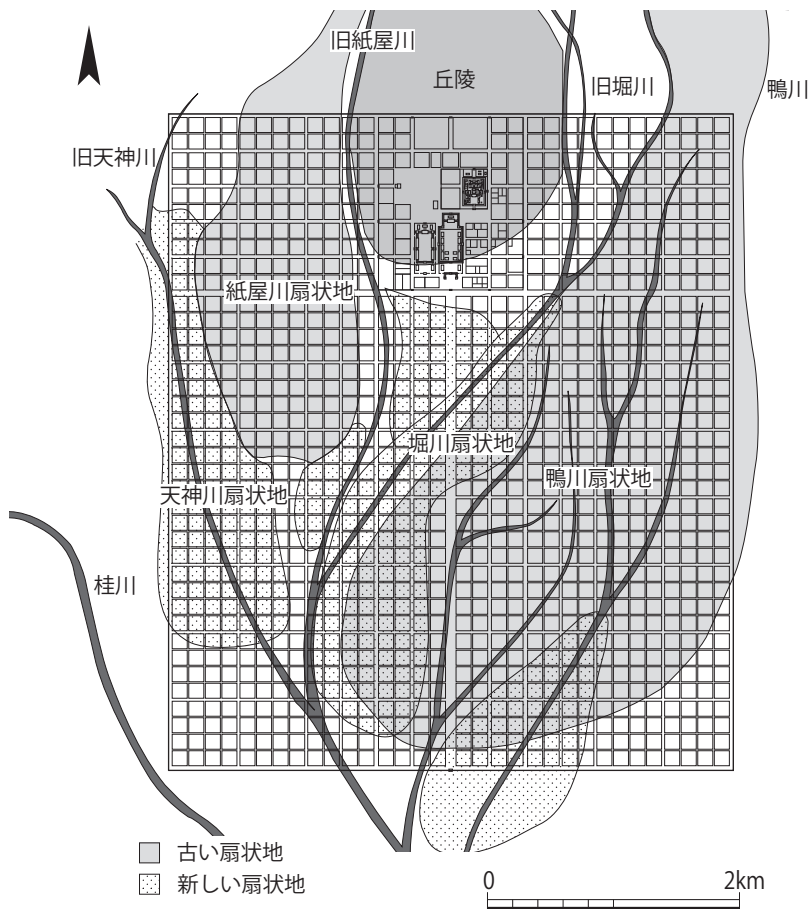


図18 平安京の旧地形(S=1/60,000)

八・九条四坊)に影響を及ぼす。旧天神川は右京三条四坊付近から右京九条二坊付近に流れるものと考えられる。これらの旧河川は複雑に流れを変え、扇状地を形成しているが、北東からの河川と北西からの河川が右京の七条以南で合流する。

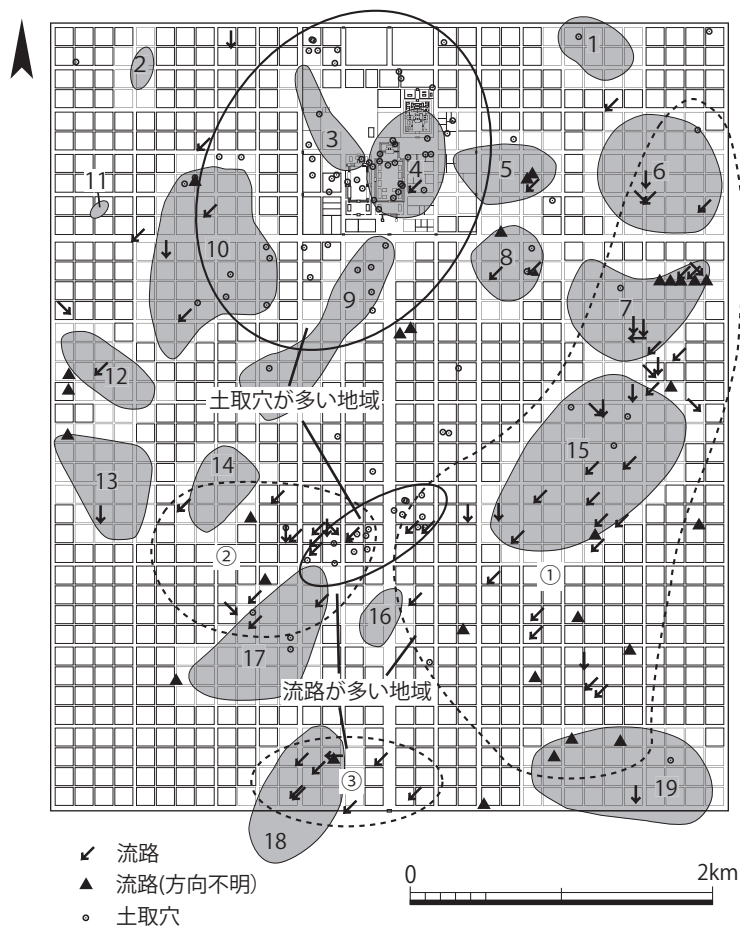
旧堀川と旧紙屋川にはさまれた地域は北の船岡山からのびる丘陵の先端部となっており、安定した地盤の地域である。この場所に平安宮が造営された。京都盆地のなかでも洪水の危険が少なく、最も安定したところに平安宮が配置されているこ

とは、旧地形を十分考慮したうえで平安宮や平安京が計画されたことを示す。

近年の発掘調査では、平安宮中枢施設である豊楽院や大極殿院・朝堂院が配される場所にはもともと谷があり、平安宮造営時にその谷を埋めていることが明らかになっている(京都市文化市民局 2008)。したがって、巨視的にみれば平安宮全体は安定した場所であったが、詳細にみても平安宮造営時には起伏にとんだ場所であり、大規模な造成や整地が必要であった。

発掘調査では、のちに平安京となる範囲内で縄文時代～古墳時代の流路が多数みついている(図19)。流路の分布域は、のちに平安宮域となる場所や、その南ではほとんどみられず、①左京二条四坊から左京南半の広い範囲、②右京六・七条一・二坊、③右京九条一・二坊で北東から南西方向の流路が顕著にみられる。①は鴨川の流路とその氾濫域。②は旧堀川の流路とその扇状地にあり、旧紙屋川との合流地点周辺に該当する。③は①の延長上もしくは別筋を流れる小河川とみられる。

流路は南北方向に流れている例は少なく、北東から南西方向の地形にあわせて流れるものが多い。平安京に遷都するまでは人工的に管理せず、正方位に流路を付け替えることはなかった<sup>36)</sup>。



- |                         |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| 1:内膳町遺跡 (弥生時代:散布地)      | 11:安井馬塚古墳群 (古墳時代:古墳)     |
| 2:花園遺跡 (古墳時代:集落跡)       | 12:山ノ内遺跡 (弥生~古墳時代:集落跡)   |
| 3:鳳瑞遺跡 (古墳~奈良時代:集落跡)    | 13:西京極遺跡 (弥生~奈良時代:集落跡)   |
| 4:聚楽遺跡 (古墳時代:集落跡)       | 14:西院遺跡 (弥生~古墳時代:集落跡)    |
| 5:二条城北遺跡 (縄文~弥生時代:集落跡)  | 15:烏丸綾小路遺跡 (弥生~古墳時代:集落跡) |
| 6:烏丸丸太町遺跡 (縄文~飛鳥時代:集落跡) | 16:堂ノ口町遺跡 (古墳~奈良時代:散布地)  |
| 7:烏丸御池遺跡 (弥生~古墳時代:集落跡)  | 17:衣田町遺跡 (弥生~古墳時代:散布地)   |
| 8:堀川御池遺跡 (縄文~古墳時代:集落跡)  | 18:唐橋遺跡 (弥生~古墳時代:集落跡)    |
| 9:壬生遺跡 (弥生~古墳時代:散布地)    | 19:烏丸町遺跡 (縄文~古墳時代:集落跡)   |
| 10:西ノ京遺跡 (弥生~古墳時代:散布地)  |                          |

図19 平安京下層遺跡・流路と上層の土取穴(S=1/50,000)

(2) 土取穴と下層遺跡 (図 19)

当時の地形を知る手がかりの1つとして土取穴の分布がある。平安京の調査では中・近世に建物の壁土に使用されるシルト質の良質な土をとるための土取穴が多数みつかるとあり、顕著なものは平安宮周辺の聚楽土である。このような土取穴が分布する範囲は地盤が安定しており、居住に適した地域であったといえる。その分布は平安宮周辺と、左・右京六条一坊周辺で顕著にみられる。

平安京下層遺跡は19遺跡あり、縄文~奈良時代の集落跡や散布地がみられる(京都市2007)。特に弥生~古墳・奈良時代の集落跡が多く、平安京遷都以前から多くの集落が営

まれていたことがわかる。平安京下層遺跡の面積は平安京の約3割を占め、その分布も広範囲にわたる。

たとえば、右京五・六条四坊周辺に所在する西京極遺跡は、弥生時代～奈良時代の集落遺跡である。この遺跡は多くの流路や湿地を検出する一方で、弥生時代や古墳時代の竪穴建物や奈良時代の掘立柱建物も多数みつまっている。小河川と後背湿地が複雑に入り込んでいる地域において、その隙間をぬうように集落が営まれている。このような居住域は平安京にも踏襲され、平安時代前半の掘立柱建物もみつまっている。右京域は湿地が広がっており、居住に適さないイメージが強いが、平安時代以前においても複数の集落が営まれる地域であった。

また、平安宮には古墳時代～奈良時代の集落跡である鳳瑞遺跡や古墳時代の集落跡である聚楽遺跡が、左京には烏丸丸太町遺跡、烏丸御池遺跡、烏丸綾小路遺跡などの縄文時代～飛鳥時代の集落跡が鴨川扇状地に広く分布する。右京には、四～六条二～四坊に弥生から奈良時代の集落が集中する。その他の地域には散布地が多く、居住実態は明らかになっていない。

以上のように、のちに平安京となる範囲には弥生時代～古墳時代を中心とした集落跡をはじめ、散布地などが広く分布する。その分布域は平安時代においても居住に適した場所であった可能性が高い。右京に比べ左京に下層集落遺跡が多いことは、平安京遷都当初から左京と右京の地形的な性質の違いが表出していた可能性がある。

### 第3節 宅地分布と園池

#### (1) 平城京の宅地分布

長岡京以前の邸宅分布については、平安京ほど文献史料が残っていないため、発掘調査成果から検討がされている（山中章1986、竹田2003、家原2012Aなど）。特に第4章でふれたが、平城京では顕著な調査成果があがっており、大規模宅地と中小規模宅地の分布域が明確に分けられていることが明らかになっている。

大規模宅地は宮の近くに、中小規模宅地は宮から離れた場所に多く、五条より北と六条より南がその分布の境界ラインであった。また、左京と右京を比べると、左京のほうがより大規模宅地が多い傾向がある。平城京右京二条三坊の発掘調査では1町を溝によって細分する例が多数みつかり、五条以北であっても右京には中小規模宅地が分布したことがわかる。また、左京の五条以北であっても一・二坊には大規模宅地が多く、三・四坊には少ない。したがって、平城京では左京の一条～五条の一・二坊に大規模宅地が集中する。

このように居住者の位階によって居住域が異なる傾向は藤原京でも指摘されており（竹田2003）、古代都城における宅地分布の一般的な傾向といえる。律令国家によって階層的に人々を支配したことが具現化されたものと考えられる。

## (2) 平安京の宅地分布

平安京の宅地分布とその変遷については、文献史料や発掘調査成果などから多くのことが明らかになっている。本章では特に左京と右京、宮との位置関係などから以下の点を指摘する。

①右京の衰退。慶滋保胤の『池亭記』には右京の衰退と左京の繁栄が記されている（黒板・国史大系編修会 1999B）。このような傾向は右京が湿地帯であるという地形的な影響が大きいものと考えられている（村井 1970）。この点については反論もあり、山中章は大規模宅地において右京の衰退がみられるが、小規模宅地は引き続き営まれたとする（山中章 1991）。また、山田邦和は平安時代後期になると、右京は衰退するが、ある程度の都市的機能は失われていなかったとみる（山田 1998）。

近年の発掘調査成果によると、右京の大規模宅地は9世紀末、中・小規模宅地は10世紀中頃に廃絶する例が多い。道祖大路川や野寺小路川といった人工河川が継続的に維持されていることを勘案すると、右京は10世紀に多くの宅地が一旦廃絶するものの、都城として維持されつづけ、密度は希薄であるが、再び宅地が営まれるようになる。

②1町を細分し、中小規模宅地を形成するための小径は平安京南半だけでなく右京一条三坊や右京二条三坊などでもみつかっており（財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2008）、右京の北半においても中・小規模宅地が造営されたことがわかる。

③右京六条以南については、一坊付近まで鴨川扇状地と堀川扇状地上にあり、安定した地域であった。二坊以西は旧流路や湿地が広がっていることから山田邦和は平安時代前期には右京の四条以南では三・四坊が市街地化していなかったと指摘する（山田 1998）。しかし、右京六条三・四坊の複数個所で平安時代前期の遺構を検出している。また、下層遺跡の分布などから流路の間にある微高地は居住可能な場所であり、1町～4町程度の広さを確保できる場所が点在する。

④右京一～三条二・三坊は文献史料から諸司厨町や下級官人の居住域とされてきたが（久米 2012）発掘調査では邸宅が複数みつかっている。たとえば、右京三条二坊十六町では9世紀後半から10世紀前半の園池を配する邸宅がみつかっており、斎宮邸と考えられている。右京二条二坊八町では10～12世紀の泉をともなう園池が（株式会社日開調査設計コンサルタント 2011）、右京一条三坊九町では1町を占地し大規模建物群を整然と配する9世紀の邸宅がみつかっている（京都府教育委員会 1980）。右京一条三坊三町や右京一条三坊十六町、右京二条三坊一町では平安時代前半の四面廂付とみられる大規模な掘立柱建物がみつかっており（家原 2012C）、緑釉陶器や輸入陶磁器など良品が出土している。したがって、左京ほど多くはなかったであろうが、平安時代前半から中頃には右京北半にも邸宅が点在していた。

⑤六条以南でも1町以上を占地する邸宅が左京、右京ともに所在する。たとえば、右京六条一坊五町では平安時代前期の大規模建物群がみつかっている（財団法人京都市埋蔵文



化財研究所 1992)。また、左京八条三坊四・五町では 12 世紀の泉や園池、建物地業などが（財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2009）、左京八条三坊九町では平安時代前半～中頃の園池が（財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2010）、左京九条二坊十六町では平安時代末から鎌倉時代の建物地業跡がみつかり、邸宅跡と考えられている（公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2015）。これらの例は鴨川扇状地上に位置する。左京の八・九条では平安時代後半になると小河川の管理もされるようになり、邸宅を営むことができたものと考えられる。また、文献史料からは左京六条四坊に左大臣である源融の「河原院」が、右京八条一坊に仁明天皇の第 5 子である本康親王の「八条宮」などが平安時代前半に所在することがわかり、六条以南にも邸宅が営まれるとした考古学的成果とも符合する。

以上、平安京における宅地の分布と変遷について、5 点指摘した。①～③は左京に比べ右京には邸宅が少なかったことを示す。このような特徴は必ずしも平安京に限られたものではない。前述したように平城京では右京と左京で邸宅分布に格差がみられる。また、第 6 章で明らかにしたように長岡京でも右京より左京のほうが、大規模宅地や官衙などが多く分布する<sup>37)</sup>。

岸俊男は薬師寺や大官大寺の位置関係から平城京内の寺地が藤原京内の位置を受け継いだと指摘する。また藤原不比等邸の位置から寺院のみでなく、貴族の邸宅も藤原京から平城京へ移された際、以前の位置関係を踏襲したのではないかとする（岸 1970）。宮内における曹司の配置についても新しい宮へ踏襲される場合が多かったことなどから、都城一般論として旧京の邸宅や寺院など諸施設の配置が新京に、ある程度踏襲された可能性が高い。

また、渡辺晃宏の研究によれば、平城京で左京に住んでいた氏族は平安京でも左京に、右京の氏族は右京に移り住んでいる様子が読みとれる、とする（渡辺晃 2010）。

平安京において遷都当初の占地に地形的要因だけではなく平城京や長岡京の占地が影響し、右京よりも左京のほうが邸宅が多く分布したのではないだろうか（西山 1995）。

一方、④や⑤で指摘したように右京でも邸宅が分布したり、平安時代中期以降町屋が営まれる場所がある。右京北半には大規模宅地と小規模宅地が混在していた。右京域は居住域が点在している一方で、左京は官衙や貴族邸宅などの諸施設が密集し、それぞれが有機的につながった都市構造を復元でき、右京と左京の都市景観が異なっていたといえる。

また、六条以南には左・右京ともに邸宅がみられることから、平城京でみられる五条以北と六条以南の住み分けが平安京では顕著ではなかった一面もある。平安時代中期や後期になるとその傾向は顕著となり、位階によって居住域を明確に分けるといった特徴は希薄となり、右京から左京への邸宅移転と京南半への邸宅分布といった流れが認められる。

### （3）堀川扇状地と邸宅分布（図 20）

堀川の旧流路と扇状地には高陽院、冷然院、堀川院、神泉苑、朱雀院などの邸宅や離宮・禁苑が営まれている。前述したように、これらの例は良質な湧水を求め、占地した可能性



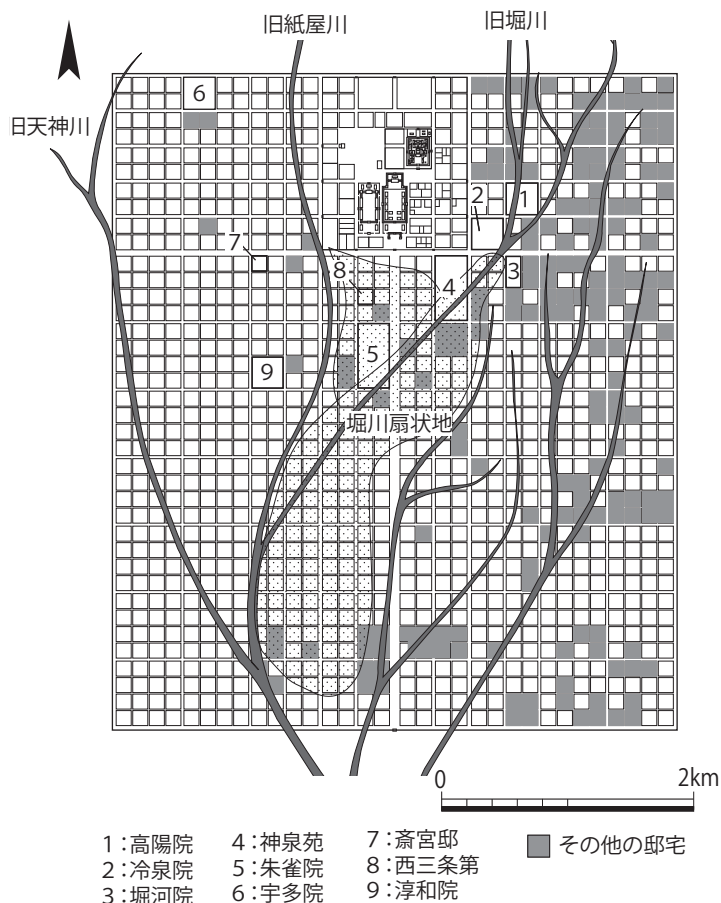


図20 旧河道・堀川扇状地と邸宅分布(S=1/60,000)

が指摘されている（横山 1988）ことから、各施設の概要を確認したうえで園池と宅地班給の状況を検討する。

高陽院は左京二条二坊九・十・十五・十六町の4町を占地する邸宅である。9世紀に桓武天皇の皇子である賀陽親王の邸宅が九・十町に所在したことから「高陽院」と称される。親王の死後、嵯峨天皇の皇子源定が居住したが、延喜5年（905）に焼失した。その後、寛仁3年（1019）に藤原頼通が4町に拡張し大規模な邸宅とした。発掘調査では9～11世紀の園池を検出しており、複数の造り替えがみられる。11世紀の園池には洲浜や中島・景石などが施されており、その規模は南北約140m、東西約140m

で汀が複雑に出入りのある園池であったことが明らかになっている（網 1999A）。九町で9世紀の園池がみつかったことから、すでに賀陽親王邸の段階で園池を有する邸宅であった。11世紀に頼通がどのようにして十五・十六町を取得し、伝領した九・十町とともに4町占地の広大な邸宅を造営することができたのか明らかではないが、『小右記』に「天下の嘆く所」と記されるほど豪華絢爛な邸宅であった。

冷泉院は左京二条二坊三～六町の4町を占地する邸宅である。『日本紀略』延暦14年（795）6月には桓武天皇が造営した「近東院」の記述があり、この近東院が冷泉院の前身施設であるとする説がある（臈谷 1985）。史料として冷泉院がみられるのは、弘仁7年（816）に嵯峨天皇が行幸した記事である<sup>38)</sup>。嵯峨天皇はここで淳和天皇に譲位し、そのまま冷泉院に居住することになった。その後、皇太后橘嘉智子が居住し、火災を繰り返しながらも仁明天皇や文徳天皇の里内裏となった。また、9世紀後半から10世紀には陽成上皇、村上天皇、冷泉天皇の居所となる。発掘調査では平安時代前期から後期の園池がみつかり、頻りに改修されている。園池の規模は南北120m以上、東西30m以上で景石や洲浜を丁寧に施している（財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2003A）。北東から遣水で水を引いており、遣水の源には泉が造られた可能性がある。園池の北半では石組遺構

が、南半では洲浜がみつかっており、場所によって意匠を変えていることがわかる。

堀河院は左京三条二坊九・十町の2町を占地する邸宅である。9世紀後半、藤原基経によって造営された。10世紀後半には藤原兼通に伝領され、貞元元年(976)に内裏が焼亡した際、円融天皇が堀河院を御所とした。その後、藤原顕光、藤原頼通、藤原頼宗、藤原師実、藤原師通、藤原忠実に伝領される。発掘調査では九町、十町とも平安時代後半の広大な園池を検出しており、遣水遺構、滝石組、洲浜などを施している(鈴木2010)。遣水遺構や滝石組は園池の北東にあり、北東から水を引いていた。遷都当初の遺構は発掘調査でみつかっておらず、邸宅として利用していたのか不明である。文献史料にも遷都当初の当地については記されておらず、どのような経緯によって藤原基経が取得したのか明らかではない。

神泉苑は左京三条一坊九～十六町に所在する離宮、禁苑である。桓武天皇が延暦19年(800)に神泉苑に行幸していることから、遷都当初から計画的に造営されたものと考えられる。神泉苑には敷地中央付近に東西約180m、南北約162mの広大な園池があったと考えられており(太田静1987)、発掘調査でもその一部を検出し、舟着場もみつまっている(財団法人京都市埋蔵文化財研究所1994)。舟着場は園池の北東部にあり、そのすぐ近くで橋跡もみつまっていることから北東から遣水で水を引いていると考えられる。

朱雀院は右京四条一坊一～八町の8町を占地する邸宅である。創建年代は不明であるが、承和3年(836)に太皇太后橘嘉智子の居所が朱雀院であると『続日本後紀』に記されている<sup>39)</sup>。平安京では左・右京一坊の朱雀大路に面した半分、つまり一～八町が坊城の地とされ特別な空間であった(岸1987)。坊城の地には大学寮や穀倉院・左右京職などの官衙や貴族の邸宅が配されており、朱雀院もその一部として計画的に配された。発掘調査では園池はみつかっていないが、文献史料などから大規模な南北2つの園池が所在したのと考えられる(太田静1987)。

以上のように、堀川扇状地に所在する邸宅等は1町以上を占地する敷地内に大規模な園池を造営し、洲浜や景石などの造作を加えている。これらの園池では旧堀川の伏流水を利用し、自噴や泉により園池の水を確保している。

たしかに朱雀院や神泉苑・冷泉院は平安京遷都当初から邸宅や離宮として園池を造営した可能性が高いが、堀河院では平安時代前半の園池はみつかっておらず平安時代後半にしかな園池は造営されない。また、賀陽親王が誕生したのが794年であり、左京二条二坊九・十町(高陽院)における邸宅の造営が平安京遷都時に遡らない可能性が高いことなどもふまえると、平安京遷都当初から園池の造営を前提にして堀川扇状地に邸宅等を占地したとはいきれない。

西三条第や淳和院は旧紙屋川の扇状地に位置することから、園池を有する邸宅が堀川の旧流路や堀川扇状地に限定して占地したわけではない。平安京の貴族邸宅は、平安宮周辺や坊城の地、旧京の占地をもとに宅地班給がおこなわれ、高級住宅地として伝領などに

より維持されたものと考えられる。その中で豊富な地下水を利用し、遷都当初の邸宅造営時や、邸宅の伝領時、邸宅の造り替え等を機に園池を造営したと考えられる。

(4) 平安京園池の時期別分布 (図21～23)

継続的な発掘調査成果により、平安京では50箇所以上で園池がみついている。必ずしも園池があるからといって1町以上を占地する貴族邸宅とはいきれないかもしれないが、中枢建物群などがみつからない場合、園池を配することが邸宅分布を知る1つの手がかりとなりうる。したがって、ここでは園池の時期別分布を前期・中期・後期に分け、検討したい。

平安時代前期における園池の分布(図21)をみると、A:平安宮の周辺、B:右京五・六条一～三坊、C:左京八・九条二・三坊の3つのグループに分けることができる。Aは平安宮周辺に造営された邸宅にともなう園池である。その代表例が高陽院や冷泉院などであり、堀川・紙屋川の扇状地に位置する。Bは文献史料からは邸宅の分布について明らかになっていない場所であるが、堀川と紙屋川・天神川の扇状地であり、地形的に園池を営むのに適した場所であった。Cは鴨川扇状地にあり、発掘調査で平安時代前期の流路がみついていることから、水が集まる場所であった。以上の分布から平安時代前期には堀川・紙屋川・鴨川扇状地に多数の園池が造営されていることがわかる。園池造営にあたり、特定の旧流路や扇状地を選択したわけではない。

中期になると右京では三条一・二坊にみられる程度で、左京に多く分布するようになる。前期に右京五・六条に所在した園池は廃絶する例が多い(図22)。左京では二条二坊と四条・六条・八条に顕著で、四条と六条の園池は、この段階で造営されるものが多い。10世紀以降に邸宅が左京に移転するにともない、園池が造営されたと考えられる。

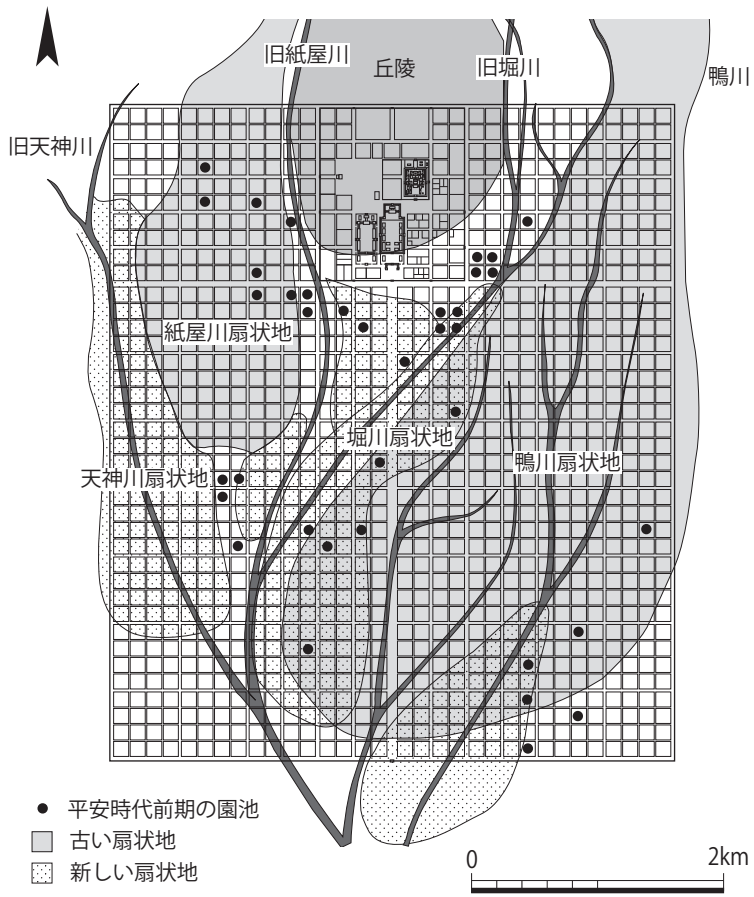


図21 平安時代前期の園池分布 (S=1/60,000)  
[旧河道と扇状地]

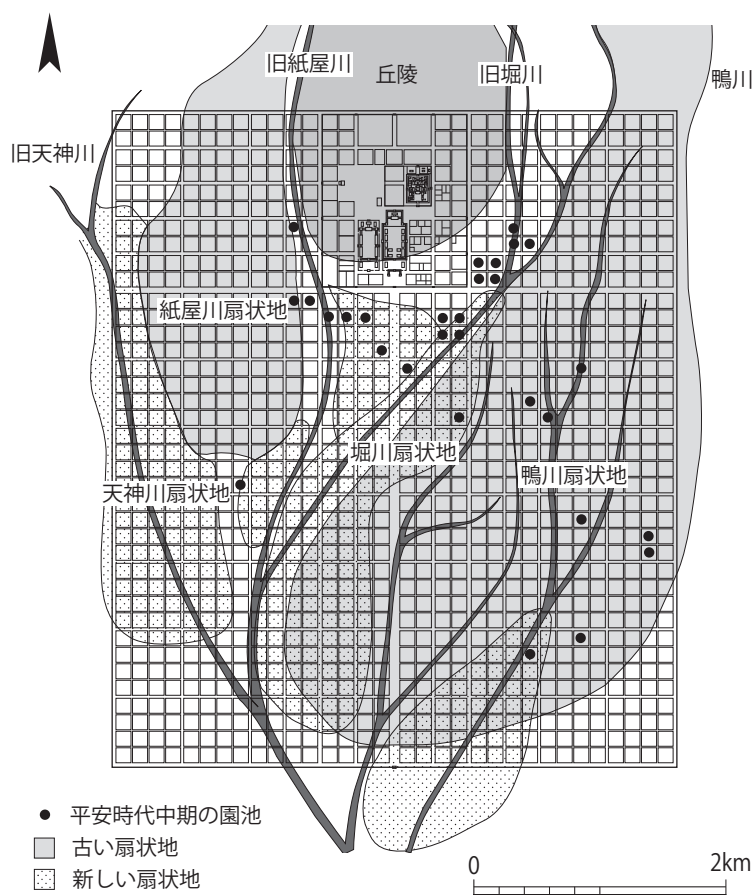


図22 平安時代中期の園池分布 (S=1/60,000)  
[旧河道と扇状地]

後期には左京二～四条に分布し、右京三条以南が2例であることと対照的である(図23)。左京に園池が集中する点は中期と同様であるが、その傾向がより顕著になる。また、右京でも一条四坊や二条二坊に園池が分布する。右京一条四坊には源有仁の池館があり、大治5年(1130)に整備される法金剛院とともに12世紀前半には右京北東部が活用されるようになる。

平安京の園池の分布は、前述した邸宅の分布や変遷と密接な関係にある。園池の立地環境をみると、堀川扇状地でなくても園池を造営することは可能であり、園池を有する邸宅が堀川扇

状地に集中していたわけではない。高陽院や朱雀院といったよく知られた邸宅が堀川扇状地に所在しただけで、実態は天神川や紙屋川、鴨川扇状地など広い範囲に園池を有する邸宅が造営されたのである。

また、寝殿造りが成立する平安時代中期に園池が多数造営されるわけではなく、平安時代前期から平安宮周辺を中心に園池が造営された。前述したように旧京の占地をもとに平安京の宅地班給が行われたと考えられるが、平城京に比べ平安京で多数の園池が造営されたのには地形的な条件が影響していると考えられる。平安京では旧流路と扇状地が複雑に入り組んでおり、地下水が豊かだったことが園池造営を盛んにした要因であろう。平安時代前期に豊富な地下水を源とし、園池を造営した結果、邸宅での園池造営が根付き、寝殿造り成立のきっかけとなったのではないだろうか。

#### 第4節 平安京邸宅の構造(園池を中心に)

##### (1) 園池の取水方法

室町時代に成立する枯山水は、水を用いない庭園であるが、それ以前の園池は水を滞留



もしくは流水させていた。その取水方法は主にⅠ類：導水、Ⅱ類：湧水、Ⅲ類：流路や湿地を直接利用、に大別できる。Ⅰ類の導水はA：条坊側溝からの取水、B：河川・流路からの取水、C：泉からの取水に細分できる。

Ⅰ-A類とⅠ-B類は、これまでの発掘調査ではみつかっていない。条坊には下水機能があり、排泄物を条坊側溝に流すことも多く、不衛生であったことが文献史料から明らかにされている(西山 2004)。また、条坊側溝には常に水が流れていたわけではない。京内を流れる河川も条坊側溝と

同様の機能が想定できるとともに、河川は物資の運搬などのために人工的に付け替えられているものが多く、自由に取水することはできなかった可能性がある。洪水による災害や維持管理など都市問題が発生することなどから、条坊側溝や河川から邸内の園池に水を引くことは積極的におこなわれることはなかったと考えられる<sup>40)</sup>。

Ⅰ-C類については右京二条二坊八町(株式会社日開調査設計コンサルタント 2011)や右京三条二坊十六町(斎宮邸)(財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2002A)で泉と園池がみつかり、泉から園池へ遣水により導水していた。

右京二条二坊八町では平安時代前期から中期におよぶ3時期の園池がみつかり、園池造営当初には敷地北東部に泉1、中央東部に泉2があり、その南に園池が広がる。泉1は礫敷きで湧水は遣水を通り南の園池へ流れる。泉2は園池と遣水の間にある岬部分にあり、20～40cm大の石をまばらに配する。湧水は遣水を通して、園池へ流れていたものと考えられる。

右京三条二坊十六町(斎宮邸)では泉が園池の北端(泉1)と池底(泉2)でみつかり、泉1から園池に流す遣水がみつかり、堰が設けられていることから、水量の調整と湧水の浄化がおこなわれていた。泉2は素掘りであり、直接園池に水を供給していた。

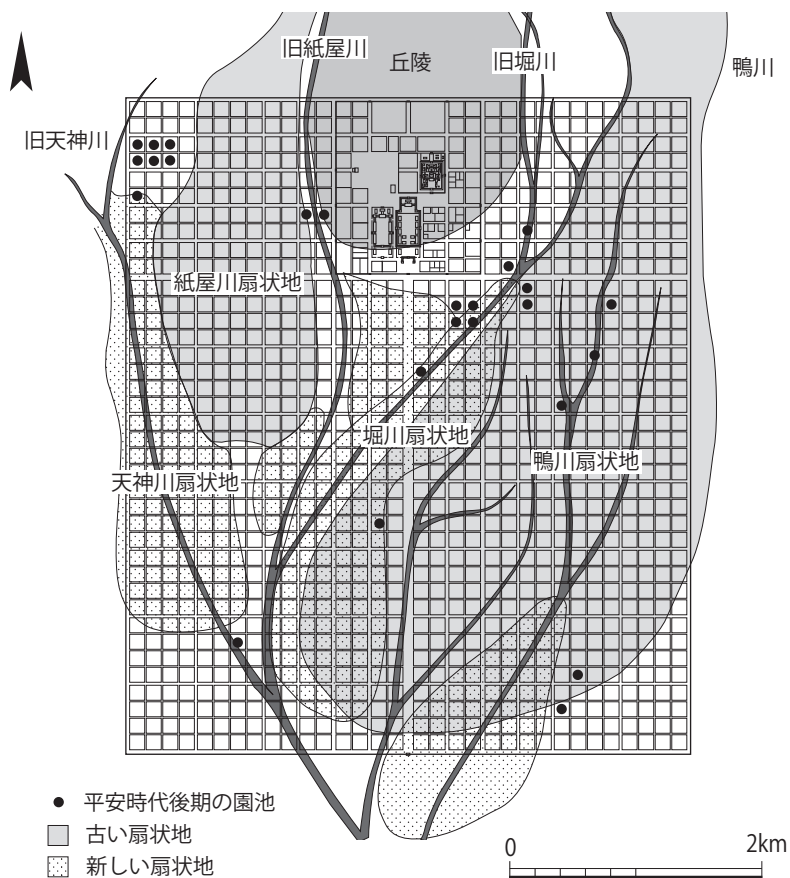


図23 平安時代後期の園池分布 (S=1/60,000) [旧河道と扇状地]

そのほかに左京八条三坊四町（財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2009）や左京四条三坊九町などでは園池はみつからないが泉や遣水がみつかり、Ⅰ - C 類とみられる。また神泉苑では文献史料や絵画史料から敷地の北東隅に泉があり、そこから園池へ導水したものと考えられる。

Ⅱ類は旧河川（扇状地）上に園池を新しく掘削するものである。旧河川（扇状地）が埋まった後もしくは一旦整地した後に園池を掘削し、洲浜などを施す。湧水層まで掘削し、伏流水を利用する。

発掘調査では右京一条四坊十三町（財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2004）、左京四条一坊一町（京都市文化市民局 2009）、左京八条三坊九町（財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2010）、左京二条二坊九・十・十五・十六町（高陽院）などで確認されている。

右京一条四坊十三町の園池は新旧 2 時期あり、下層の園池（12 世紀前半）からは発掘調査時でも湧水が認められた。園池の下層にある流路は 11 世紀末頃に一旦整地されている。園池は深さが残存部分で 0.5m あり、旧流路の湧水層まで掘削する。汀には礫を含む粘質土により洲浜が施されている。

左京八条三坊九町は鴨川扇状地上に位置し、平安京遷都後も自然流路が残っていた地域である。9 世紀前半から 10 世紀前半の園池が造営されており、残存部分の深さは 0.3m である。池底の深さは周辺で検出した井戸の底と同じであり、園池自体が湧水層まで掘削して造られた。

左京四条一坊一町では 3 箇所の発掘・試掘調査で園池を検出している。これらの園池は同一のものとみられ、小礫による洲浜が施されている。池底から自噴痕跡がみられることから、旧流路の湧水層まで掘削したうえで洲浜などの造作をしている。また、平成 4 年度の発掘調査では導水施設もみつかり、泉と自噴が併用された可能性がある（財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1995）。前述した神泉苑についても、現在も残る園池から湧水が認められ、Ⅰ - C 類とⅡ類を併用した例といえる。

Ⅲ類は河川や湿地を直接利用して園池を造っているものである。右京六条三坊八町（財団法人古代学協会 2004）や左京九条二坊十六町（財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2000）でみられるが数は少ない。Ⅱ類は園池を造るために湧水層まで掘削するが、Ⅲ類は平安時代に表出している自然地形を利用し園池とするものである。

右京六条三坊八町では流路を利用した園池がみつかり、縄文時代中期末～奈良時代の河川が北東から南西方向に流れており、その窪みに礫を敷き洲浜とする。また、柵状の木樋があり堰を設けたものと考えられる。

左京九条二坊十六町では湿地と推定される落ち込みを利用して園池を造営している。汀には礫を敷くが南へ落ちる自然地形を園池に取り込んだものと考えられる。

泉を造営するⅠ - C 類は地下水を利用する点からいえばⅡ・Ⅲ類と共通する部分もある。ただし、遣水遺構や泉には貼石などを施す場合が多く、それ自体が園池の一部として機能



しており、視覚的な効果があった施設といえる。泉と遣水の多用化は平安京園池の特徴といえる。単純に取水のための施設だけでなく、意匠として採り入れられ整備された。園池は湧水による清らかな水を得ることに大きな意味があり、そのことにより洲浜や景石などの造作が際立ったと考えられる。

平安京における園池の取水方法は、基本的に泉や池底といった敷地内からの湧水を利用していることが明らかになった。ただし、調査事例に限られていることや邸宅の全体が明らかになっている例が少ないことから不明な部分が多く、今後調査事例の増加を待つ必要がある。いずれにしても京内の広い範囲に旧流路や扇状地が広がっており、湧水箇所が広範囲にみられることが園池造営に大きな影響を与えている。特に左京は地下水に恵まれた地域であったことから、園池造営が推進されたのであろう。

## (2) 寝殿造りと園池

**寝殿造りにおける配置の特徴** 寝殿造りは10世紀中頃以降に成立する平安時代を代表する住宅様式である。敷地内における諸施設の配置は主に以下のような特徴が指摘されている(藤田2007)。

- ・敷地中央やや南に主要殿舎群を配し、北には雑舎群を配する。
- ・東西棟の寝殿と南北棟の東・西対が東西に並列し、廊とともに南庭を囲む。
- ・廊によって建物をつなぐ。
- ・中門廊を設け、敷地内の空間を細分する。
- ・主要な出入口は東西面に設ける。
- ・広大な園池を敷地南方に配し、北方から遣水によって導水する。

このような寝殿造りにおける建物や園池の配置については、文献史料などの検討から太田静六が多くの復元図を作成している(太田静1987)(図24)。ただし、実際の発掘調査では園池が見つかるものの、建物との位置関係など必ずしも太田の復元図のような配置をとるわけではない。あらためて発掘調査成果をふまえた再検討が必要である。

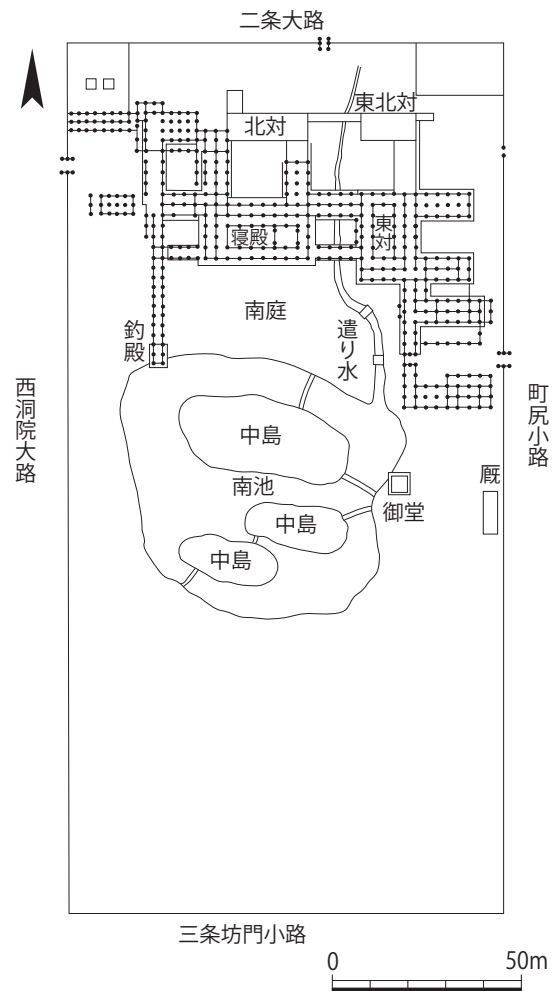


図24 寝殿造り典型例(東三条殿)(S=1/2,000)

① 1例 (2.4%)	② 2例 (4.9%)	③ 5例 (12.2%)
④ 11例 (26.8%)	⑤ 12例 (29.3%)	⑥ 8例 (19.5%)
⑦ 16例 (39.0%)	⑧ 15例 (36.6%)	⑨ 8例 (19.5%)

図25 敷地内における園池の分布

園池の位置 発掘調査で見つかった園池が、敷地内のどこに位置しているのか敷地を9分割し、検討を試みる。ここでとりあげるのは、園池の規模や占地在が発掘調査によって明らかになっている例、もしくは、一部のみの検出だが建物配置などからその範囲を推定できる41例である。神泉苑のように8町を占地するものから1町占地の邸宅まで敷地の大小があり、また、平安時代前期から後期まで時期幅があるため一概に扱うことができないかもしれないが、限られた資料のなかで敷地内における園池や建物群の位置の傾向を見出

せるものとする。

図25が9分割の地点ごとに園池が占地する場所の割合を示したものである。なお、敷地内の位置関係を便宜的に北西から①～⑨までの番号を振り検討する。

①に園池が配されるのは1例(2.4%)のみで、②も2例(4.9%)と少ないことから敷地北部(①～③)に園池が造営される例が少ないことがわかる。一方、敷地南部(⑦～⑨)に造営される例は多く、特に⑦が16例(39.0%)と最多で、⑧が15例(36.6%)とつづく。敷地の中央から南半に園池を配する例は8割を超える。神泉苑、高陽院、冷泉院など大規模な敷地に配される園池では中央から南西の④・⑤・⑦・⑧に園池が広がる傾向にある。大規模な邸宅は敷地の中央に園池を配するとの指摘があるが(鈴木2010)、厳密には敷地の中央から南に多く造営される傾向がみてとれる。また、①が少なく、⑦が多いことから、北東から南西に造営される例が多い。

邸宅内のどの場所にも園池を造営することが可能な地形的条件の場合は、敷地の中央から南半に園池を配した可能性が考えられよう。このような傾向は、前述した寝殿造りの特徴にほぼ合致しており、建物配置や邸宅内における土地利用を推定する手がかりとなる。ただし、発掘調査で邸宅の全体像が把握できる右京三条二坊十六町(斎宮邸)や右京三条一坊六町(西三条第)では園池は敷地の中央から北半に配する。これらの例では導水施設を使えば敷地内の南半に園池を造ることができたにもかかわらず、そういった配置をとらない。敷地内における園池の位置が、湧水地点に規制された場合もあったと考えられる。一般的な寝殿造りの配置をとらない邸宅が平安京に存在したことも事実であろう。

遺水の位置 検出例は多くはないが園池への導水施設である遺水遺構が発掘調査で見ついている。たとえば冷泉院では、敷地の北東部から中央南半の園池へ水を引く遺水遺構が、堀河院や平安京右京二条二坊八町でも北東から南西への遺水遺構が見ついている。西三条第では敷地北東部に所在する池から西部の園池へ水を引く遺水遺構が見ついている。また、神泉苑では園池の北東部で舟着場と橋跡を検出している。史料などから北東に推定できる泉から遺水によって敷地中央にある園池に水が流されたのだろう。

事例が少なく、今後の調査成果が待たれるが、これまでみつまっている遣水遺構は北東から南や西に水を流す例が多い。

平安時代末に記された『作庭記』によると<sup>41)</sup>、遣水は東から南西へ流すことを順流とし、それを「吉」とする。北からの導水の際もいったん東へまわしてから南西へ流すべきだとする。このような記述がどの程度、実態を反映しているのか検証が必要であろうが、前述した園池の位置や平安京の旧地形等を考え合わせると、北東から水を引き、遣水で敷地の中央から南に位置する園池へ水を流した例が多かったと考えられる。また、遣水は意匠的な役割を兼ねている場合が多く、その周辺には観望するための施設が想定しうる。西三条第では、遣水遺構の南で三面廂の建物がみつかり、饗宴施設が園池や遣水周辺に設けられた可能性がある。

主屋域の広さ 発掘調査で主屋域全体を明確に検出した例は少ないが、平安京右京六条一坊五町や平安京右京一条三坊九町が参考になる。

平安京右京六条一坊五町では平安時代前期の1町占地（1町の西1/4は湿地により建物群を配置できないため実質は3/4町）の邸宅がみつかり、主屋域は敷地南半に寝殿、北対、東北対、東対、西対が配され、東西約50m、南北約50mの範囲におさまる。平安京右京六条一坊五町でみられるような建物配置は平安時代前期から中期に多くみられ、普遍的であったとの指摘がある（丸川2012）。

平安京右京一条三坊九町は1町占地の邸宅である。敷地北半中央に正殿、脇殿、後殿などの主屋域を配する。その範囲は東西約55m、南北約40mである（京都府教育委員会1980）。

平安京で主屋域が発掘調査でみつまっている上記の2例は、その範囲がおおよそ50m四方におさまる。平城京の場合でも平城京左京五条二坊十四坪（B・C期）や左京四条二坊一坪（B期）、右京三条三坊一坪（B期）など敷地が1町占地の場合、主屋域はおおよそ50m四方におさまる。

寝殿造りの基本的な建物構成は、寝殿、東・西対（西南・東南対）、中門廊であり、寝殿の南には庭を設ける。『作庭記』によると、南庭の規模は階隠の外の柱から池の汀まで6～7丈（18～21m）、内裏（里内裏）の場合は8～9丈（24～27m）とする。寝殿の南は拝礼のためにこのような広場が必要とされた。これらの建物群や庭を配置しようとするとおおよそ東西50～60m、南北50～60mあればおさまるものと考えられる。この広さはおおよそ1/4町である。平安京の邸宅で主要建物群の位置を推定することができない場合は、1/4町の広さを確保できれば、そこには主屋域を配することが可能といえる。

現在のところ、発掘調査成果から寝殿造りの実態を明らかにできるほどの資料はそろっていない。ただし、園池や遣水の位置、主屋域の広さ等、寝殿造りの主要な構成要素を総合的に検討することで、寝殿造りの構造の一端を明らかにすることができよう。

## 第5節 小結

本章では、平安京の邸宅をとりあげ、平安京の都市計画と邸宅の構造および、その構成要素の1つである園池に注目し邸宅のありかたについて検討した。その結果、以下の点を明らかにできた。

- ・平安京遷都以前には複数の流路や扇状地があり、それらの伏流水などを利用した園池が平安時代には営まれた。
- ・下層遺跡の分布は平安京遷都以前の居住域を示しており、平安京における居住環境や宅地の分布などを知る手掛かりとなる。
- ・平安京遷都当初には園池の造営を前提に邸宅が占地したわけではなく、平城京など旧京の占地が影響していた。
- ・天神川や紙屋川、鴨川扇状地にも園池を有する邸宅が造営されたことから、園池を有する邸宅が堀川扇状地を選んで造営されたわけではない。
- ・園池の水は湧水や泉からの導水、旧流路の伏流水を利用しており、清らかな水が求められた。
- ・園池は敷地の中央から南半に造営することが多かった<sup>42)</sup>。
- ・遣水は敷地の北東から水を引き、中央から南半に位置する園池へ流す例が多い。
- ・平安京における1町占地の邸宅の主屋域は1/4町程度に想定できる。

園池は日常生活や政務に必要な施設というわけではない。したがって、都城でも7世紀には饗宴の場や儀礼空間に限られた。もともと貴族邸宅では、正殿の南は儀礼・拝礼空間としての庭（広場）が確保された。平城京左京三条二坊一・二・七・八坪（長屋王邸）や平安京右京一条三坊九町がその例である。

10世紀中頃以降、貴族邸宅で寝殿造りが成立するが、園池がはたす役割が大きくなる。平安京で多数みつかる園池遺構は住宅様式の変化といった点だけでなく、宅地内における空間利用とその機能の変遷を反映している可能性が高い。

## 第8章 四行八門制と小径

都城に居住している人々のうち約99%が中・下級官人や一般京戸、仕丁、奴婢などであったと考えられている（鬼頭1994）。彼らには宅地が班給され、条坊道路で区画された一町をさらに細分した、中小規模宅地に居住していた。宅地の細分方法については明らかになっていないが、平安京では四行八門制が採られた。四行八門制とは、中世の百科事典である『拾芥抄』などに記された宅地割の方法で、一町を東西4分割（四行）、南北8分割（八門）して32区画の宅地に分けるものである。また、細分する際に「小径」とよばれる道路を通す場合がある。このような四行八門制や小径は、都城における中小規模宅地の実態を知る重要な手がかりとなる。

しかし、四行八門制や小径の実証的な研究は活発におこなわれておらず、各遺跡の調査報告書において個別的に説明されているにすぎない。したがって、本章では発掘調査成果をまとめ、各都城における小径の変遷などから四行八門制の成立過程と、その実態について検討し、律令政府がいかにして下級官人や一般京戸を掌握し、都城という空間を形成したのか、その一端にせまりたい。

### 第1節 先行研究と本章の視点

これまで、小規模宅地や小径の実態、四行八門制の成立についての研究は、文献史料や各都城の発掘調査成果をもとに進められてきた。

竹田政敬は、発掘調査成果から藤原京の宅地をまとめ、1/4町や1/8町といった中小規模宅地の存在を明確にした（竹田1998、2003）。ただし、後述するように藤原京では小規模宅地が顕著ではなく、四行八門制のはじまりを藤原京とすることは難しい。

一方、平城京では本中真が、平城京右京八条一坊十四坪や左京九条三坊十坪の発掘調査成果から、1/32町宅地の存在を明らかにし、それが平安京において、いわゆる四行八門制と呼ばれる宅地分割手法として定着すると指摘した（本中1988）。また、館野和己は、奈良時代後半に1/32町の宅地があり、その地割に関しては四行八門制の可能性が高いとする（館野1989、2001）。

北村優季は「四行八門制という名称はともかく、一坪を16ないし32に分割し、その一つ一つを東西に細長い短冊形とする行門制の原形は、平城京の時代に形成された」とする（北村2006）。このように、近年は四行八門制の端緒もしくは成立を平城京に求める説が有力となっている。しかし、四行八門地割が存在することと、制度としての四行八門制が導入されたことは必ずしも一致するとは限らないため、再検討が必要であろう。

平安京の中小規模宅地については、文献史学から四行八門地割や戸主制の研究が進められている。秋山国三は平安京の四行八門制について、一町敷地の中軸に南北方向の小径を



通し、東西に長い 1/32 町を形成するものとした（秋山・仲村 1975）。そして、東か西に出入口を設けることや、10 世紀になると南北に長い宅地が成立し、小径ではなく直接条坊に面して宅地が営まれる例が増加することなどを指摘した。

西山良平は、9 世紀までは「卅二分之 Y」といった一町を基準にして敷地の広さを示す平城京以来の表記法がとられるが、10 世紀になると「Y 戸主」といった 1/32 町を基準にした表記に変化することを明らかにし、戸主制の成立と小規模宅地におけるあつかいの画期を 10 世紀に見出す（西山 2012A）。

一方、平安京の発掘調査では、2007 年までに小径が 13 地点（12 町）でみつまっていることが明らかにされ<sup>43)</sup>、南北方向の小径と東西方向の小径があることがわかっている。

このように平安京では、文献史料から四行八門制について、発掘調査成果から小径の実態について言及されている。ただし、小規模宅地の分割方法や四行八門制が、実際どのように施工されたのかについては検討されておらず、平城京との比較が必須となっている。

以上のような先行研究は、各都城を個別にとりあげる傾向が強いが、2010 年に都城制研究会で小規模宅地をとりあげ（奈良女子大学古代学学術研究センター 2011）、その変遷を通史的に捉える中で、四行八門制や小径の実態を検討している。ただし、文献史料と発掘調査成果との相関関係や、宅地割りの変遷、近年の発掘調査成果をふまえた検討も十分とはいえず、検証すべき問題が残されている。したがって、本章では先行研究をふまえ、近年の発掘調査成果を整理し、①小規模宅地における宅地班給基準の変遷、②四行八門制の本質とその成立、③小径の変遷、④宅地割りの方法、を明らかにしたい。なお、本章では 1/8 町以下の宅地を小規模宅地とする<sup>44)</sup>。

## 第 2 節 小規模宅地と四行八門制

### （1）小規模宅地の班給

宅地班給の基準や変遷については、すでに第 2 章でふれたが、ここでは小規模宅地に焦点をしばって、各都城の班給単位を確認しておきたい。

まず、藤原京については、『日本書紀』持統 5 年（691）12 月乙巳条に宅地班給の基準が記されており、勤以下無位に至るまで、下戸に 1/4 町を班給することになっている。また、難波京についても、『続日本紀』天平 6 年（734）9 月辛未条に六位以下に 1/4 町とあることから、藤原京、難波京とも規定では班給される最小単位が 1/4 町であったことがわかる。

平城京の発掘調査では 1/16 町や 1/32 町といった、藤原京や難波京の宅地班給基準にない小規模宅地がみつまっている。また、正倉院文書の『月借錢解』には 1/64 町を示す記述がみられることから、藤原京の宅地班給基準を準用しながら、五位以上が 1 町以上、六位が 1/2 町、六位～七位が 1/4 町、七位が 1/8 町、七位～八位が 1/16 町、八位が 1/32 町、無位が 1/64 町といった詳細な班給がされたとする説がある（奈良国立文化財研究所・朝

日新聞大阪本社企画部 1989)。ただし、『月借錢解』では「地十六分之半」や「地十六分之四一」といった記述があることから、平城京における小規模宅地の班給は 1/16 町が基準であった可能性が高い。

上述した難波京の宅地班給にかかわる史料が天平 6 年（734）であり、1/16 町を基準とした 1/32 町宅地を記す『月借錢解』が宝龜 3～5 年（772～774）であること、発掘調査成果から奈良時代中頃以降に 1/16 町や 1/32 町といった小規模宅地が出現、増加すること（町田 1986B）を考慮すると、奈良時代中頃から後半に宅地の細分化が進められたと考えられる（第 4 章）。

平安京では後述するように四行八門制が導入され、1 町を東西 4 分割、南北 8 分割した 1/32 町を小規模宅地の単位としていた。

このように宅地班給の基準は各都城によって異なっており、実際には、より細分した宅地があるものの、その基準となる最小単位は、藤原京と難波京では 1/4 町、平城京では 1/16 町、平安京では 1/32 町と変遷し、時代が下がるほど小規模になることがわかる。

## （2）四行八門制と宅地割（図 26）

四行八門制は、1 町（約 120m）四方の土地を東西 4 分割（四行）、南北 8 分割（八門）の 1/32 町に細分し、小規模宅地を掌握する制度である<sup>45)</sup>。このような方法により形成された 1/32 町が一つの基準となり、「一戸主」とされた（戸主制）。一戸主は東西 10 丈（約 30m）、南北 5 丈（約 15m）の広さであり、宅地班給の最小単位であった。長元 8 年（1035）の史料である「大中臣為政解」『九条家本延喜式卷 30 卷 4 裏文書』（『平安遺文』545）には「所一戸主半」の記述がみられる<sup>46)</sup>。1/32 町を更に細分した地割があったことを示す史料であるが、1/32 町を基準にしていることに変わりはない。

四行八門制における行と門の数え方は『拾芥抄』などに記されている。行は左京の場合、西から西一行、西二行、西三行、西四行と数える。一方、右京では左京にならい、東から東一行、東二行、東三行、東四行と数えたものと考えられる。門の数え方は左京・右京とも北から北一門、北二門・・・と数える。敷地の場所を示す表記が平城京では条・坊までしか記されないが、平安京では条・坊・町とさらに細分した行門まで記す。四行八門制を導入し、より細かい表示がおこなわれるようになった。

『延喜式』左右京職町内小径条には、町内に通す小径の規定がみられる<sup>47)</sup>。町内に 1～1.5 丈（約 3～4.5m）の小径を通し、町を細分する。南北に一本小径を通し、堀や溝で南北に 8 分割するだけで、東西 10 丈、南北 5 丈の東西に長い宅地 32 区画分を確保

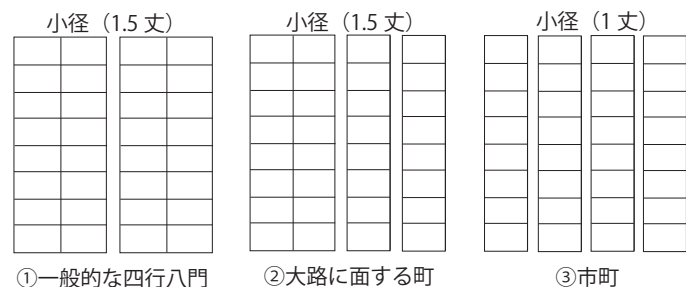


図 26 四行八門地割と小径

することができる。その宅地の東面もしくは西面に条坊道路や小径に開く出入口を確保できる合理的な宅地割といえる。

さらに、『延喜式』左右京職町内小径条には、大路に面する町では、小径を2本通す。これは『日本三代実録』貞観12年(870)12月25日に記されている、三位以上でなければ大路に門を開くことができない規定への対応策とみられる。

### (3) 四行八門制の成立

四行八門制の成立については、前述したように平城京で1/32町の宅地が発掘調査で見ついていることや、「月借錢解」に「十六分之半」や「卅二分之一」との記述があることから<sup>48)</sup>、平城京ですでに四行八門制の端緒的なものが成立したと評価する説がある(館野1989、2001)。しかし、平城京の1/32町宅地は、平安京でみられるように計画的な制度としての四行八門制ではなく、単に1/16町を半分に分けたものと考えられる。

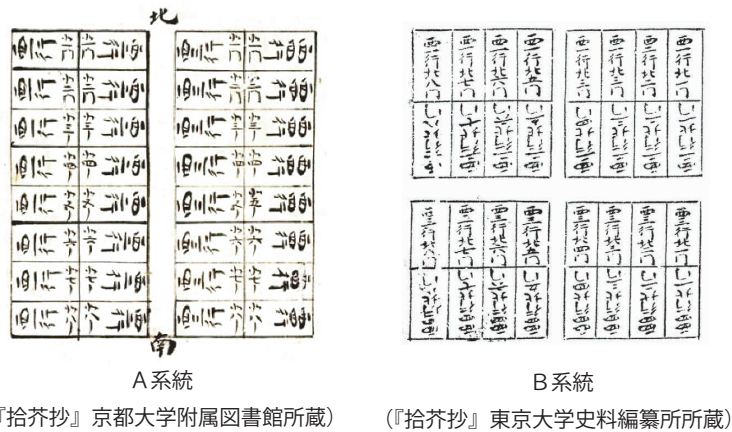
すなわち、1町を細分しようとした場合、まず中軸で割るのが自然であり、さらにその半分に分けると、東西4分割、南北4分割の1/16町が形成される。このような細分の方法は、一坊を16の坪(町)に分けるのと同じ分割方法である。平城京ではこのような方法で1/16町を形成する例が多く(館野1989、2001)、1/16町が小規模宅地の基準として採用されたと考えられる。この1/16町をさらに細分するとき、東西方向の区画施設を設ければ、それは四行八門地割と認識される。しかし、それは1/16町の敷地を南北に二分しただけであり、平安京における制度としての四行八門制とは一線を画するものといえる。

延暦7年(788)の「六条令解」『古梓堂文庫文書』には長岡京右京六条三坊の宅地が長さ(南北)十丈、広さ(東西)十五丈とあり、東西十丈、南北五丈の四行八門地割に則っていない<sup>49)</sup>。文献史料にみられる四行八門制を示す最も古い史料が、延喜12年(912)7月17日の「七条令解」『東寺百合文書』であることや<sup>50)</sup>、奈良時代の史料にみられる「戸主」という言葉が戸主制を示すものではなく、戸の筆頭者としてしかみえないこと、平城京では条と坊の表現までしかないことなどは、平城京で四行八門制や、それとかわる戸主制が成立していないことを示しているのではないだろうか。奈良時代後半に人口の増加などで1/16町や1/32町といった小規模宅地が形成されたが、それは未だ雑然としたものであった。そのような小規模宅地を平安時代に制度化し整備したとみるべきであろう。

平安京は平城京や長岡京と異なり、1町の面積が均等になるよう設定される。平安京において1/32町を東西10丈南北5丈といった規模に統一できたことや、文献史料に「町」よりも細かい「行」や「門」といった表記がみられるようになることなどは、律令政府による小規模宅地とその居住者に対するの掌握実態を反映しているとみなせる。したがって、文献史料では10世紀前半までしか遡ることができないが、四行八門制は平安京遷都当初まで遡るものと考えたい。

(4) 四行八門図の二系統

『拾芥抄』巻中宮城部第19には四行八門図があり、四行八門制における具体的な宅地割りを知ることができる。しかし、四行八門図は複数の写本がある『拾芥抄』だけでなく、『掌中歴』や『二中歴』にもみられる。これらの四行八門図には二



A系統 (『拾芥抄』京都大学附属図書館所蔵) B系統 (『拾芥抄』東京大学史料編纂所所蔵)

図27 四行八門図

系統の図がある<sup>51)</sup>(図27)。

A系統は『拾芥抄』尊経閣文庫本、京都大学附属図書館本、天理大学附属図書館本、国立国会図書館本、大東急記念文庫本、東京国立博物館本、京都御所東山文庫本のもので、町の中軸に南北方向の小径を表現する。北を上にし、方位は北と南を記す。また、図中には文字で「行」を横に、「門」を縦に分けて記す。京都大学附属図書館本、大東急記念文庫本、京都御所東山文庫本は北三門から北八門まで「門」の字を「丨」で省略するが、その他の部分は全て共通する。

B系統は『掌中歴』、『二中歴』、『拾芥抄』東京大学史料編纂所本のもので、町の中軸に東西・南北方向の小径を十字に表現する。西を上にし、方位は西のみを記す。また、図中には文字で行と門を連続して記し、西一行と西二行、西三行と西四行を向かい合わせて記す。『掌中歴』は西二行の文字を省略する。『二中歴』は西二行北一門から西二行北四門までを西四行とするが、西二行の誤記である。これらは、行と門を連続して記すなど共通点が多く、同じ系統の図と考えられる。

この二系統の四行八門図がどのように成立したのか<sup>52)</sup>不明な部分はあるが、B系統の四行八門図は東西方向の小径の存在を示す点で重要な図である。

また、B系統の図が『掌中歴』『二中歴』にみられることが注目される。『掌中歴』は『口遊』を増補した百科全集で保安4年(1123)、もしくは天治元年(1124)頃、『二中歴』は『掌中歴』と『懐中歴』を合わせて編集したもので、鎌倉時代初期の成立と考えられている。『拾芥抄』は鎌倉時代末期に成立したもので、『拾芥抄』で唯一B系統である東京大学史料編纂所本は『拾芥抄』の写本の中でも最も古く、南北朝時代前後のものと考えられている(橋本義彦1999)。つまり、B系統の四行八門図はA系統よりも古い。

これまでA系統の四行八門図と『延喜式』左右京職町内小径条の記述から、南北方向の小径を町の中軸に通し、整然と32分割する四行八門制のイメージが強かったが、後述する発掘調査では東西方向の小径もみつかっており、より古いB系統を再評価する必要がある。

### 第3節 小径による敷地の細分

#### (1) 小径の変遷

ここでは、発掘調査でみつがっている小径をとりあげ、中小規模宅地割の変遷をみていきたい。なお、本稿では1町の中軸や四行八門地割に則っていない場合でも、町(坪)内に通す道路を「小径」とする。また、溝が平行しており、その間を道路として認識できるものを小径とし、溝一条のみ確認している場合は、区画溝などの可能性もあるため、小径の候補から除外する。ただし、今後の調査の進展により小径と判断される可能性もある。

これまでの発掘調査によって、藤原京で8箇所、平城京で27箇所、長岡京で4箇所、平安京で12箇所において小径がみつがっている<sup>53)</sup>。

藤原京では、小径を検出している例が少ないが、左京二条二坊西北坪や右京一条一坊西北・東北坪で1坪を南北に二等分する位置に東西方向の小径がみられる(図28)。また、右京五条六坊東南坪では1坪を東西に二等分する位置に南北方向の小径がみられる。右京十条四坊西北坪では、東西・南北方向の小径がみられ1/4町を構成する。それ以上細分する例はみられない。藤原京小径の多くは坪の中軸に設定される。

平城京では、左京五条一坊十六坪や右京八条一坊十三坪・十四坪のように1坪を東西に二等分する南北方向の小径と、左京四条四坊十一坪や左京四条四坊十六坪のように1坪を南北に二等分する東西方向の小径がみられる(図29)。左京三条一坊一坪と右京三条一坊一坪では、坪を南北に二分する小径がみつがっているが、当地は朱雀門前に位置し、広場として利用された場所である。側溝心々間距離が約9.5mと幅が広いことから、小規模宅地にかかわる他の小径とは異なった機能を有していたと考えられる。

左京三条四坊十二坪や右京二条三坊六坪では、坪を東西に3等分した東1/3の場所に小径を設定しており、四行八門地割に該当しない。

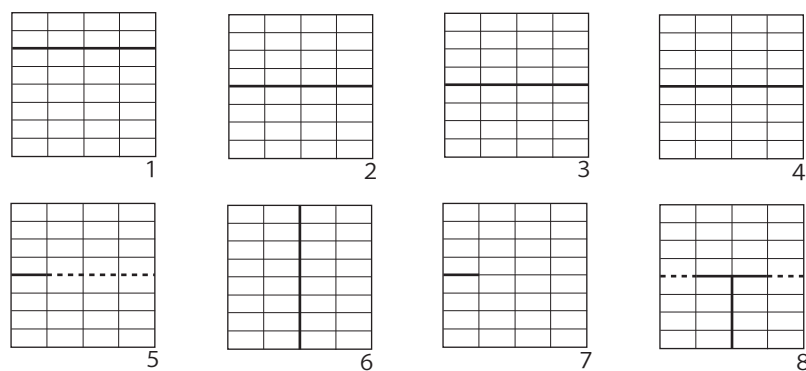


図28 藤原京の小径

- 1: 左京北三条四坊西南坪 2: 左京二条二坊西北坪 3: 右京一条一坊西北坪 4: 右京一条一坊東北坪  
5: 右京五条四坊西北坪 6: 右京五条六坊東南坪 7: 右京九条二坊西北坪 8: 右京十条四坊西北坪



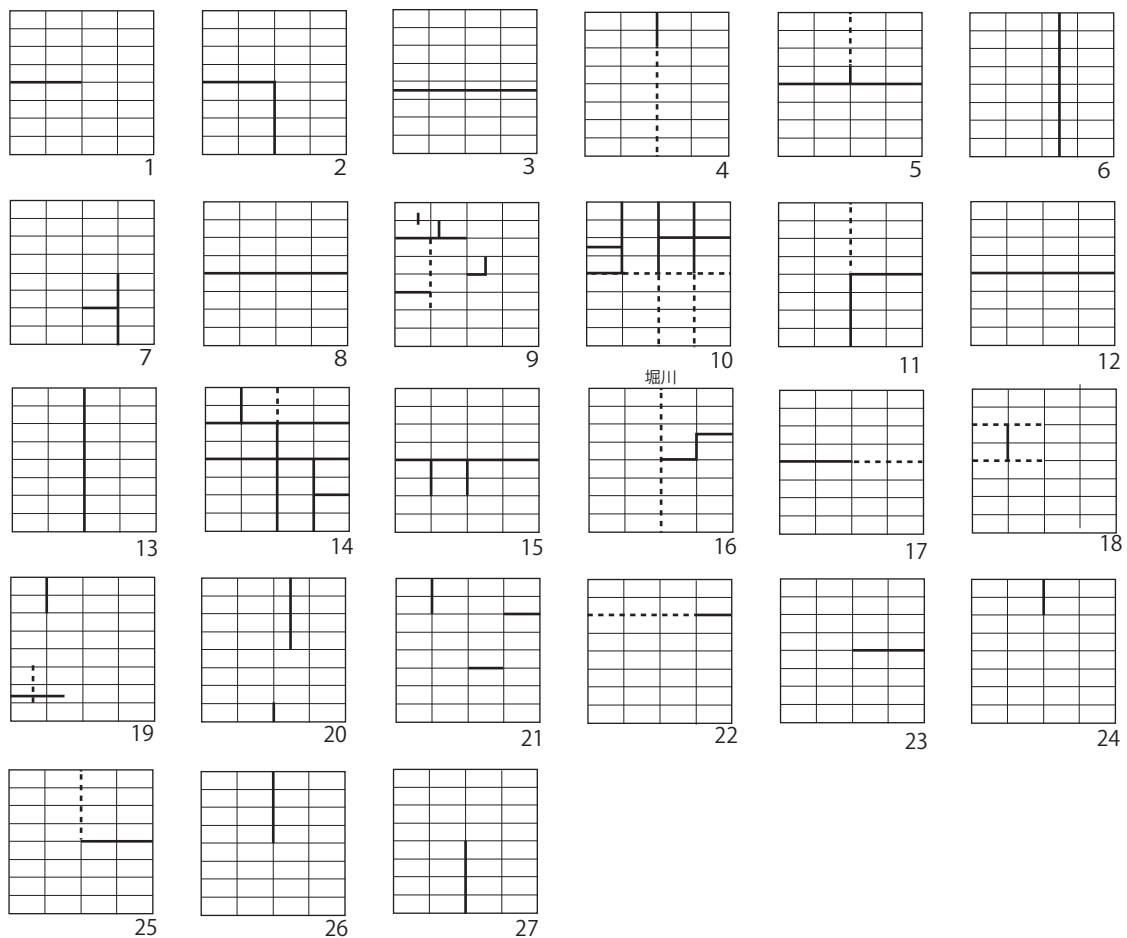


図 29 平城京の小径

- 1:左京三条一坊一坪 2:左京三条一坊七坪 3:左京三条二坊七坪 4:左京三条四坊四坪 5:左京三条四坊七坪  
 6:左京三条四坊十二坪 7:左京四条四坊五坪 8:左京四条四坊十一坪 9:左京四条四坊十三坪 10:左京四条四坊十四坪  
 11:左京四条四坊十五坪 12:左京四条四坊十六坪 13:左京五条一坊十六坪 14:左京五条四坊十六坪 15:左京九条一坊十二坪  
 16:左京九条三坊十坪 17:右京二条二坊十六坪 18:右京二条三坊二坪 19:右京二条三坊三坪 20:右京二条三坊六坪  
 21:右京二条三坊十一坪 22:右京二条三坊十二坪 23:右京三条一坊一坪 24:右京三条三坊三坪 25:右京三条三坊八坪  
 26:右京八条一坊十三坪 27:右京八条一坊十四坪

左京四条四坊十四坪や右京二条三坊十一坪は、坪の中軸に加え、4等分したライン上など複雑に小径を配し、敷地を細分する。たとえば左京四条四坊十四坪では北東半に1/16町が4区画、北西半に1/8町が1区画、1/12町が1区画、1/24町が1区画と、小径により敷地を細かく分ける。

平城京の小径は東西四分割、南北四分割線上に設定されている場合が多いが、どのように細分するかは各坪によって異なっており、画一的な地割を見出すことはできない。1坪内部を均等に細分するといった意図は希薄である。

長岡京では、左京二条三坊十四町、左京二条三坊十五町、左京二条四坊三町、右京五条三坊三町で小径がみつまっている(図30)。左京の3例はいずれも1町を東西に二分する南北方向の小径である。左京二条三坊十五町、左京二条四坊三町の小径は1町内を貫通せ

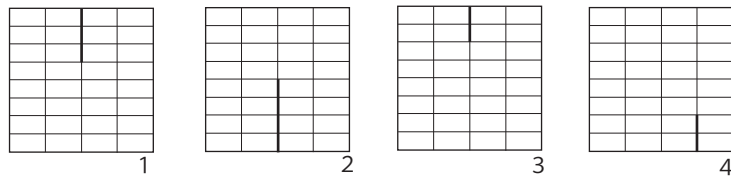


図30 長岡京の小径

1:左京二条三坊十四町 2:左京二条三坊十五町 3:左京二条四坊三町 4:右京五条三坊三町

ず、1町を占地する大規模宅地内通路の可能性はある。右京五条三坊三町は1町の東1/4の場所に南北方向の小径を通す。長岡京の場合は小径の検出例が少ないが南北方向の例が顕著で、1町内に小径を2本以上通して1/4町や1/8町などを形成する例はない。

平安京では、右京一条三坊二町や右京六条三坊七町などで1町を東西に二等分する南北方向の小径が、右京六条一坊十三町、右京六条三坊四町などで1町を南北に二等分する東西方向の小径が確認されている（図31）。また、中軸ではない場所にも小径を通す例がみられ、右京三条二坊十五町では六門と七門の間、右京六条二坊三町では二門と三門の間、右京六条二坊六町では二門と三門の間に小径を通す。

平安京右京六条一坊五町では五町の西1/4の場所（三行と四行の間）に小径を通す。この小径の西側は湿地であることから、宅地として利用されたのが東3/4であった。地形的制約によって、宅地が細分される場合もあったことがわかる。

以上のように、発掘調査でみつまっている小径からは、以下の点を指摘することができる。

- ①坪・町の中軸に南北方向の小径を一本通すだけでなく、東西方向の小径や中軸ではない場所に小径を通す例がみられる。
- ②平城京では坪内に多くの小径を通し、小径により敷地を1/8町以下に細分する例がある一方で、平安京では小径を3本以上通すことはなく、小径で敷地を細かく分けることはない。
- ③平城京に比べ平安京のほうが1町（坪）の中軸に小径を通す例が多く、平城京では四行八門地割に則っていない例もみられる。

これまで『延喜式』左右京職町内小径条や『拾芥抄』四行八門図A系統から復元されているように、南北方向の小径を町の中軸に通し、溝や塀で東西10丈、南北5丈の東西に長い一戸主（1/32町）の宅地を形成することや、それにともない出入口を東西面に設けるといった小規模宅地が復元されていたが、①の点が明らかになったことで、そのような構造が一様に設定されたわけではないことが明確となった。

また、平城京に比べ平安京のほうが整然とした地割にのっとり、規則的な宅地割が試みられたことが②や③の点からわかる。平城京では1坪の面積が条坊道路の幅によって異なることから、1/16町や1/32町といっても、その敷地面積に大きな差が生じる。平安京に

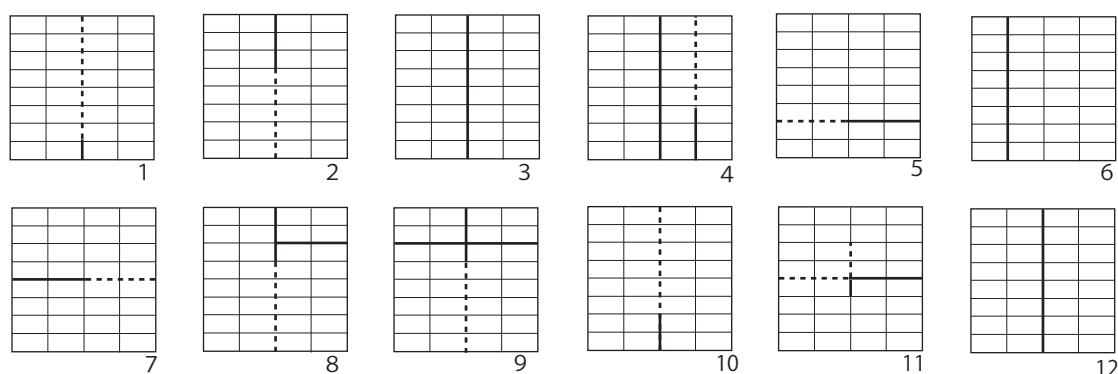


図 31 平安京の小径

- 1: 左京四条一坊一町    2: 右京一条三坊二町    3: 右京一条三坊十六町    4: 右京二条三坊八町  
 5: 右京三条二坊十五町    6: 右京六条一坊五町    7: 右京六条一坊十三町    8: 右京六条二坊三町  
 9: 右京六条二坊六町    10: 右京六条三坊二町    11: 右京六条三坊四町    12: 右京六条三坊七町

なると、1町の敷地は均等に設定され、1/32町も東西10丈、南北5丈といった画一的な敷地を確保することが可能となった。条坊の設定方法の変更とともに中小規模宅地割の整備が平安京でおこなわれ、四行八門制が成立したものと考えられる。

しかし、一方で平安京右京二条三坊八町や右京六条二坊六町では、四行八門地割に則っているものの、町の中軸ではない場所に小径が設定される。このような小径の設定方法は、前述のA・B系統の四行八門図では説明できない。また、B系統の四行八門図のように東西・南北の中軸に十字に小径を通す例は平安京においても顕著ではない。さらに、小路に囲まれた右京六条二坊六町で南北小径と東西小径がみつまっていることから、大路に面した町でなくても小径を複数施工している。以上の点から平安京では、四行八門地割を遵守するが、町の中軸に限らず、地形的制約や宅地における諸条件によって適宜小径を通したと考えられる。ただし、平城京のように多くの小径を1町内に設定することはない。小径を多用すると宅地部分が小径の道路幅にとられる分、東西10丈、南北5丈の面積を確保できなくなるため、1町内における小径の多用は避けられたのだろう。

## (2) 平安京における小径の諸問題

**東西小径の役割と出入口** 前述したように、発掘調査で東西小径の存在が明らかになった。四行八門図B系統のように南北小径と東西小径を組み合わせている場合は問題ないが、東西小径のみであった場合、東西4分割、南北8分割された1/32町宅地の中には、条坊道路や小径に面さない宅地が発生し、出入口の確保ができない場合が生じる。たとえば左京の小路に囲まれている町で、南北中軸に東西小径を1本のみ通す場合、町の周囲と小径に面した宅地は直接門を設けて外に出ることは可能だが、西二行北二・三・六・七門、西三行二・三・六・七門は条坊道路や小径に面しておらず、外に出ることはできない(図32)。大路に面する宅地であれば条坊に直接門を開くことができないため、なおさらである。都市計画として東西小径一本のみで一戸主を32区画分、形成することはできない。

それでは、東西小径にはどのような役割があったのだろうか。平安京で東西小径は5例みつまっている。南北方向の小径と組み合わせている場合もあるが、1/32 町宅地はみられず 1/2 ~ 1/8 町宅地で、どの宅地も条坊道路もしくは小径に面する。

1/16 町や 1/32 町といった小規模宅地は四行八門図 A 系統のように南北小径を中軸に通す、もしくは B 系統のように南北小径と東西小径を組み合わせたものと考えられる。

東西小径に面する宅地は、門を南や北に開くことができるのが特徴である。大規模宅地や中規模宅地では、7 世紀後半以降、南を意識した建物配置をとっている。このような建物配置の場合、南門が正門となる。平安京で東西小径が中規模宅地にみられることは、南に門を開くことを意識したことが一因と考えられるのではないだろうか。

一方、四行八門地割で形成された 1/32 町の宅地では、出入口が東西面に設けられたと考えられている（秋山・仲村 1975）。南北に数える四行八門制の「門」は条坊や小径に開く建造物としての門に由来しているものとみられる。北から 1 つ目の門（一門）、2 つ目の門（二門）と南に下って数えた。そういった場合、やはり一戸主の建築物としての門は東西に開くことが原則であったと考えられる。したがって、平安時代前半において大・中規模宅地と小規模宅地では宅地の正面観が異なっていたことになる。

小径の設定方法と小規模宅地割 平安京の場合、条坊道路側溝想定位置から、標準偏差±1.19m といった非常に高い精度で施工されているが（辻 1994）、小径の場合、1.5 ~ 6.5m の誤差が認められる場合がある。たとえば、右京六条一坊五町や右京六条三坊七町、左京四条一坊一町では、ほぼ想定位置で小径がみつまっているが、右京六条二坊六町、右京六条二坊三町、右京六条一坊十三町は約 1.5m、右京二条三坊八町では 4 ~ 6.5m 想定ラインからずれる。このような小径設定の誤差は、条坊と一連の造営に伴うものではないことを示す。一戸主は東西 10 丈、南北 5 丈であるが、これは一町の築地心々間距離 40 丈四方を東西 4 分割、南北 8 分割に均等に分けていることになる。このような地割方法は平城京における条坊設定方法と同じで、小径幅の分だけ実質的な宅地が狭くなる。また、条坊に面しているところでは、築地塀や犬走り、内溝などに割かれ、実質的に宅地として利用できる敷地は 10 丈×5 丈を確保できない。つまり、平安京の場合、条坊道路の幅によって一町の面積が変わることはないが、小径をつくれればつくるほど宅地は狭くなる。

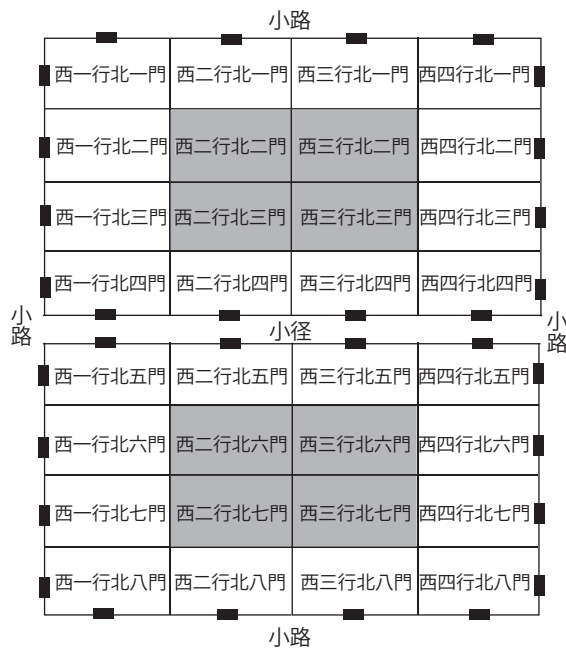


図 32 小規模宅地と出入口の位置

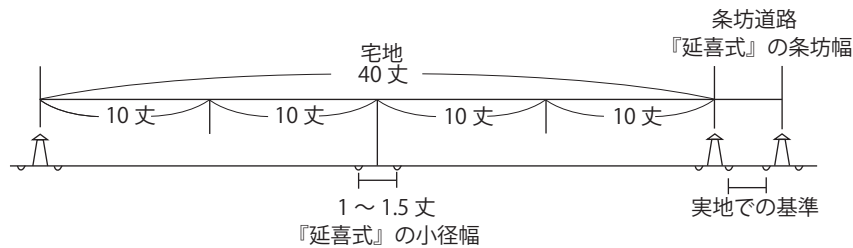


図 33 宅地の割り付け模式図

小径の道路幅は『延喜式』に 1 ~ 1.5 丈 (約 3 ~ 4.5m) と記されているが、発掘調査でみつまっている小径は側溝心々間距離が 0.8 ~ 1.5 丈 (約 2.4 ~ 4.5m) で、ほぼ規定通りである。条坊道路幅は、築地心々間距離で設定されているが、小径の場合、築地塀の痕跡はない。小径側溝心々間距離が『延喜式』の記述とほぼ一致することを勘案すると、小径は各町で設定された基準線から 1 ~ 1.5 丈 (約 3 ~ 4.5m) の幅を側溝心々間で確保し、側溝心を定点として割り付けをおこなった。これは平城京の条坊設定と同じ方法である(井上 1984)。『延喜式』に記されている、条坊幅は築地心々間距離だが、小径幅は側溝心々間距離で設定された (図 33)。条坊と小径は計画・施工方法が異なっていたのである。条坊が京内全域 (施工されていない部分があるにせよ) を対象に設計し、基準線から画一的な施工を遷都当初におこなったのに対し、小径は条坊設定が終了し、宅地造営段階に各町でそれぞれ施工したと考えられる。平安京遷都時に中小規模宅地がどの町に班給されるのが都市計画に組み込まれていなかった、もしくは、そこまでの必要性がなかったことが小径の設定方法に反映していると考えられる<sup>54)</sup>。条坊に比べ小径の施工誤差が大きい事は、設定や施工方法の違いによるものであろう。

#### 第 4 節 小結

都城において、中・下級官人の宅地は多数造営されたと考えられるが、現在、発掘調査でみつまっているものはその一部にすぎない。特に平安京では発掘調査における条件の制約などから、全体像を明らかにすることができない場合が多いが、限られた資料をもとに本章ではその構造と変遷の検討を試みた。

その結果、藤原京から平安京に至る変遷のなかで、小規模宅地班給の基準が時代を経るにしたがい小規模化すること、四行八門地割に合う 1/32 町宅地は平城京でも確認できるが、それはあくまでも 1/16 町宅地を半分にしたものと理解できることを指摘した。また、平城京と平安京では、小径のありかたに違いが認められることから、平城京の 1/32 町宅地における四行八門地割をもとに、平安京では条坊の施工方法の変更にあわせて均等化した 1/32 町宅地を成立させ、四行八門制を確立したと考えられる。これは、単なる地割の問題だけではなく、律令政府が中下級官人や一般京戸を掌握することを目的とした施策の経緯が反映していると考えられる。



しかし、一方で発掘調査成果から四行八門図にあるような宅地割が画一的におこなわれたわけではなかったことも明らかとなった。実際には四行八門地割に則って1町内に1/32町宅地を32区画確保する例は、現在のところみつかっておらず、たとえば1町内に1/32町と1/16町と1/2町などさまざまな規模の宅地が造営されたのが大多数であったと考えられる。そして、出入口の場所を確保するため、小径を東西方向や、中軸ではない場所に設定した。平安京では、四行八門地割がほぼ遵守されたようであるが、小径の施工は各町の実態にあわせたものとなっている。

そこには、律令政府による人的統治の実態が反映していると理解できるのではないだろうか。

## 第9章 中小規模宅地の居住施設<sup>55)</sup>と居住形態

前章では、小規模宅地を班給する際の基準の最小単位や宅地割の方法、四行八門制と小径の実態と変遷について明らかにしたが、本章ではより具体的な居住実態を明らかにするため、中小規模宅地における居住施設の構造と構成および、居住人数とその変遷について注目したい。

### 第1節 先行研究と本章の視点

本章にかかわる中小規模宅地の居住施設と居住形態の先行研究をまとめておきたい。まず、考古学からは、継続的に進められてきた平城京の発掘調査成果をもとに、以下の点が明らかにされている。

小径（坪・町内道路）、溝、塀により1坪（町）を細分し、1/16町や1/32町といった小規模宅地を形成する。このような小規模宅地では建物2～3棟と井戸1基をセットとする場合が多く、畿内の集落と類似する。

このような指摘は、すでに1980年代後半にされているが（町田1986A、1986B、1991）、発掘調査成果が蓄積された現在でも受用することができる（館野2001、森下2010、渡辺晃2010、馬場2010、近江2015）。しかし、このような研究は発掘調査が進んでいる平城京を中心におこなわれており、藤原京・長岡京・平安京における小規模宅地の具体的な検討や、各都城間における変遷などについては活発な議論がされているとはいえない<sup>56)</sup>。

一方、文献史学からは、橋本義則が「家屋資財請返解案」『唐招提寺文書』天之巻第一号文書と「月借錢解」『正倉院文書』をとりあげ、平城京の宅地には1/32町や1/64町といった小規模な宅地があり、敷地内には板葺の建物が少なくとも2～3棟建てられていたことなどを明らかにした（橋本義則1986、1987）。

小規模宅地では2～3棟の建物を配するといった点で発掘調査成果と文献史料が一致しており、一般的理解となっている。ただし、その建物群が、どのように使われたのか、居住施設として利用されたのが何棟だったのか等、課題は残る。

一方、小規模宅地に居住したとみられる下級官人や一般京戸の居住形態については、文献史学からいくつかの重要な指摘がされている。

北村優季は、下級官人をも含めて京戸の多くは農業経営から離脱することなく在地との深いつながりを持ち続けており、20～30人程度の戸口全体が京に住んだのではなく、その一部の単婚家族のみが京に留まり、残りの戸口は京外に住居を構えたというのが京戸の一般的な在り方であった、と指摘する（北村1984）。小規模宅地における居住形態や、京外の集落との密接な関係についての重要な指摘である。

また、鬼頭清明は小規模宅地の居住人数について、竪穴建物の居住人数をもとに以下の数式によって推計を試みた（鬼頭 1994）。

居住人数＝住居平面積（㎡）÷3－1（マイナス1は移動式カマドの面積）

そして鬼頭は平城京左京八条三坊九坪や左京九条三坊十坪の発掘調査成果をもとに以下の2つの説を提示した。

①居住施設を2棟とみて、その面積が合計約46～48㎡であることから小規模宅地には14人強が居住した。この人数は「右京計帳」から推計した房戸の人口11人をやや上回り、郷戸の平均16.4人を下回る。

②居住施設を1棟とみて、小規模宅地には約7人が居住したとみる。この人数は『日本三代実録』貞観13年（871）閏8月11日条に平安京の水害にあった家の人口が平均6.2人であったこと（村井1973）に近似する。

小規模宅地の居住人数を推定する一定の基準として具体的数値をもって説明した点は非常に重要な研究といえる。いずれの説をとるかは、居住施設の特정이重要な課題である。

小規模宅地の変遷については、10世紀後半以降に成立する町屋<sup>57)</sup>の構造と成立過程が居住施設と居住形態を理解するうえで重要な視点である。

町屋は道に面して建てられる住宅様式であるが、その成立が『年中行事絵巻』などにみられる長屋型なのか、隣地とは区切られている独立型なのか議論がある<sup>58)</sup>。発掘調査では長屋型がみつかっておらず、すべて独立型であること（南2007）から、発掘調査成果や絵画資料、文献史料などからいかに整合性のある結論を導くかが課題である。

以上の先行研究をふまえ、本章では次の4点に注目し、検討したい。

- ①小規模宅地における居住施設の数とその比定。
- ②小規模宅地の居住人数と居住形態。
- ③日本古代都城における小規模宅地の変遷。
- ④律令国家による小規模宅地の掌握過程。

## 第2節 小規模宅地における居住施設

### （1）文献史料からみた居住施設

平城京における宅地内の建物構成を知ることができる「家屋資財請返解案」『唐招提寺文書』、平安京の中・小規模宅地について知ることができる「七条令解」『東寺百合文書』と「三条令解」『朝野群載』をとりあげる。「家屋資財請返解案」については、橋本義則による詳細な研究があり（橋本義則1987）、本稿では橋本説に依って検討していきたい。

史料 1 『唐招提寺文書』「家屋資財請返解案」

解 申依父母家并資財奪取請□事

某姓ム甲 左京七條一坊 外従五位下ム甲

合家肆区 一区无物 □在左京七一坊

壹区 板倉參字 二字 稻積満 一字 雜物積  
檜皮葺板敷屋一□ 板屋一字物在 並父所□

草葺厨屋一字  
板屋三字 並在雜物□

在右京七條三坊 壹区 板屋二字 □  
草葺□敷東屋一字 家

在右京七條三坊 壹区 草葺板倉  
板屋一□ 所□

草葺屋一字  
板屋三字 並空 釜一口 馬三隻  
船三隻 □□□国□

上件貳家父母共相成家者

(以下略)

「某姓ム甲」の父が天平宝字年間（757年～765年）に亡くなり、その遺産を亡父の妹3人が奪ったため、某姓ム甲が京職に訴えたとする書札礼である。居住者とされる某姓ム甲が外従五位下であることから、奈良時代の中級官人の宅地を知ることができる史料である。この文書にみられる宅地は、平城京左京七条一坊に1箇所、平城京右京七条三坊に2箇所、大和国（京外）に1箇所の合計4箇所あり、このうち右京七条三坊の宅地で建物構成がわかる。

右京七条三坊のうち1箇所には、檜皮葺板敷屋1字、板屋4字、草葺厨屋1字、板倉3字の合計9棟の建物がみられる。居住施設とは別に厨が建てられたことがわかる。また、3棟の板倉のうち2棟には「稻」が、もう1棟には「雜物」が収められている。少なくとも厨と板倉の4棟は居住施設ではない。

檜皮葺板敷屋は、最も格式が高く、床張りで当該宅地の主屋と考えられる。天皇の居住空間である内裏や寺院の僧房などで床張りの建物が多くみられることなどから、床張りの建物は居住施設に多用された<sup>59)</sup>。したがって、この宅地では檜皮葺板敷屋が主屋であり、居住施設であった可能性が高い。そのほか板屋が4棟あるが、そのうち1棟には「物」、3棟には「雜物」がある。この4棟が倉庫（屋）として利用されていたのか、居住施設として利用されたのかは判然としないが、檜皮葺板敷屋との対比や「物」が収められていることから、居住施設ではない可能性が高いと考えておきたい。

右京七条三坊のもう1箇所の宅地には草葺板敷東屋1字、板屋2字、板倉がある。草葺板敷東屋<sup>60)</sup>が主屋であり、倉を含む付属屋で構成されている。板敷（床張り）の主屋が居住施設と考えられるが、厨の記述はなく、2棟ある板屋の性格も不明である。

史料2 『東寺百合文書』「七条令解」

七条令解 申<sub>二</sub>立売買家券文<sub>一</sub>事

合壹区地肆戸主 在一坊十五町西一行北四五六七門

立物

三間檜葺板敷屋壹宇 在庇四面并又庇西北、又在小庇南  
面、戸五具、大二具、小三具、

五間板屋貳宇 在一字庇南西面、在一字庇西面、  
戸各有壹具、

中門壹處

門貳處 大  
小

(以下略)

延喜12年(912)7月17日の土地売券である<sup>61)</sup>。平安京左京七条一坊十五町に4戸主(1/8町)の宅地があり、散位正六位上の山背忌寸大海当氏が居住していた。この宅地には三間四面で北と西に孫廂、南に小廂がつく檜皮葺板敷屋が1棟、桁行身舎5間で梁行身舎2間の南と西に廂がつく板屋1棟、桁行身舎5間で梁行身舎2間の西に廂がつく板屋1棟、中門1棟、門2棟の合計6棟があった。檜皮葺の建物が主屋で、板敷であることから居住施設とみられる。厨や倉庫の記述がなく、板屋2棟が付属屋とみられるが、具体的な性格は不明である。

史料3 『朝野群載』「三条令解」

三条令解 申<sub>二</sub>立売買家地券文<sub>一</sub>事

合地捌戸主 在左京三條四坊四町西一行

三間檜皮葺屋壹宇 三間車宿壹宇 門屋壹宇

(以下略)

応和元年(961)8月15日の土地売券である(黒板・国史大系編修会1999A)。平安京左京三条四坊四町に所在する8戸主(1/4町)とみられる宅地である。この宅地は、天慶8年(945)に前上野介藤原尚範の娘から海恵奴子(太政大臣藤原忠平家の家司である海延根の未亡人)へわたり、さらに応和元年に藤原貴子(参議宮内卿藤原守義の娘)へ売却された。この宅地には、三間檜皮葺屋1棟、三間車宿1棟、門屋1棟があった。8戸主だが、前述した七条令解の4戸主よりも建物の数は少ない。

居住施設に比定できる建物は三間檜皮葺1棟で、「廂」の記載もないことから桁行3間、梁行2間の無廂建物と考えられる。厨や倉庫(屋)の記述がなく、三間檜皮葺屋が居住施設でありながら、それらの機能も担っていた可能性がある。

文献史料から推定される居住施設「家屋資財請返解案」は宅地の規模が明らかではなく、中規模宅地の状況を示している可能性があることや、「三条令解」は1/4町の中規模宅地



であることから、これらの史料から小規模宅地の状況を直接的に知ることはできない。しかし、宅地内における建物の構造や構成などは小規模宅地の例である「七条令解」とも共通するところが少なからずあり参考になる。

すなわち、主屋は廂付や檜皮葺、寄棟造りといった格の高い建物で、付属屋とは明確に区別されていた。また、「家屋資財請返解案」や「七条令解」には「板敷」の記述があることから、主屋には床張りの場合があったことがわかる。床張りの建物は居住に適した構造であることを勘案すると、主屋が居住施設と考えることができるのではないだろうか。文献史料に床張りの建物が2棟以上ある例がないことや建物の機能が明確に分けられていることなどから、居住施設は主屋1棟で、付属屋はそれを支える厨や倉庫であった蓋然性が高いといえる。

## (2) 発掘調査成果からみた居住施設

小規模宅地の顕著な発掘事例である、平城京左京九条三坊十坪、平城京左京八条三坊九坪、平安京右京七条一坊十四町をとりあげ、小規模宅地の建物構成と居住施設について検討する。なお、ここでとりあげるのは、溝や塀により明確に1/8町や1/16町を区画するものとする。

平城京左京九条三坊十坪 IからV期の5時期にわたる遺構群が検出されている(奈良国立文化財研究所編1986A)。敷地中央を南北に堀河が流れ、宅地を東西に2分する。その東半で発掘調査がおこなわれており、小径や区画溝、掘立柱塀によって細分された8世紀中頃以降の小規模宅地が検出されている(図34)。当該報告書では、I期(8世紀前半)で部分的に掘立柱塀が検出されており、その位置がII期(8世紀中頃)にみられる1/16町を区画する溝とほぼ同位置であることから1/16町宅地がI期まで遡る可能性を指摘する。しかし、明確な区画施設により1/16町を構成するのはII期以降であるため、I期の遺構群は分析の対象外とする。

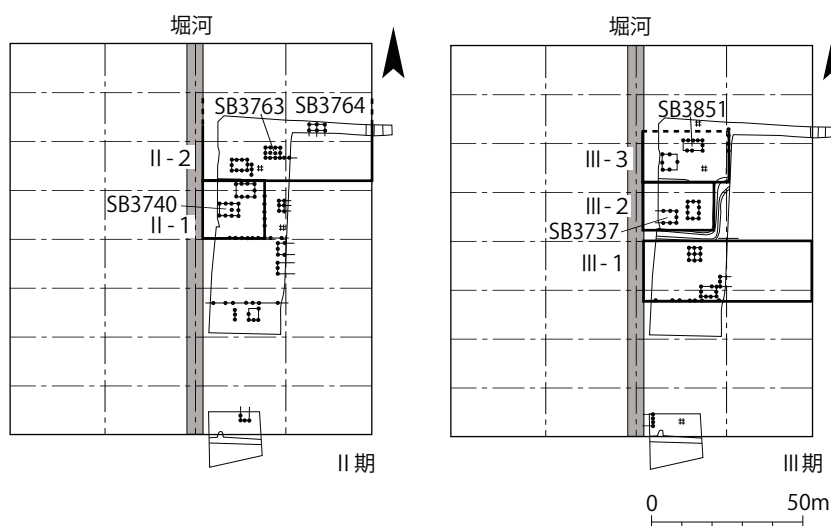


図34 平城京左京九条三坊十坪(S=1/2,500)

Ⅱ期（8世紀中頃）では、Ⅱ-1（1/32町）とⅡ-2（1/16町以上）の宅地がみられる。Ⅱ-1では掘立柱建物が2棟検出されており、そのうち敷地中央に配されるSB3740には床束がある。Ⅱ-2では掘立柱建物が3棟検出されており、そのうちSB3763は床束のある建物、SB3764は総柱建物（倉庫）である。前述したように、床張りの建物は居住施設に適していると理解するとⅡ-1、Ⅱ-2では数棟ある建物のうち床張りの建物は1棟のみで、それが居住施設の可能性が高い。

Ⅲ期（8世紀後半）では、クランク状にまがる小径と区画溝、掘立柱塀によって1/16町宅地が1区画と1/32町宅地が2区画検出されている。1/16町であるⅢ-1では掘立柱建物が3棟あり、そのうち1棟は総柱建物（倉庫）である。1/32町であるⅢ-2・Ⅲ-3には掘立柱建物が2棟あり、Ⅲ-3には井戸がともなう。Ⅲ期の遺構群は、建物配置などからⅡ期の宅地割を踏襲し、建物の建て替えをおこなう。SB3737やSB3851は床束が検出されていないが、ともに桁行4間以上と規模が大きいことから主屋と判断できる。

以上のように、平城京左京九条三坊十坪の小規模宅地では1棟の主屋（居住施設）と数棟の付属屋により構成されていたと考えられる。

平城京左京八条三坊九坪 敷地中央を南北に堀河が流れ、宅地を2分する。4時期（Ⅰ～Ⅳ期）の変遷があり、当該報告書ではⅠ期（8世紀前半）には1/8町と3/16町があることから、すでに1/16町を基準とした宅地割が存在した可能性を指摘する<sup>62)</sup>（奈良国立文化財研究所1976）。ただし、3/16町が1坪を東西2分割、南北8分割し、そのうち3区画を占地したとするほど精密な区画割りではない。1/8町の北を画するSD1258は南北4分割ラインより北に位置し、厳密に言えば1/8町より若干大きい宅地となる。また、3/16町の北を画するSD1310も南北8分割ラインより北に位置する。したがって、平城京左京八条三坊九坪Ⅰ期東半は、1/16町を基準にした宅地割ではなかったと考えられる。ここでは小規模宅地が顕著であるⅡ期（8世紀中頃）とⅢ期（8世紀後半）をとりあげる。

Ⅱ期は1/8町が1区画（Ⅱ-1）、1/16町が3区画（Ⅱ-2～4）検出されている（図

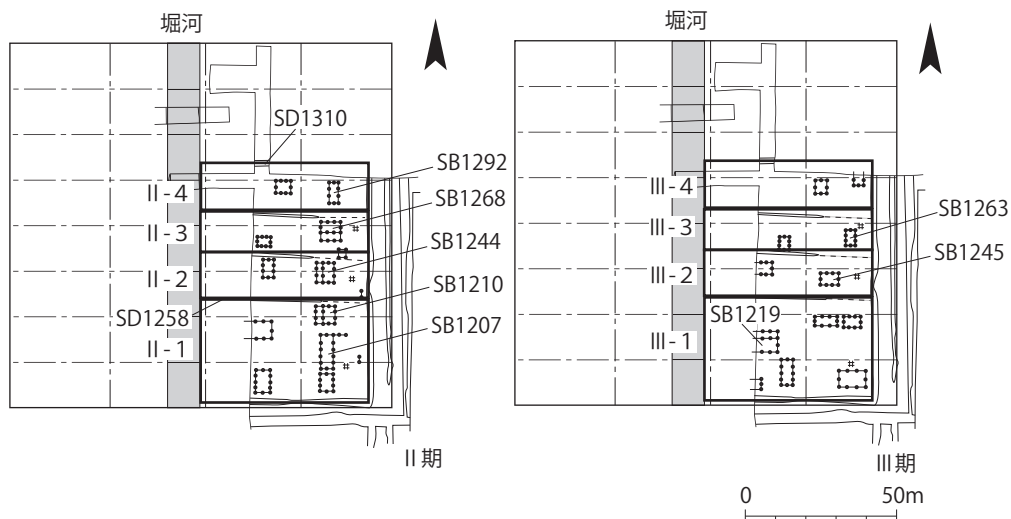


図35 平城京左京八条三坊九坪(S=1/2,500)

35)。Ⅱ－1は建物5棟と井戸1基で構成され、敷地北東部にあるSB1210が廂付建物であることから主屋とみられる。その南には桁行5間の南北棟SB1207を配するが、北側柱筋に接続し東にのびる塀がある。SB1207の東には井戸を配することから、主屋であるSB1210とは別空間を構成しており、SB1207一角は厨の可能性はある。

また、この宅地の西半には、2棟の掘立柱建物が検出されているが、一部が発掘調査区外であり全容が明らかではなく居住施設であったのか明らかではない。

Ⅱ－2は2棟の建物と井戸1基、Ⅱ－3は3棟の建物と井戸1基、Ⅱ－4は2棟の建物で構成される。それぞれSB1244、1268、1292が建物の規模が大きいことや廂付建物であることから主屋とみられる。

Ⅲ期はⅡ期の宅地割を踏襲しつつ、建物建て替えた時期である。1/8町のⅢ－1は建物6棟と井戸1基で構成され、主屋は東西棟で廂付建物のSB1219である。宅地南東部には井戸と掘立柱建物1棟を検出しており、厨であった可能性が高いが、その他に検出している建物の性格は明らかでない。1/16町のⅢ－2とⅢ－3は建物2棟と井戸1基で、Ⅱ期のSB1244とSB1268を踏襲したとすれば、主屋はⅢ－2がSB1245、Ⅲ－3がSB1263とみられる。1/16町のⅢ－4は建物2棟がみついているが、主屋は不明である。

平城京左京八条三坊九坪では1/8町で5～6棟、1/16町で2～3棟の建物と井戸で構成される。主屋と付属屋が建物規模や建物構造から明確に分けられる。主屋で床束が検出されている例はないが、主屋1棟と付属屋が数棟といった構成は左京九条三坊十坪の例と共通する。

平安京右京七条一坊十四町 掘立柱塀や区画溝で囲繞された小規模宅地が3時期（Ⅰ～Ⅲ期）検出されている（財団法人京都市埋蔵文化財研究所1999）（図36）。Ⅰ期（9世紀中頃）は1/8町と考えられる3つの宅地が復元できる。東一行北五～八門を占める1/8町宅地（Ⅰ－1）、東二行北

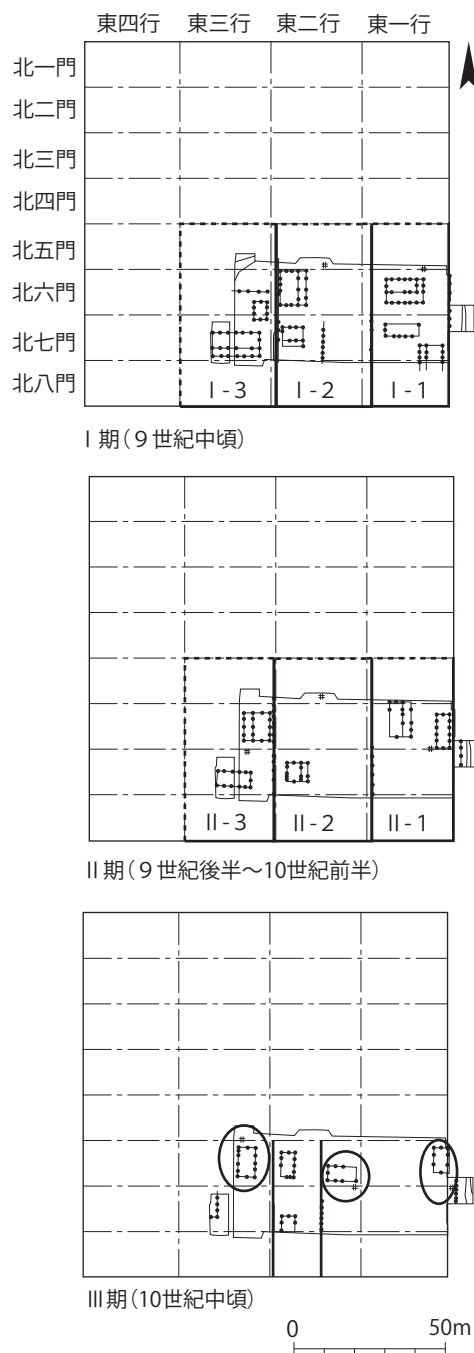


図36 平安京右京七条一坊十四町 (S=1/2,500)

五～八門を占める 1/8 町宅地（Ⅰ－２）、東三行北五～八門を占める 1/8 町宅地（Ⅰ－３）があり、その宅地割はⅡ期（９世紀後半～１０世紀前半）に踏襲される。Ⅲ期（１０世紀中頃）になると、溝や掘立柱塀による区画は希薄になるが、建物と井戸がセットになって検出されている。

Ⅰ期・Ⅱ期は 1/8 町とみられる宅地に建物 2～3 棟と井戸がセットで検出されている。どの宅地も 1 棟は廂付建物であることや、他の建物よりも規模が大きいことなどから主屋を比定でき、その他の付属屋とは明確に区別できる。

Ⅲ期には井戸 1 基と建物 1～2 棟が 1 つの単位となる。建物の数がⅠ・Ⅱ期に比べて減ることや主屋と付属屋の区別が不明瞭となることなどから、Ⅲ期になると主屋と付属屋の建物機能が統合された可能性がある。１０世紀後半に成立する町屋は、1 棟の建物内部を土間と床張りに分け、作業場や寝所、厨などの機能を有していたと考えられている（高橋 2001）。平安京右京七条一坊十四町Ⅲ期は土間と床張りが 1 棟の建物で検出できていないが、建物機能が統合され、1 棟の建物が複数の機能を有していた可能性があり、町屋の先駆的な事例といえるかもしれない。

発掘成果から推定される居住施設 以上のように、未調査地における建物の有無など、今後の課題も残されているが、８世紀～９世紀の小規模宅地は 1 棟の主屋と数棟の付属屋で構成される場合が多いことが指摘できる。このような事例は平城京右京八条一坊十三・十四坪や平安京右京二条三坊一町でもみられ、少なくとも 8 世紀～9 世紀の小規模宅地で一般的であったと考えられる。

小規模宅地の居住施設が複数棟あったと想定した場合、それぞれの建物で居住する人々の関係や家族構成と居住形態の問題、廂や床構造による建物構造の違いと機能の関係、厨や倉庫など付属屋の比定など、クリアしなければならないことが多い。むしろ、宅地内の主屋 1 棟を居住施設ととらえ、その他の付属屋を厨や倉庫と考えたほうが前述した文献史料とも符合し、理解しやすい。

### 第 3 節 小規模宅地の居住人数

前節では文献史料や発掘調査成果から小規模宅地における居住施設が主屋 1 棟の可能性が高いと考えたが、そこに居住した人数を考えてみたい。まず、前述した鬼頭による建物面積から居住人数を求める数式をもとに検討したい。

1/16 町以下の小規模宅地における居住施設の面積をみると、平城京左京九条三坊十坪はⅡ－１の主屋 SB3740 が 24.6 m<sup>2</sup>、Ⅱ－２の主屋 SB3763 が 14.4 m<sup>2</sup>、Ⅲ－１の主屋 SB3737 が 19.4 m<sup>2</sup>以上、Ⅲ－２の主屋 SB3851 が 19.8 m<sup>2</sup>となる。平城京左京八条三坊九坪では、Ⅱ－３の SB1268 が 21.4 m<sup>2</sup>（身舎のみ）、Ⅱ－２の SB1244 が 20.5 m<sup>2</sup>（身舎のみ）となる。

鬼頭の数式によると 5～8 人が小規模宅地の居住人数となる。

文献史料からわかる休暇願の理由になっている親族には妻子が比較的多いことや、下級官人である写経生の収入から5人家族が養えるほどの収入であることが指摘されている(馬場 2010)。また、『続日本紀』天平勝宝5年(753)9月壬寅条から、難波京西郊の盧舎1区の推定人口が5人と推定できることや、『日本三代実録』貞観13年(871)閏8月11日の記述にある水害にあった家の人口の平均が6.2人であることなどを勘案すると、小規模宅地の居住人数は、5～8人程度であったと考えられよう。

一方、平安京右京七条一坊十四町における1/8町宅地の場合をみると、居住施設と推定した建物は、平均面積が約54.8㎡(身舎のみ)と規模が大きい。なかには桁行5間以上の廂付建物も存在する。また、平城京左京八条三坊九坪I期における1/8町の宅地でも、主屋であるSB1190は北廂付の建物で面積は63.6㎡(身舎のみ)である。

したがって、1/16～1/32町と1/8町では主屋の規模に差があったと考えられる。この差は、主屋における居住人数や居住形態のちがいであると考えられるが、今後の課題である。

#### 第4節 小規模宅地の変遷

##### (1) 宅地の細分化(図37)

本節では各都城の小規模宅地の居住形態を比較検討し、その構造から1～3期に分けて変遷をみていきたい。

1期 7世紀末から8世紀前半が該当する(藤原京から平城京前半)。

藤原京の小規模宅地は、右京北五条十坊西南坪(土橋遺跡)で検出されている1/8町が最小である。1坪を細分する掘立柱塀や溝は顕著ではなく奈良時代後半の平城京や平安京

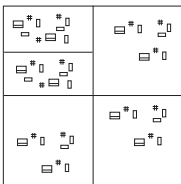
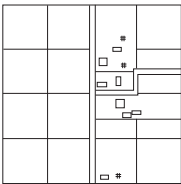
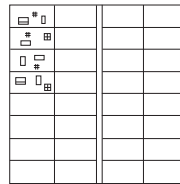
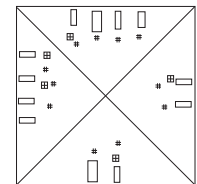
	1期	2期	3期	町屋
時期	藤原京～平城京前半 (7世紀末～8世紀前半)	平城京後半～長岡京 (8世紀中頃～後半)	平安京前半 (8世紀末～10世紀中頃)	平安時代中頃～ (10世紀後半～)
小径	1町に1～2本	1町に複数	1町に1～2本	
班給	「戸」に班給	「戸」に班給されたものを相続・伝領・売買	「家」ごとに班給	
小規模宅地の班給単位	1/8町が最小	1/16町	1/32町 (四行八門制)	
宅地割りの概念				

図37 小規模宅地の変遷模式図



のように小規模宅地を抽出することは難しい<sup>63)</sup>。

右京北五条十坊西南坪（土橋遺跡）では区画溝で区切られた1/4町宅地と1/8町宅地がみついている。1/8町宅地は、発掘調査範囲が部分的であるため、掘立柱建物1棟と井戸1基を検出したのみである。

藤原京右京四条六坊北東坪（四条遺跡）では小径や区画溝はないが、1～3棟の掘立柱建物と井戸1基がセットで検出されて



図38 藤原京右京四条六坊北東坪(S=1/2,500)

おり、その間を目隠堀で区画する（奈良県立橿原考古学研究所 1995、1998、2005、2006）（図38）。

小径や区画溝によって1坪を細分するのは、平城京左京九条三坊十坪や平城京左京八条三坊六坪の事例から8世紀中頃以降で、8世紀前半までは藤原京右京四条六坊北東坪（四条遺跡）のように建物数棟と井戸1基の小グループで構成される<sup>64)</sup>。

前述した『日本書紀』持統5年（691）12月乙巳条には勤（六位）以下は「戸」に対して宅地を班給していることがわかる。「戸」は上戸、中戸、下戸に分けられており、下戸であっても1/4町が班給される規定となっている。したがって、宅地班給は「戸」に対して1/4町以上の比較的大きな単位を対象としておこなわれ、その中で実際の消費単位でままとまっていたと考えられるのではないだろうか。

田中琢はこのような小規模宅地の実態について、単婚家族がいくつか集まった1戸（籍帳でいう一戸で9～28人、平均16.4人）に対して宅地班給がおこなわれ、その中で生活実態に応じた居住空間が分割・成立し、奈良時代後半の1/32や1/64町宅地が営まれた可能性を指摘する（田中1984）。また、寺崎保広は平城京の小規模宅地について「遷都当初、造平城京司によって班給が行われたが、それは官人個人を対象として、その時点での位階を基準とするといったものではなく、氏ないし家を単位として一定の範囲が確保され、厳密に京内すべてを配分するという方法はとらなかったのではなかろうか。」とする（寺崎1995）。

1期では、掘立柱建物数棟と井戸1基の小単位である「家」が集合した「戸」に対して宅地班給をおこなったため、1/16町や1/32町宅地が顕著ではないと考えられる。

2期 8世紀中頃から後半が該当する（平城京後半から長岡京）。

8世紀中頃の平城京では1/16町や1/32町といった小規模宅地が成立する。「月借錢解」にみられるように平城京で1/16町の1/2、1/4といった表現がみられることから（橋本義則1986）、1/16町を小規模宅地の基準としており、更に細分した事例もある。この1/16町や1/32町宅地は建物数棟と井戸1基といった小単位である「家」を小径や掘立柱堀、

区画溝によって圍繞・区画しており、藤原京よりも「家」の独立性・自立性が高くなったといえる。

ただし、平城京の小規模宅地は、小径が比較的自由に通されていることや、四行八門地割にあわない地割がみられることなどから、制度としての四行八門制は認められず、平安京のように小規模宅地を均等に割り付け、1/32 町を 1 戸主として支配する制度は未だ整備されていない状況であった。

長岡京の小規模宅地については、不明な点が多いが、「六条令解」『古棹堂文庫文書』（『平安遺文』 4）に長岡京右京六条三坊の宅地長（東西）15 丈、廣（南北）10 丈とあることから四行八門地割に則っていない（西山 2012A）。ただし、小径は 1 町を細分せず東西もしくは南北中軸に 1 本通す例が顕著であり、平城京よりも平安京に近い様相を示す（第 8 章）。

3 期 8 世紀末から 10 世紀中頃（平安京前半から中頃）が該当する。

平安京では 1/32 町を 1 戸主とし、宅地班給の最小単位とすることが文献史料からわかる。平城京では導入されなかった四行八門制が平安京で導入され<sup>65)</sup>、より整然とした小規模宅地が営まれた。平安京の条坊街区は 1 町が 40 丈四方で統一され、宅地を均等に割り付けることに重点がおかれた。小規模宅地も同様に、南北 5 丈、東西 10 丈の 1/32 町を均等に割り付ける制度が平安京で成立した。四行八門制や戸主制は律令国家が画一的な地割により下級官人や京戸を京に集住させ、掌握することを意図した施策と考えられる。このようなシステムが整備された背景には 2 期にみられた小規模宅地の独立性・自立性がさらに進んだことを反映しているのだろう。平安時代初頭に京貫が増えることが指摘されており（鬼頭 1983）京内における小規模宅地の独立性が高くなることは京戸の京外に対する依存度が低下するといった都城における居住形態の変化を示している可能性がある。

## （2）町屋の成立と小規模宅地

平安時代に四行八門制が成立したことで、小規模宅地にまで律令国家による支配の制度化をはたしたことから、一定の到達点に達したといえる。

その後の小規模宅地は、10 世紀後半に町屋が成立し、中世以降の住宅へとつながるものと考えられる。町屋の特徴としては、①道路に面して建物を建てる。②居住空間と厨などを 1 つの建物に集約する。③土間（通り庭）と床張を併用する。④倉や井戸等を宅地の裏側へ配することなどが挙げられる。そして、その成立過程については前述したように長屋説と独立説がある。

野口徹は、『年中行事絵巻』にみられる軒を連ねた町屋の成立が、築垣の変容と消滅にあわせて、道路に面した部分に集住の目的をもった供給型住居が建てられたことによるものとする。その供給型住居は、8 世紀から 10 世紀にみられる官衙町の下級官人住宅や寺院の僧房に起源があるとみる。つまり、桁行の長い長屋型の建物を道路に面して建て、2～3 間ごとに区切り、それぞれを 1 つの宅地とするのが当初の町屋だとする（野口

1988)。

一方、高橋康夫は『年中行事絵巻』に描かれている町屋は、いずれも独立型の家屋であるとす。その成立過程の事例として、平安京右京八条二坊二町の発掘調査成果をとりあげ、屋敷型から町屋型への過渡的な姿とみる(高橋 2001)。また、町屋の特徴として、土間と床張りが1棟の中で分かれており、土間の多くは通り庭となつて、表から裏へ抜けるようになっていること、出入口に門を構える場合があること、裏庭に井戸を配することなどを挙げる。

本章では、8世紀の小規模宅地が、主屋1棟と付属屋数棟で構成していることを明らかにした。そういった数棟の建物群で構成される小規模宅地から、町屋への変遷過程において、建物機能の統合がおこなわれたと考えられる。

高橋が指摘するように『年中行事絵巻』にみられる町屋は、床張りと土間を併用しているとみられる。平城京でみられる床張りの主屋(居住施設)と土間の付属屋が統合された結果、床張りと土間を併用した建物が成立すると考えられるのではないだろうか。京内ではないが、斎衡2年(855)の文書である『秦永成家地相博券文(根岸文書)』に「在物五間板屋参宇之中 二字各板敷二間」とあり、桁行5間のうち2間分が床張りで3間分は土間とする<sup>66)</sup>。町屋のように長軸で土間と床張りを分けるわけではないが、土間と床張りを併用する建物の事例である。建物機能の統合が町屋成立の一因と考えると、成立期の町屋は独立型であった可能性が高い。

平安京右京七条二坊十二町の発掘調査では、10世紀中頃以降、野寺小路に面して建ち並ぶ3棟の東西棟建物がみつまっている(図39)。これらの建物は4×3間や4×2間の妻入りの建物であるが、側柱内にも東西方向に並ぶ柱穴列があることから、1棟の建物で

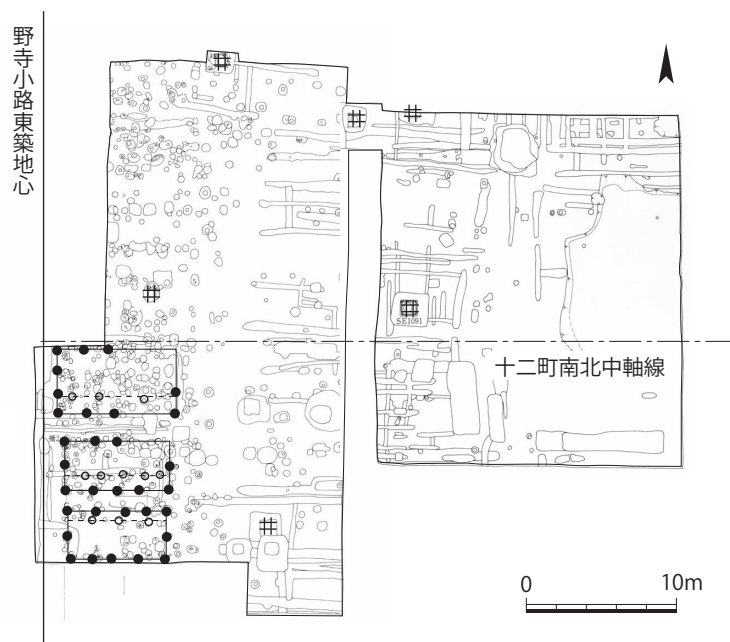


図39 平安京右京七条二坊十二町(S=1/500)

通り庭的な土間と床張りが併用された可能性が指摘されている（南 2007）。また、この宅地では建物の裏手に一定間隔をおいて井戸が配されており、町屋の先駆的な例といえよう。

これまでの平安京における発掘調査では、道に面して連続する長屋型の町屋は検出されていない。一方、梁行を道路に面する、奥行き長い建物が独立して建つ例が平安京右京六条一坊五町（財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1992）などで確認されている（図 40）。四行八門地割にとらわれず、宅地の境界を溝や塀で区画し、独立した構造をとるものが、10 世紀後半に成立した町屋と考えられる。

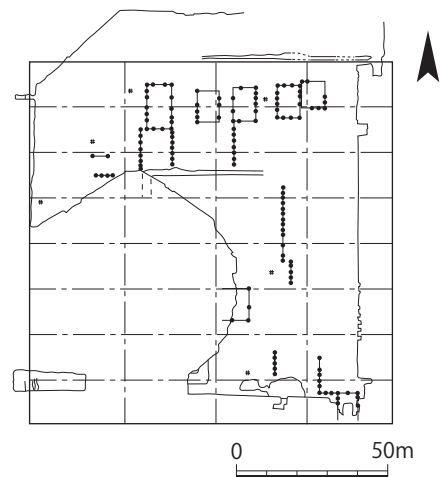


図40 平安京右京六条一坊五町  
(S=1/2,500)

### (3) 律令国家による小規模宅地の掌握過程

古代都城の宅地は、原則的には律令国家から居住者の位階に応じて班給されるものである。ただし、第 2 章でも指摘したように、少なくとも大規模宅地は、一度班給された宅地は一定のルールを守れば比較的自由に運用することができたものと考えられる。土地の売買などにかかわる史料の存在から中・小規模宅地でも同様であったとするならば、本章で明らかにしてきた小規模宅地の変遷についても理解しやすい。すなわち、1 期では「家」が集合した「戸」に対し宅地を班給したが、平城京において相続や売買を繰り返すことで「家」の独立性・自立性が増し、1/16 町などの小区画が顕在化してくる。

長岡京の小規模宅地は明確ではないが、平安京へ遷都する際（3 期）に、顕在化していた「家」に対して宅地を班給することや四行八門制や戸主制の成立という形で小規模宅地の整備がおこなわれたと理解できるのではないだろうか。

平安京では大量の下級官人による左右京へ移貫される記事がみられる<sup>67)</sup>。平安京の小規模宅地が平城京よりも整備された状況であることは、下級官人や京戸が京内である程度完結した生活を送れるようになったことを示す可能性がある。

このような小規模宅地の変遷は、宅地の構造と居住形態の変化が密接にかかわっており、都城における下級官人や一般京戸の生活実態、律令国家がいかにして都城居住者を統治したのか、その一端を示しているものと考えられる。

## 第 5 節 小結

本章では、平城京や平安京における限定的な事例からの分析となったが、これらの事例がどれだけ一般化できるのかは、今後、発掘調査の進展を待って再検討する必要がある。

また、本章で示した小規模宅地における建物構成や、そこに居住した人数および居住形態などについては、既往研究の成果を後付けた部分が多いが、そうしたなかでも居住施設

の特定や小規模宅地の変遷については、一定の見解を示すことができた。

小規模宅地の主屋は床張りの場合があることから居住施設と判断したが、発掘調査の性格上、遺構面の削平などにより側柱より簡易な床束は検出されにくく、床張りであった事を明らかにすることは容易ではない。宅地内の建物配置や建物構造などから総合的に居住施設を特定する作業が必須となるが、この点についても資料の増加が望まれるところであろう。

小規模宅地が班給された後、伝領や相続などがおこなわれたのか、「家」や「戸」がどのような集団であり、消費活動の実態の把握など小規模宅地に居住したとみられる下級官人や一般京戸のより実態に則した点については十分検討ができなかった。今後の課題である。



## 終章 おわりに

本稿では、日本古代都城の宅地の実態と変遷を検討してきた。さいごに、本稿で明らかにしたことを、①都城宅地の変遷、②古代都市と都城の宅地、③律令国家と都城の宅地、からまとめ、本研究の意義と今後の課題について記しておきたい。

**都城宅地の変遷** 本稿では、7世紀後半から10世紀までの都城を分析対象として検討を進めてきた。都城と宅地の変化を大きく4期に区分してとらえることができる。

1期は、藤原京から平城京前半の時期である。条坊制が導入され一定の領域に官人などを集住させるといった都城の宅地が成立する。居住者の位階により敷地の面積に違いがあることや、宮に近いところに位の高い人々を、遠いところに位の低い人々を住ませることなど都城の宅地にかかわる基本的な構造は、この時期に成立し2期以降に継承される。また、1/8町以下の小規模宅地は顕著ではなく、数棟の掘立柱建物と井戸をひとつのセットとし、それを1/2町や1/4町敷地内に複数配置するのが一般的であった。

2期は、平城京後半から長岡京の時期である。律令制度が充実し、官人の増加により京内人口が増加することや小規模宅地の独立性が増すことにより1/16町や1/32町といった小規模宅地が顕著となる。また、大規模宅地が左京の北半に集中する傾向が顕著となる。2期は、平城京後半の2-1期と長岡京の2-2期に細分できる。2-1期には1町を小径などで細分する例が増加し、大規模宅地と小規模宅地の2極化が顕著となる。また、京内に諸司厨町などが整備される。2-2期には条坊施工方法の改善が進められ、道路幅にかかわらず1町を均等に割り付けることが試みられる。また、この時期に1町以上を占地する宅地の居住者が五位から三位に変更された可能性がある。

3期は、平安京前半から中頃の時期である。すべての町を400尺四方となるよう条坊の設定がおこなわれる。このことにより、小規模宅地の均一化が可能となり、四行八門制が成立する。また、大規模宅地では園池を造営することが志向され、宅地内部（主屋南面）の空間構成に変化がみられる。中小規模宅地との構造的な格差が大きくなり、三位以上の特権性がより明確になる。

宅地の分布については右京南半の地形的制約など平安京特有の部分もみられるが、左京と右京、京の南北での分布の違いなど京全体の都市構造については2期以前の特徴を踏襲する部分も多い。

4期は、平安京中頃以降である。10世紀以降、右京の衰退と左京の繁栄が進む。平安遷都から100年以上が経過し、平安京独自の都市構造への変化と理解できる。また、10世紀中頃から後半には大規模宅地では寝殿造り、小規模宅地では町屋が成立する。寝殿造りの成立には、園池の多用化や、建物群の利用形態をふまえた宅地の内部空間の変化が反映している可能性がある。また、町屋は条坊道路から直接アプローチすること、土間と床

張りを併用した建物へ変化することなど、7世紀後半以降受け継がれてきた地割りや建物構造に変化がみられ、都城の景観や宅地内の生活様式に変化があったとみられる。したがって10世紀中頃以降が大規模宅地、小規模宅地ともに大きな画期といえる。

古代都市と都城の宅地 本稿では都城の宅地を分析することで、「人々の集住」、「農村との対比（外部依存）」、「明確な領域」といった都市の条件に触れてきた。その結果、以下の点を明確にすることができた。

- ・都城が集住の場であることは既に明らかにされていたが、宅地を詳細に分析することで、その実態をより鮮明にできた。遷都や地形的条件に左右されるなかで、宅地の分布など旧京を踏襲する点が明らかとなり、官人集住の場という都市機能を存続させるといった律令国家の意図が読みとれる。
- ・大規模宅地を構成する建物や園池などは、視覚的に京外の農村とは異なる景観を創出していた。また、小規模宅地は時代が下がるにつれ独立性が増すことが明らかになった。
- ・各都城における宅地分布の分析から、マスタープランとしての京域に対して、実際に利用（宅地利用）された範囲とその変遷を明らかにすることができた。都市として機能した範囲や都市構造について、より鮮明になった。
- ・条坊道路と京内宅地は密接な関係があり、条坊道路の施工方法や大路・小路の違いが宅地に大きな影響を与えたことが明らかになった。宅地班給と条坊制がセットとなって機能し、官人支配と領域支配の基盤を成していたといえる。

本稿では「人々の集住」、「農村との対比（外部依存）」、「明確な領域」を、都市を理解するキーワードとしたが、都市構造の実態や変遷は、より幅広い都市像を構築する材料となる。都城の宅地研究が都市研究に果たす役割が広がったといえよう。

律令国家と都城の宅地 本稿では、律令官僚制の身分序列が都市計画や宅地の構造に反映していたことを明らかにした。特に以下の点が明確となった。

- ・文献史料の裏付け：文献史料に記されているように、宅地の規模、門を開く位置などに居住者の位階が反映していることが考古学的にも明らかとなった。
- ・宅地の分布：既往研究で宮に近いところに高位者の大規模宅地が、京の縁辺部に低位者の小規模宅地が分布する説に対し、近年の発掘調査成果をふまえ、律令官僚制の身分序列が都市計画に影響を与えていたことをより鮮明にした。また、右京と左京、二坊と三坊の宅地分布の差も明確にし、居住エリアによる身分序列の細分化が明らかになった。
- ・宅地の規模：宅地班給基準が明確ではない平城京や長岡京、平安京について検討し、1町を占地する階層が変化した可能性を指摘した。
- ・小規模宅地：時代が下がるほど小規模宅地の最小単位が細分化することを明らかにした。そして、平安京で四行八門制が成立したと理解できることから、律令国家によ

る官人統治が、より細部にまで及んだものと考えた。

- ・建物の構造と規模：これまで統計的な検討がおこなわれていなかったため、漠然と建物の構造や規模と居住者の位階を結びつけていた。本稿では資料が豊富な平城京をとりあげ具体的な数値により分析をおこない、大規模宅地と小規模宅地における建物の構造と規模の違いを明確にした。建物構造や規模から律令官僚制の身分序列を明確にする見解を示した。

律令国家の施策として、明文化された規制は限られたものと考えられるが、官人等による都市構造（景観）の維持、宅地の維持・継承、律令官僚制の存続と身分序列の明確化のためにとられた措置などが宅地の構造に現れていると考えられる。

各都城で宅地の分布や構造に差異もみられるが、それは立地によるところと、律令制の変遷によるところがあり、都城間の比較検討をおこなうことが都城研究で重要であることを再確認した。また、宅地内部の構造や空間構成については多様性が認められ、律令国家の統治が及んでいない部分も明確となった。

既往研究における本稿の位置付け 本稿は、近年の発掘調査成果をふまえた検討をおこない、各都城の特徴とその変遷を明らかにしたことに最大の意義がある。特に、宅地という都城を構成する主たる要素をとりあげ、律令国家による施策の具現化の実態を明らかにしたことは、今後の都城研究の発展に果たす役割は大きいと考える。

さらに、以下の点から先行研究の補強と新たな指摘をおこなったことで、都城研究に有益な方向性を示すことができた。

- ・これまで通史的な検討が活発におこなわれてこなかったが、本稿では藤原京から平安京までをとりあげ都城の宅地の変遷を理解することを意識した検討をおこなった。その結果、遷都に伴い刷新された点や、踏襲された点、各都城の特徴をより明確にし、4時期に分けて変遷を示すことができた。また、10世紀以降、寝殿造りや町屋などが成立する過程を都城の宅地の変遷から位置づけることができた。
- ・宅地を構成する各種遺構の集成をおこなったことで、今後、発見された遺構の位置づけを的確におこなうことが可能となった。

このような点は、今後の都城研究に資するところが大きく、現段階での都城宅地研究の到達点としての意義は大きい。

今後の課題 今後の課題として、以下の点を挙げておきたい。

- ・資料的制約：発掘調査が及んでいないところや資料的制約があるところについては言及できなかったところも少なくない。そこが考古学という研究分野の弱点であり、本稿でも克服できなかったところがある。今後、資料の増加による再検証も必要である。
- ・宮殿や官衙との関係：宮殿や官衙の構造は律令国家の施策を具体的に反映していると考えられ、本稿で明らかにした宅地の構造とあわせて検討し、歴史的な位置づけをおこなう必要がある。

- ・京内の居住形態：家政機関の形態については文献史料などから検討がされているが、考古学的検討はあまりおこなわれていない。また、小規模宅地の居住集団と京戸の関係、京外本拠地との関係とその変遷など、論じきれなかった部分が多い。

以上の点は、既往研究においても十分な検討が及んでいないところである。通史的検討をおこない律令国家の変遷に言及する視点や、統計的分析、遺構の特性とその分布の検討といった本稿での分析方法は上記の課題を明らかにするのに有効であると考え。論点がより多岐にわたることから、本稿では検討がおよばなかった。今後の課題としたい。

## 註

- 1 「都城」は中国の唐長安城に代表されるような君主の居住地とその周辺に広がる市街地を城壁で囲うものである。日本では城壁で圍繞することはないが、中国の影響を受けて藤原京以降、条坊制が施行される。日本の古代都城は、律令国家における政治、経済、文化の中心地である。そこには、律令国家の成立と変遷、統治にかかわる政治的意図などが他地域に比べ、より端的にあらわれていると考えられる。
- 2 律令官僚制について吉川真司は律令官人制と律令官司制の2つの要素から構成されたとする（吉川1998）。本稿では官人集団および官司機構の秩序だったシステムを律令官僚制、もしくは単純に律令制とする。
- 3 本稿で分析、検討対象とする主な都城は条坊制が導入される藤原京以降とする。ただし、藤原京における宅地分布や宅地内の構造については、その詳細を検討するだけの資料が十分とはいえないことから、単独で章を設け分析することはおこなわず、大規模宅地は第3章で、小規模宅地は第8・9章でとりあげることにする。

また、平安京においては10世紀後半から11世紀前半に政治や都市構造など様々な面から変化がみられる。本稿では律令制による宅地の様相を明らかにすることを重要な視点と位置付けるため、律令期から摂関期にいたる宅地の変化が顕在化する時期、つまり10世紀頃までを対象とする。
- 4 本稿では京内において、律令国家から居住のために班給された土地を「宅地」とする。宅地では、居住という機能だけでなく、政務や儀礼がおこなわれたとみられるが、本質的な機能が居住であることが官衙などとは異なる。
- 5 建物構造のひとつに土台建物がある。土台建物は、地面に土台あるいは土居、土居桁を組み、その上に柱を立てるなどして構築するものである。平安時代の絵巻『信貴山縁起絵巻』にみられ、古代でも採用されていたと考えられる。宅地内の空間構成や建物の使用形態などを考えるうえで、土台建物の存在は無視できないが、発掘調査では遺構面の削平などにより地面に痕跡を残さない場合が多く、また都城において土台建物の確認例がないことから、本稿では検討の対象外とする。
- 6 第5章では平城京の宅地でみついている建物規模の統計的な分析をおこなうが、抽出した宅地のなかでも建物全体を検出したものに限っている。これは、建物の一部しか検出されていない例も含めると、建物規模や建物構造の特徴を正確に見出すことができないと考えるからである。
- 7 第4章の平城京における門と条坊の分析には、門形式と大路・小路の関係が宅地と密接にかかわる可能性があることから、平城京の門の集成をおこなう。第7章の平安京園池の分析においては、平安京の旧地形や導水の方法などが課題となることから、平安京内の発掘調査でみついている園池を集成したうえで分析をおこなう。
- 8 本稿では行政実務や諸雑務を分掌した狭義の官衙を「曹司」、京内（宮外）に所在した官衙を「京内官衙」という用語を用いる。
- 9 律令制は、中央官制と地方官制からなり、原則的には中央官（京官）は宮内、地方官（外官）は宮外に官衙が所在したと考えられる。京職や市司は地方官（外官）である。
- 10 中枢施設の規模については、邸宅の場合は一辺50m程度、官衙では一辺100m程度の場合が多く、宅地か官衙か判断するひとつの指標になるかもしれない。
- 11 諸司厨町については村井1965に詳しい。また、山中章は諸司厨町を①諸官衙に配される現業機関としての官衙町と、②兵士等の宿所町が統合されたものと理解する（山中章1994）。①には織部司、檢非違使庁、



神祇官、木工寮などがあったとするが、これらは官衙そのものであることから。本稿では、①を京内官衙、②を諸司厨町と理解する。

- 12 本章では主に六国史および『延喜式』など法制史料をとりあげ、古記録についても参考としてとりあげる。また、本稿では、『日本書紀』は『日本古典文学全集』、『養老令』は『日本思想大系』、『小右記』・『中右記』・『御堂関白記』は『大日本古記録』、その他は『国史大系』を参照した。
- 13 古代日本では中国の王土王民思想のもと公地公民制を導入した。土地は国家が統治するという根本的な考え方がある。京外においては条里制により口分田の班給と、そこからの田租の徴収を目的とした土地区画が設定された。一方、京内では条坊の設定により街区が形成され、その大部分を宅地として官人に班給した。とりわけ律令国家の中核といえる都城の宅地班給は権力の集中を推進させるといった政治的役割を果たしたといえる。
- 14 伴中庸は貞観2年(860)に従五位上となるが、貞観8年(866)の応天門の変により流罪となる。本史料にみられる宅地はその際に没官地となったと考えられる。
- 15 平城京・長岡京・平安京の宅地班給基準は、藤原京や難波京のように厳密な基準のもとおこなわれたのかは不明であり、居住者の位階に対して相応か否かといった程度のものかもしれない。
- 16 『大宝令』戸令応分条については中田薫の復原による(中田1925)。返り点は『律令』日本思想大系3、岩波書店、1976を参照。
- 17 本稿では、宅地において主たる機能を担い、主屋など中心的建物群などにより構成されたエリアを「中枢施設」とする。
- 18 本章で大規模宅地として分析対象とした中には第1章で離宮や京内官衙と位置付けた例(平城京左京二条二坊十二坪、平城京左京三条二坊一・二・七・八坪(C期)、平城京左京五条二坊十四町)や稲淵川西遺跡、雷丘北方遺跡、長岡京左京二条二坊十町のように離宮の可能性が高い例もあるが、建物配置の時代的特徴などを明らかにするために有効と考えられることから、分析対象に含め検討を進める。
- 19 宅地内の正殿・脇殿・後殿・前殿の認定については各報告書の記述および宅地内の配置や建物規模・構造などから判断した。
- 20 五条野向イ遺跡、平城京左京五条二坊十六坪は遺構面の削平や未調査地があり西脇殿の有無は定かではない。
- 21 山中敏史は郡庁の脇殿が8世紀後半以降に省略される例が増加することを指摘し、その要因が行政実務の場の減少や饗宴などの参加者の減少とかかわることを想定する。しかし、京内の大規模宅地では、8世紀後半以降に脇殿が省略される傾向は認められない。郡庁とは異なる利用形態もしくは変遷をたどつたとみられる(山中敏1994)。
- 22 平城京左京三条二坊十五町は正殿の南に掘立柱塀を隔てて東西棟建物を配するが、塀により空間を分けているため、前殿に含まない。
- 23 今後、長岡京や平安京で脇殿を省略する例が見つかる可能性があるが、平城京以前に比べその例は少ないと考えられる。
- 24 『続日本紀』神亀元年(724)11月甲子条「(前略)令<sub>下</sub>五位已上及庶人堪<sub>し</sub>営者構<sub>一</sub>立瓦舎<sub>一</sub>。塗<sub>為</sub>赤白<sub>上</sub>。奏可<sub>之</sub>。」。
- 25 本稿における平城宮土器編年については奈良国立文化財研究所1991を参照した。第3章や第5章では各報告書における時期区分と時期の呼称を踏襲しているため、第4章と時期区分が異なるところもある。ただし、第4章では各宅地において統一した時期区分による分析が必須であると考えためⅠ～Ⅴ期に分

け検討を進める。

- 26 大規模宅地とは1町以上を占地する宅地、中規模宅地とは1町未満で1/8町以上の宅地、小規模宅地とは1/8町未満の宅地とする。
- 27 町田章は「貴族高官の宅地が時をへるにしたがって拡大していくのに反比例して、庶民の宅地がしだいに圧迫されていく傾向を看取できる」と指摘する(町田 1986A)。
- 28 藤原京右京一条一坊西南坪では2基の井戸から平城宮Ⅱ期の土器が出土しており、右京一条二坊東南坪・西南坪でも土坑から奈良時代に属する土器が出土している(奈良国立文化財研究所 1992)。
- 29 西山良平は文献史料から平城京では左京に高級官人が、右京には下級官人が多く居住していたとしている(西山 1995)。
- 30 右京八条一坊十三坪Ⅲ・Ⅳ期北辺、左京九条三坊十坪南辺は1/16町ながら築地塀が想定されている。
- 31 本稿での分析データの数値は小数点第二位以下を四捨五入し小数点第一位までを表記した。
- 32 東楼SB7600と門は他の建物と性格が異なると考えられるため、データから除外した。
- 33 山本忠尚は梁行3間の四面廂付建物について詳細に考察し、中国の影響をうけつつ内裏正殿として完成した特殊な建築様式であるとする(山本忠 2004)。
- 34 横大路について足利健亮は長岡京遷都に伴い整備されたと考える(足利 1985)。足利は、横大路を乙訓郡条里の六条と七条の条界線に推定し、それが長岡京条坊の五条条間北小路(平安京の綾小路)に該当すると考える。その位置は現在の条坊復元では五条条間南小路と五条大路の間となる。足利が当該箇所を横大路と推定した主な根拠は、五条条間北小路(綾小路)が長岡京の南北の中心であること、東延長が桃山丘陵の南を通ることなどである。近年の調査研究の進展により、五条条間北小路(綾小路)が長岡京の南北の中心ではないことが明らかとなり、また東の延長が桃山丘陵の南を通ることがそれほど重要だと考えられないことなどから、横大路の場所は足利が想定した場所ではなく、約450m北側、現在の外環状線付近(四条大路)とするほうが蓋然性が高いと考える。
- 35 本章では、1町以上を占地し大規模な建物や園池がみついている例を「貴族邸宅」とする。
- 36 平安京の東辺を南北に鴨川が流れているが、平安京遷都時には現在とほぼ同じ位置を流れていたと考えられる。平安京遷都に伴い流路を付け替えたわけではなく、北東から南西へ流れていたものが、8世紀には南北へ流れを変えていたと考えられる。
- 37 山中章 1986 に掲載されている第12図によると、大・中規模宅地は左京に限定される。
- 38 『類聚国史』巻31、弘仁7年(816)8月24日条。
- 39 『続日本後紀』承和3年(836)5月25日条。
- 40 『小右記』寛仁2年(1018)6月26日条には藤原道長の邸宅である上東門邸の作庭のために田の用水を引くことが記されている。また、万寿4年(1027)9月8日条には東京極大路沿いを流れる中川から(園池への引水か不明だが)、藤原実資の小野宮の近くである東洞院大炊御門まで水を引いたことがわかる。このような例が京内で一般的であったのか問題であるが、前述したように条坊側溝や河川管理の問題などから、本稿では特殊事例とみておきたい。
- 41 「作庭記」『日本思想大系』第23巻、岩波書店、1973年。
- 42 寝殿造りにおける園池の位置は、敷地における位置だけでなく、寝殿など建物群との関係も重要な視点である。ただし、発掘調査では建物群と園池がみつかり、その配置を検討できる事例はない。今後の課題である。
- 43 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2008 に平安京の小径が集成されている。そこで示されている13例を

再検討した結果、右京八条三坊七町では溝が一条みつまっているのみで、現状では小径と積極的に評価することはできない。

- 44 1/8 町宅地は 1/2 町や 1/4 町と比べ建物規模や構成が大きく異なることから、本稿では、便宜的に 1/8 町を小規模宅地とした。ただし、1/8 町を 1/16 町や 1/32 町宅地と同様に扱うことや、中規模宅地、小規模宅地と機械的に分けることは実態を示すわけではない。
- 45 四行八門制が国家により明確に制度化されたものか明らかではないが、後述するような『拾芥抄』や『延喜式』など諸史料に記されているように、統一的地割が導入され、四行八門による管理がなされていたことがわかる。社会的に認めうる規則と、それを導入した変遷や背景から、平安京における四行八門を、小規模宅地を掌握する制度と考える。
- 46 「大中臣為政解」『九条家本延喜式卷 30 卷 4 裏文書』（『平安遺文』545）。「一戸主半」は 1.5 戸主か 0.5 戸主か不明だが、いずれにしても一戸主を半分に分けた宅地割が存在したことがわかる。
- 47 『延喜式』左右京職町内小径条「凡町内開<sub>二</sub>小径<sub>一</sub>者、大路邊町二（廣一丈五尺）、市人町三（廣一丈）、自餘町一（廣一丈五尺）」。
- 48 『大日本古文書』編年六、274 頁・510 頁など。
- 49 「六条令解」『古梓堂文庫文書』（『平安遺文』4）。
- 50 当該史料には「延喜二年五月十七日本券」とあり、延喜 2 年（902）まで行門・戸主制が遡ることがわかる。
- 51 西山良平氏の御教示による。
- 52 四行八門図はないが、天禄元年（970）に源為憲が撰したとされる『口遊』に行・門の数え方についての記述があり、同様の内容は『掌中歴』『二中歴』『拾芥抄』でもみられる。四行八門図を記載する上記の史料は『口遊』をもとに記している可能性が高い。
- 53 1 町（坪）内に複数の小径を通す場合は 1 箇所とした。なお、発掘調査では小径が部分的にしか検出していない場合が多く、資料的制約が大きい。現状における各都城の特徴を本章で示しておく。
- 54 平安京の条坊設定については「実地で宅地割をするうえでは築地心々を基準とするのではなく、築地心の位置を計算にいれて側溝を掘削する方法がとられたと推測できる。」（網 1999B）との指摘がある。小径の設定が側溝を基準としているとすれば、築地心を基準とした条坊計画段階ではなく、実地で条坊道路の側溝施工以降に小径が設定されたとみられる。
- 55 本章では主として寝食をおこなう建物について「居住施設」という用語を使用する。
- 56 藤原京の小規模宅地については竹田政敬が（竹田 2003）、長岡京の小規模宅地については山中章が（山中章 1986）、平安京前半期の小規模宅地については堀内明博が（堀内 1993）それぞれ言及しているが、各都城を個別にあつかっており他の都城との比較検討はあまりおこなわれていない。
- 57 本稿では、10 世紀後半以降に成立する、道に面して建物を建てる宅地を「町屋」と呼称する。中世以降の町屋へと発展すると考えられ、それ以前の小規模宅地と大きく異なると理解できる。
- 58 長屋説は野口 1988。独立説は高橋 2001 などを参照。
- 59 床張り建物は湿気対策効果があり、居住に適していた。太田博太郎は文献史料の記述から、主屋と思われるものに板敷と記している点から、土間から板間の家へ変遷したとみる（太田博 1983A）。
- 60 東屋は寄棟造りの建物である（太田博 1983B）。
- 61 「七条令解」『東寺百合文書』（『平安遺文』207）。
- 62 平城京左京八条三坊九坪における各期の年代については、当該報告書ではⅣ期を奈良時代末とするのみである。しかし、奈良国立文化財研究所 1989 にはⅠ期を奈良時代前半、Ⅱ期を奈良時代中頃としている

ことから、本稿ではⅠ期を8世紀前半、Ⅱ期を8世紀中頃、Ⅲ期を8世紀後半と位置付けた。

- 63 藤原京左京北三条四坊や右京七条五坊などで1/16町の可能性がある宅地がみつまっているが、詳細は不明である（榎原市1994、1995）。
- 64 『日本三代実録』貞観13年（871）閏8月11日条の水難記事に東京35家138人、西京630家3995人とあり、実際の生活単位を「家」と表現した可能性があることから、本稿ではこのような建物数棟と井戸で構成される小グループを「家」とする（北村1984）。
- 65 四行八門制は文献史料から10世紀前半までしか遡ることができないが、小径の配置や宅地割りの特徴から、平安京遷都当初まで遡るものと考えられる（家原2017）。
- 66 「秦永成家地相博券文」『根岸文書』、『平安遺文』118・119（野口1988）。
- 67 鬼頭は、これらの史料から下級官人がその本拠たる周辺の農村から離れて京内に定着したとみる（鬼頭1983）。一方、北村優季は「京戸」自体が二重の生活空間を有していたことから、左右京への貫付の増大は、京に本貫を有することに対する意識の変化を示すとしても、下級官人が左右京に「定着」する論拠にならないとする（北村1984）。

## 参考文献

- 秋山国三・仲村研 1975『京都「町」の研究』法政大学出版局
- 足利健亮 1985『日本古代地理研究』大明堂
- 網伸也 1999A「発掘調査からみた頼通伝領前の高陽院」財団法人京都市埋蔵文化財研究所『研究紀要』第5号
- 網伸也 1999B「平安京の造営計画とその実態」『考古学雑誌』84-3（網2011所収）
- 網伸也 2010「寝殿造り系庭園」成立以前における平安時代の庭園 菊池徹夫編『比較考古学の新天地』同成社
- 網伸也 2011『平安京造営と古代律令国家』塙書房
- 飯淵康一 2004『平安時代貴族住宅の研究』中央公論美術出版
- 家原圭太 2007「平城宮・京の建物規模と構造」独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所『古代官衙の造営技術に関する考古学的研究』平成15年度～18年度科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告
- 家原圭太 2012A「平城京における宅地の構造・分布・変遷」西山良平・藤田勝也編『平安京と貴族の住まい』京都大学学術出版会
- 家原圭太 2012B「奈良時代貴族邸宅におけるトネリの居住施設」郵政考古学会『郵政考古紀要』第55号
- 家原圭太 2012C「都城と周辺地域の四面廂建物」独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所編『四面廂建物を考える』奈良文化財研究所研究報告 第9冊、クバプロ
- 家原圭太 2017「四行八門制と小径」『日本歴史』第835号
- 家原圭太 2019「都城における大規模宅地中枢施設の構造と変遷」郵政考古学会『歴史・民族・考古学論攷（I）』
- 石田志郎 1982「京都盆地北部の扇状地—平安京遷都時の京都の地勢—」『古代文化』第34巻第12号
- 市大樹 2010『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房
- 稲田孝司 1973「古代都城の性格と都城制研究」『日本史研究』136号
- 井上和人 1984「古代都城制地割再考」奈良国立文化財研究所『研究紀要VII』奈良国立文化財研究所学報第41冊（井上2004所収）
- 井上和人 2003「平城京の実像—造営の理念と実態—」奈良文化財研究所『研究論集XIV 東アジアの古代都城』奈良文化財研究所学報66冊（井上2004所収）
- 井上和人 2004『古代都城制条里制の実証的研究』学生社
- 井上和人 2007「平城京の坊牆制—平城京街区区画施設の実態」奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要2007』（井上2008所収）
- 井上和人 2008『日本古代都城制の研究』吉川弘文館
- 今泉隆雄 1979「長岡京木簡と太政官厨家」木簡学会『木簡研究』創刊号
- 上野邦一 1987「官衙か宅地か」奈良国立文化財研究所『平城京左京四条二坊一坪』
- 梅本康広 2010「長岡京」西山良平・鈴木久男編『古代の都3 恒久の都平安京』吉川弘文館
- 近江俊秀 2015『古代都城の造営と都市計画』吉川弘文館
- 太田静六 1987『寝殿造りの研究』吉川弘文館
- 太田博太郎 1983A「板敷について」『日本建築の特質』日本建築史論集I、岩波書店
- 太田博太郎 1983B「マヤとアズマヤ」『日本建築の特質』日本建築史論集I、岩波書店
- 小澤毅 2005「古代都市」『列島の古代史 ひと・もの・こと3 社会集団と政治組織』岩波書店



- 小澤毅 2018「平城京左京「十条」条坊と京南辺条条里」『古代宮都と関連遺跡の研究』吉川弘文館
- 臈谷壽 1985「後院と院御所」吉田光邦・森谷尅久編『文化複合体としての京都 国文学解釈と観賞別冊』至文堂
- 榎原市 1994『かしはらの歴史をさぐる』2
- 榎原市 1995『かしはらの歴史をさぐる』3
- 金子裕之 2003「苑池」奈良文化財研究所『古代の官衙遺跡』I 遺構編
- 狩野久 1975「律令国家と都市」原秀三郎編『大系・日本国家史1 古代』東京大学出版会（狩野 1990 所収）
- 狩野久 1990『日本古代の国家と都城』東京大学出版会
- 株式会社日開調査設計コンサルタント 2011『平安京右京二条二坊八町跡—平安時代庭園跡の調査—』
- 河角龍典 2001「平安京における地形環境変化と都市的土地利用の変遷」『考古学と自然科学』第42、同成舎
- 川本重雄 2005A『寝殿造の空間と儀式』中央公論美術出版
- 川本重雄 2005B「寝殿造と書院造—その研究史と新たな展開を目指して」鈴木博之・石山修武・伊藤毅・山岸常人編『シリーズ都市・建築・歴史2 古代社会の崩壊』東京大学出版会
- 岸俊男 1970「飛鳥から平城へ」坪井清足・岸俊男編著『古代の日本』5 近畿、角川書店（岸 1988 所収）
- 岸俊男 1982「日本における「京」の成立」『東アジア世界における日本古代史講座』6 日本律令国家と東アジア、学生社（岸 1988 所収）
- 岸俊男 1987「難波宮の系譜」『京都大学文学部研究紀要』17（岸 1988 所収）
- 岸俊男 1988『日本古代宮都の研究』岩波書店
- 北村優季 1984「京戸について—都市としての平城京—」『史学雑誌』93-6（北村 2013 所収）
- 北村優季 1995『平安京—その歴史と構造—』吉川弘文館
- 北村優季 2006「都城における街路と宅地—古代都市変容の一面—」青山学院大学総合文化研究所『研究成果報告論集 東西都市の歴史的諸相』
- 北村優季 2013『平城京成立史論』吉川弘文館
- 鬼頭清明 1977『日本古代都市論序説』法政大学出版局
- 鬼頭清明 1979「平城京の発掘調査の現状と保存問題」『歴史評論』346
- 鬼頭清明 1983「初期平安京についての一試論」『国立歴史民俗博物館研究報告』第2集（鬼頭 2000 所収）
- 鬼頭清明 1992「太政官厨家跡と地子の荷札」中山修一先生喜寿記念事業会『長岡京古文化論叢Ⅱ』三星出版
- 鬼頭清明 1994「平城京の人口推計と階層構成」『日本古代政治史総輯』桜楓社（鬼頭 2000 所収）
- 鬼頭清明 2000『古代木簡と都城の研究』塙書房
- 京都市 2007『京都市遺跡地図台帳』第8版
- 京都市文化市民局 2008『京都市内遺跡発掘調査報告』平成19年
- 京都市文化市民局 2009『京都市内遺跡試掘調査報告』平成20年
- 京都府教育委員会 1980『埋蔵文化財発掘調査概報 1980-3』
- 京都府教育委員会 2015『乙訓古墳群調査報告書』
- 金田章裕 1983「条里プラン」『向日市史』上巻
- 國下多美樹 2007「長岡京—伝統と変革に都城—」吉村武彦・山路直充編『都城—古代日本のシンボリズム』青木書店

- 國下多美樹 2013『長岡京の歴史考古学研究』吉川弘文館
- 國下多美樹 2020「都の北に何があったか—方格子割都市プランの拡大—」中尾芳治編『難波宮と古代都城』同成社
- 國下多美樹・中塚良 2003「長岡宮の地形と造営～丘と水の都～」『平成13年 財団法人向日市埋蔵文化財センター年報』都城14
- 久米舞子 2012「平安京「西京」の形成」『古代文化』第64巻第3号
- 黒板勝美・国史大系編修会 1999A「朝野群載」『新訂増補 国史大系』第29巻上、吉川弘文館
- 黒板勝美・国史大系編修会 1999B「本朝文粹 本朝続文粹」『新訂増補 国史大系』第29巻下、吉川弘文館
- 黒崎直 1976「平城宮の井戸」『月刊文化財』昭和51年4月号
- 黒崎直 1984「平城京における宅地の構造」狩野久編『日本古代の都城と律令国家』塙書房
- 黒崎直 1988「京におけるコ字型建物配置遺構の性格」『考古学叢考』中巻、斎藤忠先生公寿記念論文集、吉川弘文館
- 黒崎直 2002「藤原京と平城京「外京」」奈良国立文化財研究所『文化財論叢』Ⅲ、奈良文化財研究所創立50周年記念論文集 奈良文化財研究所学報65冊
- 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2015『平安京左京九条二坊十六町跡・御土居跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2014-9
- 財団法人元興寺文化財研究所 2007『平城京左京三条四坊十二坪 平成18年度発掘調査報告書』
- 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1992『平安京右京六条一坊 一平安時代前期邸宅跡の調査—』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第11冊
- 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1994『京都市埋蔵文化財調査概要』平成2年度
- 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1995『京都市埋蔵文化財調査概要』平成4年度
- 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1998『水垂遺跡 長岡京左京六・七条三坊』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第17冊
- 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1999『京都市埋蔵文化財調査概要』平成9年度
- 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2000『京都市埋蔵文化財調査概要』平成10年度
- 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2002A『平安京右京三条二坊十五・十六町—「齋宮」の邸宅跡—』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第21冊
- 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2002B『平安京右京六条一坊・左京六条一坊跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2002-6
- 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2003A『史跡旧二条離宮（二条城）』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2001-15
- 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2003B『長岡京右京二条四坊一町跡・上里遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2003-4
- 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2004『平安京右京一条四坊十三町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報2004-8
- 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2008『平安京右京六条二坊三・六町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2007-14
- 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2009『平安京左京八条三坊四・五町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調

査報告 2009-07

財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2010『平安京左京八条三坊九町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2009-12

財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2013『長岡京左京三条四坊六町跡』京都市埋蔵文化財研究所報告 2013-3

財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター 2000A『京都府遺跡調査報告書』第28冊

財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター 2000B「平安京右京一条三坊九・十町(第8・9次)発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第92冊

財団法人古代学協会・古代学研究所 1994『平安京提要』角川書店

財団法人古代学協会・古代学研究所 2002『長岡京左京東院跡の調査研究』古代学研究所研究報告第7輯

財団法人古代学協会 2004『平安京右京六条三坊』平安京跡研究調査報告第20輯

財団法人長岡京市埋蔵文化財センター 1984『長岡京市埋蔵文化財調査報告書』第1集

財団法人向日市埋蔵文化財センター 2001『長岡京跡二条大路ほか』向日市埋蔵文化財調査報告書第53集

財団法人向日市埋蔵文化財センター 2002『長岡京跡左京北一条三坊二町』向日市埋蔵文化財調査報告書第55集

佐藤重聖 2015「長岡京遷都後の平城京と中世都市奈良」館野和己編『日本古代のみやこを探る』勉誠出版

佐藤信 1984「京内の宅地割と坪内区画施設」奈良国立文化財研究所『平城京左京三条二坊三坪発掘調査報告』(佐藤信 1997 所収)

佐藤信 1997『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館

清水みき 1986「墨書土器「車宅」をめぐって」中山修一先生古稀記念事業会編『長岡京古文化論叢』同朋舎出版

鈴木久男 2010「平安京の邸宅と庭園」西山良平・鈴木久男編『恒久の都 平安京』吉川弘文館

関口裕子 1984「日本古代の豪貴族層における家族の特質について(下)」原始古代社会研究会編『原始古代社会研究』6、校倉書房

積山洋 2014「難波京の復原と難波大道」中尾芳治・柴原永遠男編『難波宮と都城制』吉川弘文館

高橋康夫 2001『京町屋、千年のあゆみ』学芸出版社

竹田政敬 1998「四行八門制の始め」古代都城制研究集会実行委員会編『古代都市の構造と展開』古代都城制研究集会第3回報告集

竹田政敬 2003「藤原京の宅地一斑給規定と宅地の実相一」奈良県立橿原考古学研究所『橿原考古学研究所論集』第十四

館野和己 1989「小規模宅地の出現」奈良国立文化財研究所『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報 46 冊

館野和己 2001『古代都市平城京の世界』山川出版社

田中琢 1984『平城京 古代日本を発掘する3』岩波書店

田辺征夫 1997『平城京 街とくらし』東京堂出版

田辺征夫 2002「遷都当初の平城京をめぐる一・二の問題」奈良文化財研究所『文化財論叢』Ⅲ、奈良文化財研究所創立50周年記念論文集 奈良文化財研究所学報 65 冊

玉田芳英 2002「平城宮の酒造り」奈良文化財研究所『文化財論叢』Ⅲ、奈良文化財研究所創立50周年記

- 念論文集 奈良文化財研究所学報 65 冊
- 辻純一 1994「条坊制とその復元」財団法人古代学協会・古代学研究所『平安京提要』角川書店
- 寺崎保広 1995「古代都市論」『岩波講座 日本通史第5巻』岩波書店（寺崎 2006 所収）
- 寺崎保広 2006『古代日本の都城と木簡』吉川弘文館
- 寺沢薫 1998「集落から都市へ」都出比呂志編『古代国家はこうして生まれた』角川書店
- 独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 2004『奈良文化財研究所紀要 2004』
- 中井公 1998「大規模宅地とその類型」古代都城制研究集会実行委員会編『古代都市の構造と展開』古代都城制研究集会第3回報告集
- 中田薫 1925「養老戸令応分条の研究」『法学論叢』第13巻第1号
- 奈良県立橿原考古学研究所 1987『平城京左京三条四坊十二坪発掘調査報告』奈良県文化財調査報告書 第52集
- 奈良県立橿原考古学研究所 1995「四条遺跡 20～22次」『奈良県遺跡調査概報（第二分冊）1994年度』
- 奈良県立橿原考古学研究所 1998「四条遺跡 23・24次」『奈良県遺跡調査概報（第二分冊）1997年度』
- 奈良県立橿原考古学研究所 2005「四条遺跡 2004（30次）」『奈良県遺跡調査概報 2004』
- 奈良県立橿原考古学研究所 2006「四条遺跡第31次」『奈良県遺跡調査概報（第二分冊）2005』
- 奈良県教育委員会 1995『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告—長屋王邸・藤原麻呂邸の調査—』
- 奈良国立文化財研究所 1962『寢殿造り系庭園の立地的考察』奈良国立文化財研究所学報第13冊
- 奈良国立文化財研究所 1975『平城京左京三条二坊—奈良市庁舎建設地調査報告—』
- 奈良国立文化財研究所 1976『平城京左京八条三坊発掘調査概報 東市周辺東北地域の調査』
- 奈良国立文化財研究所 1985『平城京左京四条二坊十五坪発掘調査報告 藤原仲麻呂 田村第推定地の調査』
- 奈良国立文化財研究所 1986A『平城京左京九条三坊十坪発掘調査報告』
- 奈良国立文化財研究所 1986B『平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第44冊
- 奈良国立文化財研究所 1987『藤原京右京七条一坊西南坪発掘調査報告』
- 奈良国立文化財研究所 1989『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第46冊
- 奈良国立文化財研究所 1991『平城宮発掘調査報告 XⅢ』奈良国立文化財研究所学報第50冊
- 奈良国立文化財研究所 1992『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』22
- 奈良国立文化財研究所 1993『平城京左京三条一坊七坪発掘調査報告』
- 奈良国立文化財研究所 1997『平城京左京七条一坊十五・十六坪発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第56冊
- 奈良国立文化財研究所・朝日新聞大阪本社企画部 1989『平城京展：再現された奈良の都』
- 奈良市教育委員会 1980『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書』昭和55年度
- 奈良市教育委員会 1985『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書』昭和59年度
- 奈良市教育委員会 1989『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書』昭和63年度
- 奈良市教育委員会 1994『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書』平成5年度
- 奈良市教育委員会 1995『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書』平成6年度
- 奈良市教育委員会 1997『平城京左京二条二坊十二坪発掘調査概要』
- 奈良市教育委員会 2005『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書』平成13年度
- 奈良市教育委員会 2006『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書』平成14年度

- 奈良女子大学古代学学術研究センター 2011『都城制研究(五) 都城における坪・町と小規模宅地の検証』
- 奈良文化財研究所 2010『官衙と門 資料編』奈良文化財研究所研究報告第4冊
- 奈良文化財研究所 2017『飛鳥・藤原宮発掘調査報告V—藤原京左京六条三坊の調査—』奈良文化財研究所学報94冊
- 西野悠紀子 2007「邸宅の伝領について—平安初期の場合—」西山良平・藤田勝也編著『平安京の住まい』京都大学学術出版会
- 西山良平 1995「平安京とはどういう都市か—平城京から中世京都へ」日本史研究会・京都民科歴史部会編『京都千二百年の素顔』校倉書房
- 西山良平 2004『都市平安京』京都大学学術出版会
- 西山良平 2012A「平安京と町・戸主の編制」西山良平・藤田勝也編著『平安京と貴族の住まい』京都大学学術出版会
- 西山良平 2012B「平安京と貴族の住まいの論点」西山良平・藤田勝也編著『平安京と貴族の住まい』京都大学学術出版会
- 野口徹 1988『中世京都の町屋』東京大学出版会
- 橋本義則 1986「小規模宅地の建物構成—月借錢解の再検討を通じて—」奈良国立文化財研究所『平城京左京九条三坊十坪発掘調査報告』(橋本義則 1995 所収)
- 橋本義則 1987「『唐招提寺文書』天之卷第一号文書「家屋資財請返解案」について」『南都仏教』57(橋本義則 1995 所収)
- 橋本義則 1992「奈良・藤原京跡」木簡学会『木簡研究』14
- 橋本義則 1995『平安宮成立史の研究』塙書房
- 橋本義彦 1999「『拾芥抄』—尊経閣文庫本と古写諸本—」『日本古代の儀礼と典籍』青史出版
- 馬場基 2005「『都市』平城京の多様性と限界」『年報 都市史研究 13 東アジア古代都市論』
- 馬場基 2010『歴史文化ライブラリー 288 平城京に暮らす 天平人の泣き笑い』吉川弘文館
- 広瀬和雄 1998「弥生都市の成立」『考古学研究』45-3
- 藤田勝也 2005「平安京の変容と寝殿造・町屋の成立」鈴木博之・石山修武・伊藤毅・山岸常人編『シリーズ都市・建築・歴史2 古代社会の崩壊』東京大学出版会
- 藤田勝也 2007「寝殿造りと齋王邸跡」西山良平・藤田勝也編著『平安京の住まい』京都大学学術出版会
- 古尾谷知浩 2017「国の「庁」とクラ」『名大文論集』188
- 堀内明博 1992「長岡京出土の特殊建物遺構に関する2・3の覚え書き—所謂甕据付穴付掘立柱建物の類型別分析—」中山修一先生喜寿記念事業会『長岡京古文化論叢』II、三星出版
- 堀内明博 1993「平安京における宅地建物配置について—中小規模宅地の事例をもとに—」杉山信三先生米寿記念論集刊行会編『平安京歴史研究』
- 町田章 1986A「都市」『岩波講座 日本考古学』4、岩波書店
- 町田章 1986B『考古学ライブラリー 44 平城京』ニュー・サイエンス社
- 町田章 1991「6 平城京」『新版古代の日本』第六卷 近畿II、角川書店
- 松村恵司 1998「大型建物の系譜と性格の変遷」(財)かながわ考古学財団、神奈川県埋蔵文化財センター『遺跡調査成果発表会公開セミナー 古代の大型建物跡—役所か邸宅か—』
- 丸川義広 2012「里内裏の庭園遺構」西山良平・藤田勝也編著『平安京と貴族の住まい』京都大学学術出版会



- 南孝雄 2007「町家型建物の成立」西山良平・藤田勝也編著『平安京の住まい』京都大学学術出版会
- 村井康彦 1965「官衙町の形成と変質」『古代国家解体過程の研究』岩波書店
- 村井康彦 1970「市域の変貌」京都市史編さん所『京都の歴史』1
- 村井康彦 1973『古京年代記』角川書店
- 村田和弘 2000「発掘調査によって検出された四脚門の検討—平安京右京一条三坊九町検出の四脚門について」『京都府埋蔵文化財情報』第75号
- 本中真 1988「宅地利用の実際」『季刊考古学 古代の都城』第22号、雄山閣
- 森蘊 1945『平安時代庭園の研究』桑名文星堂
- 森下恵介 2010「京内宅地の様相と住民」『季刊考古学 平城京研究の現在』第112号 雄山閣
- 山下信一郎 1998「宅地の班給と売買」古代都城制研究会実行委員会編『古代都市の構造と展開』古代都城制研究会第3回報告集
- 山田邦和 1998「中世都市京都の成立—工人町の発達と中世都市—」古代都城制研究会実行委員会編『古代都市の構造と展開』古代都城制研究会第3回報告集（山田2009所収）
- 山田邦和 2002「前期平安京」の復元」仁木宏編『都市-前近代都市論の射程-』青木書店（山田2009所収）
- 山田邦和 2009『京都都市史の研究』吉川弘文館
- 大和郡山市教育委員会・元興寺文化財研究所編 2014『平城京左京十一条一・二坊及び羅城の調査』
- 山中章 1986「長岡京の建築遺構と宅地の配置」中山修一先生古稀記念事業会『長岡京古文化論叢』同朋舎出版
- 山中章 1991「長岡京から平安京へ—都城造営にみる律令体制の変質—」『新版 古代の日本』第6巻近畿Ⅱ、角川書店（山中章1997所収）
- 山中章 1992「古代都城の内郭構造をもつ宅地の利用」中山修一先生喜寿記念事業会『長岡京古文化論叢』Ⅱ、三星出版（山中章1997所収）
- 山中章 1993「古代条坊制論」『考古学研究』38-4（山中章1997所収）
- 山中章 1994「初期平安京の造営と構造」『古代文化』第46巻第1号（山中章1997所収）
- 山中章 1997『日本古代都城の研究』柏書房
- 山中章 2001『長岡京研究序説』塙書房
- 山中章 2020「長岡宮嶋院と古代宮都の苑池」中尾芳治編『難波宮と古代都城』同成社
- 山中敏史 1994『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房
- 山中敏史 1998「地方都市の出現」田中琢・金関恕編『古代史の論点3 都市と工業と流通』小学館
- 山中敏史 2003「官衙建物の平面形式」奈良文化財研究所『古代の官衙遺跡』Ⅰ遺構編
- 山中敏史 2004「郡庁」奈良文化財研究所『古代の官衙遺跡』Ⅱ遺物・遺跡編
- 山中敏史・石毛彩子 1998「豪族居宅と倉」奈良国立文化財研究所『古代の稲倉と村落・郷里の支配』
- 山村亜希 2007「院政期平安京の都市空間構造」金田章裕編『平安京—京都 都市図と都市構造』京都大学学術出版会
- 山本忠尚 1983「地方官衙の遺跡」坂詰秀一・森郁夫編『日本歴史考古学を学ぶ』上
- 山本忠尚 2004「祭殿から内裏正殿へ—梁間三間四面庇付建物の意義—」『古代文化』第56巻第5・6号
- 山本雅和 1997「平安京の路について」『立命館大学考古学論集』Ⅰ
- 有限会社京都平安文化財 2019「現地説明会資料 長岡京左京三条三坊十六町跡」
- 横山卓雄 1988『平安遷都と鴨川つけかえ』法政出版

- 横山卓雄 1994「京都盆地の自然環境」財団法人古代学協会・古代学研究所『平安京提要』角川書店  
吉川真司 1998『律令官僚制の研究』塙書房  
吉田早苗 1987「小野宮第」隴谷寿・加納重文・高橋康夫編『平安京の邸第』望稜舎  
吉野秋二 2005「神泉苑の誕生」『史林』88-6  
李陽浩 2016「古代日本の宮殿モデルと東アジア」『建築史学』67  
渡辺晃宏 2010「平城京の構造」田辺征夫・佐藤信編『古代の都2 平城京の時代』吉川弘文館  
渡辺直彦 1972『日本古代官位制度の基礎的研究』吉川弘文館

## 図表出典一覧

- 図1～14、16～26、28～38、40 筆者作成  
図15 大日本帝国陸地測量部假製地形図に加筆作成  
図27 A系統：『拾芥抄』京都大学附属図書館所蔵 B系統：『拾芥抄』東京大学史料編纂所所蔵  
図39 財団法人京都市埋蔵文化財研究所1999、図103に加筆作成  
表1～16 筆者作成

## 初出一覧

### 第3章 大規模宅地の中核施設

「都城における大規模宅地中核施設の構造と変遷」郵政考古学会『辻尾榮市氏古稀記念 歴史・民族・考古学論攷』182頁—204頁、2019年6月

### 第4章 平城京の宅地構造

「平城京における宅地の構造・分布・変遷」西山良平、藤田勝也編『平安京と貴族の住まい』京都大学学術出版会 157頁—192頁、2012年6月

「京内貴族邸宅の構造—平城京を中心に—」独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所『古代豪族居宅の構造と機能』239頁—280頁、2007年12月

### 第5章 平城京の建物構造と規模

「平城宮・京の建物規模と構造」独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所『古代官衙の造営技術に関する考古学的研究』平成15年度～18年度科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告、71頁—79頁、2007年3月

「京内貴族邸宅の構造—平城京を中心に—」独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所『古代豪族居宅の構造と機能』239頁—280頁、2007年12月

### 第6章 長岡京の土地利用

「長岡京左京の土地利用」条里制・古代都市研究会『条里制・古代都市研究』第36号 37頁—60頁、2021年3月

### 第7章 平安京の邸宅分布と園池

「平安京の邸宅分布と園池」公益財団法人古代学協会『古代文化』第68巻第3号 3頁—20頁、2016年12月

### 第8章 四行八門制と小径

「四行八門制と小径」日本歴史学会『日本歴史』第835号 1頁—16頁、2017年12月

### 第9章 中小規模宅地の居住施設と居住形態

「古代都城における小規模宅地の居住施設と居住形態」古代学研究会『古代学研究』216 1頁—12頁、2018年3月

上記論文に加筆修正をおこなった。